

令和元年12月定例会

横芝光町議会会議録

令和元年	12月3日	開会
令和元年	12月10日	閉会

横芝光町議会

令和元年12月定例会

横芝光町議会会議録

令和元年	12月3日	開会
令和元年	12月10日	閉会

横芝光町議会

令和元年12月横芝光町議会定例会会議録目次

第1号（12月3日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号ないし議案第21号、報告第1号ないし報告第3号の上程、説明	8
休会の件	49
散会の宣告	49

第2号（12月5日）

議事日程	51
本日の会議に付した事件	51
出席議員	51
欠席議員	51
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	51
職務のため出席した者の職氏名	52
開議の宣告	53
一般質問	53
小倉弘業君	53
宮菌博香君	60
秋鹿幹夫君	78

森川貴恵君	92
鈴木和彦君	109
休会の件	113
散会の宣告	113

第 3 号 (12月10日)

議事日程	115
本日の会議に付した事件	117
出席議員	117
欠席議員	117
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	117
職務のため出席した者の職氏名	117
開議の宣告	118
諸般の報告	118
議案第22号の上程、説明	118
一般質問	121
川島富士子君	121
山崎義貞君	139
議案第1号審議(質疑・討論・採決)	156
議案第2号審議(質疑・討論・採決)	157
議案第3号審議(質疑・討論・採決)	159
議案第4号審議(質疑・討論・採決)	160
議案第5号審議(質疑・討論・採決)	161
議案第6号審議(質疑・討論・採決)	161
議案第7号審議(質疑・討論・採決)	163
議案第8号審議(質疑・討論・採決)	165
議案第9号審議(質疑・討論・採決)	165
議案第10号審議(質疑・討論・採決)	167
議案第11号審議(質疑・討論・採決)	167
議案第12号審議(質疑・討論・採決)	169

議案第13号審議（質疑・討論・採決）	169
議案第14号審議（質疑・討論・採決）	174
議案第15号審議（質疑・討論・採決）	174
議案第16号審議（質疑・討論・採決）	175
議案第17号審議（質疑・討論・採決）	175
議案第18号審議（質疑・討論・採決）	176
議案第19号審議（質疑・討論・採決）	176
議案第20号審議（質疑・討論・採決）	177
議案第21号審議（質疑・討論・採決）	177
議案第22号審議（質疑・討論・採決）	178
陳情の件	178
閉会の宣告	180
署名議員	181

1 2 月 定 例 会

(第 1 号)

令和元年12月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

令和元年12月3日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第1号ないし議案第21号、報告第1号ないし報告第3号について(町長提案理由説明)
日程第 5 休会の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	小倉弘業君	2番	森川貴恵君
3番	印東彦治君	4番	秋鹿幹夫君
5番	宮菌博香君	6番	山崎義貞君
7番	越川一雄君	8番	庄内賢一君
9番	鈴木和彦君	10番	鈴木輝男君
11番	川島仁君	12番	川島富士子君
13番	鈴木克征君	14番	鈴木唯夫君
15番	八角健一君	16番	川島勝美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 佐藤晴彦君 副町長 山田智志君

総務課長	林 雅弘 君	企画空港課長	平山 貴之 君
財政課長	椎名 富士男 君	環境防災課長	萩原 浩己 君
税務課長	鈴木 正広 君	住民課長	大木 敏江 君
産業課長	熱田 雅之 君	都市建設課長	川島 敏彦 君
福祉課長	及川 雅一 君	健康こども長	椎名 淳 君
食肉センター長	向後 和彦 君	東陽病院長	渡邊 奨 君
会計管理者	秋葉 義臣 君	教育長	押尾 良晴 君
教育課長	椎名 雄一 君	社会文化課長	川嶋 修 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長	市原 通雄	書 記	齋藤 美紀
-----	-------	-----	-------

◎開会の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

これより令和元年12月横芝光町議会定例会を開会します。

（午前 9時59分）

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

4番 秋 鹿 幹 夫 議員

12番 川 島 富士子 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（鈴木克征君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から12月11日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月11日までの9日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、陳情の付託についてご報告します。

今期定例会に受理しました陳情 1 件及び継続審査の陳情 1 件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したのでご報告します。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、9月27日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和元年9月定例会について、川島勝美議員。

[16番議員 川島勝美君登壇]

○16番（川島勝美君） おはようございます。

去る9月27日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和元年9月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は4議案であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについて（千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について）であります。

本案は、千葉県市町村総合事務組合から、組織団体である香取市東庄町病院組合が令和元年8月31日をもって解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正について、議会にお諮りする時間的余裕がないため、地方自治法の規定により専決処分をいたしましたので、本会議に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第2号は、平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は6億9,504万8,937円。一方、歳出総額は6億4,597万2,918円で、歳入歳出差引額は4,907万6,019円となり、提案したものであります。

議案第3号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する所要の条文の整理をいたしたく提案したものであります。

議案第4号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合監査委員の選任についてであります。

本案は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合監査委員に、私、川島勝美を選任し、承認を求めるものでございます。

提案されました4議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和元年9月定例会の概要報告とさせていただきます。

[16番議員 川島勝美君降壇]

○議長（鈴木克征君） 次に、10月8日に開催された令和元年山武郡市環境衛生組合議会第2回定例会について、鈴木和彦議員。

[9番議員 鈴木和彦君登壇]

○9番（鈴木和彦君） おはようございます。

去る10月8日に開催された令和元年山武郡市環境衛生組合議会第2回定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提出された案件は、議案5件であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度山武郡市環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）について）であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ784万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,784万7,000円とするものであります。議会にお諮りする時間的余裕がないため、地方自治法の規定により専決処分をいたしましたので、本会議に報告し承認を求めるとでございます。

議案第2号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、地方公務員法の一部改正が施行されます。この改正により、本条例における法律の引用条項が削除となるため、所要の規定整備とあわせて用語の整理を行うために改正すべく承認を求めるとでございます。

議案第3号は、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。先ほどの議案第2号の改正と同じく、地方公務員法の一部改正の施行に伴い、本条例における法律の引用条項に変更が生じるため、所要の規定整備とあわせて用語の整理を行うものとでございます。

次に、車賃につきましては、職員が自家用自動車出張した際に支払う旅費の額を国の旅費基準額と同額とし、あわせて引用条項を改正すべく、承認を求めるとでございます。

議案第4号は、令和元年度山武郡市環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ412万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,197万1,000円とするものであります。

議案第5号は、平成30年度山武郡市環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額は8億5,558万1,541円。一方、歳出総額は8億1,815万4,488円で、歳入歳出差引残額は3,742万7,053円となりました。

提案されました5議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、令和元年山武郡市環境衛生組合議会第2回定例会の概要報告とさせていただきます。

[9番議員 鈴木和彦君降壇]

○議長（鈴木克征君） 次に、10月10日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会令和元年9月定例会について、庄内賢一議員。

[8番議員 庄内賢一君登壇]

○8番（庄内賢一君） おはようございます。

去る10月10日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会令和元年9月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提出された案件は、報告1件及び議案3件であります。

報告第1号は、平成30年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算継続費繰越についてであります。

本案は、ちば消防共同指令センターシステム機器更新事業に係る継続費を繰り越したので、地方自治法施行令の規定により、継続費繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものでございます。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について）であります。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものでございます。

議案第2号は、平成30年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額は10億816万5,296円。一方、歳出総額は9億9,365万8,409円で、歳入歳出差引残額は1,450万6,887円となりました。

議案第3号は、匝瑳市横芝光町消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、職員定数110人とする時限措置を、増大する消防需要に対応するため令和7年度まで5年間の延長をたく提案し、承認を求めるものでございます。

提案されました、3議案はいずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和元年9月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔8番議員 庄内賢一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、10月21日に開催された令和元年東総衛生組合議会10月定例会について、鈴木唯夫議員。

〔14番議員 鈴木唯夫君登壇〕

○14番（鈴木唯夫君） 去る10月21日に開催されました令和元年東総衛生組合議会10月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提出された案件は議案2件であります。

議案第1号は、平成30年度東総衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額は5億6,783万4,462円。一方、歳出総額は5億3,290万4,466円で、歳入歳出差引残額は3,492万9,996円となりました。

議案第2号は、工事請負契約の変更についてであります。

本案は、令和元年第1回臨時会で議決された東総衛生組合光クリーンパーク大規模改修工事について、消費税の引き上げに伴い、契約金額を変更するに当たり、議会の承認を求めるものでございます。

提案されました2議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、令和元年東総衛生組合議会10月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔14番議員 鈴木唯夫君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 最後に、11月19日に開催された令和元年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、川島富士子議員。

〔12番議員 川島富士子君登壇〕

○12番（川島富士子君） おはようございます。

去る11月19日に開催されました令和元年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提案された案件は議案6件であります。

議案第1号は、千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規定を整備するため提案されたものです。

議案第2号は、地方公務員法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の改正による会計年度任用職員制度の導入等に伴い、関係する条例の整備を行うため提案されたものです。

議案第3号は、平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額は28億992万9,422円。一方、歳出総額は25億7,677万4,086円で、歳入歳出差引残額は2億3,315万5,336円となりました。

議案第4号は、平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額は6,201億3,970万1,657円。一方、歳出総額は6,102億1,382万1,489円で、歳入歳出差引残額は99億2,588万168円となりました。

議案第5号は、令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億703万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,918万7,000円とするものであります。

議案第6号は、令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ81億287万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,472億5,296万4,000円とするものであります。

提案されました議案は、いずれも原案のとおり可決、承認されました。

以上、令和元年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告とさせていただきます。

〔12番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎議案第1号ないし議案第21号、報告第1号ないし報告第3号の上程、

説明

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第1号ないし議案第21号、報告第1号ないし報告第3号を一括議題とします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、早速、本定例会政務報告及び提案理由説明をさせていただきます。

本日ここに、令和元年12月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集いただきまことにありがとうございます。

また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

月日のたつのは早いもので、ことしも残すところあと1カ月となりました。この1年を振り返ってみますと、5月1日に元号が平成から令和へと改められ、新たな時代が始まりました。

厳しい残暑が続く中、9月9日未明に台風15号が強い勢力を保ったまま千葉県を直撃し、これまでに経験したことのない暴風が吹き荒れました。大量に発生した倒木は送電網を寸断し、10日以上にわたる大停電となり、我々の日常生活に深刻な影響を及ぼしました。

続く10月12日には台風19号が東日本に記録的な大雨をもたらし、当町においても避難勧告を発令する事態となり、700名を超える町民が避難し、不安な一夜を過ごすこととなりました。

さらには10月25日の豪雨は当町においても一部道路冠水を引き起こし、総武本線の運休や有料道路の通行止めなどの影響がございました。

一連の記録的な暴風、豪雨により被災された多くの皆様に心からのお見舞いを申し上げます。また、これらの災害により多くの家屋や農業施設が被災しており、町といたしましても、一日も早い復旧に向け、支援の準備を進めているところであります。

相次ぐ風水害で気持ちが沈みがちになる中、日本開催となったラグビーワールドカップでの日本代表の快進撃は、我々を勇気づけてくれました。ベスト8の快挙は、ワン・チームというテーマのもと、強い結束によりなし遂げられたものであります。

私どもも、議員の皆様を初め、町民の皆様、関係団体、町の職員とともに力を合わせ、よりよいまちづくりに向け邁進してまいり所存でございますので、より一層のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

これから年の瀬を迎え、何かと慌ただしい時期となります。議員各位、町民の皆様にはご自愛の上、輝かしい新年をお迎えくださるようご祈念申し上げます。

それでは、12月議会定例会に当たり、町政の状況等諸般の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係についてであります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正す

る法律が公布されたことに伴い、臨時・非常勤職員につきまして、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定が整備されました。

この改正法は、一般職の会計年度任用職員の仕組みを創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員へ必要な移行を図るもので、あわせて会計年度任用職員に期末手当の支給を可能とするものであります。

この改正法が、令和2年4月1日から施行されることに伴い、本議会におきまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例等、関係する条例を提案させていただきましたので、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

続いて、企画空港課関係についてであります。来年度から始まる第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の進捗状況につきまして、8月に地方創生に関するアンケート調査を実施し、現在は鈴木シティマネージャーを中心に創生会議などを行いながら策定作業を進めておりますので、当該戦略（案）がまとまり次第、議員の皆様にご説明させていただきたいと考えております。

次に、9月補正予算でご承認いただきました、横芝駅・成田国際空港間のバス運行事業についてであります。関係者のご協力をいただき1日より運行を開始することができました。改めまして感謝申し上げます。

今後は、利用状況などを注視しながら、利用者・関係者等のご意見をいただき、より快適で利便性の高い運行を柔軟に実施してまいります。

次に、成田空港の更なる機能強化に係る航空法の変更許可申請についてであります。成田空港の更なる機能強化に関して、11月25日の議会議員全員協議会でご報告させていただきましたとおり、11月5日には成田国際空港株式会社法に基づき国土交通大臣が定める基本計画が改定され、また11月7日には成田国際空港株式会社より航空法に基づく空港等の変更許可申請等が国土交通大臣宛てに提出されました。これらは、成田空港の更なる機能強化の実現に向け大きく一步を踏み出した法手続でありますので、今後の動向について注視してまいります。

続いて、財政課関係についてであります。令和2年度予算につきましては、10月8日に職員に対して予算編成方針の示達を行い、現在は予算要求された各種事業の内容精査作業を

行っているところであります。新年度当初予算は骨格予算となりますが、歳入歳出の予算要求額には大きな乖離があり、また、災害復旧に係る国や県の動向にも注意が必要なことから、例年以上に厳しい予算編成になると見込まれます。このような状況ではありますが、健全財政を維持し、魅力あるまちづくりに向けた予算を編成すべく鋭意努力する所存であります。

また、台風15号に係る災害復旧予算については、9月補正予算その2（補正予算第3号）で専決対応させていただいたところでありますが、その後に台風19号や台風21号による被害も生じたことから、災害復旧関連予算を盛り込んだ12月補正予算（補正予算第4号）を今議会に提案させていただきました。12月補正予算は園芸ハウスなどの農業施設の復旧支援事業補助金を計上したことから、補正予算としては非常に大きな規模となっております。

なお、被災住宅等に係る復旧支援事業補助金については、さきの議会議員全員協議会で概要をご説明させていただいたとおり、現在その所要額の算定を急いでいるところであります。算定がまとまり次第、12月補正予算その2（補正予算第5号）としてご提案したいと考えておりますので、議員各位にはご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続いて、環境防災課関係についてであります。台風15号、19号及び10月25日豪雨災害につきまして、これら一連の災害に対し、町といたしましては、町民の身体生命を守ることを第一に考え、関係機関等に協力・支援をいただき、町地域防災計画等に基づき災害対応に注力いたしました。幸い当町では人的被害は確認されませんでした。依然として屋根等の補修が進まずブルーシートで覆われたままの家屋も多く残されております。今後も、被災された町民の皆様の生活再建に向け各種支援策を講ずるとともに、町内外に甚大な被害をもたらした今回の災害を検証し、地域防災計画等の見直しを図り、町民が安全で安心して生活できるまちづくりに邁進してまいります。

続いて、税務課関係であります。罹災証明書等の交付につきまして、さきの一連の災害により、住家に被害があった際に交付する罹災証明書の申請件数は11月25日現在で1,156件を受け付け、交付済件数は1,130件で、交付率は97.8%となっております。また、住家以外の資産が被害に遭った際に交付する被災証明書の申請件数は581件を受け付け、交付済件数は568件で、交付率は97.8%となっております。

罹災証明書につきましては、被災された方の生活再建や住宅再建へ向けての基礎的資料となるものでありますことから、今後も速やかに交付事務を進めてまいりたいと考えております。

続いて、産業課関係についてであります。産業まつりにつきまして、さきの一連の災害

により、これまでにない農業被害が発生したことから、産業まつり実行委員会会議で協議をしました結果、大変残念であります、今年度は中止することといたしました。

次に、農業災害対策資金につきまして、台風の被害を受けた農業者の皆様の早急な経営再建を支援するため、農業の再生に必要な資金や、施設の復旧に必要な資金を、実質的に無利子で融資する農業災害対策資金利子補給事業を実施いたします。

また、被災した農業用ハウスなどの復旧及び撤去に要する経費に対し、国の支援に加えて、県と町で上乘せ支援をする、被災農業者支援事業を実施いたします。

被災された農業者の皆様の事業再開に向けた取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

続いて、都市建設課関係についてであります、さきの一連の災害により被害を受けた住宅修理への支援事業につきましては、被害の状況に合わせて支援する制度が拡充され、国の交付金事業や県の補助金事業を導入し、早期の復興を図るべく、支援制度の開始に向け準備を進めているところであります。

続いて、福祉課関係であります、本年度の敬老会につきまして、9月に発生した台風の影響がありながらも、社会福祉協議会が主体となり町内7地区のうち5地区で開催することができ、608人の方に参加をいただきました。

開催にご尽力いただいた町社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会、並びに地区関係者の皆様に感謝申し上げます。

次に、プレミアム付商品券につきまして、8月1日から非課税の方の申請受け付けを開始し、10月末までに1,605人の申請がございました。

そのうち、非課税の方1,522人に子育て世帯を含め1,977人の方へ商品券購入引換券を発送いたしました。なお、申請の受け付けは令和2年1月31日までとなっており、商品券の購入並びに使用につきましては令和2年2月末までとなっております。

続いて、社会文化課関係であります、台風15号による町の被害状況を考慮し、10月13日に予定していた第14回町民体育祭を中止といたしました。

準備にご尽力いただいていた体育協会や地元関係者の皆様、また、楽しみにされていた町民の皆様には残念なこととなりましたが、結果的に台風19号の接近もあり、いたし方なかったものと考えております。

次に、町文化祭につきましては、当町同様に台風被害に遭われた姉妹都市である千曲市や松田町、光市からもご協力をいただき、予定どおり11月9日、10日に開催することができま

した。展示された作品や芸能発表は、いずれも日ごろの学習の成果が存分に発揮されたすばらしいものであり、2日間で訪れたおおよそ3,400人の来場者の方々を楽しませておりました。

文化祭の開催に当たりまして、準備や運営にご尽力いただいた文化協会会員の皆様を初めとする関係者の皆様に、深く感謝申し上げる次第であります。

次に、横芝光町体育館屋根防水改修工事についてであります。5月に着工いたしまして、工程どおりに9月末に事業完了しております。

次に、町民会館空調設備機能回復工事及び光B&G海洋センター修繕工事についてであります。令和2年度の工事实施に向け、今年度は設計業務を委託しております。施工計画や工法等につきましては、決定次第、周知させていただきます。

施設をご利用される方には、大変不自由をおかけいたしますが、各施設の機能を維持するための工事でございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、11月2日、3日及び4日に開催されました図書館まつりについてであります。図書館で除籍等した3,400冊余りの本のリサイクル本フェア、雑誌付録抽選会、映画会、特別おはなし会、ハーバリウムワークショップ、ペーパークイリング工作教室など、子供から大人まで楽しめるイベントを行い、延べ3,900人を超える方々でにぎわいました。

今後も創意工夫をしながら、魅力ある図書館を目指してまいりたいと考えております。

最後に、東陽食肉センター関係についてであります。10月末現在のと畜頭数は、昨年同期と比較して、牛が61頭の減、率でマイナス3.1%の1,926頭となりました。

また、豚は6,535頭の減、率でマイナス9.8%の5万9,902頭となりました。

と畜頭数回復を図るため、今後も引き続き関係者と協力しながら努力してまいりたいと考えております。

以上、現在の各種事業の進捗状況等について、ご説明させていただきました。

議員各位には、今後とも、さらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、諸般の報告といたします。

続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の令和元年12月横芝光町議会定例会提案理由説明書、白色の表紙のものをごらんください。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。本案は、令和元年台風15号の被害により発生した災害ごみの処理等に要する経費について、歳入歳出予算の補正を

緊急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案したものであります。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。本案は、令和元年台風15号に係る災害復旧等に要する経費について、歳入歳出予算の補正を緊急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案したものであります。

議案第3号 横芝光町選挙公報の発行に関する条例の制定についてであります。本案は、公職選挙法第172条の2の規定により、横芝光町議会議員及び長の選挙において候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を発行するため、横芝光町選挙公報の発行に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第4号 横芝光町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等の人権の尊重と不当に差別されることのないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定を削除し、適正化を図ることから、所要の改正が必要となる関係条例を改正するため、横芝光町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第5号 横芝光町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。本案は、地方公務員法及び地方自治法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定める必要があることから、横芝光町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第6号 横芝光町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。本案は、地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係する条例に所要の改正を行う必要が生じたため、改正が必要となる関係条例を一括して整備すべく、横芝光町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第7号 横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、非常勤特別職の厳格化や会計年度任用職員制度の導入に伴い、職員の任用形態が変更されることや多様かつ高度な行政ニーズに対応するため、高度な専門性を備えた民間人材の活用等の観点から専門的知識経験を有する者等を採用することを目的に、横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第8号 横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、地方公務員法及び地方自治法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い職員の労務管理の徹底を図るため、職員の休暇を暦年による管理から年度による管理に変更すること及び一般職の任期付短時間勤務職員の制度の導入に伴う所要の改正が必要となったため、横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第9号 横芝光町保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、保健福祉センター利用における受益者負担額を明確にし、使用料の適正化を図るため、横芝光町保健福祉センター条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第10号 横芝光町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、療養病棟の病床当たりの床面積等を現在の施設基準へ適合させるため、当該病棟の病床数を減ずる必要があることから、横芝光町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第11号 横芝光町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、社会体育施設利用における受益者負担額を明確にし、使用料の適正化を図るため、横芝光町社会体育施設条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第12号 山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議についてであります。本案は、組合における事務事業の見直しにより、老人福祉法に基づく老人デイサービスセンター事業を廃止し、設置、管理及び運営に関することについて、規約第3条に規定する共同処理から削除するため、山武郡市広域行政組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第13号 令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、被災農業者支援事業、東陽病院事業会計繰出事業、学校統合準備事業等に要する経費

に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ12億980万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億8,153万5,000円とすべく提案したものであります。

議案第14号 令和元年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、保険給付費の増額により所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ2,523万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,414万1,000円とすべく提案したものであります。

議案第15号 令和元年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、高齢者人口及び介護認定者数の増加に伴い介護サービス利用者数が増加し給付費が伸びたことによる増額とこれに伴う、国・県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの定率による義務負担金等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ2,681万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億5,628万4,000円とすべく提案したものであります。

議案第16号 令和元年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、人事異動に伴う人件費の調整に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ73万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,473万3,000円とすべく提案したものであります。

議案第17号 令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、病棟改修工事の影響により、患者の入院制限を実施したところ入院収益が減少し、資金不足の発生が見込まれ、運営費に要する経費に補正の必要が生じたため、一般会計からの繰入を追加し、収益的収支予算の収入を1億5,000万円増額し、収入総額を18億380万円とすべく提案したものであります。

議案第18号から21号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、人権擁護委員の椎名菊代氏、上野敬蔵氏、土屋喜久雄氏及び椎名俊明氏の4名の任期が令和2年3月31日をもって満了となることから、引き続き4名を委員として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるべく提案したものであります。

報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）であります。本件は、令和元年8月18日午前10時ごろ、横芝光町横芝922番地の文化会館駐車場で、植えてあった木の枝が突然折れて車両と接触し、ドア等を破損させた事故に関し、相手方に損害賠償額55万3,133円を支払うことにより相手方と示談することについて、地方自治法第180条第

1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

報告第 2 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）であります。本件は、令和元年 6 月 11 日午後 3 時ごろ、横芝光町小川台 86 番 2 地先、町道 I-19 号線で発生した町道敷から倒れてきた竹による車両物損事故に関し、損害賠償額 9 万 4,424 円を支払うことにより相手方と示談することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

報告第 3 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）であります。本件は、令和元年 9 月 2 日午後 3 時 30 分ごろ、横芝光町横芝 527 番地 6 地先で発生したブロック塀に公用車が接触した物損事故に関し、損害賠償額 5,500 円を支払うことにより相手方と示談することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

以上、このたび、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明を加えさせますので、ご審議いただき、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

以上で、政務報告及び提案理由説明といたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 町長からの提案理由説明が終わりました。

提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前 11 時 10 分とします。

（午前 11 時 01 分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 10 分）

○議長（鈴木克征君） 次に、提案理由を担当課長から説明を求めます。

議案第 1 号について、財政課長。

〔財政課長 椎名富士男君登壇〕

○財政課長（椎名富士男君） 議案第 1 号 令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

恐れ入ります、ピンクの議案つづり3ページをお願いいたします。

一般会計補正予算（第3号）は、9月9日未明に襲来した台風15号に係る災害対策予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、9月20日付で専決処分をしたものでございます。

それでは、恐れ入ります。別冊の補正予算書（第3号）をご用意ください。

こちらの1ページをごらんいただきたいと思っております。

令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億7,172万8,000円とするものです。

内容は事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

なお、10月16日の議会議員全員協議会での説明と内容が重複いたしますことをあらかじめご了承くださいたいと思っております。

それでは、7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、歳入は一般寄附金と財政調整基金繰入金でございます。

18款1項1目一般寄附金は、ふるさと納税2サイトからの災害支援金180万円と、山口県光市職員から寄せられました支援金100万円でございます。

19款2項1目財政調整基金繰入金1億3,400万円は、主たる本補正の財源でございます。

8ページをお願いいたします。8ページから歳出となります。

2款1項11目空港対策費の災害関連空港対策事務費は、町テレビ共同受信施設修繕及び撤去等事業補助金交付要綱に基づきまして、篠本地区テレビ共同受信施設組合へ補助するものでございます。

8款1項4目災害対策費の災害対策事業で、職員手当につきましては、災害対応に当たりましては職員144名、延べ7,365時間の時間外勤務手当と、管理職員44名延べ1,700時間の特別勤務手当でございます。消耗品費は、給水用飲料水袋の購入費です。委託料は、説明欄に記載のとおり、災害ゴミ仮置場に係る各種委託料と避難所等で使用しました防災用毛布250枚のクリーニング委託料でございます。使用料及び賃借料と工事請負費は、日吉小学校防災倉庫全壊に係る代替施設運搬用のクレーン付車両の借り上げ料と既存倉庫の撤去費で、原材料費は、屋根ブルーシート張り用の山砂と補修用木材等の購入費でございます。負担金補助及び交付金は、災害ボランティアセンター開設に係る町社会福祉協議会への補助金で、時間外手当8名延べ586時間と、特別勤務手当2名延べ119時間の職員手当でございます。

10款1項1目農林施設災害復旧費の委託料は、坂田城跡歩道に係る倒木処理業務委託料と、北清水、屋形、木戸、各排水機場の除じん機用ゴミ処理委託料です。

10款2項1目道路橋りょう災害復旧費の委託料は、町道の通行に支障のある倒木の伐採、運搬、処分委託料で、工事請負費は、カーブミラー55基、町道13路線の復旧工事費です。原材料費はカーブミラーの補修用部品でございます。

10款3項1目社会文化施設災害復旧費の委託料でございますが、坂田池公園、文化の森公園、栗山平和公園、文化会館での倒木の運搬処理業務委託料で、工事請負費は、文化の森公園、スポーツ公園、坂田池公園、光しおさい公園での倉庫や照明機器等の復旧工事費でございます。

10款3項2目公立学校災害復旧費の工事請負費は、小中学校各校で発生いたしました学校施設の復旧工事と倒木の撤去費用でございます。

10ページにまいりまして、10款4項1目民生施設災害復旧費の老人福祉施設に係る需用費は光風館等での施設修繕料で、児童福祉施設に係る需用費は各町立保育所等での施設破損に係る修繕料でございます。

10款4項2目保健衛生施設等災害復旧費の需用費でございますが、こちらはプラムで発生した街灯などの施設破損に係る修繕料でございます。

10款5項1目その他公共施設災害復旧費の集会施設に係る工事請負費は、11施設で発生いたしましたテレビアンテナ破損等の復旧工事費で、共同利用施設に係る事業費は長倉及び栗山共同利用施設で発生いたしました窓ガラス等の修繕料でございます。

10款5項2目その他公用施設災害復旧費の需用費は、役場西側車庫電動シャッターや旧商工会館屋根などの施設破損に係る修繕料でございます。

11ページと12ページは、給与費明細書でございます。

先ほど申し上げました災害対応に係る職員手当の増額分の調書でございます。

以上、専決処分いたしました令和元年度一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔財政課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第2号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） それでは、議案第2号 令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

なお、資料につきましては、ピンク色の議案つづり 5 ページから 7 ページと、別冊の補正予算書となります。

議案つづり 7 ページをごらんいただきたいと存じます。

病院事業会計補正予算（第 3 号）につきましては、9 月 9 日未明に襲来いたしました台風 15 号に係る災害復旧予算を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、9 月 20 日付で専決処分したものでございます。

それでは、別冊の補正予算書をお願いいたします。

1 ページでございますが、第 1 条は総則でございます。

第 2 条は、業務の予定量の補正で、（4）の主な建設改良事業費の病院改築事業費、補正前の額 1 億 2,809 万 5,000 円に 184 万 8,000 円を補正し、合計を 1 億 2,994 万 3,000 円とするものでございます。

第 3 条は、収益的収入及び支出の補正で、支出の 1 款 1 項医業費用、補正前の額 15 億 9,663 万 5,000 円に 96 万 3,000 円を補正し、合計額を 15 億 9,759 万 8,000 円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。

第 4 条は、資本的収入及び支出の補正で、支出の 1 款 1 項建設改良費、補正前の額 1 億 9,158 万円に 184 万 8,000 円を補正し、合計額を 1 億 9,342 万 8,000 円とするものでございます。

なお、この補正により、財源として使用する過年度分損益勘定留保資金の額を 1 億 441 万 8,000 円から 1 億 626 万 6,000 円に改めるものでございます。

それでは、詳細についてご説明申し上げます。

4 ページの補正予算説明書をごらんください。

初めに、収益的収入及び支出の支出でございますが、1 款 1 項 3 目 12 節の修繕費の 74 万 3,000 円の補正は、MR I 装置用液体ヘリウム補充で、停電により MR I の冷却装置が故障したことに伴い、冷却装置内の液体ヘリウムの補充が必要となったものでございます。

なお、冷却装置の補修につきましては、保守契約より行っております。

続いて、16 節の委託費の 22 万円の補正は、旧病院敷地トタン塀撤去料で、旧病院敷地北側の民家との境界にございますトタン塀が強風のため民家側に大きく傾き、一部トタンが剥がれ倒壊のおそれがあることから、撤去にかかる業務委託費を計上したものでございます。

次に、資本的収入及び支出の支出、1 款 1 項 1 目 2 節の工事請負費の 184 万 8,000 円の補正は、看護宿舍屋根修繕工事で、看護宿舍及び託児所の屋根が破損したことから、修繕に係る

工事費を計上したものでございます。

以上、議案第2号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第3号ないし議案第8号、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） それでは、議案第3号 横芝光町選挙公報の発行に関する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンクの議案つづり9ページ、黄色の議案関係資料つづり1ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

本案は、公職選挙法第172条の2の規定により、横芝光町議会議員及び長の選挙において、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を発行すべく、横芝光町選挙公報の発行に関する条例を制定するものであります。黄色の議案関係資料つづり1ページに条例制定の概要を記載してございますので、ごらんください。

選挙公報については、公職選挙法第172条の2の規定により、その発行は任意とされております。当町においても、横芝光町議会議員選挙及び横芝光町長選挙において、有権者が候補者の氏名、経歴、政見等について知る機会の拡充を図るべく選挙公報を発行するために条例を制定したく、提案をさせていただきました。条例案についてご承認いただければ、直近の執行が予定されている町長選挙からの導入を図りたいと考えております。千葉県内における選挙公報の発行状況は、54市町村のうち48市町村が発行済みであります。

それでは、ピンクの議案つづり11ページをお願いいたします。

まず、第1条は趣旨を、第2条は選挙公報の発行を選挙ごとに1回発行すると定めております。

第3条は掲載文の申請、第4条は掲載の方法、12ページをお願いいたします。第5条は配布について、第1項で選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して、選挙の期日前2日までに配布するものとし、第2項では、第1項で定める各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、同項の規定により、配布すべき日までに新聞折込み、その他これに準ずる方法により配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができるとして定めております。配布方法としては、あらかじめ千葉県選挙管理委員会に届け出て、新聞折込みによる各戸配布及び町内公共施設に備え置くほか、郵送

希望者へ郵送する方法を想定しております。

第6条は発行中止を定め、無投票当選となった場合、天災その他避けることできない事故、その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行を中止できる旨を定めております。

第7条は委任で、選挙公報の発行手続に関し必要な事項は、委員会が別に定めるとしております。

議案つづり12ページ、最下段でございますが、附則として、この条例は、令和2年1月1日から施行するをいたしております。

以上、議案第3号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号 横芝光町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンクの議案つづり13ページをお願いいたします。あわせて、黄色の議案関係資料つづり2ページもよろしくをお願いいたします。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等の人権の尊重と、不当に差別されることのないよう成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定を削除し、適正化を図ることから、所要の改正が必要となる関係条例を改正するため、横芝光町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するものであります。

議案つづり15ページをごらんください。

第1条では、横芝光町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正を定めております。黄色の議案関係資料つづりによりご説明申し上げますので、資料つづりの2ページをお願いしたいと思います。

第6条第1項中、法第16条第2号を法第16条第1号に改めるとしてしております。これは、引用いたします地方公務員法の改正により、改正前の第16条第1項第1号「成年被後見人又は被保佐人」が削除されたことによる条文整理でございます。

第2条では、横芝光町一般職の給与に関する条例の一部改正を定めております。議案関係資料つづり3ページをお願いいたします。

第24条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。これは、引用いたします地方公務

員法の改正により、改正前の第16条第1項第1号「成年被後見人又は被保佐人」が削除されたことによる条文の整理であります。

以降、同様に、資料つづり4ページをお願いします。

第25条第2号、第27条第1項、同条第2項第1号、資料つづり5ページの第30条第6項について改めるものであります。

それでは、議案つづり16ページのほうもあわせてお願いいたします。

第3条では、横芝光町職員の旅費に関する条例の一部改正を定めております。

議案関係資料つづりは6ページのほうをお願いいたします。

第3条第3項中「（法第16条第1号の規定に該当し、失職した場合を除く。）」を削るとしてあります。これは、引用いたします地方公務員法の改正により、改正前の第16条第1項第1号「成年被後見人又は被保佐人」が削除されたことによる条文整理でございます。

第4条では、横芝光町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を定めております。

議案関係資料につきましては、7ページとなりますので、よろしくお願いいたします。

第23条第2項第2号中、「第34条の20第1項第4号」を、「第34条の20第1項第3号」に改めるとしてあります。これは、引用いたします児童福祉法の改正により、改正前の第34条の20第1項第1号「成年被後見人又は被保佐人」が削除されたことによる条文整理であります。

それでは、議案つづり16ページのほうをごらんいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしてあります。

以上、議案第4号の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第5号 横芝光町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に関する補足説明をいたします。

資料につきましては、議案つづりは17ページから、関係資料つづりは8ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、平成29年5月17日法律第29号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、地方公務員法第24条の第5項並びに地方自治法203条の2第5項及び第204条の第3項の規定に基づき必要な事項を定めるものであります。

このたびの地方公務員法及び地方自治法の改正の趣旨につきましては、1点目として、一

般職非常勤職員の任用根拠の明確化、これは会計年度任用職員の創設でございます。

2点目として、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用の厳格化、これは要件に該当しない一般職、主として会計年度任用職員への移行を意味しているものでございます。

3点目といたしましては、会計年度任用職員に対する給付の整備でございます。フルタイム会計年度任用職員は、給料、旅費及び一定の手当の支給対象になります。パートタイム会計年度任用職員には、これまでどおり報酬及び費用弁償の支給対象としつつ、期末手当の支給を可能とするものであります。

これらの法律が令和2年4月1日とされたところでございます。

それでは、議案つづり19ページをごらんいただきたいと思います。

この条例は、5章33条で構成をしております。

第1章は第1条から第3条までで、総則を定めております。

第2条では、用語の定義をしております。1号でフルタイム会計年度任用職員、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいうとし、具体的に申し上げますと、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が、常勤勤務時間を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるものをいい、これは休憩時間を除き4週を超えない期間につき、1週間当たり38時間45分、これは1日7時間45分の5日間の勤務をする職員と同じとなります。

2号でパートタイム会計年度任用職員、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいうとし、これは具体的に申し上げますと一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常勤勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比して短い職員であるものをいうとしております。これは、休憩時間を除き4週を超えない期間につき1週当たり38時間45分に満たない範囲内で任命権者が定める職員となります。

議案つづり20ページをお願いいたします。

第3条では、第1項でフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に対する給与を明らかにしたものでございます。フルタイム会計年度任用職員には、給料が支給される一方、パートタイム会計年度任用職員には報酬が支給されます。各種手当については、フルタイム会計年度任用職員には列挙した手当が支給されます。パートタイム会計年度任用職員には期末手当を支給することが可能となりました。

第2章は、20ページの第4条から26ページの第18条までで、フルタイム会計年度任用職員

の給与に関する事項を定めております。

第4条では、会計年度任用職員の給料は、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例を準用するとしております。職務給の原則から、職務と責任に応じて号給を決定いたします。会計年度任用職員の職務内容が、単純、定型的及び補助的な業務に当たることから、給料または報酬の水準には上限を設けることが適当とされております。

会計年度任用職員の号給の決定方法については、会計年度任用職員の給与に関する規則で定めることとしております。

第5条では、職務の級、21ページをお願いします。第6条では号給、第7条では給料の支給、第8条から24ページの第14条までは、各種手当を定めております。

24ページの第15条では、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、端数処理の方法を定めております。

第16条では期末手当を、25ページの第17条では勤務1時間当たりの給与額の算出を、第18条では給与の減額を定めております。

26ページの第3章は、第19条から32ページの第28条までで、パートタイム会計年度任用職員の報酬に関する事項について定めております。

26ページの第19条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬に関する事項を定めて、第1項では月額で報酬を定めるもの、第2項では日額で報酬を定めるもの、第3項では時間額で報酬を定めるもの、第4項では第19条第1項から第3項の基準月額を定める場合は、フルタイム会計年度任用職員にあわせて行うことを定めております。

27ページの第20条から29ページの第23条までは、特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務などの報酬額について定めております。

30ページの第24条では、報酬の端数処理について定めております。

第25条では、期末手当に関する事項を定めております。パートタイム会計年度任用職員で期末手当の支給対象となるものは、6月以上の任期が経過し、1週間当たりの平均時間が15時間30分以上の勤務実績があるものとなります。

31ページの第26条では報酬の支給を、32ページの第27条では勤務1時間当たりの報酬額の算出、第28条では報酬の減額を定めております。

33ページの第4章では、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償について、第29条通勤に係る費用弁償、第30条で公務のための旅行に係る費用弁償を定めております。

33ページ、第5章では雑則といたしまして、第31条給与からの控除、34ページの第32条、

町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与、第33条、委任を定めております。

この条例の施行に際し、必要な事項は規則で定めるとしてしております。規則で定める事項といたしましては、給与に関する規則及び勤務時間、休暇等に関する規則、2つの規則の制定を予定しております。

34ページをごらんください。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。

以上、議案第5号の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第6号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

ピンクの議案つづりは35ページとなります。黄色の議案関係資料つづりは9ページからとなりますので、あわせてご用意をお願いいたします。

本案は、地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係する条例に所要の改正を行う必要が生じたため、改正が必要となる関係条例を一括して整備するため、横芝光町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するものでございます。

本条例は10条で構成しており、10件の関係条例の一部改正を行うものであります。ピンクの議案つづり37ページをお願いいたします。

第1条は、横芝光町職員定数条例の一部改正を定めており、緊急の場合等における臨時的任用で、その欠員が生じた職が臨時の職でない場合は定数条例の対象となるため、条例定数の適用除外となる臨時的任用職員の範囲を臨時の職に関する場合における臨時的任用職員に限定するものであります。

第2条は、公益的法人等への横芝光町職員の派遣等に関する条例の一部改正を定めており、条件付採用について定めている規定の引用条文の改正及び文言の整理をするものであります。

第3条は、横芝光町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正を定めており、フルタイム会計年度任用職員は、人事行政の運営等の状況の公表の対象となることに伴い、対象職員に加えるものであります。

第4条は、横芝光町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正を定めており、会計年度任用職員の任期が1会計年度限りであることから、休職の期間については任命権者が定める任期の範囲内とするものであります。

38ページをお願いいたします。

第5条は、横芝光町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正を定めており、減給の規定において報酬で支給されるパートタイム会計年度任用職員の報酬額を規定するものであります。

第6条は、横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を定めており、非常勤職員は会計年度任用職員のみとなるため、非常勤職員を会計年度任用職員に改めるものであります。

第7条は、横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を定めており、第7条において、会計年度任用職員には、勤勉手当は支給されないため対象職員から除く。第8条において、会計年度任用職員が育児休業から職務に復帰した場合は、号給の調整を行わないことから、対象職員から除く。第18条において、常勤職員の給与条例とは別に会計年度任用職員の給与に関する条例を制定したことに伴い、会計年度任用職員が部分休業した場合の給与の取り扱いに関する規定を加えるものであります。

39ページをお願いいたします。

第8条は、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を定めており、会計年度任用職員の給与については、他の常勤職員との均衡や、当該会計年度任用職員の職務の特殊性などを考慮して定めるものであることを条例に明記するものであります。

第9条は、横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を定めており、フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当を当該条例の定めるところにより支給する旨を定めるものでございます。

40ページをお願いいたします。

第10条は、横芝光町職員の旅費に関する条例の一部改正を定めており、パートタイム会計年度任用職員が、公務のため旅行に要した費用については、旅費でなく費用弁償として支給することとなり、当該条例の職員の範囲に、パートタイム会計年度任用職員は含まれない旨を明記するものであります。

議案つづり40ページをお願いいたします。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。

以上、議案第6号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号 横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

ピンクの議案つづりは41ページからとなります。黄色の議案関係資料つづりは20ページか

らとなりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

本案は、非常勤特別職の厳格化や、会計年度任用職員制度の導入に伴い、職員の任用形態が変更されること、また、多様かつ高度な行政ニーズに対応するため、高度な専門性を備えた民間人の活用等の観点から、専門的知識、経験を有する者を採用することを目的に、横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するものであります。この条例は、地方公務員の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、専門的な知識が必要な業務の遂行に当たり、その知識を有した者を職員として任期を定めて採用するための特例を規定したものであります。

今回の改正案では、既存の任期付職員のほかに、任期付短時間勤務職員と、特定任期付職員を新たに追加いたします。特定任期付職員は、高度の専門的な知識、経験または識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合に職員として任用いたします。現在、具体的な任用は予定しておりませんが、医師や弁護士、大学教授などを想定しております。任期付短時間勤務職員は、町税等の徴収事務指導員や、教育指導員を想定しております。改正内容につきましては、国及び県の制度に準じております。

それでは、ピンクの議案つづりは43ページ、議案関係資料つづりによりご説明を申し上げますので、20ページのほうをご用意いただきたいと思います。

第1条、第2条、第3条関係は、条例の趣旨及び一般職の任期を定めた採用に関する事項について、現行は法第3条第2項で定める専門的な知識経験を有する者の採用のみの規定でありましたが、法律で定める第3条第1項高度な専門的な知識経験またはすぐれた識見を有する者まで、国及び県の制度に準じた内容とするものであります。

資料の22ページをごらんいただきたいと思います。

第7条は、特定任期付職員の給与の特例、23ページの第8条につきましては、職員の給与に関する条例の適用除外等に関する規定を定めております。

まことに申しわけありませんが、21ページにお戻りをいただき、第4条は短時間勤務職員の任期を定めた採用に関する規定を、22ページの第5条は任期の特例に関する規定を定めております。

議案つづり47ページをお願いしたいと思います。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。

以上、議案第7号の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第8号 横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

の制定について補足説明をさせていただきます。

ピンクの議案つづりは49ページとなります。黄色の議案関係資料つづりは25ページとなりますので、あわせてごらんをいただきたいと思います。

本案は、地方自治法及び地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、職員の労務管理の徹底を図るため、職員の休暇を暦年による管理から年度による管理に変更すること及び一般職の任期付短時間勤務職員制度の導入に伴う所要の改正が必要となったため、横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案つづりは51ページからとなります。議案関係資料つづり25ページをごらんください。

改正の概要につきましては、再任用職員や会計年度任用職員等、職員の雇用形態が多様化することにあわせ、労務管理の徹底を図るため、職員の休暇について暦年による管理から年度による管理に変更するものであります。

また、一般職の任期付短時間勤務職員の制度導入に伴う規定の整備を行うものであります。従前はフルタイムのみの規定であり、短時間勤務、これは税務課の指導員、教育課の教育指導員等を想定しておりますが、非常勤特別職扱いで対応いたしておりました。一つの年、これは1月から12月まででございますが、ごとに付与していた年次休暇及び組合休暇を、1の年度、これは4月から3月までごとに付与することに改めるものであります。

なお、特別休暇についても、横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則において同様の改正を行う予定であります。あわせて時間外勤務についても、1の年度ごとに管理することに改めるものであります。また、暦年から年度による管理に変更することによる経過措置として、令和元年度から令和2年度に引き続き勤務する職員の令和2年度に付与する年次休暇等は、令和2年1月1日に付与した日数から令和2年1月から3月までの使用分の日数を差し引き、3カ月分に相当する日数を加えることとしております。任期付短時間勤務職員の1週間の勤務時間数、週休日及び勤務時間の割振り及び年次休暇の付与について規定するものであります。

議案関係資料つづり25ページの新旧対照表により、ご説明を申し上げます。

第2条第4項中、前3項を第1項に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項加える。「4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める」、第

3条第1項ただし書き及び第2項ただし書き中、「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改めるとしております。

資料26ページ、第4条第2項本文中、「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同項ただし書き中、「及び再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

以上が、一般職の任期付短時間勤務職員制度の導入に伴う規定の整理箇所となります。

26ページ、第10条第3項中「1年」を「一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ）」に改める。

27ページ、第14条第1項中「一の年」を「一の年度」に改め、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同項第3号中「当該年」を「当該年度」に、「前年」を「前年度」に改め、28ページ、同条第2項中「当該年」を「当該年度」に、「翌年」を「翌年度」に改めるものであります。

第19条第3項ただし書き中、「一の年」を「一の年度」に改めるものでございます。

それでは、議案つづり52ページをごらんください。

附則として、第1項で施行期日を令和2年4月1日から施行するとし、第2項から第5項までは経過措置を定めております。

第2項では、育児または介護を行う職員の勤務時間外の制限時間について、この条例施行の際における残時間数150時間から使用時間数を控除したものに37時間を加えた時間数とするものであります。

第3項では、年次休暇について、令和2年4月1日は、同年1月1日に付与された日数から、同年1月から3月までに使用した日数を差し引き、改正後の制度で付与する1年分のうち3カ月相当、これは5日となります。その日数を付与することとなります。

53ページ、第4項では、条例第14条の第1項第2号及び第3号に定める職員の休暇について、第5項では、組合休暇に関する経過措置を定めております。

以上、議案第8号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午後 0時04分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第9号について、健康こども課長。

〔健康こども課長 椎名 淳君登壇〕

○健康こども課長（椎名 淳君） 議案第9号について補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙、議案つづり55ページをお願いします。

議案第9号 横芝光町保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。町長からの提案理由説明にもございましたように、保健福祉センター利用における受益者負担額を明確にし、使用料の適正化を図るため改正するものであります。

次の57ページが改正文となりますが、新旧対照表でご説明いたしますので、黄色の表紙議案関係資料の29ページをごらんください。

改正箇所はアンダーライン部分であります。右側が改正案となります。

第9条第1項に、「規則で定めるところにより」を加え、第2項として、「前項ただし書の規定による減額又は免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請をしなければならない。ただし、町長が申請を要しないと認めるときは、この限りでない。」を加えるものです。

別表の改正は、単位の欄の半日、1日単位を1時間単位とし、金額を使用料とし、町内、町外の使用料をそれぞれ明記し、摘要欄の1から5を、「1利用時間に単位未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。2商行為のために利用する場合は、前記使用料の5倍の額とする。」とするものです。

なお、摘要欄3の免除規定は、第9条に加えたとおり施行規則を改正し、規定するものいたします。

この改正は、事業再構築検討委員会で調整されました使用料見直し基本方針に基づく1時間単位での金額表記等となります。

ピンク色の表紙の議案つづり57ページにお戻りいただきたいと思います。

最下段になります。

附則で、この条例は、令和2年4月1日から施行するものいたします。

以上、議案第9号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

〔健康こども課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第10号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 議案第10号 横芝光町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンク色の議案つづりの59ページから61ページと、黄色の議案関係資料の30ページになります。

それでは、ピンク色の議案つづりの61ページをごらんください。

このたびの改正の要旨は、町長から提案理由の説明がございましたように、3階にございます療養病棟の病床当たりの床面積等につきまして、現在の施設基準に適合させるため、当該病棟の病床数を減ずる必要が生じたため改正するものでございます。

病床当たりの床面積の施設基準は、平成3年の病院建設時には6平米以上でございましたが、その後施設基準が改正され、現在では6.4平米以上となっており、現在の施設基準の病床面積を満たしていない病床がございます。また、病棟の廊下幅につきましては、廊下の両側に居室がある場合、幅員の基準は1.6メートル以上から2.7メートル以上と改正されており、現在の施設基準の両側居室の廊下幅にするのは困難であることから、両側居室を解消することとし、病床面積や廊下幅などを現在の施設基準に適合させるべく、今年度、3階病棟等改修工事を実施しているところでございます。これによりまして療養病棟の病床数が5床減となるため、療養病床数を45床から40床に変更するものでございます。

施行期日につきましては、附則でございますが、病院開設許可の許可病床数の変更日でございます令和2年1月1日としております。

以上、議案第10号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第11号について、社会文化課長。

〔社会文化課長 川嶋 修君登壇〕

○社会文化課長（川嶋 修君） それでは、議案第11号の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンク色の議案つづりの63ページから70ページ、黄色の議案関係資

料は31ページから40ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

ピンク色の表紙の議案つづり63ページをごらんください。

本案は、横芝光町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由は、町長からの説明のとおりでございます。

議案つづり65ページをごらんください。あわせて黄色の議案関係つづり31ページから40ページをごらんいただきたいと思います。

横芝光町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、事業再構築検討委員会で検討され、使用料について見直しがされたことにより、社会体育施設利用におきます受益者負担の観点から負担額の設定根拠を明確にし、使用料の適正化を図るため、横芝光町体育施設使用料の条例の一部を改正するものであります。

改正案について説明させていただきます。

議案つづりは65ページを、議案関係資料は31ページをお願いいたします。

ここからは、黄色の議案関係資料で説明させていただきます。

31ページをごらんください。

右側が改正案、左側が現行となります。

本改正につきましては、別表1の上から2行目の光文化の森公園の地番を、11917番地から11931番地に改め、同表の上から3行目の光スポーツ公園の項中、芝生広場を削り、同じく5行目の栗山野球場を削るものです。

議案関係資料の32ページをお願いいたします。

別表第2は、主に使用料を改めるものです。

ふれあい坂田池公園、光文化の森公園の利用料を高校生以下から中学生以下とし、使用料を町内、町外の使用料を定めるものです。

33ページをお願いいたします。

33ページには、光文化の森公園、光スポーツ公園の改正案が記載されております。34ページには、光しおさい公園、東陽野球場、尾垂野球場の改正案が記載されております。35ページには、横芝B&G海洋センタープール、横芝B&G海洋センター体育館の改正案が記載されています。36ページも同様に、横芝B&G海洋センター体育館が記載されております。37ページは、光B&G海洋センタープールの改正案が記載されております。38ページも同様に、光B&G海洋センタープール、横芝光町体育館の改正案が記載されております。39ページは飛ばしていただき、40ページには、横芝長山台桜ヶ丘公園テニスコートまでの使用料の改正

案が記載されており、同様に改めるものでございます。

ピンク色の議案つづりに戻っていただき、70ページをごらんください。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で社会体育施設条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願いいたします。

〔社会文化課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第12号について、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） 議案第12号 山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議について補足説明をさせていただきます。

議案つづりについては71ページ、議案関係資料については41ページとなりますので、よろしくようお願いいたします。

本案は、組合における事務事業の見直しにより、老人福祉法に基づく老人デイサービスセンター事業を廃止し、設置、管理及び運営に関することについて、規約第3条に規定する共同処理から削除するため、山武郡市広域行政組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めべく提案をしたものでございます。

議案関係資料つづり41ページをお願いしたいと思います。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第22号までを1号ずつ繰り上げるとしております。

議案つづり71ページをお願いします。

附則といたしまして、この規約は令和2年4月1日から施行するとしております。

なお、廃止いたします老人デイサービスセンターは、平成7年4月から業務を開始し、平成12年4月からは、介護保険法に基づく通所介護事業所として通所サービスを提供し事業運営を行ってまいりましたが、近年、民間のサービス提供事業所が増加し利用者の減少が続き、事業内容の見直しを行ってまいりましたが、事業継続が厳しくなり、令和元年度末で事業の廃止をしようとするものであります。

なお、本事業のサービス利用者につきましては、他の事業者への移行が本年5月末をもって完了いたしております。

以上、議案第12号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認を賜り

ますようお願いを申し上げます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第13号について、財政課長。

〔財政課長 椎名富士男君登壇〕

○財政課長（椎名富士男君） 議案第13号 令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

別冊の一般会計補正予算書（第4号）をご用意いただきたいと思います。

1ページをごらんください。

令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億980万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億8,153万5,000円とし、第2条では繰越明許費の設定を、第3条では債務負担行為の追加を目的に債務負担行為補正を行おうとするものでございます。

2ページから4ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございます。内容は、事項別明細書によりご説明させていただきますので、ここでは記載事項のご確認をお願いいたします。

5ページの第2表は、記載の3事業につきまして翌年度に財源を繰り越す繰越明許費を設定するものでございます。

農林水産業費の北清水排水機場管理事業は、事業認定が10月になったことから、適正な工期が確保できなくなったこと。土木費、町道Ⅰ-10号線道路改良工事（宮川地先）は、台風15号により移転先住居の建設に遅延が生じたこと。町道Ⅰ-14号線道路改良事業（北清水・木戸地先）は、県道交差点協議に不測の日数を要したことなどが、繰り越しを必要とする事由でございます。

続いて第3表、債務負担行為補正は、今年度末に契約期間が満了となります広報よこしばひかり印刷製本費のほか、5事業の入札など、契約更新事務を今年度中に行う必要があること。また、今年の台風被災農業者に対する利子補給及び債務保証料補助事業を令和9年度まで行うべく、記載事業の債務負担行為を追加するものでございます。

6ページから8ページは、事項別明細書の総括でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、歳入歳出の内容についてご説明申し上げます。

先月25日の議会議員全員協議会での説明と一部重複いたしますので、その点ご了承いただきたいと思います。

それでは、9ページをお願いいたします。

初めに歳入です。

15款国庫支出金の1項1目民生費国庫負担金と16款県支出金の1項2目民生費県負担金の障害児通所支援事業負担金は、いずれも就学前の障害児発達支援の無償化に伴う国・県負担金で、実績見込み9人分の調整です。負担割合は、国2分の1、県4分の1でございます。

15款2項2目民生費国庫補助金と16款2項2目民生費県補助金の子育てのための施設等利用給付交付金及び給付負担金は、幼児教育・保育無償化制度の開始に伴う国・県補助金で、認可外保育所の利用実績見込み4人分の調整です。補助割合は、国2分の1、県4分の1となります。

16款2項2目民生費補助金の社会福祉施設等災害復旧費補助金は、フタバ保育園の園舎屋根や外壁が台風15号の被害を受けたことにより、町を經由して県に補助金を申請するものです。なお、当該補助率は県100%となります。

2項3目衛生費県補助金は、中学生までの子ども医療費助成事業補助金で、実績見込みにより増額調整するものです。

2項4目農林水産業費県補助金で、農業災害対策利子補給事業補助金と千葉県農業災害対策資金債務保証料補助金は、台風15号の被災農業者の事業用運転資金と農業用施設の復旧資金の借り入れに対する利子補給と債務保証料補助です。利子補給率は、県0.45%、町0.225%、債務保証料補助は県0.12%、町0.06%となります。

千葉県農地集積・集約化対策事業補助金は、農業をやめる際に農地中間管理機構を介して農地を貸し出した農業者に支払われる経営転換協力金で、今年度の対象農家が11戸で確定したものです。協力金は10アール当たり1万5,000円で、補助割合は県100%となります。

農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金は、北清水排水機場、直径800ミリポンプの整備補修工事に係る県補助金で、補助率は50%です。

被災農業者支援事業補助金は、台風15号により被害を受けた農業施設の復旧支援補助金です。10月の初回申請取りまとめ状況から申請件数を250件、申請総額を1億5,000万円と見込みました。なお、補助金の負担割合が、国3割、県4割、町2割、個人1割であることから、計上額は申請総額から個人負担分を除いた額の国・県分としております。

18款1項1目一般寄附金は、今年度のふるさと納税の見込み額を4,000万円から5,000万円に増額し、また台風15号被害に対し寄せられました災害支援金を計上するものです。災害支援金は、10月31日現在、8法人、2団体、5個人から現金で401万9,000円。ふるさと納税サ

イトから220件余りで250万8,000円が寄せられて、合計で652万7,000円となっております。このうち、さきの補正予算の財源といたしました280万円を差し引いた額を今補正に計上しております。

19款2項1目財政調整基金繰入金と、10ページになります、20款1項1目前年度繰越金は、本補正予算の財源に充てるものでございます。

21款7項1目雑入のうち後期高齢者医療負担金精算は、平成30年度分医療給付費の精算金でございます。

後期高齢者医療制度長寿・健康増進事業補助金は、今年度の人間ドック受検者数の見込みによる調整です。

多面的機能支払交付金事業負担金返還金は、台、小堤、篠本新井、入の各保全会からの事業実績に応じた交付金の精算返還金です。

全国公営住宅家財共済機構火災共済給付金は、台風15号で破損した栗山団地に対する共済機構からの見舞金です。

続いて、11ページから歳出でございます。

歳出につきましては、説明欄の黒丸事業ごとにご説明をさせていただきます。

2款1項5目財政管理費、ふるさと納税推進事業602万9,000円は、ふるさと納税の納入見込みから返礼品を含む業務委託料等の経費を補正するものです。

7目財産管理費、本庁舎改修事業119万1,000円は、庁舎1階の既設分電盤の容量にあきがなく、予定されておりますパスポート申請業務等の新規業務に支障があるため、分電盤を増設するものです。

12目情報管理費、内部情報系電算管理事業198万円は、新年度から開始される会計年度任用職員制度により、人事給与システムと財務会計システムの改修が必要になったことから、改修業務を委託するものです。

2款4項4目町長選挙費、町長選挙費32万3,000円は、議案第3号で提案しております選挙公報発刊に係る経費です。3月15日執行予定の町長選挙から導入すべく、選挙公報の印刷代、新聞折り込み手数料等の費用です。

3款1項2目老人福祉費、介護保険特別会計繰出事業335万1,000円は、今年度の介護サービス給付費や介護予防サービス給付費などの介護給付費の動向から、町負担割合12.5%相当額の繰出金を増額するものです。

12ページをお願いいたします。

3目障害者福祉費、障害児通所支援事業60万2,000円は、消費税増税に伴う3歳から5歳児の障害児発達支援無償化9人分に係る負担金です。なお、本事業には国・県支出金45万円を充当しています。

5目後期高齢者医療費67万9,000円は、人間ドック受検者の実績見込みによるドック委託料の調整です。

3款2項1目児童福祉総務費、町内児童等医療費等助成事業93万6,000円は、高校生分の医療費見込みから助成額を調整するものです。

4目保育所費、子育てのための施設等利用給付事業91万8,000円は、幼児教育・保育無償化の制度改正に伴い、認可外保育所入所者4人に係る給付費です。なお、本事業には国・県支出金68万8,000円を充当しています。

社会福祉施設等災害復旧費補助事業162万5,000円は、台風15号によるフタバ保育園園舎の災害復旧補助金で、県補助金を全額充当いたします。

4款1項1目保健衛生総務費、子ども医療費助成事業161万5,000円は、中学生までの医療費の実績見込みによる調整です。なお、本事業には県支出金43万8,000円を充当しております。

13ページ、不妊治療費助成事業30万円は、県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づく今年度の実績見込みが9名になったことから、3名分を増額するものです。

13ページになります。

5目健康づくりセンター費、健康づくりセンター維持管理事業34万2,000円は、台風15号により破損したプラムのテレビアンテナの修繕料です。

3項1目病院費、東陽病院事業会計繰出事業1億5,000万円は、病院の施設改修工事により病床利用率が低下し入院収益が減ったため、繰出金により病院の経営安定を図るものです。

5款1項3目農業振興費、農業災害対策利子補給事業42万4,000円は、台風15号被災農業者の運転資金と施設復旧資金の借り入れに対する利子補給です。災害基準金利0.675%のうち、補給率は県0.45%、町0.225%です。なお、この事業は本補正で令和9年度まで債務負担行為を設定いたします。

農地中間管理機構事業171万円は、中間管理機構を介して農地を貸し出した離農者に対し、10アール当たり1万5,000円の農地集積・集約化補助金を交付するもので、今年度の対象面積が1,140アールとなったものです。なお、この事業費は全額県支出金を充当いたします。

人・農地プラン推進事業138万6,000円は、後継者の有無や年齢など農業者個々のデータを

地図に取り込み、人・農地プランを具現化すべく農地振興地域管理システムを改修するものです。

災害関連農村アメニティ整備事業維持管理事業39万4,000円は、台風15号で破損した坂田城跡案内看板と梅まつり看板の修繕料です。

被災農業者支援事業9億4,564万7,000円は、台風被災農業者の施設や農業機械等の復旧支援事業で、申請事務に係る時間外勤務手当延べ289時間と見込み申請件数250件分の支援補助金です。なお、補助金負担割合は、国3割、県4割、町2割になります。

14ページをお願いいたします。

農業災害対策資金債務保証料補助事業11万3,000円は、台風15号被災農業者の運転資金と施設復旧資金の借り入れに対する債務保証料の補助です。この事業は、利子補給事業同様に本補正で令和9年度までの債務負担行為を設定いたします。

4目畜産振興費、東陽食肉センター特別会計繰出事業26万円は、職員の児童手当支給分を、その性質上、一般会計から食肉センター特別会計へ繰り出すものでございます。

5目農地費、地域排水管理事業55万円は、原方地先の排水機能が低下した排水路補修工事を、大根土地改良区と町、折半で行うもので、町は土地改良区に負担金として工事費を支払うものです。

屋形排水機場管理事業215万5,000円は、機場のポンプ用真空破壊弁の交換修理と真空ポンプ1台の交換工事です。

北清水排水機場管理事業5,194万2,000円は、機場の直径800ミリ排水ポンプの補修に係る設計監理委託料及び工事費です。なお、当該事業の工期はおおむね10カ月を要することから、本補正において繰越明許費を設定しております。

多面的機能支払交付金事業21万3,000円は、台、小堤、篠本新井、入の各保全会の活動実績により、町に返金された交付金のうち国・県負担割合分を県へ返還するものです。

15ページになります。

災害関連町単土地改良補助事業16万6,000円は、台風15号で破損した揚水ポンプの修繕料のうち3割相当額を谷中維持管理組合に補助するものです。

8款1項2目非常備消防費、災害関連消防施設整備事業84万3,000円は、台風15号及び19号で破損した第8分団第3部、尾垂になりますが、こちらの消防機庫の修繕料です。

9款1項2目事務局費、学校統合準備事業の需用費は、東陽小学校の校名変更に伴う陸上及び体操競技会児童用ユニホームの作成費用です。委託料は、光小学校の校章作成業務と主

に閉校する小学校の使用不能な教材や備品の廃棄業務及び統合先小学校への書類や教材備品等の移設運搬業務の委託料でございます。工事請負費は、光小学校の銘板撤去及び設置工事と新校歌レリーフの設置工事で、備品購入費は校印規程に基づく光小学校の校印整備と学校統合に係る学校沿革資料保存用具の購入費です。

2項1目小学校学校管理費、小学校施設維持管理事業370万4,000円は、横芝小学校職員駐車場及び南条小学校銀杏伐採に係る施設整備工事と日吉小学校男子トイレの施設改修工事です。

2目教育振興費、16ページにかけての各小学校の教育振興事業は、新年度からの教科書改訂に伴う教員用教科書及び指導書の購入代金で、5校合計657万8,000円です。

3項1目中学校学校管理費、中学校施設維持管理事業54万3,000円は、光中学校空調室外機と空調機ドレン配管の修繕料です。

4項3目共同利用施設費は、国の基準により町民会館、上堺会館、大総会館の照明用安定器PCB含有調査を行うもので、3施設合計69万6,000円です。

10款2項1目道路橋りょう災害復旧費、道路橋りょう災害復旧費265万6,000円は、遠山、新島、屋形、小田部地先の町道5路線の道路復旧工事費で、住宅災害復旧費22万6,000円は、町営住宅栗山団地の屋根や雨どい等の修繕料です。

3項2目公立学校災害復旧費、公立学校災害復旧費216万2,000円は、白浜小学校体育倉庫シャッター修繕料と日吉小学校、白浜小学校、横芝中学校で発生したフェンスや野球場防球ネット等の復旧工事費です。

4項1目民生施設災害復旧費、児童福祉施設災害復旧費65万8,000円は、大総保育所及び上堺保育所で発生した倉庫や車庫の屋根修繕料です。

次の18ページから19ページは、時間外勤務手当の増額に係る給与費明細書、20ページは、本補正予算において追加いたしました債務負担行為に係る当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

以上、令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔財政課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時といたします。

（午後 1時44分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時59分）

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第14号について、住民課長。

〔住民課長 大木敏江君登壇〕

○住民課長（大木敏江君） 議案第14号 令和元年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明申し上げます。

別冊の議案第14号補正予算書をお願いいたします。

今回の補正予算（第2号）は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,523万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,414万1,000円とし、第2条では、債務負担行為の追加を目的に債務負担行為補正を行おうとするものでございます。

2ページ、3ページは、第1表歳入歳出予算補正でございます。

内容については事項別明細書によりご説明申し上げますので、ここでは記載事項の確認をお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正は、国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託を追加するもので、期間を令和2年度、限度額を132万7,000円とするものでございます。

5ページから事項別明細書となります。

7ページをお願いいたします。歳入となります。

6款1項1目保険給付費等交付金、普通交付金ですが、これは療養諸費及び高額療養費の本年9月までの医療費動向を勘案し、今後増額が見込まれることから、同額の2,523万9,000円を増額補正するものであります。

続きまして、8ページ、歳出となります。

2款1項療養諸費ですが、これは本年度の医療費動向を踏まえ、今後不足が見込まれる一般被保険者療養給付費1,797万3,000円を増額補正するものであります。

次に、2項高額療養費ですが、これは医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されますが、こちらも本年度の医療費の動向を勘

案し不足が見込まれる一般被保険者高額療養費を726万6,000円増額補正するものであります。

以上、今回の補正額は歳入歳出ともに2,523万9,000円の増額補正でございます。

続きまして、9ページをお願いします。

第2表で追加しました債務負担行為、国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託に係ります当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

以上、議案第14号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 大木敏江君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第15号について、福祉課長。

〔福祉課長 及川雅一君登壇〕

○福祉課長（及川雅一君） それでは、議案第15号 令和元年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明を申し上げます。

別冊の議案第15号をごらんください。

補正予算書の1ページをごらんください。

このたびの補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,681万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億5,628万4,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、高齢者人口及び介護保険認定者数の増加に伴い、各種介護サービス利用者数が増加し保険給付が伸びたことによる経費の増額と、これに伴う国・県社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの定率による義務負担金等による増額補正を行おうとするものであります。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをごらんください。

歳入からご説明申し上げます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金472万7,000円と、2項国庫補助金、9目保険者機能強化推進交付金355万8,000円と、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費負担金724万円と、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金398万8,000円と、8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金335万1,000円を増額補正するものであり、国支払基金、県、町と介護サービス等諸費が増加になったことに伴うそれぞれの負担分を増額補正するものであります。

9款繰越金、1項1目繰越金302万3,000円は、今回の介護サービス等諸費の増額に対する不足額を補正財源として前年度繰越金から充てるものであります。

11款諸収入、3項雑入、4目第三者納付金92万6,000円は、交通事故等第三者の行為による救済実績に伴い増額補正するものであります。

以上、歳入合計は2,681万3,000円であります。

続いて、7ページ、歳出についてご説明いたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費につきましては、第三者納付金の納入による財源振替であります。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、19節負担金補助及び交付金355万9,000円につきましては、介護予防サービス利用者が増加したことによるものであります。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、19節負担金補助及び交付金1,048万円につきましては、要介護認定者の増加に伴いサービス利用者がふえてきたこと、またサービスの多様化により1人当たりのサービス料もふえてきており、所得に応じた負担限度額を超えて負担した利用料については超過した部分の利用料を還付することとされているため、高額介護サービス費の増額補正が必要となりました。

4項高額介護サービス等費、2目高額介護予防サービス費、19節負担金補助及び交付金4,000円につきましては、認定者の増加に伴いサービス利用者がふえてきたことによるものです。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費、19節負担金補助及び交付金5万円につきましては、要介護認定者の増加に伴いサービス利用者がふえてきたことによるものです。

続いて8ページをごらんください。

7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、19節負担金補助及び交付金1,272万円につきましては、要介護認定者の増加に伴いサービス利用者がふえてきたこと、世帯分離などにより負担限度額認定対象者が増加してきているため、増額補正が必要となりました。

以上、2款保険給付費の補正合計額は2,681万3,000円となります。

次に、5款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費と3項包括的支援事業・任意事業費につきましては、保険者機能評価推進交付金の受け入れによる財源振替となります。

以上、歳出補正総額は2,681万3,000円であり、補正後の歳入歳出予算額は24億5,628万4,000円となります。

以上をもちまして、令和元年度横芝光町介護保険特別会計予算の説明といたします。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第16号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 向後和彦君登壇〕

○食肉センター所長（向後和彦君） 議案第16号 令和元年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書議案第16号の1ページをごらんください。

初めに、元号を改める政令の施行に伴い、平成31年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算の名称を令和元年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計と読みかえ、また、元号による年表示につきましても令和に読みかえるものとしますので、ご理解をお願いいたします。

このたびの補正予算は、第1条に定めましたとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,473万3,000円とするものであり、人件費に係る補正のみでございます。

詳細につきましては事項別明細書で説明させていただきます。

6ページをごらんください。

初めに、歳入でございます。

4款1項1目繰越金は、歳出補正予算の財源調整のための補正として、前年度繰越金に47万3,000円を増額し1,854万5,000円とするものです。

6款1項1目一般会計繰入金は、児童手当に係る繰入金で、26万円を増額し28万円とするものです。

次に、歳出でございます。

7ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費は、73万3,000円を増額補正であります。これは、4月の人事異動に伴い、2節給料、3節職員手当、4節共済費を調整したものであります。

8ページ、9ページにつきましては、給与明細書となりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で議案第16号の詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りま

すようよろしくお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第17号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 議案第17号 令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案第17号の補正予算書をお願いいたします。

1 ページでございますが、第1条は総則でございます。

第2条は業務の予定量の補正で、（1）の病床数につきましては、補正前の療養病床の病床数45床、3階療養病棟の病床当たりの床面積等について、現在の施設基準へ適合させることにより5床減となることから40床とするもので、病床総数を100床から95床とするものでございます。

第3条は収益的収入及び支出の補正で、収入の1款3項医業外収益、補正前の額4億4,109万9,000円に1億5,000万円を補正し、合計額を5億9,109万4,000円とするものでございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。

3 ページの下の表、補正予算説明書をごらんください。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款3項3目1節負担金交付金の1億5,000万円の補正は、一般会計繰入金の追加で、本年度の一般会計からの繰入金の額は4億5,000万円と、前年度と比較して8,000万円の減となっておりますが、5月から実施しております3階病棟等改修工事に伴う入院制限が長期化した影響などにより、本年度の医業収益の見込みが9億2,826万円となり、前年度と比較して5,754万円の減となる見込みとなりました。これにより、令和2年1月には運営資金の不足が生じる見込みとなったため、必要となる運営経費分として計上させていただいたものでございます。なお、本補正により一般会計からの繰入金の額は6億円となり、前年度と比較して7,000万円の増となるものでございます。

以上、議案第17号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第18号ないし議案第21号について、住民課長。

〔住民課長 大木敏江君登壇〕

○住民課長（大木敏江君） 議案第18号から議案第21号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして詳細説明を申し上げます。

ピンク色の表紙、議案つづりの73ページから79ページをごらんいただきたいと思います。

議案第18号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵害されることのないように見守るとともに、地域の中で人権思想を広め、人権を擁護するために1期3年の任期としてご活躍いただく民間のボランティア委員で、町長の推薦により法務大臣が委嘱するものでございます。

現在、当町におきましては7名の委員にご活躍いただいておりますが、このうち4名の委員につきまして令和2年3月31日に任期満了を迎えることから、次期委員を推薦するものであります。

人権擁護委員法第6条第3項では、市町村長は法務大臣に対し、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと規定されておりますことから、今定例会に提案し意見を求めるものでございます。

それでは、4名の委員候補者を順にご説明申し上げます。

まず、1人目の、横芝光町木戸在住、椎名菊代氏、72歳であります。3期9年にわたり人権擁護委員を務められ、現在は匝瑳人権擁護委員協議会第4部会の副会長として、管内の人権擁護活動にも積極的に取り組んでおられますことから、引き続き人権擁護委員をお願いしようとするものでございます。

次に、75ページをごらんください。

横芝光町横芝在住、上野敬蔵氏、68歳であります。3期9年にわたり人権擁護委員を務められ、過去には匝瑳人権擁護委員協議会の第4部会の会長や、千葉県人権擁護委員連合会の委員としてもご活躍いただき、現在も当町における人権擁護の円滑な委員活動の取りまとめ役としてご尽力をいただいておりますことから、引き続き人権擁護委員をお願いしようとするものでございます。

次に、77ページをごらんください。

横芝光町宝米在住、土屋喜久雄氏、67歳であります。2期6年にわたり人権擁護委員を務められ、現在は千葉県人権擁護委員連合会の広報委員としてもご活躍中であり、町の活動以外に、県の人権擁護事業の推進においても手腕を発揮されておりますことから、引き続き

人権擁護委員をお願いしようとするものでございます。

次に、79ページをごらんください。

横芝光町北清水在住、椎名俊明氏、64歳であります。1期3年にわたり人権擁護委員を務められ、現在は匠瑳人権擁護委員協議会の子ども人権委員としてもご活躍中であり、町の活動以外にも人権思想の普及や啓蒙活動にご尽力をいただいておりますことから、引き続き人権擁護委員をお願いしようとするものでございます。

以上、4名の方々、いずれも人権擁護についてのご経験、ご理解が深く、人権擁護委員として適任の方々でございます。よろしくご審議を賜りまして、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

〔住民課長 大木敏江君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、報告第1号について、社会文化課長。

〔社会文化課長 川嶋 修君登壇〕

○社会文化課長（川嶋 修君） それでは、報告第1号の補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり81ページをごらんください。

本件は、文化会館駐車場での樹木の枝折れによります車両の損傷による専決処分の報告についてであります。報告理由は、町長からの説明のとおりでございます。

議案つづり85ページをごらんください。

事故の概要といたしましては、令和元年8月18日午前10時ごろ、横芝光町横芝地先文化会館駐車場内において、横芝B&G海洋センタープールを利用しに来ました匠瑳市在住の方が車両を駐車場にとめた際に、隣に植えてありました木の枝が突然折れ、車両と接触した事故でございました。車両のドアなどを破損したため、修理費及び代車費用の計55万3,133円を支払うことにより相手方と示談することについて、地方自治法第180条の規定により専決処分をしたので、同条第2号の規定により議会に報告するものであります。

幸い、人などに被害がなく済みましたが、施設の管理によりご迷惑をおかけしたことを深く反省し、このような事故を起こさないよう、施設の管理には細心の注意を払い運営に努めてまいります。

〔社会文化課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、報告第2号及び報告第3号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 報告第2号及び報告第3号の説明をさせていただきます。

初めに、報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）のご説明をいたします。

ピンク色の冊子、議案つづりの87ページをごらんください。

本件につきましては、町長からの提案理由説明で申し上げましたとおり、令和元年6月11日、町道I-19号線で発生いたしました道路瑕疵にかかわる車両の損傷につきまして、町と被害者の間で和解が成立し、損害賠償額が決定しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により令和元年9月20日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次の89ページは、専決処分のかがみ文になっております。

専決処分の内容についてご説明いたしますので、次の91ページをごらんください。

和解及び損害賠償額の決定について。

町道I-19号線の道路瑕疵に係る車両の損傷について、次のとおり和解し損害賠償額を決定する。

1の和解及び損害賠償の相手方につきましては、報告書記載のとおりでございます。

2の和解の要旨につきましては、令和元年6月11日、山武郡横芝光町小川台86番地2地先の町道I-19号線にて、道路敷から生えていた孟宗竹が強風にあおられて倒れてきたところに、本町道を南下してきた和解の相手方が運転する車両が接触しフロントガラスを破損させた事故について、町はその損害を賠償するものでございます。

3の損害賠償額につきましては、9万4,424円に決定したものでございます。

続きまして、93ページをごらんください。

報告第3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）のご説明をいたします。

本件につきましては、町長からの提案理由説明で申し上げましたとおり、令和元年9月2日、横芝光町横芝地先で発生したブロック塀に公用車が接触した物損事故につきまして、町と相手方の間で和解が成立し損害賠償額が決定しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により令和元年10月31日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次の95ページは専決処分書のかがみ文でございます。

それでは、専決処分の内容についてご説明いたしますので、次の97ページをごらんください。

和解及び損害賠償額の決定について。

横芝光町横芝527番地6地先で発生した、横芝光町職員の運転する公用車がブロック塀に接触した物損事故について、次のとおり和解し損害賠償額を決定するものでございます。

1の和解及び損害賠償の相手方につきましては、報告書記載のとおりでございます。

2の和解の要旨につきましては、令和元年9月2日、公務のため公用車で運転中の横芝光町職員が、横芝光町横芝527番地6地先路上で左折したところブロック塀に接触した物損事故について、町はその損害を賠償するものでございます。

3の損害賠償額につきましては、5,500円に決定したものでございます。

以上、報告第2号及び報告第3号の説明とさせていただきます。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

◎休会の件

○議長（鈴木克征君） 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。

12月4日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、12月4日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の日程はこれをもって終了します。

12月5日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時33分）

1 2 月 定 例 会

(第 2 号)

令和元年12月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

令和元年12月5日(木曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	小倉弘業君	2番	森川貴恵君
3番	印東彦治君	4番	秋鹿幹夫君
5番	宮蘭博香君	6番	山崎義貞君
7番	越川一雄君	8番	庄内賢一君
9番	鈴木和彦君	10番	鈴木輝男君
11番	川島仁君	12番	川島富士子君
13番	鈴木克征君	14番	鈴木唯夫君
15番	八角健一君	16番	川島勝美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	林雅弘君	企画空港課長	平山貴之君
財政課長	椎名富士男君	環境防災課長	萩原浩己君
税務課長	鈴木正広君	住民課長	大木敏江君
産業課長	熱田雅之君	都市建設課長	川島敏彦君

福祉課長	及川雅一君	健康こども長	椎名淳君
食肉センター長	向後和彦君	東陽病院長	渡邊奨君
会計管理者	秋葉義臣君	教育長	押尾良晴君
教育課長	椎名雄一君	社会文化課長	川嶋修君

職務のため出席した者の職氏名

局	長	市原通雄	書	記	齋藤美紀
---	---	------	---	---	------

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎一般質問

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 小 倉 弘 業 君

○議長（鈴木克征君） 通告順に発言を許します。

小倉弘業議員。

〔1番議員 小倉弘業君登壇〕

○1番（小倉弘業君） 皆様、おはようございます。議長よりお許しをいただきましたので、小倉弘業が通告に従い一般質問をさせていただきます。

ことは平成から令和元年を迎え、早くも1カ月を切りました。

台風による多くの災害に見舞われ、9月には千葉県を直撃した15号、10月の19号、また、21号に伴う大雨で、当町も甚大な被害を受けました。改めまして被災された皆様へ心からお見舞いを申し上げます。

一日でも早い復興を願うところではありますが、職人不足、資材不足など、完全な復興までにはまだまだ時間がかかる状態です。

町の基幹産業である農業への被害も深刻な状態です。

補償の割合も形づくられ、やっと少し先が見えてきた状態ですが、ハウスの被害により来年の米の生産準備にも影響が出てくるのではと心配されます。

災害時に町職員の皆様が昼夜を問わず献身的に対応していただいたことは、町民の皆様もとても心強く感じたのではと思います。これからは、地球温暖化による海水温度の上昇などで強い台風の発生が懸念されるところです。今までのような災害の少ない千葉県というのは過去のことで、いつ襲ってくるかわからない自然災害に本格的に備えるときが来たのだと思います。今までの基準を見直し、新たにどのような災害にも対応できる地域防災計画の見直

しも必要ではないかと思えます。

それでは、大綱2点、質問させていただきます。

初めに、15号襲来時の災害対策本部と避難所の開設について質問させていただきます。

9月9日未明から朝方にかけて関東を直撃した台風15号の情報は、前日から頻繁にテレビのニュースなどでも報じられ、関東地方に上陸する台風の勢力では観測史上最強クラスの勢力との情報で、テレビ各局から災害に対する注意が呼びかけられ、災害の大きさを心配しました。

実際、台風の被害は、予想をはるかに超えるもので、町の初動対応では、災害対策会議を数度開き、災害の対応をしていたとされていますが、停電による情報収集が困難な中、早急に災害対策本部を設置すれば、自衛隊、消防、警察、東京電力などの協力を得られるため、情報の共有など、一段階上の協力体制のもと、災害対応ができたのではと思います。

1点目として、町の災害対策本部の設置がなぜおくれたのかお聞きします。

また、2点目といたしまして、避難所の開設が台風通過後とおくれたのがなぜかお聞きします。

次に、避難場所の設定について質問します。

台風15号通過後に災害による避難所が開設されました。停電による断水が始まり、避難を余儀なくされる住民も多く、避難所の開設を待つ住民も多かったと聞きます。

9日の朝に町民会館に避難所が開設され、11日には文化会館にも開設されました。避難する方々の中には、移動手段がない方もいますが、町ではそのような方々へ避難援助していただけるとのことですが、近くの避難場所の開設を願う声をよく聞きます。

津波や土砂災害を想定した場合は、限られた避難所となりますが、それ以外であれば、近くの避難所が望ましいと思います。

3点目として、今回の15号、19号台風による避難所の開設はどのように場所の設定をしたのかお聞きします。

次に、災害時の高齢者や避難困難者の優先的避難について質問します。

今回の15号、19号台風でも、避難を余儀なくされる方は少なくありませんでした。そのような中、高齢者や避難困難者など、災害時要援護者の方々を平時から把握しておくことは、災害時、迅速な情報伝達や避難誘導につながると思います。

災害時、要援護者の避難支援ガイドラインにも出ているように、災害時、要援護者一人一人の状態に合わせた避難支援プランは、いざ災害のときには迅速な避難誘導の助けになると

思います。

1点目として、当町の災害時要援護者の把握はどのようにして行っているのかお聞きします。

次に、避難タクシーについて質問します。

台風19号は、河川の氾濫などで、日本各地に水害による被害を与えました。茨城県でも死者が出る中、水戸市では那珂川が氾濫し、甚大な被害が出ましたが、死者は出ませんでした。

要因として挙げられているのが、災害時、高齢者や避難困難者を避難所など安全な場所にタクシーで送り届けてもらう協定をタクシー協会と結んでいたことです。

水戸市防災危機管理課にお尋ねしたところ、市では災害時、要援護者の人数を事前に把握していて、避難時には本人の意思を確認した上でできる限りは市で、また、車椅子の方など、一部の避難者を協定してあるタクシーで避難していただいたと聞きました。

いざ大規模な災害時には、町職員の対応では手に負えないことも想定していかなければならないと思います。

2点目として、このようなよい事例である、避難タクシー導入のお考えをお聞きします。

以上、大綱2点、檀上からの質問とさせていただきます。

〔1番議員 小倉弘業君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、早速、小倉弘業議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、災害対応についてのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては福祉課長等に答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

初めに、台風15号襲来時の災害対策本部、避難所の開設についての、災害対策本部設置のおくれについてでございますが、台風15号が当町に接近したのは9月9日の深夜から早朝にかけてであり、災害対策本部は12日午後5時の本部会議をもって設置いたしました。

なお、災害対策本部設置までの町の対応は、横芝光町地域防災計画に従い、8日から環境防災課、産業課、都市建設課、福祉課に指示し、第2配備の警戒体制をとり、台風通過から災害対策本部設置までの間は、特別職及び各課長職等を招集し、災害対策会議を開催し、被

害状況の確認及びその対応に当たりました。

災害対策本部が12日の設置となった理由といたしましては、東京電力の停電復旧計画が当初11日中には、横芝光町全域を早期復旧するとの発表を聞き、その後12日には、その発表が変更となり、停電の復旧が長期化するとの判断をしての本部設置となったものでございます。

次に、避難所開設のおくれについてであります。9日の早朝の台風通過の影響により、同日午前5時16分土砂災害警戒情報が発令され、5時30分に職員配備体制強化のため、関係課長に命じ、各課職員を登庁させました。

また、暴風雨と停電状況を考慮し、午前7時30分に町民会館を避難所として開設いたしました。

次に、避難場所の設定についてであります。地域防災計画の避難計画に定める避難所につきましても、町民会館、文化会館、町体育館、横芝敬愛高校及び各小中学校の13カ所を指定しており、災害の状況により避難所として開設をいたしておるところでございます。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

〔福祉課長 及川雅一君登壇〕

○福祉課長（及川雅一君） おはようございます。

小倉弘業議員からご質問のありました、大綱2点目、災害時の避難困難者についての、災害時の高齢者や避難困難者の優先的避難についての当町の避難困難者の把握はと、災害時、避難タクシーの導入についてお答えいたします。

初めに、当町の避難困難者の把握についてですが、避難行動要支援者対策として、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられたことにより、平成28年度に当該名簿の整備を行い、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を把握するなど、常に最新の情報に更新するとともに、適切な管理に努め運用しております。

この避難行動要支援者名簿につきましては、避難困難者とされる高齢者や障害者の方を対象に、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、円滑かつ迅速に避難の確保を図るべく、65歳に到達した高齢者や、障害者手帳を取得した方々へ登録の案内を行い、同意が得られた方の個別情報を備えております。

また、避難支援等の実施に必要な最低限の範囲で、消防機関、県警察、民生委員児童

委員など、支援実施に携わる関係者の協力を得て、個別訪問による状況把握等を実施することとしております。

次に、災害時、避難タクシーの導入についてですが、高齢者や避難困難者の避難対策として、先ほどの答弁でご説明させていただきました避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援関係機関等の支援により、優先的な避難を行うこととしております。

避難方法は原則として徒歩になりますが、避難困難者の避難支援につきましては、地域の実情に応じ、自動車の利用が必要になると思います。

また、台風、豪雨、地震等、災害の発生状況により、被害の大きさも異なることや、災害発生時間帯によっても避難の方法に違いが出ると想定されますので、広域的な災害が発生した場合、自治会組織などを含む避難支援関係機関だけでは十分な対応ができないことも想定されますので、被害の防止及び災害の軽減を図るため、避難に時間を要する高齢者や障害者などの要配慮者が自主避難する上で、バスやタクシーなど公共交通を利用することは、速やかに安全な場所へ避難させる有効的な移動手段として考えられますので、取り組み等を行っている自治体の事例を参考に調査・研究してまいります。

〔福祉課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） それでは、通告に従い、順番に再質問をさせていただきます。

初めに、災害対策本部の設置のおくれについて再質問をさせていただきます。

台風通過後に開いた災害対策会議では、災害規模の大きさから災害対策本部設置への意見は出なかったのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 小倉議員の再質問の、意見が出なかったということにお答えいたします。

台風15号につきましては、先ほど町長が壇上答弁でもお答えしましたとおり、9月8日16時30分の暴風雨警報を受け、第2配備の警戒体制、9月9日からは特別職及び課長職を招集しての災害対策会議、この対策会議での情報収集及び災害対応をしておりました。

また、その時点で自衛隊への災害対応要請及び町消防団へは須合団長に連絡しての消防団への協力依頼、その他、横芝光消防署における災害対応をお願い申し上げました。

この体制につきましては、災害対策本部設置と同様の対応をとったものと認識しております。

以上、お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 私が聞いたのは、ちょっと災害対策本部の設置の時点からの要望があったというのは消防のほうから聞いているんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 消防団につきましては、先ほども申し上げましたとおり、須合団長へ連絡しての消防団、各部への応援要請ということでお願いしてございました。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 今聞きましたのは、災害対策会議では、災害対策本部への設置したほうがいいという意見は出なかったのかということを知りたいんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 対策本部への設置という意見はその時点ではございませんでした。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 当初は町内の76%が停電や断水、倒木による交通障害などの被害を見れば、初動対応として一番最初にすべきことは、災害対策本部の設置ではなかったかと思えます。

町の地域防災計画の見直しも含め、今後は素早い災害への対応をしていただきたいと思います。

次に、2点目の避難所開設のおくれについて。

暴風雨と停電状況を考慮しての避難所の設置と回答していただきましたが、台風上陸の数日前から15号台風は桁外れの大きさと報道されており、被害の心配は町民の皆様もされていと思います。これからは巨大化する台風を想定し、事前の備えをお願いいたします。

次に、避難場所の設定について再質問をさせていただきます。

災害に応じた安全な場所に避難所を開設するのはわかりませんが、災害の心配がなくなり、各警報や災害警戒情報など解除されるまででも、各地区の避難指定場所に開設することはできないのかお聞きします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） ただいまの小倉議員の再質問でございますが、まず避難所の設定について、まず地域防災計画で規定しております避難所と申しますのは、避難勧告等、避難情報が発令された場合ということになっております。

今回の台風15号の場合にありましては、町のほうでも9月9日の銚子気象台の情報等を得ておりました。その際に、この台風15号につきましては、進路が東海地方からの上陸、その際、この台風についてはコンパクトであり、足早に通り過ぎていくという予報も発表されておりました。

これに伴い、台風等の場合は自主避難所ということで、町のほうにつきましては、避難所の前段階と申しますか、台風等の場合には通過が予想されることから、その時点での自主避難所という設定をしておるわけなんですけど、台風15号の場合につきましては、台風通過前での避難所の設定というのができなかったというのが現状でございます。

以上で、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 近くの避難所の開設というのは、高齢者や避難困難者の迅速な避難にもつながりますので、ぜひそちらのほうも検討していただきたいと思います。

次に、大綱2の1点目、避難困難者の把握について再質問をさせていただきます。

障害者や高齢者など、避難困難者を町として把握しているというのはわかりました。当町の災害時、要援護者に対する具体的な支援計画、避難支援プランをお聞きします。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） 今の時点では、個別支援プランにつきましては、策定はできていないのが現実でございます。

ただし、支援計画につきましては、横芝光町の避難行動要支援者避難支援全体計画の中で策定することを表記しておりますので、それに基づいて避難計画を策定することを考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 町としての高齢者や避難困難者の把握はできているということですので、その情報を生かした避難支援プランの策定などを進めていただき、発生時の避難誘導など、各団体と情報を共有して迅速に避難できるよう連携を深めていただきたいと思います。

次に、2点目の避難タクシー導入について、町として前向きな回答をいただきましたので、

ぜひ活用していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木克征君） 以上で小倉弘業議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前10時40分とします。

（午前10時25分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時39分）

◇ 宮 菌 博 香 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

宮菌博香議員。

〔5番議員 宮菌博香君登壇〕

○5番（宮菌博香君） 議長のお許しをいただきましたので、宮菌博香が通告に従い一般質問をさせていただきます。

年のたつのは早いもので、師走を迎え、令和元年も残すところ1カ月を切りました。

ことしを振り返りますと、温暖化等の影響により台風は大型化し、9月には台風15号が、10月には台風19号や房総豪雨が発生しました。

そして、台風15号は千葉県に上陸し、県南部地域はもとより、当町も非常に大きな被害を受けました。10月に発生した台風19号は、関東甲信静や、東北地方に大雨をもたらし、多くの河川が氾濫するなど、甚大な被害が発生しました。

ことしの状況を踏まえると、千葉県知事も申していましたように、千葉県は災害の少ない県だとは言えなくなりました。

また、災害時には職員の皆さんにおいては、昼夜を問わず頑張ってくださいったことに対し、町民の一人として感謝申し上げます。

町当局としては、このたびのことを踏まえ、日ごろからの備えと準備が非常に大切だということに改めて学ぶことができたものと思われまますので、今後はこの教訓を大いに生かしていただくことに期待するものであります。

今までは暗い出来事を述べさせていただきましたが、スポーツの世界では、すばらしい出

来事がたくさんありました。

まず、アジアでは初開催となりましたラグビーワールドカップが日本で開催され、国民に感動と勇気を与え、日本チームが目標としていた準々決勝に進出することができました。そして、流行語になるONE TEAMという言葉が生まれました。11月には、日本で開催された野球の世界大会、第2回プレミア12では、侍ジャパンが見事に優勝しました。そのほかにも、女子ゴルフ、卓球、バレーボール、バスケットボール等、多くの選手の活躍が目立ちました。

無限大の可能性を秘めている当町の子供たちがこのような舞台に立てることを期待しているものであります。

さて、当町におかれましては、新年度予算の編成、成田国際空港の更なる機能強化に伴う空港周辺の地域づくりへの対応、町長が公約し、達成することができない多くの問題、公共施設の個別対策の具現化等、速やかに行わなければならない業務が盛りだくさんあり、大変な時期を迎えていることと思われまます。

職員の皆様におかれましては、今が踏ん張りどきであります。健康には十分注意していただき、ONE TEAMになり、頑張ってください。それが住民との信頼関係につながるものであると思います。職員一人一人が失敗を恐れることなく、町発展のため、前向きに頑張ってください。ことに期待しているものであります。

佐藤町長におかれましても、忘年会の時期を迎え大変だと思いますが、残された任期も4カ月を切りましたので、職員に仕事の丸投げをすることなく、最後の仕上げをする姿を見せていただくことをお願いするものであります。

それでは、災害対策について、11点について質問させていただきます。

1点目として、台風15号及び台風19号の検証結果はどうだったのかについてお伺いします。

このような災害は2011年の3月11日に発生した東日本大震災以来で、今回は想定外の大風と大雨に見舞われましたが、そのときの教訓を生かしながら対応したことと思います。そこで、検証結果はどうだったのか、要点等を簡潔にお伺いするものであります。

2点目として、停電及び断水が発生した場合、どのような対策を講じていくのかについてお伺いします。

停電や断水が今回のように長く続いたことは、私の60年の中にも記憶がありません。今後、このような状況になった場合、どのような対応をしていくのかお伺いいたします。

3点目として、ハザードマップの見直しは行うのかについてお伺いします。

今後は今回のような大雨を想定しなければなりません。日ごろから浸水する箇所はもとより、今回の台風19号により多くの川が氾濫し、大きな災害となりました。それらを踏まえ、ハザードマップの見直しは行うのかお伺いします。

4点目として、町民への情報伝達の更なる有効な方法は考えているのかについてお伺いします。

大風や大雨のとき及び停電時でパンザマストでの情報伝達ができないということが証明されました。戸別受信機についても、電池切れ等により情報が伝わらなかったという状況がありました。日ごろからの確かな情報が素早く住民に伝わるようにしなければならないと思いますが、住民への情報伝達のさらなる有効な方法はどのように考えているのかについてお伺いします。

5点目として、避難所の開設はどのような基準により、どこを開放するのかについてお伺いします。

今回の台風時の避難場所として、町民会館と文化会館については、ある程度理解できましたが、防災行政無線で突然2カ所以外の避難所が放送されましたが、住民には余り理解されなかったと思います。そこで、今後は避難所の開設はどのような基準により、どこを開放するのかお伺いします。

6点目として、生活弱者等の避難誘導はどのようにするのかについてお伺いします。

生活弱者の中には一人で避難できない人もいることと思います。中には、一人で避難できるが、避難情報を把握できない人もいることと思います。そこで、生活弱者等の避難誘導はどのようにするのかお伺いいたします。

7点目として、水害被害が予想される栗山川の対策は、どのように考えているのかについてお伺いいたします。

言うまでもなく、栗山川は利根川に次いで千葉県では流域面積が2番目に大きな2級河川です。台風19号時には、県外では幾つもの河川が氾濫し、甚大な水害被害が発生いたしました。栗山川の一番下流に位置する当町としては人ごととして済まされない状況にあります。今後の水害被害が予想される栗山川の対策はどのように考えているのかお伺いいたします。

8点目として、台風ごみの対応はどのように考えているのかお伺いします。

台風15号時には、ごみ置き場の開設は少し遅かったように感じました。そして、場所についても、町民が余りわからない場所で、北清水の町有地を活用しましたが、雨天時には車両が入ることができない等の問題も発生しました。また、大総や日吉地区からは遠いところに

ありました。町の中央付近で車両が進入するのに支障のない場所などを選定する必要があるものと思いました。

いずれにしても、このような場所を早目に選定しないと、不法投棄がふえますので、万全な対応をする必要があると思われませんが、台風ごみの対応はどのように考えているのかお伺いします。

9点目として、被災者（住宅・農業施設等）への財政支援はどのくらいの範囲で、どのような支援を考えているのかお伺いします。

今回の被災した方への町の制度として、横芝光町被災者生活再建支援金交付要綱や、横芝光町災害見舞金支給要綱が定められていますが、普及するには十分な制度になっていないように思われます。また、基幹産業である農業施設等の被災者への財政支援はどのくらいの範囲でどのような支援を考えているのかお伺いをいたします。

10点目として、災害時の東陽病院の対応は、どのように考えているのかについてお伺いします。

停電により、外来診療を休診しましたが、なぜ診療できなかったのか。1日に約160名の外来患者があり、内科等は予約診療制をとっていることから、休診したならば、薬の対応はどのように速やかに行うのか、また、休診した患者の次回の予約対応はどのようにするのかなど、それぞれの対応が全くできていませんでした。

言いかえれば、危機感が全くないということです。管理者である町長は、この病院の実態を把握しているのか、残念でなりません。私は、管理者である町長の、人任せという現在の東陽病院に対する姿勢が浮き彫りになったものと思います。

今回の状況を踏まえ、災害時の東陽病院の対応はどのように考えているのかお伺いします。

11点目として、復旧及び復興対策は、どのように考えているのかについてお伺いします。

前項まで、特に大事な事項を個別にわかりやすく質問してきました、これらをきめ細かく対応することにより、復旧・復興は速やかに行われると思われませんが、町当局では、復旧及び復興対策をどのように考えているのかお伺いします。

以上をもちまして、檀上からの質問とさせていただきますが、町当局の明快なご答弁をお願いいたします。

〔5番議員 宮菌博香君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、宮菌博香議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、災害対策についてのうち、被災者への財政支援はどのくらいの範囲で、どのような支援を考えているのかと、災害時の東陽病院の対応はどのように考えているのかを除くご質問にお答えをさせていただき、その他の質問につきましては各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

初めに、台風15号及び台風19号の検証結果はどうだったのかでございしますが、台風15号について当町では、猛烈な暴風雨による屋根被害を始めとした多くの被害家屋及び倒木と、それを原因とした長期停電被害をもたらしました。

特に、2週間にわたる長期停電は今までに経験がなく、通信手段の途絶や断水、病院、高齢者福祉施設、排水機場や農業集落排水施設の非常電源確保など、多くの問題点が確認されました。また、台風19号では、幸い当町の甚大な被害は確認されませんでした。全国各地で豪雨による河川の氾濫や土砂災害が発生いたしました。

当町の中央を流れる栗山川や、大総、日吉、南条地区の土砂災害に対しても、今後さらなる対策が必要と認識しているところでございます。

次に、停電及び断水が発生した場合、どのような対策を講じていくのかについてでございますが、長期停電対策として、防災行政無線のバッテリー容量の増大化、多種多様な情報発信の迅速化、病院や排水施設等の各施設の非常用電源確保対策は早急な課題であると認識しております。

また、断水につきましては、台風15号で九十九里水道企業団に非常用電源がないことから断水となりました。これにつきましては、九十九里水道企業団へ早急な非常用電源設備の整備を要望し、対応を今進めているところでございます。また、断水時の対応といたしましては、水道企業団及び町、さらには自衛隊による給水活動と町備蓄の保存水を配布し対応をいたしました。

次に、ハザードマップの見直しは行うのかについてでございますが、現在のハザードマップは平成26年3月に作成したもので、千葉県が平成19年9月に公表をした栗山川浸水想定区域図をもとに町が検討を行い作成したもので、おおむね50年に一度程度起こる可能性がある大雨、流域全体で24時間の総雨量が261ミリ、ピーク時の1時間に50ミリにより想定される浸水区域を示しております。また、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域は、千葉県が告示した地域となっております。

なお、見直しにつきましては、栗山川を管理する千葉県が河川流域の浸水想定区域の更新を行うタイミングで進めてまいります。

次に、町民への情報伝達のさらなる有効な方法は考えているのかについてであります。今回の災害では、防災行政無線を始め、ホームページ、まちナビ、緊急通報メール、停電情報や物資配布等の生活情報を掲載した災害情報紙配布、消防団や町職員による車両での広報などを行いました。

今後、さらなる有効な情報発信方法について今後も研究してまいりたいと考えております。

次に、避難所の開設はどのような基準により、どこを開放するのかについてであります。町地域防災計画では、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれがある者に対して、避難所を開設し収容保護するとしております。災害の種類や規模、予想される被災者の人数により、あらかじめ指定している施設から避難所としての安全確認後に使用可能な施設を選択し、開設をいたします。

次に、生活弱者等の避難誘導はどのようにするのかについてであります。避難行動要支援者名簿を活用して、避難支援等関係者による避難誘導支援を行うこととしております。具体的には、平常時からの支援者や、自主防災組織等の住民共助の行動を中心に、民生委員児童委員や消防団、町職員等と協働で行うこととしております。

次に、水害被害が予想される栗山川の対策はどのように考えているのかでございますが、議員もご存じのとおり、2級河川栗山川は太平洋に注ぐ流域面積が県下第2位の284.5平方キロメートルで、指定延長33.7キロメートルの九十九里河川の中では最大の河川で、千葉県が管理しております。

栗山川の浸水被害を軽減するため、広域河川改修事業により河口から多古町飯土井橋まで17.2キロメートル区間で改修を進めており、銚子連絡道路地点まで8.1キロメートル区間において、用地交渉が難航している一部を除き、堤防整備や橋梁等の改築が完了しております。町といたしては、浸水被害の防止に向け、事業の早期完成を幾度となくお願いしているところでございます。

今後も流域自治体と連携をし、千葉県に対しさらに整備促進を要望してまいります。

次に、台風ごみの対応はどのように考えているのかについてであります。台風により発生した災害廃棄物は、一般廃棄物になるため、町が処理することとなります。今回の台風15号では、災害廃棄物が大量に発生したため、北清水町有地に災害廃棄物の仮置場を開設し対応したところでございます。

今後におきましても、大規模災害により大量の災害ごみが排出された場合、衛生面や交通の妨げになる等の問題も生じるおそれがあるため、災害廃棄物処理マニュアルに従い、早期に適正に処理することといたしておるところでございます。

次に、復旧及び復興対策はどのように考えているのかについてでございますが、11月25日の議会議員全員協議会で申しあげましたとおり、台風15号及び19号に係る災害復旧予算については、一般会計補正予算（第3号）9月専決補正と、（第4号）12月補正及び予備費で対応しており、その総額は11億円余り、うち3億6,000万円余りを一般財源で措置したところでございます。

また、11月25日現在の罹災及び被災証明の申請件数は、1,737件であり、住宅の支援につきましても、被災された町民の皆様に寄り添った支援を進めてまいります。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 宮菌博香議員ご質問の災害対策についての被災者への財政支援のうち、住宅関係についてお答えいたします。

11月25日に開催されました議会議員全員協議会でご説明しましたとおり、災害救助法に基づき、全壊、大規模半壊、半壊、半壊に準ずる程度の損傷を受けた住宅については、限度額の範囲で応急修理の支援を行います。また、一部損壊の住宅に対し、国の交付金事業や県補助事業を導入し、対象となる工事費の20%、最大50万円まで支援する事業を行うことといたしました。

なお、災害救助法に基づく住宅の応急修理につきましては、既に受け付けを行っております。一部損壊の住宅につきましては、今後国と県へ補助事業申請を行い、補助金交付決定となりましたら、直ちに住宅が被災された皆さんに周知するとともに、支援を開始いたします。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

〔産業課長 熱田雅之君登壇〕

○産業課長（熱田雅之君） 宮菌博香議員ご質問の大綱1点目、災害対策についての被災者、農業施設等への財政支援はどのくらいの範囲で、どのように考えているかについてお答えいたします。

今回の台風により被害を受けた農業者の皆様の早急な経営再建を支援するため、農業の再生産に必要な資金や、施設の復旧に必要な資金を、実質的に無利子で融資する農業災害対策資金利子補給事業を実施いたします。

また、被災した農業用ハウスなどの復旧及び撤去等に要する経費に対しまして、国の支援に加えて、県と町で上乘せ支援をすることで、農業者負担が対象事業費の10%程度になる被災農業者支援事業を実施いたします。

これらの事業に必要となる予算につきましては、農業災害対策資金利子補給事業で42万4,000円、被災農業者支援事業で9億4,500万円を見込み、今議会に12月補正予算として提案させていただいたところでございます。

町といたしましては、千葉県や山武郡市農業協同組合、ちばみどり農業協同組合と連携を図り、被災された農業者の皆様の事業再開に向けた取り組みに対しまして、積極的に支援を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔産業課長 熱田雅之君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 宮菌博香議員ご質問の災害対応についての災害時の東陽病院の対応はどのように考えているのかについてお答えいたします。

災害時の東陽病院の対応につきましては、基本的には病院独自の防災マニュアルに沿って行動をとることとなっております。災害時の医療では、病院自体も被災して、病院としての機能が制限される場合がございます。病院が被災した場合は、入院患者の安全確保を優先し、病院機能の維持能力に応じて外来対応を検討することとしております。

9月9日の台風15号による停電時には、非常用自家発電装置により、患者救命医療機器の電源を確保し、その後、病院保有のポータブル発電機等により補足的な電源を確保いたしました。同日、地元建設業者より大型発電機を借用、設置し、入院患者の食事確保のため、厨房の冷蔵庫、調理機器等を稼働させました。翌10日朝には、東京電力から電源車が派遣され、入院患者病室のエアコンを稼働させることができました。

また、外来診察については、9日は停電により各種検査機器及び電子カルテシステムが使用できないことから、診察は行わず、翌10日から薬が不足する患者様を対象に薬の処方を行ったところでございます。11日には停電が解消され、内科、外科、整形外科の外来診察から

再開したところでございます。

いずれにいたしましても、東陽病院の災害対応の考え方といたしましては、まずは入院患者様の命を最優先と考えております。そして今回の災害を検証し、停電時に外来患者様に対しましても診察等ができるよう、発電装置の追加整備を検討しているところでございまして、あわせて外来の診察体制についても研究してまいりたいと考えております。

今後も地域住民から信頼される病院として職員一同取り組んでまいりますので、引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それこそ、ただいまは町長には多岐にわたりご答弁をいただき、ありがとうございました。

それでは、通告順に再質問をさせていただきます。

まず、1点目の台風15号及び19号の検証結果はどうだったのかについてお伺いします。

今後にご答弁をいただいたことを参考に対応していただくとともに、小倉議員からも災害対策本部の早期の設置、避難所の開設のおくれや、避難対策などが指摘されておりました。まさに私も同感でありますので、住民の負託に応えられるように迅速にきめ細かく対応していただきたいと思いますが、2点ほど確認させていただきたいんですけれども、災害の状況を把握するための現地派遣職員はどうなっていたのか。

また、今回の大規模災害により、現在の組織体制は、どの組織体制での対応は可能だったのかお伺いをいたします。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 今回の台風15号、この災害につきましては、我々も経験したことのない暴風雨ということで、停電が大規模に多数発生したという特殊な状況でございました。

私も招集命令が出まして、自宅を出て、道路を走ったところ、見たこともないような倒木箇所遭遇いたしまして、非常にびっくりしたわけですが、当町の情報収集の第一段階といたしましては、都市建設課、産業課の職員による現場の確認ということを行っておりますが、これは同時に道路の啓開という任務も負っておりますので、そちらの啓開の業務に当たらざるを得ないという状況がございまして、専任の情報収集職員という位置づけはなされておりました。

この辺につきましては、今回の災害を契機に情報収集に当たる専任の職員の部隊を編成し、

いち早く被害を確認する、しかし、大規模な地震等においては、当町では自衛隊の協力を得て、空からの確認をするということについては、想定をしておったわけですが、停電被害というものにつきましては、停電しているかどうかの確認がまず東京電力においても、個別の世帯ではできないというような事情がございまして、非常に把握するのに時間を要したというのが現実でございます。

ただ、これから町にそういう大規模災害が起きたときに、被害の状況をいち早く把握するというのは、これは大変重要でございますので、そういう部隊の編成、さらには、自衛隊による情報収集を早期にお願いするということについて、この検証結果をもとに、また協議をさせていただきまして、地域防災計画への反映を担当部署であります環境防災課と庁内全部署で情報を共有した上で対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 今、総務課長からいい答弁をいただきましたけれども、私も思っていたのは、よく防災訓練のときに、現地派遣職員が説明等をしておりますよね、職員はいない集落もあるかもしれませんけれども、大体の集落にいるのかなど。ですから、そういう実態をわかっている職員がある程度現地担当職員になって、町のいろんな状況もあるかもしれませんけれども、やればある程度のその地域の災害の状況というのは早目に把握できるのかなと思いますので、その辺を考えていただければありがたいなというふうに思っております。

それと、あと現在の組織体制については、今の組織体制で十分対応は可能なのか、その辺についてもう一回お願いしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 災害対応に対する組織体制につきましては、当町の規模においては現在の組織が限界だろうというふうには思っております。

大きな市になれば、防災対策危機管理課というものを設けて、専任の職員を置くことは可能かと思いますが、当町の規模では現在の組織が最適であるというふうに認識しております。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 総務課長のほう、そのように考えていけばそれでいいんですけども、やっぱり人を動かすということになれば、人事を担当している部署で動かさなければ、人の活用というのはいまよくないのかなというのも感じたものですから、その辺を質問させていただきました。

その辺については、また内部で十分検討していただければありがたいかなというふうに考えております。

次に、災害対策本部を設置しているにもかかわらず、本部長である町長と副町長と一緒に現地に行ってしまったというケースもあるんじゃないかと思えますけれども、そういうことになる、対策本部というのは、場合によっては機能しないケースも出てくると思えますけれども、その辺のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 本部長としましても、やはり地域の把握をしっかりと自分の目で見るとして、また、常に連絡のとれる体制にはしてございます。まして、町外を出るということもございませんでしたし、また、被災をされた町民の皆様とやはり寄り添うという認識もございましたので、そういう観点で私はその被災地に足を赴きました。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） そういう考えであれば、いたし方ないのかなと思えますけれども、私は災害対策本部を設置したのであれば、本部長というのは、現地を見るのも大切かもしれませんが、災害対策本部に残りながら指揮をするのが本来の姿なのかなというふうには思いました。

次に、町長には頭の痛いことかもしれませんが、自衛隊が被災者のためにお風呂を設置してくださいました。そのお風呂で町長及び町長の後援会の幹部が入浴をし、記念撮影までしていました。職員が昼夜を問わず災害対策を行っているにもかかわらず、このようなことがあっていいものなのか、職員の士気も下がると思えますけれども、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その件については、実際事実でございます。

ただ、北海道旭川から自衛隊の皆さんが大勢で来ていただいて、お風呂を提供していただくという状況の中で、旭川の中隊長からも、ぜひ町長も一度入ってみてくださいというリクエストもございました。そうした中で、たまたま後援会の会議をしている最中の中で、何日間か台風以来お風呂に入っていない方もおられました。それならぜひみんなで入りに行ってみないかという、記念撮影につきましては、私どもから行ったわけではなくて、自衛隊の皆さんが撮っていただいたという状況でございます。自衛隊の皆様方に改めて感謝を申し上げ

げたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） いずれにしても、私はトップという立場であれば、被災している人たちが大勢いて、また、その人たちがいろいろ利用しているのであれば、体裁よく、本部長という立場であれば断って、業務のほうに専念するべきじゃないのかなと思います。

そして、また、その写真が文化祭のときに張り出されていたことに対し、私は残念でならなかったということを申し添えさせていただきたいと思います。

次に、停電及び断水が発生した場合、どのような対策を講じていくのかについてお伺いします。

停電については、東京電力の関係で町がどのように云々ということではないんですけれども、少なくとも、どのようなルートにより当町に配電されているのかという把握と、いつ停電が解消されるのかという的確な情報を速やかに住民にお知らせする必要があると思いますが、その辺についてはいかがなものかというふうに思っております。

また、断水については、町長の答弁でありましたように、九十九里地域水道企業団に非常用発電装置の整備がなかったことが原因だということではありますが、私もそれについては、既にわかっていたわけですけれども、やっぱり構成団体会議を持ち、速やかに対応する必要があると思います。

要望をしているということじゃなくして、今後はこのような災害が発生するということはもう想定されるわけでありますので、構成団体会議を持ち、速やかに対応する必要があると思いますが、その辺、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、その件につきましては、もう早速結論を出しまして、非常用電源を設置するための、今、設計、また、予算について検討を始めているところでございますので、いつまでにと、まだ状況ではございませんけれども、可及的速やかに非常用電源をつけるよう、統一意見が出ておりますし、管理者からその指示が出されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 私も町で唯一の山武水道の議員だったものですから、15号の状況を踏

まえて、またこれで断水するようなことがあってはしようがありませんよというようなことで水道企業団にもお願いをし、早急な対応をしていただけるようにということで頼んできた経緯もありますので、その辺よろしくをお願いをしたいと思います。

いずれにしましても、地域防災計画の中でライフライン、特に停電については修正を行う必要があると思います。その辺については町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） それについても、先ほどの検証結果についてでございましたけれども、議員おっしゃられるように、それについてもしっかりと検証を重ね、それを生かして、今回の被災を生かした計画づくりを今後とも進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、次に、ハザードマップの見直しは行うのかについてお伺いします。

先ほどの答弁ですと、千葉県が河川流域の浸水想定区域の更新を行うタイミングで進めるというようなご答弁だったのかなと思いますが、そうすると、千葉県はいつごろまでに見直しができるのか、その辺情報を把握しているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 今の宮菌議員のご質問に対する回答でございますが、栗山川につきましては、議員ご存じのとおり、2級河川ということで千葉県が管理者となっております。

この千葉県に確認しましたところ、当初令和2年度末までに今回の最大規模の浸水想定区域を実施し、公表するということになっておりましたが、ここ2、3日の報道発表、新聞発表でもあるわけなんですけれども、これを前倒しして令和2年5月末までに指定し、公表するということが伺っております。

これにつきましては、今まで50年に一度の想定雨量を1,000年に一度程度のレベルに従い浸水想定区域を千葉県が公表するということになっております。それに基づきまして、町のほうは更新をしたいと考えております。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 今の答弁で安心をしましたけれども、台風の時期というのは決まって

いますので、少なくとも私は来年の台風が来る前までに、しっかりした見直しを行う必要があるというふうに思っていましたので、そのような対応がなされるということでありますので、頑張ってくださいありがとうございますというふうに思っております。

次に、町民への伝達方法のさらなる有効方法は考えているのかについてお伺いします。

私は、いざというときには、情報伝達の方法としては、防災行政無線、戸別受信機が一番だと思います。

いま一度、戸別受信機の設置状況や適正管理の方法について、まず住民に周知することだと思います。そして、それらの周知ができた後に、先ほどいろいろご答弁いただきましたが、そのようなものをフォローする方法を細かく積み重ねていくということが一番だと思います。

といいますのは、今回、防災行政無線の戸別受信機が設置してあった世帯にもかかわらず、情報が入らないというようなところもありました。ですから、その辺の取り扱いをしっかりと周知することによって私はかなり効果が上がってくるのかなと思います。

ですから、その辺のところを再度踏まえて情報伝達方法については検討をしていただければありがたいと思いますが、その辺のお考えをお聞かせいただければありがたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 宮菌議員ご質問の情報伝達ということで、町も宮菌議員おっしゃるように防災行政無線の戸別受信機につきましては、災害情報伝達について有効なツールの一つだと感じております。

この戸別受信機につきましては、町のほうでも町全体を通じまして、82.9%くらいの戸別受信機の設置率ですので、この戸別受信機の設置率をもっと高く上げなければいけないと思っております。

今年度については、既に80台以上の設置をしております。特に9月9日の台風15号以来、設置申請が大変多くなっております。これは防災行政無線の設置要望というのは情報伝達のツールとしてすぐれているものだと感じておりますので、今後も広く町民に周知をし、この受信機の設置率が高くなるように努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、今課長から答弁ありましたように、なるべく情報が速やかに届くように、そういう方法を考えていただければありがたいというふうに思っています。

5番目の、避難所の開設はどのような基準により、どこを開放するのか、また、6の生活弱者等の避難誘導はどのようにするのかにつきましては、小倉議員への答弁、また、先ほどの答弁がありましたので、これらについては省略をさせていただきたいと思います。

次に、水害被害が予想される栗山川の対策はどのように考えているのかについてお伺いします。

栗山川を管理する山武土木事務所にお尋ねしたところ、栗山川の通常水位は1.48メートル程度で、あと、氾濫危険水位は3.1メートルということでした。また、1日当たりの雨量がどのくらいになった場合に氾濫する可能性があるのかということに対しましては、そのときのいろいろな要件があるので、一概には言えないということで、具体的なご答弁はいただけませんでした。

このような状況を町長はまず最初に把握しているのか、それについてお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 1.48メートルと、3.1メートルの氾濫危険水位につきましては、せんだつての台風19号のときに特に、また、10月25日の21号のときも、ずっと県のホームページをもう10分置きぐらいに見ておりましたので、存じております。

ただ、雨量、先日、横芝光町でも時間110ミリの雨が降りました。ただその河川というのは、横芝光町に110ミリ降ったから、いきなり栗山川に水が集中するかどうか、また別問題であつて、上流地域の雨量の関係もあつて、また、その雨量につきましても、一定でこう降るものじゃないというところで、多分山武土木事務所のほうでも、そのようにお答えをさせていただいたのではないかなというふうに思っております。

ただ、栗山川が皆さんご承知のとおり、これから成田空港の容量拡大に伴う開発が行われる下流として、今後極めて危険な状況になっていくという部分については、今騒がれております気候変動等によって、これからはっきり栗山川河川の改修事業を進めてもらわなければいけない旨は、再三再四今後とも粘り強く県また国にも要望していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 今町長から力強いお言葉をいただいて、こういうことを申し上げるのはちょっと恐縮しているんですけども、11月25日の議会議員全員協議会のときも申し上げましたが、栗山川の水は農業用水としては東金市、茂原市などの九十九里平野南部までの受

益面積約2万ヘクタールに供給しています。

また、水資源機構の導水路として京葉工業地帯への工業用水と、九十九里平野南部から南房総にかけての地域への水道水の供給を行っています。このような大切な川であります。

栗山川の氾濫を防ぐためにも、成田空港の更なる機能強化に係る要望を提出してあるので、当町はもとより、空港南側地域の災害防止策として、栗山川の支川である高谷川を含めた早期の河川改修とスーパー堤防の設置を強く要望していただきたいと思います。

それと、あと、答弁の中で、流域自治体の協力も、ということでご答弁がありましたけれども、栗山川改修工事促進期成同盟会でしっかりと組織している団体とよく打ち合わせし、連名で要望するのも一つの方法だと思いますので、その辺もよろしくお願いをしたいと思います。

次に、時間がなくなってきましたので、台風ごみの対応については、もう少し、檀上でも申し上げましたけれども、大総や日吉など、上部地区の皆さんの利便性が図られるような設置を考えていただければありがたいなというふうに思います。

次に、被災者への財政支援はどのくらいの範囲で、どのような支援を行うのかということでもあります。

まず、住宅の関係でありますけれども、都市建設課長のほうからはいろいろと議会議員全員協議会でもご説明ありましたように、前向きに対応しているようで心強く感じますが、町単独による被災住宅の撤去費用の補助制度を検討していただければありがたいな、といいますが、これから人口想定の中でも、町は人口が減少してくるというような状況でありますけれども、定住してもらうためには、特別なときにそういうような対応も考える必要があるのかなというふうに思っております。

それから、農業についても、今回は激甚災害の指定を受けて農業者の負担というのは経費の8分の1というような状況になってはいますが、いつもいつもこういう状況になるというふうにもなりません。

したがって、町単独による補助制度や、無利子による融資制度の確立も必要になってくるとおられます。それがまさに基幹産業の農業を育てる施策の一つというふうに私は考えておりますので、その辺のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 簡潔な答弁をお願いします。

産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 単独補助制度の創設ということでございますので、これにつま

しては、執行部と十分検討させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） 住宅の解体の単独の補助制度ということでございますが、今回の災害におかれましては、災害救助法が適用されたことから、撤去する住宅については半壊以上が対象になると思われませんが、その世帯につきましては、全員協議会でもお話ししましたとおり、福祉の支援施策で最大300万円の支援金が支給されますので、その中で撤去費用に充てられるということもできると思います。

また、災害救助法が適用されない場合につきましては、町の災害見舞金制度で、半壊、全壊にはご承知のとおり見舞金を支給する制度がございますが、災害救助法までの支援にはなりません。

いずれにしましても、国・県の支援施策も踏まえて、関係部署を交えまして、今後単独の制度につきましては協議、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、災害時の東陽病院の対応はどのように考えているのかについてでありますけれども、先ほど事務長のほうから防災マニュアルにより対応ということがありました。そして入院患者を第一ということではありますが、それは私は当たり前のことだと思っております。

診療できなかつたということであれば仕方ない部分はありますけれども、その後の対応が全然だめだつたということです。外来診療を休診したから薬が切れた患者もいました。そして、時間内に来れば薬は対応すると言ったにもかかわらず、すぐ対応できなかつた事態が発生しました。

また、休診した患者の予約を新たに行いましたが、予約診療制をとっているにもかかわらず、薬を出すのに2時間もかかっている状況にありました。なぜそのような対応をしなけらばならなかつたのかお伺いします。

○議長（鈴木克征君） 通告時間が迫っていますので、簡潔な答弁をお願いします。

東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 災害復旧後の外来の待ち時間につきましては、大変皆様方に長時間お待たせしてしまつて、大変申しわけなかつたと思っております。

それを踏まえまして、今後診療体制も含めて、そちらの対応、待ち時間を少なくできるように対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、一番最後に、復旧・復興対策であります、町長のほうから被災された町民に寄り添った支援を進めていくということですので、よろしく願いしたいと思います。

そして、ひとつこれは提案なんです、復旧及び復興する際、重機の確保は必要不可欠であります。中京圏では南海トラフによる15メートルの津波に備え、海拔15メートル以上のところに重機ステーションなるものを設置し、日ごろから重機の確保をするなどの対策が行われているようにも伺っています。一つの案として、町長も町有地等を活用し、いざというときのためにも検討する必要があると思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今回の大きな被災を受けた町民の部分もありまして、特に復興に対しましては、建設業災害対策協力会を初め、地元の建設会社の皆様方には大変お世話になりました。

そうした今、中で、今宮菌議員おっしゃられたように、重機の必要性というのは当然でございます、それが本当にもう水没してしまうようなことがあってはならないわけでございますので、検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） ありがとうございます。

少し早いですけれども、ことしも残すところ1カ月を切りました。町長を初め、職員の皆さんが輝かしい新年を迎えることをご祈念申し上げ、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で宮菌博香議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

(午前11時40分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 秋 鹿 幹 夫 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

秋鹿幹夫議員。

〔4番議員 秋鹿幹夫君登壇〕

○4番（秋鹿幹夫君） 皆様、改めましてこんにちは。議席番号4番、秋鹿幹夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告順に従い一般質問を行います。

まず初めに、今回千葉県を襲った台風15号と約1カ月後に来た台風19号、そして立て続けに台風21号の影響により起こった千葉県豪雨は、横芝光町を初め、千葉県全域に今までは考えられないほどの甚大な被害を及ぼし、多くの命が失われました。被害に遭われた皆様に、まずもって心からお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

また、このたびの役場の対応といたしましても、町長を初め災害対策本部の皆様、そして全職員が一丸となって迅速な対応をされておられたとっております。先日、環境防災課の職員の方が現在は少し落ち着いてきましたとおっしゃっておりました。私も少しほっといたしました。まだまだやらなければならないことは山積みですが、健康には十分留意して今後の対応を継続していただきたいとっております。連日連夜、本当にお疲れさまでございました。

それでは、質問に入らせていただきます。今回の質問ですが、日ごろから防災・減災に努めていただき、被害を最小限に食いとめてもらいたい思いや、また、町民の皆様のご意見を頂戴して、災害対策についても今まで4回、一般質問にて訴えてまいりました。これまでの進捗を含め、また新たな提案もさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

大綱1点目、災害に強い町づくりについてであります。

このたびの質問事項は、ほかにも同様の通告をされておられる議員がたくさんいらっしゃいますので、同じような二次質問は避けます。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

(1) 今回の台風15号、19号及び10月25日の豪雨災害について。①防災計画に基づく等して、計画通り、或いはそれ以上の効果を発揮出来たことは、②反省点としてはどの様なものがあつたかについてではありますが、災害に対する対応について執行部よりこれまでさまざ

まな答弁をいただいておりますが、そのP D C Aを伺うものであります。

次の（２）警戒レベルに対する避難勧告をどう考えるかですが、避難勧告等に関するガイドライン、内閣府の防災担当にて平成31年３月に改訂され、住民は自らの命は自ら守る意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って、自治体や気象庁などから発表される防災情報を用いて、住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、５段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなりましたが、住民目線で率直に捉えると、実際に避難勧告や特に避難指示が発令されたタイミングでは屋外の状況は避難できない状況にあります。この住民意識との差をどのように認識しているのかお伺いします。

次に、（３）洪水ハザードマップを見直す考えはに続いて、①現在のハザードマップは、いつ作成されたものか、②ハザードマップをより厳しい基準に改める考えはについてであります。10月25日に発生した千葉県豪雨は、わずか半日で1カ月分の降雨量があったとのことです。当町では、大きな冠水はなかったとの報告をいただいておりますが、早急に見直すべきではないかと考えます。

続いて、（４）災害対策コーディネーターの養成の進捗はですが、コーディネーターの役割としては、大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において地域と行政、ボランティア組織などとの連絡調整を担う。地域の防災リーダーとして活躍いただくということでありまして、特に災害時の活動としては、災害時自主防災組織、ボランティア、NPO法人などと連携、協力して、行政など関係機関との連絡調整等の役割を担い、自宅周辺の救命・救護活動や声かけ、避難所の設置、運営支援活動、災害ボランティアセンターでの運営支援活動、被災者と行政の連絡調整などを行っていただくとのことでした。当町の地域防災計画にも災害対策コーディネーター養成を促進するとありますので、進捗状況をお伺いするものであります。

次に、（５）冠水対策についての中で、①車や家財等の避難に、民間駐車場等を緊急避難スペースとして活用出来る様に協力依頼していく考えはについてであります。今回の豪雨災害の際に、自宅付近が冠水になるおそれがあると察知された方が、事前に自宅より高い位置にある近くのコンビニやスーパーの駐車場に、車を移動するという光景を目にしました。駐車場を保有する民間事業者も厚意で車両を置かせている状況なのではないかと考えましたが、ご協力いただける事業者と契約を結ぶことなども考えていく必要があるのではないかと考えましたので、町としての意見をお伺いいたします。

次の②、側溝等排水機能の現状はどのようになっているかですが、町の中でも側溝が既に詰まってしまっていて、機能していない箇所があると冠水にも発展しやすいのではないかと思いますので、現状をお伺いいたします。

続きまして、大綱2点目、成田空港機能強化に関する問題についてであります。

(1) 町民団体「航空機騒音から生活を守る会」から10月25日にNAAへ提出された要望書の内容についての町長の所見はありますが、これは質問事項のとおりでございますが、横芝光町の町民によって結成されました航空機騒音から生活を守る会という町民団体がございます。この団体からNAAへ提出された要望書でございますが、こちらで紹介をさせていただきます。

横芝光町の被害住民の要望事項。

1、被害住民と納得し合える本気の話し合いを進めていただきたい。これまでは一方的な説明で終わっていたとのこと。

2、現行飛行時間で守っていただけるよう再検討をお願いしたい。

3、現地で騒音被害調査を実施して、測定結果に基づいた線引きの見直し。

4、栗山川・高谷川の治水対策。これについては、要望を聞いてもらうという意味ではなく、もちろん地域振興策でもなく、最低限、危険回避としてやるべきことであり、事業主NAAの義務であるということでございます。

5、住民の具体的な被害補償のお願い。これについては健康保険税、住民税、固定資産税、迷惑手当などに充てられるものとして月額5万円。強引な無条件合意の代償として、被害住民が納得できる義務と責任を果たしていただきたいというような内容でございます。

こちらに町長は目を通されておられるということでしたので、ご所見をお伺いいたします。

次に、(2) 成田空港の排水機能について。①栗山川及び高谷川の治水対策の進捗はと、②栗山川の治水対策を、C滑走路建設前に行う様に働きかける考えについては、以前の一般質問でも質問させていただいておりますので、その進捗をお伺いするものであります。

そして、(3) 夏目社長から田村社長が新たに就任し、諸問題に対する考え方に変わりはないかについても、こちら質問のとおりでございますが、成田空港の諸問題に関しては、今まで多数の要望や意見が当町からも上がっております。社長がかわって今までと姿勢が変わってしまっは、元も子もありません。町は相手の認識を確認しているのかも踏まえてお伺いするものであります。

以上、私の壇上からの質問とさせていただきます。町当局の明快な答弁をお願いいたしま

す。

[4番議員 秋鹿幹夫君降壇]

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、秋鹿幹夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは災害に強いまちづくりの今回の台風15号、19号及び10月25日の豪雨災害についてと、成田空港機能強化に関する問題についてのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

初めに、防災計画に基づく等して、計画通り、或いはそれ以上の効果を発揮出来たことはと、反省点としてはどのようなものがあつたかについてでございますが、台風15号では、猛烈な暴風による家屋の破損と、各所での多数の倒木による広範囲の長期停電が発生いたしました。

また、台風19号では、全国各地で豪雨による河川氾濫や土砂災害が発生し、続く10月25日にも千葉県を中心に豪雨被害が発生いたしました。

長期停電については、町地域防災計画に想定されておらず、防災行政無線のバッテリー容量の増大化、多種多様な情報発信の迅速化、病院や排水施設等の各施設の非常用電源確保対策は早急な課題であり、今後見直しが必要と考えております。

なお、町内において人的被害が発生しなかったこと、台風15号での早期自衛隊派遣要請により、給水活動及び要支援者世帯等に対する破損家屋の防水シート展張作業、その後の停電復旧と道路通行どめ解除のための倒木処理作業、さらには入浴支援に至るまで、多大なご支援をいただくことができました。

また、災害ごみの仮置き場への早期受け入れと、当町初のボランティアセンター設置、台風19号での降り続く豪雨による土砂災害警戒区域に対する避難誘導等の発令と6カ所の避難所開設等の対応については、町地域防災計画に沿った対応ができたものと考えております。

次に、成田空港機能強化に関する問題についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、航空機騒音から生活を守る会の要望書の件ですが、11月6日、航空機騒音から生活を守る会の皆様が役場に訪れ、10月25日、成田国際空港株式会社宛てに、要望書の提出をされたらとご報告をいただきました。

先ほど議員、ここで述べられましたが、その内容としましては、1点目として、住民と納得し合える話し合いを進めていただきたい。2点目として、A滑走路の夜間飛行制限緩和の飛行時間の順守。3点目として、騒音区域の見直し。4点目として、栗山川・高谷川の治水対策。5点目として、住民への被害補償であったと承知しているところでございます。

この要望に対する私の所見ですが、2点目の航空機運航時間に関する要望など、昨年3月の成田空港に関する四者協議会の合意内容に沿わない要望があるものの、今後の航空機騒音や環境対策への不安に対する皆様のご意見として、真摯に受けとめさせていただきたいと考えております。

次に、成田空港の排水機能についてのうち、栗山川及び高谷川の治水対策の進捗についてでございますが、宮菌議員の一般質問にお答えした内容と重複することをご了解願います。

秋鹿議員もご承知のとおり、2級河川栗山川は、高谷川などを合流し太平洋に注ぐ流域面積が県下第2位の284.5平方キロメートルで、指定延長が33.7キロメートルの九十九里河川の中では最大の河川で、千葉県が管理しております。

栗山川の浸水被害を軽減するため、広域河川改修事業により河口から多古町飯土井橋までの17.2キロメートル区間で改修を進めており、銚子連絡道路地点までの8.1キロメートル区間において、用地交渉が難航している一部を除き、堤防整備や橋梁等の改築が完了しております。

続いて、栗山川の治水対策をC滑走路建設前に行う様働きかける考えはについてでございますが、平成30年9月議会定例会において、秋鹿幹夫議員の一般質問にご答弁させていただいたとおり、C滑走路の雨水排水は、高谷川を経由して栗山川へ排出される計画となっております。計画では排水量の抑制措置が講じられるとはいえ、ことしのような異常な降水量を今後は想定せざるを得ないこと、今後、空港敷地の周辺で開発が予想されること、また、排水先の栗山川に未改修区間があることなどから、栗山川の治水への影響が懸念されておるところでございます。

そのため、可能な限り早期の栗山川の河川改修等の治水対策について、昨年1月、町議会のご協力をいただき、直接千葉県知事へ議長と私の連名で要望を行ったものを初め、機会のあるごとに要望を行ってきております。直近では、11月19日の副知事、部局長等と市町村長との意見交換会でも、私より発言をさせていただいております。

今後も早期の対策実施に向けて強く要望を重ねてまいります。

最後に、成田国際空港株式会社の社長の考え方について申し上げます。

ご承知のとおり、本年6月25日、空港会社の代表取締役社長に田村明比古氏が就任されましたが、就任のご挨拶として当町をご訪問いただいた際には、同席した夏目前社長（現相談役）とともに、成田空港の更なる機能強化の事業推進に向け対応していくとの発言がございました。更なる機能強化の合意に至る経緯を含め、十分な引き継ぎが行われ、諸問題に対する考え方は継続するものと理解をしているところでございます。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 萩原浩己君登壇〕

○環境防災課長（萩原浩己君） 秋鹿幹夫議員のご質問の大綱1点目、災害に強い町づくりについてお答えいたします。

初めに、（2）警戒レベルに対する避難勧告をどう考えるかについてですが、警戒レベルを用いた避難情報は、ことし6月から運用することとなりました。避難勧告につきましては、警戒レベル1から5段階のうち、警戒レベル4、全員避難に当たります。国や都道府県が発表する防災気象情報の河川の氾濫危険情報や土砂災害警戒情報が、警戒レベル4相当となります。

次に、洪水ハザードマップを見直す考えはありますが、現在のハザードマップは平成26年3月に作成したもので、千葉県が平成19年9月に公表した栗山川浸水想定区域図をもとに、町が検討を行い作成したもので、おおむね50年に1回程度起こる可能性がある大雨により想定される浸水区域を示しております。また、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域は、千葉県が告示した地域となっております。

なお、見直しについては、栗山川を管理する千葉県が、平成27年水防法改正により、想定最大規模の降雨に対応した河川流域の浸水想定区域の更新を行うタイミングで進めてまいります。

次に、災害対策コーディネーターの養成の進捗はありますが、災害対策コーディネーターの役割は、大規模災害時の救援・救助の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う、地域防災のリーダーとなっております。町といたしましても、共助の精神のもと、地域で活躍する防災対策コーディネーターを千葉県とともに推進しておりますが、十分な効果が得られていない現状であります。

次に、冠水対策についての、車や家財等の避難に、民間駐車場等を、緊急避難スペースと

して活用出来るように協力依頼していく考えはありますが、公共施設等の駐車場も含め車両等の緊急避難スペースの確保を検討してまいります。

〔環境防災課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 秋鹿幹夫議員のご質問の大綱1点目、災害に強い町づくりについての冠水対策についてのうち、側溝等排水機能の現状はどの様になっているのかにお答えいたします。

道路には、雨水などを有効に排水するため側溝等が設置されています。基本的に道路側溝等は、道路に降った雨水などを排水するための機能しか備わっておりません。しかしながら、下水道のない当町では道路や道路沿いの住宅地などに降った雨は、道路側溝等から水路を流れて河川に排水されます。

近年、局地的な短時間の強い集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨によって、道路側溝から水路へ排水できる機能を上回るような雨が降った場合に、道路側溝等からあふれ出て冠水が発生した場合もございます。

道路の冠水については、その箇所の地盤、道路が低いことも要因ですが、近年では道路沿いに住宅地などの開発に伴う田畑の減少など、雨水の浸透先がなくなっていることも被害を大きくさせる要因となっています。

しかしながら、局地的な冠水の要因はこれだけではなく、例えば道路側溝等やますに落ちた葉やごみが集まると雨水の流れが悪くなり、道路上にあふれることもありますので、ごみを取り除いて、水を流れやすくすることも冠水対策と考えられます。

このように、町民の皆さん一人一人の心がけで、被害を軽減させることができる場合がありますので、広報紙などで身近にできる対策などの啓発もしていきたいと考えております。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 答弁ありがとうございました。

通告順とは逆になってしまうんですけれども、成田空港の機能強化に関する問題について、こちらから再質問をさせていただきます。

（1）の町長の所見はについてですが、答弁のとおりで結構でございます。これ以上は再質問はいたしません。

(2)の成田空港の排水機能についてでございますけれども、こちらもまとめて再質問させていただきますが、答弁の中では可能な限り、できるだけ早く着工できるようにというような姿勢といたしますか、そういったような答弁であったと認識させていただきましたけれども、先ほどから申し上げているとおりですが、これはやっぱり住民の切なる願いでございますので、今となっては要望という形でしかかかないませんが、最低限の安全を確保してから滑走路の着工に進むように働きかけていただきたいと思います。先ほどより、宮菌議員からも強い要望がございましたけれども、私、この着工のタイミングの問題を申し上げておりますので、よろしくお願いいたします。

(3)の件につきましては、わかりました。この成田空港機能強化に対する問題、全体でもう一度、再度お伺いいたしますけれども、11月25日の議会議員全員協議会の際、この河川の治水対策の件で、町長から千葉県、N A Aに対する発言の中で、「栗山川・高谷川の河川改修はやるというような、私としては合意が得られたという認識で今もいます」とおっしゃられておりました。

私としては、これでは住民に対する説得力に欠けるという思いがいたしました。当町からの要望に対しても、仮称実施プランに計画されているものもあれば、記載されていないものもありますし、そもそもこのプランを四者協議会での、機能強化の合意が諮られた後に出されたもので、具体的なところはまだ検討中のものばかりです。これでは期待どころか不安感さえ募るのではないのでしょうか。このような形にならないように、私は今考えられる問題を解決してからとか、被害住民の救済が先決などと提言してきました。

この話も今となってはどうにもなりません、なぜやれることは先に実施してもらおうとか、すぐに実施できないものは書面をもって約束してもらおう、そのような条件をつけての合意という形がとれなかったのでしょうか。

町長、お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） いわゆる四者協議会での合意の件でございますけれども、それについてはもう当然のことながら、横芝光町のほとんどの町民の皆さんが騒音をウエルカムで受け入れるというような状況にはないというふうに私は認識をしている中で、特にその生活を本当に脅かす治水対策の問題についても、大きな声でずっと言い続けてきた中で、文書で云々というよりも、やっぱり行政間の行政同士、または国・県との話し合いの中でしっかりとその対応はしていきますという約束はいただいたという認識を持っているんですが、今のところ

る管理者である千葉県が、この間全員協議会の中でも申しあげましたとおり、今、基本プランの中で、明記はされていない状況の中で、醸し出すところはあるんですけども、それを実施プランに反映させますというようなお話をいただいているので、それを今待っているところでございます。

そうした中にありますので、私も常日ごろ機会があるごとに、先ほど壇上でも答弁させていただきましたが、この治水対策については機会があるごとに皆さんの前でも、やっぱりしっかりとこれを言い続けていくことも、一つの方法だと認識していますし、県のほうもそれに対しては認識をしっかりと持っていていただいているというお答えはいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 私は、先になぜ約束を取りつけられなかったのかということを知っているだけなんですけれども、それとあわせて私の認識を先に申し上げますね。

横芝光町の合意というものは、私は国・県、NAAと駆け引きするための唯一のカードであったというふうに認識しています。そのカードを合意という形で切ってしまったと、私は認識しているんですけども、その後にはほかに駆け引きできるものというのは、町長の中に残っているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今後の政治判断の中で、それを駆け引きというか、それはちょっとその言葉に語弊が生まれると困るんですが、しっかりと要望していかなければならないことについては、しっかりと要望もしていきますし、事前に先ほどございましたけれども、約束については、しっかりとそれをやっていただかなければならないという部分については、これからも追跡調査といいたいでしょうか、追跡しながら要望していく。

これから駆け引きがあるかどうかについては、考えように、どういう表現をしていいのか、ちょっと難しい答弁を求められているような気がするんですけども、実際にはこれからもいろんな場面場面において、そのチャンスですとかその機会というのはあるのではないかと、いう認識は、私は持っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 町長としては、合意の後の調整事でやっていこうという考えであった

というふうに、私は受け取りました。ということで、いいと思うんですが、いつも申し上げていることになりますけれども、町長、熟慮に熟慮を重ねて、断腸の思いで決断したことでしょうから、町民の禍根を残すことにならないように今後もお願いいたします。

続きまして、1番の災害に強い町づくりについて、こちらに戻って再質問を続けさせていただきます。

壇上でも申し上げましたとおり、重複する質問はいたしません。私より先に一般質問をされました、小倉議員、宮菌議員のおっしゃっておられた点につきましては、私も同じような考えであるということを申し添えさせていただきます。

台風15号、19号、10月25日の豪雨災害についての関連で、反省点の中で1点だけお伺いいたします。平成27年12月議会で、自治体における災害タイムラインについて質問させていただいておりますが、答弁を確認する限りでは、執行部も十分この利便性について認識されておりましたので、調査・研究するとのことでしたし、こちらは町長もこれから必ず必要になってくるのではないかと思うという答弁でありましたので、しっかりとした危機感を持った答弁をこのときはいただいたと認識しております。

4年前の話ではありますが、進捗はどのようになっておりますでしょうか。具体的なこちらから通告はしておりませんので、全体としてお伺いしております。再度提案する意味で、答えられる範囲でお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 秋鹿議員の災害タイムラインについての質問でございますが、これは秋鹿議員もご承知のとおり、平成27年12月議会で、秋鹿議員からご質問いただき災害時の混乱の中でも冷静に対応できるツールとしてご提案いただいております。

町でも特に台風襲来に対する対応を例といたしましては、48時間前に各課防災体制の周知及び自主避難所の開設準備への着手、関係機関への防災体制の確認などの連絡調整。12時間前には大雨や暴風での警報が発令することを踏まえて、準備体制を整えること。その後台風超過後の警報解除により、避難者帰宅及び避難所を閉鎖するなどのタイムラインに準じた一連の対応をすることをマニュアルとして、本年度についてもそれに基づき対応をしております。

特に、台風襲来については早くから気象情報等を注視し、情報収集に努め、対策におくれないことのないよう対処してまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） タイムラインについて、その調査・研究した結果をお伺いしたかったんですが、今の答弁でも半分ぐらいは答弁になっているのかなという感じはしますけれども、例えば先ほど小倉議員が一般質問でおっしゃっていた第二次配備体制なんかも含めて、災害対策本部と同様の対応をしたとかなんか、そういうような答弁もされておりましたし、先ほどのタイムラインに準じた対応ということもおっしゃっておられましたけれども、例えば同様の対応ということなのであれば、そこを災害対策本部にすればいいんじゃないかなという感じも、私はしなくもないんですが、そうすれば本部の設立がおくれたという話にはならないと思うんですよね。

今、私が質問させていただいた答弁としては、ちょっと不確実だと思いますので、もう少し入念に反省点なんかも含めて、また活用できる部分はチェックリストにもなるということは、私も先般から申し上げていますので、そういった利活用を含めて考えていただければと思います。

警戒レベルに対する避難勧告をどう考えるかについてであります。答弁の内容はレベル4になりますと全員避難というような状況のことしかおっしゃっていませんので、私が申し上げたいのは、避難勧告に対しての避難を決断するタイミング、こちらですね。その温度差は当町に限らず、さまざまなメディアでも取り上げられておりました。危機感を高めていただいて、早目の避難行動に移れるように、早目の避難勧告、今現在よりということでございますね。早目の避難勧告、避難指示を発信していただきたいというふうに考えておりますが、このような考えとしてはいかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 今の秋鹿議員のおっしゃいます早目の避難勧告ということでありますが、台風15号のときには、自主避難所ということで避難勧告までは発令しておりません。台風19号につきましては、こちらのほうは警戒レベル4、避難勧告を発令しておりますけれども、こちらのほうも土砂災害警戒情報というものが一つの目安になっておったわけなんですけれども、その土砂災害警戒情報というのが発令される前に、町では19号については早目の避難勧告を発令した経緯であります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 要は安全な状況の中で、思い切った避難指示を出してもらいたいとい

うことでございますので、そういったことも含めて町長もお願いいたします。

(3)の洪水ハザードマップについてでございますけれども、答弁が重ね重ねになってしまっていて申しわけないんですが、千葉県が出す浸水想定区域を改めた後にということございまして、平成27年の水防法改正により、今後は予想される最大規模に改めていくということであったかと思いますが、この更新をするというタイミングになりましたらの提案でございますけれども、国交省の水管理・国土保全局というところが、平成28年に作成した水害ハザードマップ、同じようなものですね。洪水ハザードマップと同じようなものだと思いますけれども、この作成の手引きというものがあまして、より住民目線で活用しやすいハザードマップの作成方法や、その活用方法が記載されておりますので、このようなものを参考にしはいかかと思いますが、ご存じでしたでしょうか。環境防災課長、お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 今、秋鹿議員からもありましたとおり、平成27年の水防法の改正により、想定最大規模の浸水想定を実施し、これに準じた改定をするということとなっております。

宮園議員のご質問にもお答えしましたとおり、現在は50年に一度レベルのものを、1,000年に一度レベルというようなもとの、浸水想定区域をはっきり明記してハザードマップを作成するということになっていきますので、その辺は承知しております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） この水害ハザードマップの作成の手引きをご存じですかという質問でございますので、ご存じないのかなという感じが今しましたけれども、このような手引きを参考に、今後は作成していただければと思いますという意味でございます。

続きまして、(4)災害対策コーディネーターの養成の進捗はでございますが、十分な効果が得られていない現状ということでお答えをいただきましたけれども、今回の災害について、まず、横芝光町で何名いらっしゃるのかということと、ご協力の活用をできたのかということをもう一度伺いたします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 災害対策コーディネーターでございますが、こちらについては、千葉県のほうに確認して、千葉県内に登録者については1,297名、うち横芝光町の在住の方につきましては1名、平成17年に受講している75歳の方ということで、県のほうから伺

っております。

今回、環境防災課からも県のほうに確認したのですが、現在、コーディネーターの方はちょっと体調を崩してらっしゃるということで、今回の災害対応等については町のほうからは連絡調整とかはしていないのが現状であります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 私も今回これで勉強になりましたけれども、もっとふやして地域の現状を知るといことも大切でしょうし、いち早く対応にもつながるかと思しますので、今後の進捗もまた確認してまいりますけれども、養成の促進のほうをお願いいたします。

5番の冠水対策についてでございますけれども、①の件は質問のとおりですね、もしよろしければそのような働きかけを行っていただければと思います。②に関してでございますけれども、最後に身近にできる対策の啓発ということでおっしゃっていましたが、そういう地道な小さなところもきちんと対策としてとっていただいて、今回のような激甚災害にならないことをもちろん祈るんですが、可能性としてはやっぱりありますから、ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

最後に、まとめますけれども、こちら全てを申し上げますと、また11月25日の議会議員全員協議のお話をさせていただきますが、仮称実施プランの項目、成田空港の周辺の河川整備の説明の中でも、こちらNAAの方でしたか、今回の豪雨は想定外であり、今までは50年に一度の降雨量で考えていたが、今後はそれ以上にも耐えられるように整備を考えていくということでした。

私は正直、今ごろかと残念に思いました。私としては平成27年12月定例会で茨城県常総市の鬼怒川堤防決壊でも線状降水帯の恐ろしさを提言しておりますし、昨年9月定例会でも西日本豪雨災害を例にとって提言しております。今回の豪雨も目の当たりにすれば、確かに恐ろしくも感じましたが、十分起こり得ることだとも思いました。

やっぱり、ことが重大になってから、想定外という言葉が誰でも言えることだと思います。他県で起こっていることを、対岸の火事としか考えていなかったのではないかと、思われても仕方がない発言だったのではないのでしょうか。全ての対策を一遍にはできませんが、考え方だけでも想定内に考えていなければならないと思いますが、この辺、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 自然災害による栗山川が氾濫をしてしまう、決壊をしてしまうという想定は、想定をしていないという状況はないと思います。これはやっぱり今後、私どもはこの心配を当然しているところがございますので、それこそ合意以前より、この栗山川の整備促進については、ずっとやっておるところでございます、それがさらに成田空港の容量拡大に伴って1,099ヘクタールの新たな開発が行われるこの状況の中で、雨水・排水対策がこの高谷川を通過して栗山川にこう来るわけでございますので、今まで以上に緊張感を持ちながら、今後ともしっかりとこの対応について、千葉県また国にも空港会社にも要望というか、実現に向けて、しっかり約束を果たしていただくものの努力を、これからも続けてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 言葉が想定外ということで、想定外という思いではなかったんじゃないかなという見解であったのではないかと、今の答弁は、と思いますけれども、今回のいただきました答弁の中でも、想定外という言葉、使われておりました。こちらについてはあくまで執行部の答弁でございますので、これはあくまで建設的に私からまた意見をさせていただきますが、想定内という考え方になったとしても、もちろんハード面はすぐに対策を確立できませんので、そういったところは町としての脆弱性をあらわに示す考えもあってもよいのではないかと思います。こういうところは、対策がまだできていませんよとか、そういうことですね。

各場所の脆弱性を、まずはその地域の方々にしっかり認識してもらい、それから注意看板などある程度、誘引できる標識によって来訪者にも知らせることによって、実際に危険にさらされたときの行動も考えていけることもあるかと私は考えます。これからの考え方は想定内、それから今できることを考えて、災害に強い強靱な横芝光町にさせていただくことをお願いいたします、私の一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で秋鹿幹夫議員の一般質問を終わります。

ここで、休憩します。

再開は午後2時とします。

（午後 1時49分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時59分）

◇ 森 川 貴 恵 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

森川貴恵議員。

〔2番議員 森川貴恵君登壇〕

○2番（森川貴恵君） 議長のお許しを得ましたので、議席番号2番、森川貴恵が通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

師走に入り、穏やかな日が続いていますが、町内にはいまだにブルーシートがかけられたままの屋根や、剥ぎ取られたままの看板、倒木・伐採の跡など、先般の2つの台風、その後の大雨による被害の爪痕が見られます。被災された方々には心からお見舞い申し上げますとともに、復旧にご尽力された、また今もってご尽力されています皆様には深く感謝申し上げます。

大きな自然災害になれていない地域では、今回の台風災害で改めて多くのことを考えさせられ、ふだんから危機意識を持ち、災害に備えておかなければならないと多くの方が思われたのではないのでしょうか。

そこで今回は、災害対応と防災についてを中心に、選挙関係、公共利用施設関係の大綱3点を質問させていただきます。

最初に、災害対応と防災関係について質問をいたします。先に質問された方と重なる部分もあり、再度の答弁のお手数をおかけするかもしれませんがお許しください。

災害が発生したときに、その災害を最小限に抑え二次災害の発生を防ぐのは、正確な災害情報の収集と地域住民への迅速な情報伝達です。地域の住民に一斉に情報伝達可能な防災行政無線は、過去の多くの被災経験から地方公共団体が非常災害時における災害情報の収集、伝達手段の確保を目的に構築されています。市町村ごとに整備され、パンザマストのスピーカーなどを通して住民に防災や行政情報を伝えています。

国の全国瞬時警報システムJアラートと連動しており、緊急地震速報や津波警報、弾道ミサイル攻撃に関する情報なども流されます。地域住民を守る上で非常に大切であることは言うまでもありません。

しかし、さきの台風15号では、長期停電や暴風雨に見舞われ、県内で災害対策本部を設けた33市町のうち、約9割の29市町で防災行政無線の一部が一時機能不全に陥ったといます。当時、私の住んでいる東町のスピーカーからも、途中で放送内容が聞こえなくなったと記憶しています。

屋外スピーカーは、停電の際にバッテリーが稼働し、一定時間は使用可能だと思いますが、当町のパンザマストスピーカーの停電時使用可能時間はどのくらいでしょうか。更にバッテリー切れの際の対応はどのようになっているのでしょうか、お聞きします。

また、災害は、町民それぞれの条件、状況に関係なく襲いかかります。たとえわずかな住民であっても情報が伝わらないということがあってはなりません。

そこで、戸別受信機が各家庭にあることが望ましいと思いますが、現状では全戸に設置されているわけではないようです。そこで、緊急時の貸し出しは可能でしょうか、お伺いいたします。

次に、横芝光町防災マップ洪水・土砂編について伺います。

台風21号に伴う記録的な大雨に見舞われた千葉県で、県の指定した浸水想定区域の外にまで洪水が広がり、死者や公共施設の冠水が相次ぎました。国が義務づけた最大雨量を想定した区域指定を県が終えておらず、浸水想定範囲が従来のままだったことが被害拡大につながった可能性もあると言います。

都道府県の指定する浸水想定区域は、市町村が住民の避難場所を設置したり、避難経路をつくったりする上で基礎的な資料になります。国は2015年、水防法を改正し、区域指定の際の雨量想定を、数十年に一度から1,000年に一度の規模に拡大するように義務づけました。20年度末までの見直しが求められています。先ほど当町の防災マップは最新のデータに基づいたものであるということで理解いたしました。ここは質問をいたそうと思っておりましてのですが、答えはもういただきましたので結構です。

また、災害時、避難生活を余儀なくされた方々もおられました。避難所設置については、防災行政無線等で確認された方も多いと思いますが、避難所まで無事にたどり着くことができたのでしょうか。避難経路での冠水や倒木の影響はなかったのでしょうか。避難の際に寝具、食料を持参するようアナウンスがあったときもあると記憶しましたが、寝具を持っての避難は車での避難が難しい方々にとって大きな負担であったと思います。ご自分の体一つでの避難さえ難しい方もいらっしゃると思いますが、そのような方への対応はどうだったのかお伺いします。

防災面から考えますと、どこにどのような方が、また名前はどうかで、何人が居住しているかは知っている必要があると思いますが、個人情報ということで、そのようなことを把握しておくことは難しいのでしょうか。町のお考えをお聞かせください。

また、今回改めて日ごろからの備えと防災教育の重要性を再認識いたしました。将来を見据え、子供たちの防災意識、防災知識を高め、あらゆる場面での被災を想定し、対応できる能力を身につけさせることは、自分を助け、人を助け、そして、将来の自分の家族を助けることにつながります。子供たちへの防災教育は、将来につながる防災意識の基盤を培うものであり、長期にわたる教育の継続により、次世代を担う子供たちに防災に対する考え方を定着させる効果があります。

また、子供たちに教育がなされることにより、適切な指導を受けた子供が、緊急時に率先して避難行動をとり、安全意識が必ずしも高くない人たちに避難を促すという効果も期待できます。

こうしたことから、学校教育において防災に関する指導を行うことはとても重要と考えますが、当町での小・中学校での防災教育の現状はどうでしょうか。災害時の安全確保に対する取り組みも含めお聞かせください。

次に、選挙関係について質問します。

当町近隣の九十九里町、大網白里市などでは選挙が行われたばかりですが、このところ行われる選挙では、いつも投票率の低下が問題となっています。2016年には、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられましたが、19歳の投票率は、前回の衆議院選挙では33.25%と、前々回よりさらに低下しています。

初めて迎える選挙で1票を投じる経験は、今後の人生においても重要なことです。棄権することは歴史の上からも申しわけないことで、みずからの人生を大切にすることからもあってはならないことだと思います。低い投票率のままでは、より多くの方の意見を反映することにはならないと思います。まずは一人一人が大切な1票を自分の意見として投じるという自覚が必要ですが、当町での選挙投票率向上のための啓発活動をお聞きします。

投票率向上のための具体的な取り組みはどのようなものですか。今後、投票率を向上させるための考え方と具体的施策をお聞かせください。若者の投票率向上には、ホームページやフェイスブックなど、SNSの開設、小中学校のころから政治に対する関心を高める教育が重要と思われませんが、小中学校での取り組みはどのように進められていますか。お答え願います。

3点目は、公共利用施設関係、坂田池公園運動広場の利用についてお尋ねします。

11月初旬、坂田池公園運動広場にて、数百頭の犬の集まる興行があったと聞きましたが、詳細について伺います。過去にはなかったように思いますが、興行の内容は十分に理解されていたのでしょうか。終了後に、日々公園を利用されている方からのクレームやご意見はどのようなものでしたか。また、そのことに対する対応はどのようになされましたでしょうか。

ホームページでは、興行、協議会、展示会、その他で独占的に使用する場合は、利用日の1カ月前より公園内行為申請書に必要事項を記入の上、窓口で先着順に受け付けますとありますが、今回はかなり大きな規模で行われたようです。利用の際の事前審査や基準は何かあるのでしょうか。また、利用の際の料金はどのようになっているのでしょうか。ホームページでは確認できませんでしたので教えていただければと思います。

以上、3点について執行部のご答弁をお願いいたします。

〔2番議員 森川貴恵君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

環境防災課長。

〔環境防災課長 萩原浩己君登壇〕

○環境防災課長（萩原浩己君） 森川貴恵議員ご質問の大綱1点目、災害対応と防災関係にお答えいたします。

初めに、防災行政無線システムについてのパンザマストの停電時使用可能時間とは、更にバッテリー切れの際の対応はについてであります。停電時の屋外スピーカー使用可能時間については、台風15号被害の停電時は、3日目にバッテリー切れで稼働しなくなったものがありました。また、バッテリー切れになったものについては、発電機による充電で復旧対応をいたしました。

次に、緊急時の戸別受信機の貸し出しはについてであります。緊急時の戸別受信機の貸し出しについては、屋外アンテナ設置工事が必要な地区が多くあることや、横芝光町分担金条例に基づく利用者負担金を徴収していることから、行ってはおりません。

次に、洪水ハザードマップについての最新のデータに基づいたものであるかについてですが、現在のハザードマップについては、平成26年3月に作成したもので、千葉県が平成19年9月に公表した栗山川浸水想定区域図をもとに町が検討を行い作成したもので、おおむね50年に1回程度起こり得る可能性がある大雨により想定された浸水区域図を示しております。

また、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域は、千葉県が告示した地域となっております。

なお、見直しについては、栗山川を管理する千葉県が、河川流域の浸水想定区域の更新を行うタイミングで進めてまいります。

次に、避難所設置の際の課題は、避難所までの足の確保はありますが、避難の際の移動手段については、平常時から、自助・共助を基本とした避難方法を確立しておくことが重要となります。特に、高齢者や障害者等の避難の時間を要する方は、早目の避難行動を心がけていただくように、今後も周知してまいります。

なお、夜間に移動することや、自宅周辺や避難経路が浸水している中での避難が逆に危険であることも指摘されているため、夜間については無理に避難所を目指して避難せず、天候や浸水状況を十分に考慮し、自宅等の2階以上に避難することも選択肢として重要なこととなります。

次に、高齢者・障害者等の利用の対応はありますが、台風15号及び19号の避難所開設に当たっては、大勢の中では過ごすことができない障害者、疾病者、高齢者など、特別な配慮が必要な方に対応するため、要配慮者用の部屋を設けましたが、身体障害、発達障害、精神障害、認知症の方とその家族が避難され、そのうち重度の方について、福祉避難所として協定を締結している福祉施設へ移送するケースもありました。今後におきましても、福祉避難所の開設は重要であり、要配慮者への理解とその特性に対応した避難所運営が重要であると考えております。

〔環境防災課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育課長 椎名雄一君登壇〕

○教育課長（椎名雄一君） 森川貴恵議員の災害対応と防災関係のご質問のうち、小・中学校での防災教育の現状はどうであるかについてと、選挙関係のご質問のうち、小・中学校での主権者教育の中での位置づけはについてお答えいたします。

初めに、防災に関する学習指導についてですが、新学習指導要領には、各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会を形成することに向けた諸課題に対して求められる資質・能力を教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする記述されております。

これに基づき小学校においては、社会科の4年生で、地震からくらしを守る。5年生で、被災地や災害情報に関すること。6年生で、震災復興の政治のしくみについて。理科では、

5年生で、土砂災害や洪水対策、治水の工夫。6年生で、災害から身を守るについて。さらには、特別活動の低学年で地震対応。中学年で地震火事対応。高学年で津波対応について。中学校においては、社会科でハザードマップづくり、美術で非常口案内の作成などを学んでいます。

また、上堺小学校と白浜小学校におきましては、津波被害想定地区であることを鑑み、NPO防災千葉主催の「語り継ぐ災害 地震津波災害」という出前授業を昨年度と今年度に実施いたしました。

次に、避難訓練の実施についてであります。

防災教育の取り組みの一つとして、地震、火災、津波を想定し、各学校、学期に1回以上避難訓練を実施しています。実施時間帯は、災害がいつ発生しても混乱せずに行動できるよう、授業中、休み時間を問わず行っています。

これらの取り組みや学習指導を通じて、自然災害から身を守る能力や、災害からの復興をなし遂げる能力、進んでほかの人たちや地域の安全を支える能力など、生きる力の育成に努めています。

次に、選挙関係のご質問のうち、小・中学校での主権者教育の中での位置づけはについてお答えします。

主権者教育とは、国や社会の問題を自分のこととして捉え、自ら考え、判断し、行動していく主権者を育成することとされており、若い世代の政治に関する関心や、選挙の投票率の低さから重要性がますます高まっていると言われていています。

このような状況の中、平成28年に選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、小中学校においても主権者教育の推進が必要とされ、平成29年に改定された新学習指導要領には、主権者教育の充実が盛り込まれ、選挙関係では、中学校社会科の公民分野に民主政治の推進と公正な世論の形成や選挙など、国民の政治参加との関連等の観点から主権者教育を充実すると記述されました。

現在のところ、小学校においては、社会科の国会などの議会政治や選挙の意味と国民としての権利及び義務に関する授業の中で、参政権や選挙についての学習を行っており、中学校においては、公民分野の私たちと政治の単元の民主政治と政治参加の中で選挙の意義などについて学習しています。

また、授業以外では、児童会や生徒会の役員選挙において、町選挙管理委員会と連携をとり、投票箱、記載台を借り受け、実際の選挙を本物の道具を使って疑似体験するなどにより

啓発を図っています。

このように、各学校では児童生徒の発達段階に応じて、政治や選挙への関心が高まるよう指導するほか、特別活動においても学校生活の課題を解決する話し合い活動を行うなど、学校教育全体で主権者として必要な資質の育成に努めているところです。

町教育委員会といたしましては、引き続き、学習指導要領に基づき良識ある主権者として必要な資質、能力を育てるとともに、各学校と関係機関との連携を推進し、将来、児童生徒たちが有権者としての権利を円滑に行使できるよう、支援に努めてまいりたいと考えております。

〔教育課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） 森川貴恵議員の選挙関係のご質問のうち、投票率向上のための啓発活動はと、投票率向上のための具体的な取り組み内容についてはお答えをいたします。

初めに、投票率向上のための啓発活動はについてであります。選挙の際は、広報よこしばひかり、町ホームページ、まちナビ、防災行政無線及び啓発物資を購入いたしまして選挙啓発を行っております。

また、毎年、千葉県主催の明るい選挙啓発作品の募集や、新成人に対して選挙パンフレットを配布するなど、有権者の皆様方に選挙に対する関心を高めていただき、棄権されることがないように努めております。

次に、投票率向上のための具体的な取り組み内容についてはありますが、選挙期日に投票所に投票に行けない方のために、入場券や町ホームページにおいて期日前投票や滞在地、病院及び施設での不在者投票など、投票制度の周知をしております。また、新有権者に対しましては、選挙の執行と投票制度についての通知を発送しております。さらに、保護者の方に選挙に対する関心を持っていただくため、園児・幼稚園児には、塗り絵等を配付し、投票に関する啓発をいたしております。

投票率の向上は大きな課題でありますことから、啓発活動や投票環境の整備に取り組むことにより、投票率の向上を図ってまいりたいと考えております。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 川嶋 修君登壇〕

○社会文化課長（川嶋 修君） 森川貴恵議員からの大綱3点目、公共利用施設関係についてお答えいたします。

初めに、坂田池公園運動広場の利用について。11月初旬の数百頭規模の犬関係興行の詳細についてですが、J K C千葉東ドッグリゾートクラブが主催者となり、優秀な純粋犬の普及と飼い犬の繁殖・飼育の指導奨励を行い、動物の愛護及び管理に関する法律を遵守し、広く国民の動物愛護の精神を育てていくことを目的とした展覧会で、期間は11月2日から4日までの3日間で、来場者1,000人を見込み、全国から予定頭数400頭を募集して、海外から審査員を招き、優秀な犬を選出するものであります。なお、今回の展覧会は大盛況であったと伺っております。

次に、興行の内容は十分に理解していたのかについてですが、5月中旬の電話連絡での展覧会計画から始まり、展覧会実績資料を確認し現地打ち合わせを行い、注意事項の確認等を協議いたしました。

次に、終了後、利用者からのクレームや意見と対応はについてですが、終了後、現地確認を行い、タイヤ痕の凹凸があったため許可書のとおり修正するように主催責任者へ指示をいたしました。同様の内容で利用者からありましたが、対応中ということで回答しております。

また、犬の毛やにおいについて意見がございましたが、それにつきましても主催責任者へ連絡をし、主催責任者が処理を行うことで確認をしております。

次に、事前審査や基準はどうであるかについてですが、事前に展覧会計画の提案があり、内容について協議を行い横芝光町公園条例に合致するものとして、公園制限行為許可申請書を提出していただき許可書を発行し許可したものです。

次に、利用料金はどのようになっているかについてですが、横芝光町公園条例に定める金額にて処理をしています。

〔社会文化課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。それでは、通告順に再質問させていただきます。

まず、防災行政無線の件についてですが、ふだんからそうですが、屋外スピーカーからのアナウンス、非常に聞き取りにくいときがあるということです。アナウンスの途中で放送されていることに気がついたりとか、もう一度最初から聞きたいなどの要望に応えるために、放送内容の確認電話応答サービスなどは行っているのでしょうか、お聞きします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 森川議員の再質問の屋外スピーカーのアナウンスが途中で途切れたりだとか、もう一度聞き直しをしたいときにそういったものはということでありましたが、現在、当町に設置しております屋外スピーカーについては、町内全部で44カ所あるんですが、屋外スピーカーや防災行政無線でのアナウンスをもう一度聞くというような対応はとっておりませんので、今後、そういったものも聞き直しができるような形、戸別受信機については録音機能がございますので、戸別受信機についてはもう一度聞き直すことができるんですが、そういったものについてももう一度アナウンスが電話等でも確認できるようなシステムがあると聞いておりますので、今後、そういった面も考えまして取り入れていきたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） そういうシステム自体はないんですが、その問い合わせが役場に来た場合、しっかりとお伝えできる準備は常にしてございますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 途中で気づいて、あ、聞き逃しちゃったと思うときがあります。もう一度聞きたいというときは、わざわざ役場の方にお手を煩わせるのは利用者としてはちょっと気が引ける場合がございますので、電話でテープでも結構ですので、流れるようなシステムがあるといいなと私も前から思っておりました。ご検討していただけるということですので、よろしくお願いいたします。

また、バッテリー切れなどで屋外スピーカーが使えなくなった自治体の多くは、広報車を巡回させ、避難所や給水所、支援物資の配布場所などを案内したとありますが、当町で広報車の運行などはあったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 広報車等の放送はということでありましたが、特に停電期間が長く続きました大総地区、鳥喰地区、そういった地区について災害の支援情報、停電情報を含みます災害情報として広報車を通して広報をしました。そのほか、消防団に協力をいただきました。そのほか、消防団等にも広報活動にも協力をいただきました。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今回の広報活動については、別に、特に鳥喰地区と大総地区、2週間以上もの間停電している部分につきましては、たしか1週間後ぐらいでしょうか、毎日印刷物を刷りまして、その地域の行政総務員さん、その組織を使って毎日それを配っていただいた経緯がございます。そういうような伝達方式というのは、ちょっとほかの自治体では耳にしておらんのですけれども、今回、停電の長引いた地域に限り、そのような伝達方法も行ったことをご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。

当町としてもいろいろ手を尽くされたということでありがとうございます。

停電のときは使えないのですが、ファクスや事前登録メール、防災メール等があったら有益なのではと思いますが、そのような、あと河川監視カメラですとか、水があふれて危ないので見に行ったらそこで事故に遭ってしまったというような事故を聞きますので、もしそこまで出向かなくても、河川監視カメラ等があれば確認できるので、そのようなこともあればいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 今森川議員からご質問のありました河川の監視カメラ、これにつきましては、検証の会議をやった際にも大変重要なツールだという話も出ておりますので、もちろんこの災害情報の伝達ツールに対しましては、多角的な面でさまざまなツールを活用し、町民の皆様には災害情報を伝えたいと考えておりますので、今後、検討の一つと認識しております。

以上であります。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

行政無線関係で最後にもう一つお願いします。

今、戸別受信機、先ほど80%以上の各家庭で備えてあるというような話が出てきたのではないかと思います。あとの20%の方には戸別受信機がないということで、非常の場合だけでもそちらの家庭に戸別受信機を貸し出しするというようなことはないのでしょうか。ほかの市町村によっては無料で戸別受信機を備えてあるという市もあると聞きましたがい

ようか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 戸別受信機につきましては、先ほども壇上答弁でお答えしましたが、役場のほうが親局として電波を飛ばす関係で、2キロ弱しかそのままでの状態での受信ができない。そのほかにつきましては、おおよそ横芝光町内の8割の地区が屋外アンテナを設置しないと戸別受信機が受信できない状態です。これについては、屋外アンテナの設置に至りましては、設置業者にエアコンのダクトを使ったりだとか、壁に穴を開けて屋外アンテナを設置しなければいけない等々と利用者分担金5,000円ということで、分担金をいただきまして設置をしている。そういうような観点で、戸別受信機については設置しておりますので、現在、貸し出しというのは考えておりません。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 現在貸し出しはしていないということで、非常の際だけでも何とかなればなと思ひ、今後に期待いたしたいと思ひます。

次に、3番目、避難所設置の際の課題についてお伺ひします。

先ほどの小倉議員の話と少し重なる部分もあると思ひますが、当町では避難行動要支援者名簿は既に作成してあると先ほどお聞きしました。また、この名簿を活用して、誰が支援し、どこへ避難するか決めておく個別計画の作成も国は求めておると思ひます。

このような個別計画をつくっているのは、まだ総務省消防庁によると、2018年6月時点で名簿は全国97%で作成済みですが、個別計画はこのうち4割が未完成のままだそうです。民生委員や地域の人たちとつくることになっているが、そういう重要な人の命を預かれないといった声や、地域の人手不足などもあり、思うように進んでいないようですが、当町では現状はどのような感じでしょうか。お伺ひします。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） 先ほど、小倉議員のご質問の中でも、個別支援プランにつきましては、今現在策定できていないという回答をさせていただいております。

今回の台風、強風、豪雨による要支援者の避難行動などを検証いたしまして、町の避難行動要支援者避難支援全体計画を見直すとともに、個人情報保護や地域の実情及び地域において希薄化などがありますので、地域住民のコミュニケーションなどを検討課題と、策定の取り組みをしている行政を参考に、個別支援プラン策定に向けて調査・研究してまいりたい

と考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） よろしく申し上げます。

次に、避難場所について。

過去の避難では、避難所の運営、男性が運営の中心となることが多く、課題が指摘されています。多様な視点を入れることが大切で、女性の担い手をふやす取り組みが必要と思われます。例えば、女性専用の配付物だったり、授乳室ですとか更衣室、そういうところではなかなか男性にはお願いしづらい面もありますが、今回の避難場所の件で、そこに運営する女性はいたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） お答えいたします。避難所の運営につきましては、税務課が行っておりますのでお答えさせていただきます。

このたびの避難所から、女性のほうを24時間体制で配置したところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） このたびからということで、ありがとうございました。なかなか男性にはお願いしづらい面もあると思いますので、今後もそのようにやっていただけたらと思います。

あと、避難所の件でもう一つ。市町村では、人口減少や少子高齢化が顕著で、各市町村が有している人的・物的の各種防災資源を災害時に相互利用するなど、市町村地域を超えた連携の仕組みづくりが大切になってくると思います。具体的には、被害の大きな市町村へ職員を派遣することや避難所の相互利用。また、防災訓練の共同開催などですが、今までの災害時連携の現状や、今後の展開の方向性についてのお考えはおありでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今回の台風15号による大きな横芝光町の災害に対して、姉妹町であります、例えば神奈川県松田町さんからは、松田町だけではブルーシートの対応が200枚しかないということで、近隣の市町4町から集めていただいて、職員も含めてその日の晩にトラック2台でブルーシート1,200枚など、あと水、お茶などを持ってきていただくことができました。

それとまた、遠くは山口県光市もブルーシートと職員を派遣していただいて、横芝光町においてはブルーシートがなくなってしまう状況がございました。そのように、今の段階においても、相互防災協定を結んだ中での事業を行っておって、それが今回の件である部分発揮できたのかなという認識を持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） やはり災害を受けていない地域からの支援、また、こちらからも応援に行くということで、相互の関係は大事になってくると思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

次に、防災教育のことについてですが、避難訓練等も先ほど行っていると聞きました。例えば、平日の昼間災害が発生した場合など、地域に残っている一定の体力と判断力のある中学生が、災害時の地域防災の担い手として期待されると思います。地域の防災訓練と合同訓練など、そういうのは可能なのでしょうか、お尋ねします。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名雄一君） 不可能ではないとは思われますが、今のところ検討した経緯はございません。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） やはり中学生ぐらいになると一定の判断力もつきますので、大人として扱えるみたいな面もあります。そういう場面がもしあれば、可能なら、今後考えていただきたいと思います。

それから、来年度から小学校が合併するというので、大きく学区が広がると思います。そこで、中学生の場合は自力で帰れる場合もあると思いますが、児童の安全確保の面から、県の教育委員会は、今回のような数十年に一度の記録的な大雨等で、災害発生のある場合は無理に下校させない。また、保護者と連携をとって、学校待機や直接引き渡しなども考えられるということです。

特に来年度は合併後、学区が広がりますので保護者の引き渡し訓練等重要になってくると思います。ご予定はおありですか。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名雄一君） 引き渡し訓練につきましては、中学校は行っておりませんが、全小学校毎年1回以上を実施しております。

なお、暴風雨、豪雨、自然災害対応の実際の引き渡しにつきましては、気象情報等を参考に状況が悪化するというような状況の場合には、当然学校にとめ置いて安全を確保するということで事故が起こらないように配慮してまいります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（押尾良晴君） 実際、10月25日の豪雨の際には、保護者へ引き渡しを行いました。夕方ごろから雨が一層激しくなり、子供たちには学校待機の指示を出しました。最終的に午後7時に中学生が保護者に引き渡しを完了しました。その後、1,023名の小学生と577名の中学生、合計1,600名が無事であるという確認をしたところでございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。

次に、投票率向上のための啓発活動について再質問させていただきます。

期日前投票制度、不在者投票制度、郵便等による不在者投票、指定病院等における不在者投票などの周知はどのように行われているのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 先ほども答弁の中で申し上げましたが、ホームページ、広報紙、さらにはまちナビ、防災行政無線、啓発物等でやっておりますが、特に不在者投票等につきましては、町のホームページにおいて期日前投票の所在地、あとは病院及び施設での不在者投票の投票制度、これを特にホームページで重点的にやらせていただいております。あとは電話等での問い合わせがございますので、それにお答えするような形でご案内を申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） よろしく申し上げます。

それからもう1点、投票の意思があるのに投票所まで移動が困難な方に対し、選挙管理委員会等として車で投票所までお連れするなどの移動支援というものは可能なのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） ただいま現時点では、そのような制度は行っておりません。しかしながら、投票に来ていただくために、高齢の方ですとか、移動が困難な方等につきましては、自治体によっては循環バス等を出して迎えに行っているという例もございますので、個

別にお宅まで迎えに行くというのは、ちょっと制度的に無理があると思いますが、投票の機会を、交通手段がないということで行けない方のためには、期日前投票ですとか投票日にそういう公共交通を使っておいでいただくというのは、一つの手法だと思っておりますので、今後の中で、先進自治体等の例を参考に、なるべく多くの方が投票においでいただけるような方法については、十分調査・研究をして、法律の定める範囲内で実施ができればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。

足の確保はなかなか高齢者や歩行困難な方にとって重要だと思います。よろしく願います。

なお、駅前投票所、例えばヨリドコロで投票できるとか、商業施設で投票できるとか、そういう投票所の開設をすると、お買い物に行ったついでに投票しちゃおうとか、学校へ行く前に1票入れていこうとか、そういうこともできると思うのですが、そのような投票所の開設は可能なのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 今、期日前投票所については、町の場合には役場の第3会議室というところで行っておりますが、駅前等で実施する場合に、一つの問題点といたしましては、選挙システムが使えないということがございます。

その中で、やはり身分確認ですとか、投票の資格の確認をするためにちょっと問題がございまして、今後、技術革新が進みまして、5G環境の通信環境等が整備されて有線ではなくインターネットを通じてそういうシステムがつながるようになれば、当町においてもそういう多様な投票場所というものについても、ぜひ実施してみたいという思いはございますが、現時点では、ちょっとその環境が整っていないということで、これは定めればそういう投票所を開設することは可能でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 12月1日からイオン行きのバスが出ましたが、なぜか成田市民にはイオン投票所とかいうのがありまして、そこで投票できるという、なかなか好評のようですのでちょっと思いつきました。

それから、小中学生が保護者と一緒に投票所に行くと景品が当たるといふ、家族で投票所に行こうキャンペーンを実施している市があると聞きました。事前にホームページからダウンロードした応募用紙に必要事項を記入し、投票所に設置した応募箱に投函すればペンセットが当たるといふものですが、何かこれをヒントに当町でも考えられないでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） まさに議員がおっしゃったのは、千葉市のほうで今回、4月7日の市議会議員選挙でそういうものを行っております。これについては、総務省のほうもやはり親子で投票に行くということで、お子様に投票の重要性、そういうものを認識していただくということを目的として行っております。

現在、総務省のほうから、選挙の間違ひ探しということで、お子さんが興味を持つようなパンフレットを役場とか公共施設に置いて啓発をしてほしいということで依頼も来ております。このような取り組みにつきましては、28年の公職選挙法の改正によりまして、お子様が投票所に一緒に入れるようになりました。そういうものを視野にこういう施策が行われておりますので、当町でもそういうものについて先進事例を参考に取り組めるものについては、どんどん取り入れて、ぜひ投票率を上げていきたいというふう考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） よろしく申し上げます。

あと、やはり投票率を上げるためには、主権者教育の中での位置づけが大事だと思います。特に若者の政治無関心はきちんと教育してこなかった大人にあると思います。

2015年の前回選挙では、全国で都道府県議会議員選挙の22%、市長の30%、町村長の43%が無投票で当選でしたので投票の機会すらなかったのですが、そもそも無投票ということは、有権者によって選ばれることなく、立候補者の意思だけで決ってしまったということになりかねません。

民主主義の目的は果たされなかったこととなります。民主主義を実現する仕組みの中に民主主義を無視してしまう措置が内在しているので、真逆の状況に有権者を陥れている、決して無視してはならない問題だと思います。選挙に行く機会をつくり、このような状況をつくらぬのも大人の責任だと思います。

最後に、坂田池公園運動広場の利用について再質問いたします。

準備の段階、それから実際の後片づけも含め、6日間運動広場を独占したことになります。

す。町民の利用には差し支えなかったのか、事前にこの日は使えませんよというお知らせ等の必要はなかったのかお伺いします。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） 質問についてお答えいたします。

使えない等のお知らせはしておりません。また、利用者からのクレーム等も特にはございませんでした。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 先ほど料金の件を質問いたしましたところ、条例に沿っていただいているということでした。私この前いただいた表を見ましても、ゲートボール場は幾ら、運動場は幾らという表示はありましたが、運動広場全体を占有するという料金はちょっと見当たらなかったように思います。差し支えなければ具体的に6日間でどのくらいいただいたのかをお聞かせ願えればと思います。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） 料金のほうの表示につきましては、公園条例の表に載っております。占有する場合には1日当たり1平方メートル5円となっております。それで、占有した期間が大会で3日、準備で1日を占有しておりますので、合計いたしますと約17万7,000円の使用料となっております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。すみません、ちゃんと見なくて。

このような海外から審査員を招き、全国から参加者を募集するようなどとも大きなイベントであったなら、横芝光町を全国にアピールするよい機会ではなかったかと考えられます。もし、住民の理解が得られたのならば、町の活性化を図るよいことではなかったかなと思うのですが、このようなまたイベントを、住民の理解、利用に差し支えない範囲で行っていきける方向で計画できればと思います。答弁は結構です。

町がこのような会で発展できればということを祈念いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で森川貴恵議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後 3 時10分とします。

(午後 2 時 5 6 分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3 時 0 8 分)

◇ 鈴木和彦君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

鈴木和彦議員。

[9 番議員 鈴木和彦君登壇]

○9 番（鈴木和彦君） こんにちは。議席番号 9 番、北清水の鈴木和彦です。

議長のお許しをいただき、質問をさせていただきます。

初めに、9 月から10月にかけて関東地方に接近した台風15号による強風、そして、19号がもたらした豪雨により日本各地で大規模な災害が発生し、当町でも住宅や農業施設等に甚大な被害が発生いたしました。被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。そして、一日も早く平常な毎日に帰することができるよう、心からお祈り申し上げます。

さて、当町含む農村では、農家の高齢化による後継者不足や耕作放棄地の増加などの深刻な問題が生じています。ほ場整備は水田やその周辺の整備を総合的に実施することで、大型機械導入による生産効率の向上や農地の集積を図り、地域の農業の担い手を育てることを目的として実施されています。

当町では篠本新井地区におきまして、農地の大区画化と集落営農が進められ、最新の技術と地域の結束が評価され、全国各地から視察団が訪れるほどの営農地区に成長いたしました。さきに完成した北清水地区を参考に水田の乾田化を図り、転作作物の麦、大豆の生産では、千葉県を代表する町と言われております。

その一方で、町内にはいまだ小さなほ場、すれ違いのできない農道、用排水が兼用されている水路のまま将来を不安に思う農家も多く存在しています。

そこで、現在計画されているほ場整備事業の予定地区と計画推進の進捗状況についてお伺いいたします。

以上、壇上からの 1 回目の質問とさせていただきます。

[9 番議員 鈴木和彦君降壇]

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、鈴木和彦議員のご質問に答えさせていただきます。

平成30年度に基盤整備事業実施に係る地元説明会を両総土地改良区管内でございます、南条支線地区内の9地区で行いました。この地区は、以前より基盤整備事業の声が上がっており、両総土地改良区が実施した基盤整備事業に係るアンケート調査においても事業要望が高いことがわかっております。

町といたしましては、地域農業の問題点や将来像を皆さんで話し合うことで、事業実施に必須となる人・農地プランの見直しを進め、今後の営農方針を決めていただくこととしております。

また、今年度は千葉県により、南条支線地区内のおよそ100ヘクタールを対象にして基盤調査を実施することとしております。

今後は地元主体による基盤整備事業準備委員会の設立に向けて、千葉県、両総土地改良区と連携し、事業推進に尽力してまいります。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○9番（鈴木和彦君） 町長からの答弁、大変ありがとうございました。

今の答弁の中に南条管内のことですが、地区と面積がわかれば教えていただきたいと思えます。

また、関係土地改良区による事業推進が行われているようですが、どこの地区でも基盤整備は賛成、しかし、営農面での不安が、同意を得られず、おくらせ、反対を招く要因と言われています。営農指導も当初からしっかり行われれば、早期の事業採択にならないと思われませんが、担当の産業課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 今、ご質問いただきました両総南条支線地域でございますけれども、13地区、350ヘクタールが両総の受益地というふうになっております。そのうち、台地区、それから小田部、宝米等、5地区が特に基盤整備事業の意識の高い地域だということで、私のほうでは認識しております。全体では、低いところもございますので、平均します

と大体7割前後かなというふうに思っております。

基盤整備事業の採択に向けては、地元地域や千葉県、農協、関係土地改良区と基盤整備導入後の営農計画などを含めた話し合いを行いながら、事業の推進を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○9番（鈴木和彦君） ありがとうございます。

町も積極的な姿勢を前面に出し、基盤整備担当と農政担当が連携して推進に当たっていただくよう、要望をさせていただきたいと思っております。

そして、先ほども壇上で私、申し上げましたけれども、基盤整備事業は町長もご存じのように、北清水地区、ことしの9月26日に20周年記念ですか、行ったわけでございます。

基盤整備事業は、担い手農業の大型改良事業ということでやったわけですがけれども、やはりそういったところに、やはり町の考え方と、やっぱり農家の実際集落の感覚ですね。いい事業はわかるんですけれども、なかなか地域の皆さんにご理解をいただいて、リーダーがやはり1人ではしょうがないんです。やはり、2人、3人ある程度まとまった中で進めていきませんと、この基盤整備事業ってなかなか前に出ません。本当に情熱と体力と、まず、家庭が犠牲になります。

私、それをよく見てきましたけれども、やはり小さい農家を擁護するような形で進めていきませんと、大きい農家が主になって考えていきますとなかなか地域をまとめることができませんので、その辺もあわせて町にしては指導していただければと思っております。

そこで、佐藤町長におかれましては、平成28年3月に就任してから4年が経過しております。令和2年3月には、任期を迎えることとなります。これまで町民に寄り添いながら、横芝光町の発展に努められてこられました。当町を取り巻く環境が大きな転換期を迎え、成田空港機能拡張など、さまざまな課題が山積している中で任期を迎えるに当たって、今後の考え方をお聞かせ願います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ただいま、鈴木和彦議員よりお伺いをいただきました。

来春、令和2年3月10日告示、15日選挙に予定されております、横芝光町町長選挙についてご報告をさせていただきます。

平成18年3月に誕生した横芝光町も14年目の後半を歩んでおり、その間、初代町長として

町民の負託を受け着任し、その後1拍を置き、2期目、3期目の現在に至っております。紆余曲折ある中、多くの町民の皆様とここにおられる議会議員の皆様方、歴代の議会議員の皆様、さらにはこれまで携わってきてくれた町職員の力強いご協力と温かいご指導、ご理解のもと、おかげさまでここまで務め上げてこられたと認識をしております。ここで改めて皆様方に感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

このような中、ご承知のように、今、鈴木議員からもおっしゃられたとおり、成田空港の容量拡大、圏央道の開通、そして、地方創生を初め、当町を取り巻く環境が大きく変化しようとしている中で、国、千葉県、空港会社との対応に行政の継続の必要性を強く感じております。

また、皆様方にお約束しているものの完結を果たさなければならないものもあるというふうにご考えておる中で、もともと浅学非才の身ではありますが、皆様方のご指導による町の補佐としての役割を横芝光町の発展、そして町民の幸せのために、町民皆様の負託をいただけるのであれば、引き続きこの任をお任せいただきたくと決意を新たにいたしましたので、来春3月にとり行われます横芝光町町長選挙に出馬することを、ここに表明をさせていただきます。

今後ともよろしくご指導お願い申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○9番（鈴木和彦君） それでは、そういうふうにご確認をさせていただきます。

時間のほうもまだありますので、最後にもう1点、私のほうから、これは要望でございます。答弁は要りませんので、要望ということで聞いていただければと思います。

最後に、町内では、集落営農組織が4カ所あり、先ほども壇上のほうでも言いましたけれども、生産調整転作物であります麦、大豆が作付され、北清水営農組合では、麦の作柄は平年であれば10アール当たり360キロ、大体6俵が平均なんですけど、その収量のところ、270キログラム程度の収穫量であったということで聞いております。4.5俵というところなんです。

また、大豆については過去20年間作付していて、平年であれば収穫量が180キロ、3俵ということですけども、今年度は60キロの収穫量であり、1俵ということです。残り半分の面積、ことし25.9ヘクタール作付してありまして、今、13ヘクタールほど残っております。それをきょうから刈り取りが始まっておりますけれども、ほとんど皆無に近いという状態でございます。大豆の収穫機械というのは、汎用コンバインというやつを使っているんですけど、

普通の稲を刈る機械とは違いまして、地上からある程度、10センチくらい上げないと、抱き込んで全部木ごと実を収穫するわけなんですけど、余り地面に接して刈り取りをやっていきましたと土がついて品物になりません。

そういったことから、なおさらことはほとんど収穫ができないのかなということで考えております。生産調整転作作物である麦、大豆は今、現在、面積払いと数量払いに対し交付金がついており、交付金の減額が避けられないということで、昔は転作作物で大豆のみをつくると、ただつくれば、それで交付金が出ておりましたけれども、ここ数年からやはり面積のほうと数量の、数量もある程度とりませんとその、結局、交付金が出ないわけなんです。ですので、今の試算の中では北清水の場合ですと400万ほどショートしてしまう。これは、運営にかなり影響してくるのかなということで考えております。

そこで、町として国や県へ交付金の減額を最小限に抑えられるように要望していただき、お願いを申し上げ、私の質問を終了させていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（鈴木克征君） 以上で鈴木和彦議員の一般質問を終わります。

◎休会の件

○議長（鈴木克征君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

12月6日から12月9日は、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、12月6日から12月9日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の日程はこれをもって終了します。

12月10日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時24分）

1 2 月 定 例 会

(第 3 号)

令和元年12月横芝光町議会定例会

議事日程(第3号)

令和元年12月10日(火曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第22号について(町長提案理由説明)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第1号審議(質疑・討論・採決)
専決処分の承認を求めることについて(令和元年度横芝光町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第 4 議案第2号審議(質疑・討論・採決)
専決処分の承認を求めることについて(令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算(第3号))
- 日程第 5 議案第3号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第4号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第5号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第6号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第7号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第8号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

- 日程第 1 1 議案第 9 号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 1 0 号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 1 1 号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 1 2 号審議（質疑・討論・採決）
山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 1 5 議案第 1 3 号審議（質疑・討論・採決）
令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 1 6 議案第 1 4 号審議（質疑・討論・採決）
令和元年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号審議（質疑・討論・採決）
令和元年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号審議（質疑・討論・採決）
令和元年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号審議（質疑・討論・採決）
令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号審議（質疑・討論・採決）
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号審議（質疑・討論・採決）
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号審議（質疑・討論・採決）
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号審議（質疑・討論・採決）
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号審議（質疑・討論・採決）
令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 2 5 陳情の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	小倉弘業君	2番	森川貴恵君
3番	印東彦治君	4番	秋鹿幹夫君
5番	宮菌博香君	6番	山崎義貞君
7番	越川一雄君	8番	庄内賢一君
9番	鈴木和彦君	10番	鈴木輝男君
11番	川島仁君	12番	川島富士子君
13番	鈴木克征君	14番	鈴木唯夫君
15番	八角健一君	16番	川島勝美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	林雅弘君	企画空港課長	平山貴之君
財政課長	椎名富士男君	環境防災課長	萩原浩己君
税務課長	鈴木正広君	住民課長	大木敏江君
産業課長	熱田雅之君	都市建設課長	川島敏彦君
福祉課長	及川雅一君	健康こども課長	椎名淳君
食肉センター長	向後和彦君	東陽病院事務長	渡邊奨君
会計管理者	秋葉義臣君	教育長	押尾良晴君
教育課長	椎名雄一君	社会文化課長	川嶋修君

職務のため出席した者の職氏名

局長	市原通雄	書記	齋藤美紀
----	------	----	------

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程に入るに先立ち、ご報告します。

本日、総務経済常任委員会委員長から、陳情第1号及び継続審査の陳情第2号について、お手元に配付のとおり、審査結果報告書の提出がありましたのでご報告します。

次に、本日、町長から追加議案の送付があり、これを受理したので報告します。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（鈴木克征君） 日程第1、議案第22号について、町長より提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

早速ではありますが、本議会に追加提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の「令和元年12月横芝光町議会定例会 追加提案理由説明書」をごらんください。

議案第22号 令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）についてであります。本案は、被災住宅修繕緊急支援事業、災害復興住宅資金利子補給事業、農林施設災害復旧費等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ3億6,023万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億4,177万1,000円とすべく提案したものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明を加えさせますので、ご審議いただき、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、担当課長の説明を求めます。

財政課長。

〔財政課長 椎名富士男君登壇〕

○財政課長（椎名富士男君） おはようございます。

議案第22号 令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

一般会計補正予算（第5号）は、台風被災住宅の復旧支援事業費が主な内容でございます。罹災証明の申請状況から、半壊以上の住宅を13件、一部損壊の住宅を1,800件と見込み、国及び県の支援区分に沿った所要の事業費を算定いたしました。

本日お配りいたしました別冊の補正予算書の1ページをごらん願います。

今回の一般会計補正予算（第5号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,023万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億4,177万1,000円とし、第2条で、債務負担行為の追加を目的に債務負担行為補正をするものでございます。

4ページの第2表をごらん願います。

台風15号により被災した住宅の災害復興住宅資金の利子補給につきまして、令和2年度から6年度までの5年間、債務負担行為を設定するものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明をさせていただきます。

5ページから7ページにつきましては、歳入歳出の事項別明細書の総括表でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

8ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入、財源でございますが、国・県支出金と財政調整基金繰入金となります。

15款国庫支出金の2項4目土木費国庫補助金の防災・安全社会資本整備総合交付金9,450万円は、屋根、または屋根と外壁の損壊割合が10%未満の住宅に係る修繕の補助金です。補助率は、国2分の1、対象件数は全体の6割、1,080件を見込んでおります。

16款県支出金の1項2目民生費県負担金の災害救助費負担金5,697万5,000円は、災害救助法既存制度分の半壊以上住宅の応急修理と、災害救助法拡大分の対象となる損壊割合10%以上20%未満の住宅に係る修繕の負担金で、負担率は国・県それぞれ2分の1です。国分は、県分と合算で受け入れ、対象件数は全体の1割、185件を見込んでおります。

2項6目土木費県補助金の被災住宅修繕緊急支援事業補助金1億4,598万円は、1番目といたしまして、損壊割合が10%以上20%未満の住宅の応急修理で、災害救助法、上乘せ分に

係る県補助金。2つ目が、屋根、または屋根と外壁の損壊割合が10%未満の住宅に係る県補助金。3番目といたしまして、壁、その他の損壊割合が10%未満の住宅に係る県補助金の合計額でございます。

災害復興住宅資金利子補給事業補助金44万4,000円は、住宅復興のために資金を借り入れた被災者に対し、町が年利2%以内で利子補給を行い、その半額を県補助金として受け入れるものでございます。

19款繰入金の2項1目財政調整基金繰入金6,233万7,000円は、本補正予算の財源調整でございます。

9ページから歳出でございます。

説明欄黒丸の事業ごとにご説明のほうをさせていただきます。

2款総務費、1項1目一般管理費の一般管理事務費99万円は、被災住宅修繕緊急支援事業の申請、取りまとめ業務に臨時職員を2名雇用するための社会保険料及び賃金でございます。雇用期間は、年明けから1人当たり58日間を予定しています。

7款土木費、5項1目住宅管理費、被災住宅修繕緊急支援事業の需用費12万1,000円は申請受付用事務用品や現地調査用住宅地図などの消耗品費でございます。委託料5,697万5,000円は、災害救助法に基づく応急修理で、半壊以上及び損壊割合が10%以上20%未満の住宅の応急修理を町が発注し、被災者に、いわゆる修理を現物給付するものでございまして、対象件数は185件を見込んでおります。なお、災害救助法に基づく住宅の応急修理は、国・県の全額負担となりますが、対象は修理等が未着工の住宅に限られることとなります。

負担金、補助及び交付金の被災住宅修繕緊急支援事業補助金3億60万円の内訳でございますが、1番目といたしまして、損壊割合が10%以上20%未満の住宅の応急修理で、災害救助法の県上乗せ分、2番目といたしまして、屋根または屋根と外壁の損壊割合が10%未満の住宅に係る国交付金分及び県上乗せ事業分、3番目といたしまして、壁、その他の損壊割合が10%未満の住宅に係る県上乗せ事業分の合計でございます。

災害復興住宅資金利子補給事業89万円は、住宅復興のために資金を借り入れた被災者に対し、町が年利2%以内で利子補給を行うもので、対象者は16人を見込み、本補正予算第2表において、令和6年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

10款災害復旧費、1項1目農林施設災害復旧費の工事請負費66万円は、台風により旧行政センター南側の幹線2号排水路の水路敷が約20メートルにわたり流出してしまったため、その復旧工事を行うものでございます。

10ページは、債務負担行為を設定いたしました災害復興住宅資金利子補給事業の当該年度以降の支出予定額等に係る調書でございます。

以上、議案第22号 令和元年度一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔財政課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で提案理由説明を終わります。

◎一般質問

○議長（鈴木克征君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇ 川 島 富 士 子 君

○議長（鈴木克征君） 通告順に発言を許します。

川島富士子議員。

〔12番議員 川島富士子君登壇〕

○12番（川島富士子君） 皆様、おはようございます。公明党の川島富士子でございます。議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

去る9月、10月と二月の間に千葉県を初め、東日本ではわずか半日で一月分の降水量が観測されたり、経験したことのないような暴風雨が吹き荒れました。台風15号、19号、さらには21号に伴う記録的な豪雨が重なり、各地に甚大な被害をもたらしました。改めて、お亡くなりになられた方々に、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

課題は山積しておりますが、一人に寄り添い、一日も早い復旧・復興に全力で取り組んでいかねばなりません。今こそ横芝光町がワンチームとなって災害に強い町に変わっていくときと強く訴え、質問に入ります。当局の力強い明快な答弁をお願い申し上げます。

初めに、優しさあふれるまちづくりについて、3点お伺いいたします。

1点目として、骨髄ドナー助成制度の導入について伺います。

再三にわたり訴えさせていただきましたこの制度も、本年7月時点では54市町村中35市町村で導入され、導入率は65%でございます。埼玉県や群馬県は全ての市町村で導入されております。千葉県の未導入市町村は19市町村であります。

そこで県が市町村に2分の1の補助をしている上、何より病気の方の命を救う優しさあふ

れる自治体でと願うばかりでありますことから、今後の取り組みについてのご所見とご決意をお聞かせください。

2点目として、犬猫の不妊去勢手術補助金の導入について伺います。

9月20日からの動物愛護週間がございますが、動物愛護に鑑みお尋ねします。

昨今、ペットの扱いについて、動物の命を簡単に扱っているケースが後を絶ちません。飼い主のいない犬や猫、特に猫は大半が殺処分を余儀なくされていると伺います。命を慈しむ心の大切さを重視し、動物を愛し、保護するボランティア的活動をされておられる方々が、本町にも多くいらっしゃいます。その活動での協力により、殺処分の減少に貢献しているだけでなく、近隣への迷惑を事前に防止することにもつながります。捨て猫が最近目立って多い中、増加防止のため、飼い主のいない犬猫の去勢不妊手術費用の一部補助を切望しますが、当局のご見解をお聞かせ願います。

3点目として、高齢ドライバーを支える後付け安全装置の普及および補助制度の導入について伺います。

昨今、社会問題化している高齢ドライバーによる事故ですが、その応急的な対策として注目されているのが、自家用車に後付けできる安全運転支援装置であります。アクセルとブレーキの踏み間違いによる急発進を防ぐものです。後付け安全装置の価格帯は、工賃を含めて4万円から10万円で、新車購入が難しい高齢ドライバーの安全対策として費用面でハードルが低く、大きな選択肢になります。この後付け安全装置の購入・設置を補助する自治体は増加傾向にあり、今すぐできる安全対策として制度をつくり、より多くの方に利用していただくべきと考えます。少ない負担でもう一重の備えができ、安心感を増す、高齢者に優しい思いやり施策と思いますが、当局のご見解を伺います。

次に、安全で安心なまちづくりとして、地域防災力の向上について、4点お伺いいたします。

1点目として、地区防災計画策定に伴う防災タウンミーティングの開催について伺います。

今回の災害を教訓として、防災・減災対策を政策の中心とし、災害に強いまちづくりに全力を尽くしていくべきと考えます。

今後、インフラの改修、耐震化を進めるとともに、地域防災力を高めていくことが大切です。そのために、まず住民の声や現場の発災状況の集約を徹底して行い、しっかり検証し、全体で共有して、次に生かしていくべきではないでしょうか。また、自然災害のリスクに備え、自主防災組織のあり方が、これまで以上に求められていると考えます。職員数が減少し

ていくであろう、今後に限られた人員でどう対応するか、大きな課題であります。

これからは、地区単位で防災意識を高めることと、自主防災、特に自助・共助で安全確保せねばなりません。今こそ地区防災計画の策定等を話し合っ、災害に強い地域づくりを進めるときであります。各地で防災タウンミーティングを行ってはどうかと思いますが、当局のご所見をお聞かせください。

2点目として、地域防災を担う人材育成として、今こそ、防災士の補助制度を拡充すべきではないかと伺います。

大規模な災害の発生が多い昨今、地域ごとに防災士を置くことが安全・安心にもつながり、心強いと考えます。地域の防災力強化のため、防災士の力を活かし、地域のリード役に期待できると思いますが、いかがでしょうか。避難所運営などの中軸にもなる防災士の積極的育成に、どうお考えかお尋ねいたします。

3点目として、防災意識を高め、誰もが避難所を開設できるようにハンドブックを作成してはいかがかと伺います。

今後起こり得るあらゆる大規模災害に対し、ハザードマップだけでは不十分ではないでしょうか。日常生活の中で防災意識を促すハンドブックを作成すべきと考えます。

また、災害時に最初に避難所へ集まった人たちが迅速な初動対応が行えるよう、やるべき任務を記載した共同指示書カードと、最低限必要となる事務用品、いわゆる災害時に必要な道具を一つの箱にまとめ、設置してはいかがでしょうか。避難所運営の円滑化につながるとと思いますが、当局のご所見をお聞かせ願います。

4点目として、広域避難所である学校体育館におけるエアコン設置について伺います。

以前にも問うたわけですが、今こそ英断のときと考えます。昨今の猛暑と、災害対策の観点で設置を急ぐべきではないでしょうか。熱中症対策、寒さ対策から児童・生徒の健康を第一に、健康管理の視点は大変大事ではないかと思ひます。その上、災害時には多くの高齢者や乳幼児が身を寄せます。授業や地域活動避難所としての役割を重視すべきであります。そこで、避難所指定を受けている体育館で活用でき、自治体の実質的な負担は30%で済む総務省の緊急防災・減災事業債がございます。しかし、2020年度までの事業に限られることから、早急な英断を求めるものでありますが、当局のご見解をお聞かせください。

次に、安全で安心なまちづくりとして、台風災害による検証と今後の見直しについて、3点お伺いいたします。

1点目として、SNSを活用した取り組みについて伺います。

近年若者にとどまらず、シニア、シルバー世代に至るまで、SNSソーシャルネットワーキングサービスを活用し、情報の収集や発信をする住民が飛躍的にふえております。台風15号による被害を受けた千葉県内の自治体でもSNSを活用し、復旧に役立てる動きがございました。本町における災害時のSNS活用への取り組み状況は、いかがでしたでしょうか。課題と考えることもあわせてお教え願います。

2点目として、住宅リフォーム補助金の拡充および危険なブロック塀の除去における活用について伺います。

睦沢町では、ブロック塀除去に住宅リフォーム助成金を活用することができるようになりました。本町においても実施している横芝光町住宅リフォーム工事補助金を活用して、道路に面した危険なブロックも対象に取り入れてはと切望いたしますが、当局のご見解をお尋ねいたします。

3点目として、自前の発電設備の現状および導入について伺います。

今後、懸念される大規模災害に備えるためにも重要な課題であろうと考えます。今回の災害で電気が使えない大変さは、今までに経験したことのない方が多かったと推察いたします。町当局は、長引いた停電から何を学び、どのような対策が求められるか検証されたことと存じます。災害時に自治体は、地域で司令塔の役割を果たすわけですから、非常用電源などバックアップのエネルギー源の拡充は不可欠であります。政府は、時間とコストがかかっても、災害に強い電力施設構築に向けた取り組みを進めることが重要と話されております。

このたびの台風、大規模停電で対応が後手に回り電源車配備がおくれた施設では、高齢者が死亡したケースもございました。このような中、睦沢町では、自前の発電設備があったおかげで被害を減らしたそうであります。睦沢町では、周辺でとれる天然ガスを利用した電気供給システムがあり、効果を発揮したそうであります。電力会社に依存しない仕組みづくりも重要と考えますが、当局のご所見をお聞かせください。

最後に、安全で安心なまちづくりとして、女性の視点を生かした防災・減災対策の強化について、3点お伺いいたします。

1点目として、乳児液体ミルクの災害備蓄について伺います。

全国的にも台風被害、豪雨被害が多く発生する中、乳児の命を守ることができる液体ミルクの必要性が高まっております。今こそ常温保存ができ、災害時に水道、電気、ガスがとまっても使用できる液体ミルクを備蓄品として導入すべきと強く訴えますが、当局のご見解を伺います。

2点目として、避難所に授乳室や着替えの場所の設置について伺います。

大規模災害発生時に、誰がどのような状況で避難してきても、混乱なく受け入れねばなりません。そこで、特に女性の視点を生かしたきめ細かな避難所運営の中で、プライバシー保護のため授乳室や着替えの場所が必須であると考えますが、当局はどのようにお考えかお尋ねいたします。

3点目として、災害対応に伴う町民サービスの見直しについて。①給水に伴うサービス、②避難所での対応、③要支援者等への対応を伺います。

①給水に伴うサービスであります。給水スポットの拡充と時間の延長を希望する声が多く届いておりますが、当局のご所見を伺います。

②避難所での対応であります。今後の暑さ対策、寒さ対策が喫緊の課題です。女性被災者からは、避難所スタッフに女性を必ず加えてほしいという要望がございます。また、備蓄品の見直し、シャワー時間の延長、職員の対応がばらばらだったのでノートに記録し、共通理解を持つべき等々の声が届き、当局のご所見を伺うものであります。

③要支援者等への対応であります。2016年10月1日からスタートした避難行動要支援者避難支援制度の中で、このたびの災害において本町の取り組み状況と見直すべき課題がございましたら、ご見解を伺い、私の最初の質問といたします。

〔12番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

健康こども課長。

〔健康こども課長 椎名 淳君登壇〕

○健康こども課長（椎名 淳君） 川島富士子議員ご質問の大綱1点目、優しさあふれるまちづくりについてのうち、骨髄ドナー助成制度の導入についてと、大綱4点目、安全で安心なまちづくりとして、女性の視点を生かした防災・減災対策の強化についてのうち、避難所に授乳室や着替えの場所の設置についてにお答えいたします。

初めに、骨髄ドナー助成制度の導入についてですが、令和元年6月定例会での一般質問の際に、助成制度の趣旨や県内の状況を踏まえ制度化を目指してまいりたい旨をご答弁申し上げました。

改めて町の骨髄バンクドナー登録者数の状況を千葉県赤十字血液センターへ確認したところ、平成31年3月末現在50名で、平成30年3月末と比較すると5名の増となりました。また、今年度は、7月と10月の2回、献血とあわせて骨髄バンク登録会を実施いたしました。なお、

11月に予定しておりました産業まつりが中止となったため、献血会場での骨髄バンク登録ができませんでしたが、来年3月下旬に献血とあわせ、改めて実施する予定としています。

一方、ドナー支援事業については、千葉県では骨髄等を提供したドナー本人や、そのドナーに、骨髄移植時の入院時のためドナー休暇を付与した事業所に対して市町村が助成した場合に、その2分の1を助成する助成制度が制定されており、県内では現在35市町において助成制度が制定されています。町といたしましても、助成制度の趣旨を踏まえ、令和2年度に導入を図るべく所要の準備を今年度中に進めてまいります。

次に、避難所に授乳室や着替えの場所の設置についてですが、さきの台風の際には町民会館を避難所として開設した後に、外部から遮断された会議室を授乳スペースとしてパーティションで間仕切り、ベビーベッドとおむつ交換台を設置し、あわせて乳幼児用ミルクとポットを備えつけ対応したところであります。

また、更衣室については、避難所での部屋数が限られていることから特設設けずに、必要に応じて個室トイレを活用していただきました。

今後、避難所開設に当たっては、横芝光町地域防災計画や千葉県が策定しました災害時における避難所運営の手引きに基づき、女性専用スペースの確保等に配慮してまいりたいと考えております。

〔健康こども課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 萩原浩己君登壇〕

○環境防災課長（萩原浩己君） 川島富士子議員ご質問の大綱1点目、優しさあふれるまちづくりについてお答えいたします。

初めに、（2）犬猫の不妊去勢手術補助金の導入についてであります。現在当町では、飼い主のいない猫の不妊去勢手術に対する補助金はございません。しかしながら、飼い主のいない猫、いわゆる野良猫に対する迷惑や餌やりの苦情は町にも寄せられているところであります。

これらの問題、特に野良猫の繁殖を防ぐために、地域住民が主体となって実施する地域猫活動に対して、千葉県では町とあわせて助成する補助金交付事業を、今年度より開始をいたしました。

地域猫活動とは、地域住民が主体となって管理者を明確にし、飼い主のいない猫を把握して、餌やふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など、地域のルールに基づいて適切

に対象となる猫を管理する活動です。

千葉県内では、千葉市など都市部地域を中心にこの事業を実施しておりますので、今後、調査研究を行ってまいりたいと考えます。

次に、（３）高齢ドライバーを支える後付け安全装置の普及および補助制度の導入についてであります。依然マスメディア等で報じられる高齢者ドライバーの事故は大変多く、この対策は重要な課題と認識しております。

当町のように公共交通機関の少ない地域では、日常生活を考えたときに、なかなか運転免許証を返納することができない状況でもあります。こうした中、現在さまざまな安全装置等が検討されています。

今後、どのような安全装置及び制度が確立されていくのかを見きわめながら、山武警察署とともに高齢者ドライバーの事故対策を進めてまいります。

次に大綱２点目、安全で安心なまちづくりとして、地域防災力の向上についての（１）地区防災計画策定に伴う防災タウンミーティングの開催について、（２）地域防災を担う人材育成として、今こそ防災士の補助制度を拡充すべきではないか、（３）防災意識を高め、誰もが避難所を開設できるようにハンドブックを作成してはいかかかについてですが、自助・共助の推進のために各地域において話し合いを進め、地区防災計画を作成することは大変重要であり、町としても周知啓発に努めてまいりたいと考えます。

また、地域防災を担う人材育成として防災士の補助制度がありますが、現時点で活用していただいた実績がございませんので、これについても周知に努めてまいります。

また、大規模な災害により、多くの町民が長期的な避難が必要となった場合の避難所において、避難所の運営組織や運営方法等を明確化することで、自主防災組織等が避難所を自主運営できるような取り組みをするとともに、避難所運営マニュアルの見直しやハンドブックの作成についても検討してまいりたいと考えます。

次に、（４）広域避難所である学校体育館におけるエアコン設置についてであります。町内の小中学校の体育館は指定避難所となっており、避難期間が長期化した場合の暑さ対策としてエアコンは有効な手段ではありますが、体育館に効率的な冷暖房を行うためには、壁に断熱材がないなどの構造上の問題もあり、体育館自体の改修が必要なが見込まれることから、早期に対処することは非常に難しい状況にありますので、町民会館及び文化会館を主として避難所運営を考えております。

次に、大綱３点目の安全で安心なまちづくりとして、台風災害による検証と今後の見直し

についての（１）SNSを活用した取り組みについてであります。町では情報発信の多角化を目指し、SNSの活用も行っております。具体的には、まちナビ、ツイッターにより生活情報等を配信しています。今後、さらなる有効な情報発信方法について研究してまいります。

次に、大綱４点目の安全で安心なまちづくりとして、女性の視点を生かした防災・減災対策の強化についての（１）乳児液体ミルクの災害備蓄についてであります。乳児用液体ミルクは、開封してそのまま乳児に飲ませることができることから、災害用備蓄品としても注目される製品であるため、現在備蓄しています粉ミルクの更新時に導入について検討してまいります。

次に、（３）災害対応に伴う、町民サービスの見直しについてのうち、給水に伴うサービスについてであります。台風15号においては、停電による上水道の断水が発生したため、即座に水道企業団へ給水車の派遣を依頼し、役場駐車場にて応急給水所を開設いたしました。あわせて自衛隊にも給水活動を要請し、翌日からは自衛隊による給水活動も開始されました。

上水道の断水はこの時点で解消されましたが、停電地域にお住まいの地下水のみを利用しているご家庭では、依然断水状態が続いていたため、応急給水場所を役場駐車場のほか、文化会館にも開設をいたしました。

その後、停電地域が縮小されていく中で、停電地域により近い坂田池公園駐車場や集会所などで物資配布とあわせて給水活動を行い、高齢者世帯のご家庭には福祉課と連携をいたしまして、ペットボトルの配布等を行ったところであります。

〔環境防災課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 川島富士子議員ご質問の大綱３点目、安全で安心なまちづくりとして、台風災害による検証と今後の見直しについての住宅リフォーム補助金の拡充および危険なブロック塀の除去における活用についてお答えいたします。

議員もご存じのとおり、リフォーム補助事業は、町民の住宅環境の向上を図るため、町内の施工業者を利用して住宅リフォーム工事を行う場合に、その工事費の一部を補助する事業です。平成25年度から事業を開始し、補助金につきましては、毎年300万円の予算の範囲で交付しております。

対象となるリフォーム工事は、消費税を除く工事金額が20万円以上のもので、補助金の交

付額は工事金額の10分の1に相当する額として20万円を限度としています。

またリフォーム工事は、住宅の修繕、改築、機能向上のために行う補修や、住宅の敷地の外構物である門、塀などの修繕が対象でございます。したがって、ブロック塀の除去については対象になりません。

ブロック塀につきましては、所有者または管理者の責任において適正に管理されることが基本となります。しかしながら、町民が安全・安心に暮らせるまちづくりには非常に重要と考えております。

このことから、道路に面している危険なブロック塀の撤去にかかわる助成制度につきましては、他自治体の先進事例や動向を参考に、また、国及び県の支援施策も踏まえ調査・検討してまいります。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 財政課長。

〔財政課長 椎名富士男君登壇〕

○財政課長（椎名富士男君） 私からは、台風災害による検証と今後の見直しについてのご質問のうち、自前の発電設備の現状および導入についてお答えをさせていただきます。

台風15号では庁舎が停電し、長期間にわたり行政機能が停滞した自治体がありました。幸い当町は役場庁舎の停電は免れましたが、排水機場や農業集落排水処理施設等では発電設備を借り上げ対応したところでございます。

現在、役場庁舎には、停電発生時に自動で始動する常設型と専用の分電盤に発電機を接続して手動で始動させる仮設型の2種類の発電設備がございます。

常設型は、停電時に必要最低限の窓口業務を行うためのコンピューターシステム及び外線電話用と緊急放送のための防災行政無線及びJアラート用で、稼働時間の目安は、コンピューターシステム及び外線電話用が3時間、防災行政無線及びJアラート用が72時間です。

また、仮設型は、主に災害対策本部照明用と災害備蓄品倉庫としての北側車庫等棟照明用で、それぞれ稼働時間の目安は5時間です。

台風15号による停電は、従来の停電の常識や対策が通じない想定外の経験となりました。

今後は、庁舎や指定避難所等に順次、発電機や非常用照明器具の配備数をふやすなど、長期の停電にも対応できるよう対策を講じていきたいと考えております。

〔財政課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

〔税務課長 鈴木正広君登壇〕

○税務課長（鈴木正広君） 川島富士子議員からご質問のありました大綱4点目、安全で安心なまちづくりとして、女性の視点を生かした防災・減災対策についてのうち、災害対策に伴う、町民サービスの見直しについての避難所での対応についてであります。避難所の開設、運営につきましては、横芝光町地域防災計画によりまして税務部門が担当しておりますことから、私からお答えさせていただきます。

避難所は、大規模な災害が発生した場合に、住宅の倒壊やライフラインの停止等で自宅での生活が困難になった住民が、しばらくの間、生命または身体を災害から保護するための一時的な生活の場として町があらかじめ指定するもので、避難者へ安全と安心の場を提供すると同時に、避難者がお互いに助け合い、励まし合い、生活再建に向けて一歩を踏み出すための施設となります。

当町の避難所の運営体制につきましては、平成30年度までは22時以降の深夜の時間帯では、男性職員のみで対応しておりましたが、今回の避難所設営からは、避難されてきた女性への配慮として、24時間体制で女性職員を加えた対応をしております。

また、今回の台風で長期に避難所を開設した町民会館におきましては授乳室を設けるとともに、性別に関係なく、要介護、障害のある方のために会議室を利用し、避難所内での要配慮者のスペースを確保したところでございます。

このことに加え、介護支援が必要な方には、災害対策本部を通じ、健康こども課へ保健師の派遣や、福祉課へ災害協定による要介護者の施設への移送等を依頼し、対応したところであります。

台風15号では、停電対応を主とした13日間の避難所開設となりましたが、さらに大規模な災害では、今回よりも長期にわたる避難所の開設を余儀なくされる場合も考えられます。

このような長期にわたる避難所の開設が見込まれる場合には、今回の経験を教訓として生かすとともに、避難された方の協働の精神に基づく自主的な避難所運営が重要となりますことから、その方法につきましても研究してまいりたいと考えております。

〔税務課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

〔福祉課長 及川雅一君登壇〕

○福祉課長（及川雅一君） 川島富士子議員からご質問のありました大綱4点目、安全で安心なまちづくりとして、女性の視点を生かした防災・減災対策の強化についての災害対応に伴

う、町民サービスの見直しについての要支援者等への対応についてにお答えいたします。

小倉弘業議員の一般質問にお答えしました内容と重複するところがありますことをご承願いたします。

要支援者等の対応につきましては、避難行動要支援者名簿を活用し、災害発生時に迅速な避難支援ができるよう備えるとともに、地域の民生委員児童委員や各種支援機関等の協力を得ながら対応に当たることとしています。

しかしながら、災害が発生した際に、地域内で要支援者の避難支援活動を円滑かつ迅速に行うためには、自治会などを中心とした近隣の助け合いも重要であります。

また、東日本大震災など過去の震災を通じて、災害時における女性の視点から見た要援護者の避難と支援の必要性が認識されるようになってきており、さまざまな困難に直面した場合に、男性・女性・高齢者・障害のある方・妊産婦・乳幼児など、人によってその困難の質や度合いには違いがあると思います。

そのような中、防災・減災対策を強化する上では、理解されにくい女性特有の災害時の困難や課題などを女性目線での意見を取り入れ、それらは男性の困難や要支援者の支援にも関係する側面を持ち合わせ、要支援者等の支援体制づくりに深く関係してきますので、今回の災害による要支援者等への対応についての検証と調査研究し、一層の支援体制づくりに努めてまいります。

〔福祉課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ご答弁ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

まず、質問というよりも、骨髄ドナー、再三にわたって質問させていただいてまいりまして、いよいよ始まるということで安堵しているところでもありますけれども、ドナー登録者をふやす対策について、例えば、がん全体に言えることでもありますけれども、罹患者が、罹患率が年齢的に50代で増加に転じて、また60代から急増するということではありますが、骨髄移植のドナー登録は54歳まででありますので、少子高齢化により需要と供給のバランスが厳しさの一途をたどっていくというふうに思います。

移植を必要とする患者はふえる中でドナー登録者が減るということに、この先なっていくのではないかと心配もありますので、ドナー登録の、町がふえているということで、非常に担当当局でお声かけてくださったり、いろんな取り組みをしてくださっているんだということ、日ごろからの取り組みに感謝をするところでもありますけれども、さらなるドナ

一登録者をふやす啓発普及、これが重要だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。答弁は結構です。

そして、犬猫の件でありますけれども、課長の答弁でよくわかりました。隣の山武市、隣の匝瑳市でやっていることでもありますので、どうしてうちはやっていないのという声がよく届くんでありますけれども、またしっかり調査研究をしていただきたいというふうに思ひます。

そして、高齢ドライバーを支える後付け安全装置の普及でございますけれども、既に東京都では、本年7月末から来年8月までの期間ということで急発進防止装置の費用、購入・設置費の9割補助が既に開始されているようであります。

そして政府が、今月まとめる経済対策に安全運転サポート車、サポカーと言われているんでしょうか、この購入補助を盛り込むようでございます。65歳以上を対象に新車購入時に10万円をめぐりに助成する方向で検討されているというふうに伺いました。軽自動車は7万円をめぐりとし、販売済みの車に安全装置を後付けする場合も対象にするように、今検討されているということでもありますので、確定ではないのかなというふうに思ひますが、2019年度の補正予算案と2020年度の当初予算案に費用を計上されるということが新聞のほうで発表されておりましたので、そういった情報が入ったときには、早急に取り組んでいただきたいと思ひますが、町長のお考えを伺いたいと思ひます。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 世間で今、高齢ドライバーだけではないんでしょうけれども、そういった部分の補助機械というんでしょうか、それについては、国も今検討していただいているということでございますので、可及的速やかに対応ができればと思ひています。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 町内の高齢者からも、そういった要望の声が多く届いておりますので、ご承知おきをいただきたいというふうに思ひます。

課長のほうに、ぜひお願ひしたいんですけれども、警察庁は高齢ドライバー事故防止へ運転相談ダイヤルを開設したということでもあります。番号は全国共通ダイヤルで、シャープ8080、はればれというふうに読むそうで、11月22日から運用を開始したということでもありますので、ぜひまた広報等で、こういった情報も周知をいただければというふうに思ひます。

次に、安全で安心なまちづくりについてでございますが、いかんせん、たくさん多く質問

したということもありまして時間もありませんので、何分から始めたのかも何かわからないうちに登壇しちゃって、何分かというのがわからないんですが、10分ぐらいまで質問していいのか。

〔「13分です」と言う人あり〕

○12番（川島富士子君） 13分ですか、ありがとうございます。

まとめて、ここというところだけ質問させていただきたいというふうに思います。

地区防災計画、登壇でもお話ししましたように、今後、将来、職員もとにかく行政依存、行政に頼ってばかりではいけないというふうに、私は思っています。もうとにかく自分の命は自分で守る。地域の人たちは地域で守っていくような、そういった仕組みづくりを確立していかななくてはいけない時期に入っているのかなというふうに思います。

そういうところで行政はアドバイス側に立って、また準備側に立って助言をするという、そういったシステムというか、そういう仕組みづくりが必要なのではないかなと思います。

既にやっているところで、宮城県の大郷町の中粕川行政区、ここの、ぜひ例を参考にさせていただきたいというふうに思います。ここの行政区の自主防災組織は、10月12日、14時13分に避難準備、高齢者等避難開始の発令を受けて、15時ごろから6班に分かれて全戸訪問し、避難を呼びかけたそうです。16時過ぎには住民の9割が避難先へ向かったということであります。

こういったのも、ふだんからやはりきちんとしたシステムをつくってタウンミーティングをしたりして、共通認識に立って、いざというときにその力が発揮できるような準備が大事かと思います。

災害時には安否確認用の旗を玄関先に立てているそうです。中粕川区自主防災というところで、「避難しました」という旗と、「助けて」という旗と、2本各全戸配布してあって、玄関のところに立てておくわけですね。そういった中で、本当に速やかに9割の方が避難先へ向かったということでもありますので、そういったいい事例も参考にさせていただきたいと思いますし、当町においても全行政区に自主防災組織を設立を促していくべきだというふうに思います。

また、毎年の防災訓練、毎年当たり前のようにやっておりますけれども、やはり避難所運営とか、夜の訓練とか、何かいろいろやっておこなうてはいけないというところを絞って、これからまた工夫をして考えていただきたいと思いますけれども、トップの町長、どういふふうにお考えでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 防災訓練等の訓練につきましては、いろいろと考えてはおるんですが、なかなか参加していただける……それでも当町は、いつも大体1,800人ぐらいの参加をいただいている中で、近隣から比べればというような、それがよければいいというものじゃないんでしょうけれども、それについては、それなりにできているとは思いますが、ただただ、今回の大きな台風被害の想定の問題等も、今後抜本的に考え方を改めて、視点を変えて、今後いろいろと検討していった中で、今後いろいろなパターンを想定した中での訓練をできればなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） よろしくお願ひします。

一つ防災士のいい例でありますけれども、28年度末に、愛媛県の松山市では防災士が中心になって、市内全41地区です、うちの町と比べたら圧倒的に多いわけです。この全41地区に防災士がいて、地区防災計画を策定したということでもあります。災害時の行動や事前の備えなど、実生活に根差した計画になったということで聞いておりますので、ここも参考にさせていただきたいというふうに思います。

そして、以前にも質問させていただきました体育館におけるエアコン設置でありますけれども、非常に費用もかかる、いろんな困難があるのも、先ほどの答弁でよくわかりましたけれども、実は電子黒板のときに、全額国負担というときに、うちの町に手を挙げてくださーいと言ったときに、結局各中学校に1台ずつを2台だったわけです。そして、よくよく何年後には、結局町負担をもって入れるわけですが、こういうことが過去に苦い経験があって、そのときに山武市は全校に入れたわけですね。スタートの英断、このように変わるということで、私は悔しい思いをしたことがよみがえってまいりました。過去の失敗を繰り返さないように、たかが電子黒板、されど電子黒板で非常に英断が大事というふうに思います。

緊急防災・減災事業債、これを使って羽田空港を持つ——当町も成田空港を持ちますけれども、羽田空港を持つ東京都は、全小中学校の教室は終わっているわけです。うちの町もそうですね。

本当に空港の下にいた、ある意味メリットといたら変かもしれませんが、東京都、規模等が違う中で、東京都は21年度末までに全校を目指すということでもあります、緊急防災・減災事業債を使いまして。あと、学校施設環境改善交付金とか、いろいろ、ゆめ基金、

すみません、名前が忘れましてけれども、教育基金もあろうかと思えますし、卒業生の方たちにお声をかけたクラウドファンディングとか、いろんな方法があると思えますので、ぜひ、寒さは今のバーナーみたいなのでしのいけても、夏の熱中症は、これから温暖化の関係で、もっともっと心配が出てくると思えますので、授業を中止せざるを得ない事態も発生することもあるのかなと思えますので、猛暑時には館内の室温がかなり昔と違って上昇すると思えますが、そのところ教育長のお考えはいかがでしょう。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（押尾良晴君） 壁に断熱材がなくても、体育館に冷暖房ができるような手法を関係部署と連絡をとりながら研究をしてまいりたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 体育館の冷暖房につきましては、今教育長もお話がありましたとおり、教育課長のほうから壇上でも答弁がありましたけれども、構造的な問題、それも確かにあるんですが、例えば、今後学校建築等をやる場合には、当然のことながら、この部分も勘案しながら進めていきたいというのが、まず1点。

それと、もう1点は、そういう扇風機よりもちょっとグレードの高い、少し冷房装置みたいなのも今あるという情報も、実は聞き入れているところでございまして、今の構造を工事しなくても、どれだけの効果、効能があるかわかりませんが、一部公立の学校の体育館でも使っているという情報を得ましたので、今後そういう部分についても検討ができればなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。とにかく後手後手にならないように。電子黒板で私も、後でまた町が負担して入れるというのは、あのときに入れておけばという、そういった後悔の念を禁じ得なかったので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

近隣のいい例とかもたくさん調べたんですが、時間の関係でここというところだけ質問させていただきたいというふうに思います。

これこそかなりの大金がかかることでありますけれども、睦沢町が町中無電柱化ということでもあります。視察にはちょっと行けなかったんですが、多額のコストがかかるということ、よくわかっておりますが、今後、ブラックアウト、大停電が、対策がすごく重要だ

というふうに思いますけれども、ロンドンやパリでは電線が100%地中化ということですが、この睦沢町で国の補助事業で電線は全て地中化済みということでもあります。また、地元で産出する天然ガスを活用した自家発電もあるということで、そういった……またあと浦安市では都市ガス発電とか、みんなそれぞれ自治体ごとに持ち味を生かしながら考えているということでもありますので、ここのところも研究をしていただきたいというふうに思います。

あと、液体ミルクなんですけれども、課長のほうから粉ミルク更新時ということでもありますけれども、大体いつぐらいになる話なんでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 今、川島議員の粉ミルクの更新時というのは、来年の7月に粉ミルクの更新がありますので、その時点で導入のほうを検討してまいりたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 町長、粉ミルクは、乳児健診とか、保育所とか、幾らでも使ってもらったり、配ったりするということできると思うんです。今、この災害で、山武市がどれほどこの液体ミルクがあったおかげで、お母さんたちに喜ばれたかということが新聞紙上で発表されました。

ぜひ、粉ミルク更新時まで待たずに、いつ災害が起きるかわかりませんし、最近では、それこそ使い捨て哺乳瓶ではなくて、紙パックに、飲むところをつけるだけのアタッチメントが発売される予定だということでもありますので、この液体ミルクの有効性が認められて、グリコと明治がスタートしましたけれども、今、雪印とか、あっちもこっちも研究して、来年の早々には発売する予定で準備されているわけです。

ですから、来年の7月の粉ミルクがなくなる前に大きな災害が来たらどうするんだという話でありますし、お母さん方、何よりも大切な町の宝だって、いつもいつもおっしゃっている子供たちの命を守る。また、それを支えるお母さんたちは、ストレスで母乳が出なくなるということも考えられますので、また、時短のすごく喜ばれる液体ミルク、町長英断を、回答をお願いします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 積極的に考えさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） どうぞ、よろしくお願いします。

母の代弁者というつもりで言わせていただきました。

あと、各家庭にN T Tタウンページというのが電話帳と一緒に保存版で入っているわけですね。私もこれ見たときに、どのような内容かと見たとき、後ろのほうに避難所マップがついているわけです。避難所マップ。そして、この避難所マップを見ると、大体災害あったらここに行けばいいんだという、町内13カ所の紹介まで入っているわけですね。

この中に、N T Tですから公衆電話のある場所もちろんと印が、マークがつけられています。横芝側、光側のようにしっかりとした説明があります。ちょっとかけ離れますけれども、何が言いたいかというと、災害時は公衆電話無料ということでもあります。町内に何カ所設置されているのかなと、ちょっと数える暇はありませんでしたけれども、こういうふういきちんとある場所が明記されているんだというふうに思いました。

ただ、教育長すみません、通告なかったので申しわけないんですけれども、小学生の85%以上が公衆電話を使ったことがないという、テレビで発表されておりました。使い方を知らないことがわかったので、日ごろからなれておくことが必要と思いますが、何かの機会があったら、こういった話もされてはどうかというふうに思いましたので、お伝えしたいというふうに思います。

あと、町長にお伺いしたいというふうに思います。

町民に、よく、森田知事が大分マスコミで騒がれてしまいましたけれども、県から自治体にプッシュ型でどんどん町から要請がなくても県から人を派遣したり、これは副町長に伺ったほうがいいのかわかりませんが、そういうような話がありましたけれども、町の職員、町長本部長、そして総務課長、皆さん、全職員、一生懸命本当に対応されていたのは、私も目の当たりにしております。ただ、いろんな記事を読んだときに、国や県へ積極的なプッシュ型、町からもっとどんどんプッシュ型の取り組みをすることはいかがなものなんでしょうか。

11月25日の参院行政監視委員会で、公明党の西田実仁議員が国土強靱化地域計画など、国が地方自治体に計画作成を求めている法律が92本あるというふうに見ました。これは、県が主なのかな。細かいところはよくわかりませんが、92本もある中で、負担なく計画策定できるよう、たしか国土強靱化計画、これは町にも求められていることだというふうに思いますけれども、国の丁寧な対応を求めたことに対して、地方自治体が負担なく計画策定できるよ

うに国の丁寧な対応を求めたことに対して、内閣官房は要請があれば国の職員が出向いて説明を行い、計画策定の方向を解説するなど、丁寧に対応していくというふうに出ていたんですけれども、うちの町も精いっぱい取り組んでおられたと思いますが、県から来る前に、もっとこっちから積極的に県や国にプッシュというのは、どうだったのかなというふうに思いまして、ちょっとお伺いをしました。

○議長（鈴木克征君） 簡潔な答弁をお願いします。

町長。

○町長（佐藤晴彦君） どの辺の部分を聞かれているのか、ちょっと今の質問でわかりづらかったんですけれども、ただ、今回災害に、経済産業省から、そしてまた千葉県からも来てくれました。特に9月、台風15号においては、経済産業省、国は極めて迅速な対応で、特に経済産業省が来たときは、東京電力とのつながりが非常に有効的だというふうに認識もしております。

千葉県については、若干タイムラグがあったように思いますけれども、いずれにいたしましても、正直申し上げまして、いきなり国や県から来て、連絡調整については非常にありがたいところがあるんですが、実際、この横芝光町、地域を熟知しているか、していないかによっても、いろいろな対応の仕方が変わってきってしまうという部分を、日ごろからのやはりお互いのコミュニケーションを、国・県と災害に対する情報交換ができていないが、もうちょっと構築していれば、もっとスムーズな対応ができるのかなというのは、率直な感想でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 無理やり伺って申しわけありませんでした。

あと、私のところに、時間もありませんので早口で、私のところに届いた町民の声をお伝えして、ぜひ今後の検討に入れていただきたいと思います。

ブルーシート、電池の周知が徹底されていなかったということと、物資の配布時間の見直しをしてほしいということでありました。決められた時間に仕事の関係で、どうしても行けなくてもらえなかった人もいるということでもあります。

また、ドライヤーが使えなくて、シャワーは借りられたけれども、ドライヤーが節電の関係でだめだと言われて、びしょびしょのまま仕事行ったというお話もありました。

あと、台風19号では、寒さの時期が違うということで、1人5、6枚の毛布を使ったとい

うことでありますので、こういった、本当に真冬の災害も考えて、準備のほうをお願いしたいと思います。また、段ボールベッド、間仕切り、今後、考えていかなくちゃいけないこと、たくさんあると思いますが、また改めて提言をさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時20分とします。

(午前11時13分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時19分)

◇ 山 崎 義 貞 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

山崎義貞議員。

[6番議員 山崎義貞君登壇]

○6番（山崎義貞君） 日本共産党の山崎義貞です。

9月9日に千葉県に上陸した台風15号は、各地で観測史上1位の瞬間最大風速を記録し、続く10月18日から19日にかけての19号は、静岡、山梨、長野から関東、東北地方にかけての記録的な暴風雨被害をもたらしました。さらに、21号崩れによる低気圧や前線活動の影響で、各地で豪雨被害をもたらしました。その結果、死者・行方不明者は約100人、全・半壊約1万2,000棟、床上浸水約2万8,000棟という大きな被害となってしまいました。亡くなられた方に心よりご冥福を申し上げます。そして、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。

ことしも残すところ、あと20日。国の政治に目を向ければ、安倍政権による政治の私物化が目に見えるものとなっています。9月に行われた内閣改造は、台風15号被害初動対応のおくれとなりました。さらに、桜を見る会を自分の私的後援会に利用したと指摘され、その証拠隠しに行政文書破棄をしてしまったような政治は一掃しなくてはなりません。若者と夢を語り、政治への信頼を獲得することは、私たちの責務だと思います。

今議会では、大綱3点について質問をいたします。

初めに、災害から地域住民を守る取り組みについて伺います。

台風15号は、今までに経験したことのない被害を町民と町にもたらしました。住居の損壊、停電や断水による被害、ビニールハウスなどの施設損壊など、多くの町民が不安な生活を余儀なくされました。今、単身の高齢者世帯がふえています。高齢者や障害を抱えた家族は、災害時に行政の力を一番必要とします。台風15号による災害時には、ライフラインの寸断による不安は特に強かったと思われます。交通手段を持たない高齢者や障害者を抱えた世帯に対する対応について、どのように対応されたのか。そして、今後の課題はどのようなことが見つかったのかを伺います。

次に、昨年の西日本豪雨と2年続けての豪雨被害、想定外とか、今までに経験したことのないとかの言葉が聞かれるような最近の災害に対し、ハザードマップの見直しが必要となってきました。

台風19号、それに伴う豪雨による河川の氾濫は、全国で延べ140河川を超えたと言われ、避難先が災害を受けてしまったところも出てしまいました。町の真ん中を流れる栗山川の越水氾濫も想定しなければなりません。

千葉県では、土砂崩れで4人が亡くなりました。3カ所の災害現場は、土砂災害指定区域に指定されていませんでした。当町でも土砂災害による痛ましい事故も経験しています。洪水・土砂災害マップの見直しが必要ではないでしょうか。お答えください。

戸別受信機の普及促進について質問いたします。

防災無線の戸別受信機の普及は、災害時の情報提供にはなくてはならないものですが、戸別受信機の存在そのものを知らない人もいます。津波、豪雨、土砂災害警報などの避難警報をいち早く伝え、命を救うことにつながる戸別受信機の全戸設置が必要です。設置希望者には、費用負担なしで設置することを求めるものですが、普及促進については、どのような考えなのかお答えください。

台風15号による農業被害は深刻です。収穫の秋を迎えたこの時期の台風被害は、施設の被害だけではなく、収入のめどを絶たれ、再建の意欲も失わせる結果となってしまうか危惧するところです。余りにも大き過ぎる台風による施設被害からの再建に向け、町農業の振興のために何ができるのか。担当課は、被災者の心に寄り添った支援対応が求められます。町農業を引っ張ってこられた農家が営農を諦めることのないような支援と、これからの町農業の核となっていく生産者、若い農業後継者に対して、きめ細かな相談対応が必要ではないでしょうか。お答えください。

次に、町の全壊、半壊、一部損壊が1,100を超えるという被害件数です。被災世帯率約12%と県内でも一部損壊率が高く、多くの世帯が被害を受けています。窓ガラスが壊れた、屋根の瓦が飛ばされて、壁や畳やベッドなどが浸水し使い物にならなくなったなど、生活再建に向けた支援が求められています。罹災世帯に対し、災害救助法を活用した支援策についてお答えください。

次に、産業振興対策の野生イノシシの捕獲駆除対策について質問します。

千葉県房総丘陵では、以前より野生イノシシの農作物被害で農家を悩ましてきました。野生イノシシは、農作物被害だけではなく、人にも危害を及ぼすことがあります。大総地区初め、東陽地区でも目撃情報があり、駆除を早目に行い、被害防止に努めるべきではないでしょうか。町の見解を伺います。

アフリカ豚コレラ（ASF）、豚コレラ（CSF）対策にかかわる防護柵の設置費用の町負担補助について質問します。

昨年9月、岐阜県で見つかったCSFは養豚経営の盛んな愛知県に広がり、大きな経済的なダメージを及ぼしています。今、CSFは埼玉県まで広がってしまい、国は地域を限定してワクチン接種を始めたところですが、ここまで感染拡大してしまった原因には、ウイルス保菌の野生イノシシが原因と言われています。飼養衛生管理基準の中にイノシシ対策の防護柵が組み込まれれば、養豚農家には新たな負担増が生まれます。この対策には、国・県の補助制度がありますが、新たな負担による対策に消極的な農家も見受けられます。台風被害による負担増も重なる中で、農家負担軽減で防護柵推進を図る必要があると思われまます。お答えください。

最後に、介護保険制度の介護利用料減免制度について質問します。

介護保険料や介護利用料の町独自の減免制度はありません。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯がふえ続け、やがては誰もが介護を必要とします。

介護保険料は年金から天引きされ、残りわずかな年金で生活を立てなければならない高齢者世帯は、介護利用を制限することにもつながります。施設入所からデイサービス、また生活援助の訪問介護まで、利用者が十分な介護支援を得られるようにする必要があると思われまます。特に、認知症の高齢者に対する在宅ケアに対しては、訪問介護支援の回数をふやすことも必要になっています。必要な介護が受けられるように、地域包括支援センターの充実と町独自の利用減免制度や利用制度の拡充を図ることを求めるものですが、町を考えを伺いまます。

以上、大綱3点について、壇上からの質問とします。当局の明快な答弁をお願いして、質問を終わりといたします。

〔6番議員 山崎義貞君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

福祉課長。

〔福祉課長 及川雅一君登壇〕

○福祉課長（及川雅一君） 山崎義貞議員からご質問のありました大綱1点目、災害から地域住民を守る取り組みについての台風15号及び19号により被災された世帯に対する支援と対応についてのうち、高齢者世帯及び障害者への対応と課題はあるのかと、罹災世帯に対する支援についてと、大綱3点目、介護保険制度についてにお答えいたします。

初めに、高齢者世帯及び障害者への対応と課題はあるのかについてですが、台風15号及び19号の被災時の高齢者世帯及び障害者の対応については、長期停電地区の世帯を中心に民生委員児童委員を初め、町保健師、福祉課職員などで個別訪問や電話による安否確認や支援物資の配布などを行うほか、みずから避難することが困難な方への避難支援の対応をいたしました。個別訪問による安否確認については、県へ保健師の派遣要請を行うなど、体制を整えて実施いたしましたが、避難支援も含め支援員の十分な人的確保には苦慮したところであります。

高齢者及び障害者ともに被災時に支援対応をする場合、日常で社会的な支援等を受けている方で、特に配慮が必要な方は、その状況により対応が異なるなど、あらかじめ個々の情報把握を行うほか、対応できる人材の確保・育成も必要であると考えます。

また、困っていても声を上げられない方、家族全員の判断力が低い世帯、家族がいても介護等のために家を離れることができない世帯など、支援が届きづらい方もおり、要支援者への対応・方法についても検討課題は多々あるものと感じておりますので、検証と調査研究し、支援強化の体制づくりに努めてまいります。

次に、罹災世帯に対する支援についてですが、1点目として、令和元年10月15日に被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当すると認められ、千葉県内全域に対して適用を受けました。

制度の趣旨といたしましては、「自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな

復興に資することを目的とする」とされております。被災者生活再建支援金の対象は、住宅の全壊、大規模半壊及び半壊の被害であって、やむを得ない理由により住宅を取り壊した世帯となります。

2点目として、千葉県内における災害で家屋の全壊、全焼及び流失が5棟以上発生した場合によって支給される千葉県災害見舞金等の支給となります。この支給制度につきましては、被災者及び遺家族に対し災害見舞金及び弔慰金を支給するものであります。

3点目として、災害により負傷、または住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金の貸し付けが受けられます。

以上の支援関係につきましては実施し、現在受け付けを行っております。

次に、大綱3点目、介護保険制度についての利用料の減免制度をつくることについてであります。介護保険の利用者負担額の特例（減額）については、介護保険法及び介護保険法施行規則で定められており、当町においても横芝光町介護保険条例施行規則で介護保険法及び介護保険法施行規則の規定により減免を受けようとする被保険者は申請することができます。

また、今回令和元年台風15号及び台風19号においては、災害救助法が適用された市町村において被害の状況を鑑み、利用料等の免除等に係る特別対策として、国より保険者の判断で全額免除することができることとされ、それに対応するため要綱を制定し、利用者負担の減免について対応しているところであります。

今回、令和元年度台風15号及び台風19号による災害被害者に対する横芝光町介護保険利用者負担額の減免に関する要綱につきましては、令和元年11月21日に公示したところでございます。

〔福祉課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 萩原浩己君登壇〕

○環境防災課長（萩原浩己君） 山崎義貞議員ご質問の大綱1点目、災害から地域住民を守る取り組みについて、お答えいたします。

初めに、台風15号及び19号により被災された世帯に対する支援と対応についての今後、想定外の豪雨が予想されることからハザードマップの見直しが必要と思われるがについてありますが、現在のハザードマップは平成26年3月に作成したもので、千葉県が平成19年9月に公表した栗山川浸水想定区域図をもとに、町が検討を行い作成したもので、おおむね50年

に1回程度起こり得る可能性がある大雨により想定される浸水区域を示しております。

また、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域は、千葉県が告示した地域となっています。

なお、見直しについては、栗山川を管理する千葉県が河川流域の浸水想定区域の更新を行うタイミングで進めてまいります。

次に、防災無線戸別受信機の普及促進についてであります。防災行政無線の戸別受信機は、屋外スピーカーの放送では聞き取りにくい場所や自宅の居間等の家族が多く集う場所などに設置し、確実に放送を聞き取れるために設置を希望する方には、横芝光町分担金条例に基づき5,000円の負担金を徴収し設置させていただいております。

町では、災害時の情報発信を多角的に行っておりますが、町からの重要な情報が発信されます防災行政無線は、ぜひ家庭に設置していただきたく、今後も設置啓発を行ってまいりたいと考えています。

〔環境防災課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

〔産業課長 熱田雅之君登壇〕

○産業課長（熱田雅之君） それでは、山崎義貞議員ご質問の大綱1点目、災害から地域住民を守る取り組みについての台風15号及び19号により被災された世帯に対する支援と対応についてのうち、農業被害の支援対策と窓口対応について。大綱2点目、産業振興対策についての野生イノシシの捕獲駆除対策についてと、アフリカ豚コレラ、豚コレラの対策にかかわる防護柵の設置費用の町の負担補助についてお答えいたします。

初めに、農業被害の支援対策と窓口対応についてであります。台風の被害を受けた農業者の皆様の早急な経営再建を支援するため、農業の再生産に必要な資金や施設の復旧に必要な資金を、実質的に無利子で融資する農業災害対策資金利子補給事業を実施いたします。

また、被災した農業用ハウスなどの復旧及び撤去に要する経費に対し、国の支援に加えて、県と町で上乗せ支援することで、農業者負担が対象事業費の10%程度になる被災農業者支援事業を実施いたします。

これらの事業につきましては、各地域の担い手農家さんへ直接通知をするとともに、農家組合を通じての回覧、町ホームページ、防災行政無線で周知を行ったところであります。

また、被災農業者支援事業につきましては、10月15日から10月25日まで、役場に受け付け会場を設け、土曜、日曜、祝日を含め要望の受け付けを行うとともに、千葉県職員の支援を受けながら町職員により現状確認、調査を実施いたしております。

現在も要望を受け付けており、今後も被災した農業者の皆様へ寄り添った窓口対応に努め、事業再開に向けた取り組みを着実に支援してまいりたいと考えております。

次に、野生イノシシの捕獲駆除対策についてであります。昨今、町内でも複数箇所で見られるイノシシの目撃情報が寄せられていますことから、農業被害、人身被害を防止するために猟友会、町環境防災課と連携しながら、箱わなの設置を行っております。

また、今年度から獣類の捕獲については、通年実施できるよう対策を強化しております。さらに、イノシシ捕獲用として箱わな3基、くくりわな20基を新たに整備いたしました。今後の捕獲に期待をしているところでございます。

次に、アフリカ豚コレラ、豚コレラ対策にかかわる防護柵の設置費用の町の負担補助についてであります。防護柵設置費用の助成につきましては、豚コレラの拡大防止対策、また、アフリカ豚コレラの対策として、ウイルスに感染した野生イノシシが見つかった地域だけでなく、全国の農場を対象に、国が対象事業費の2分の1を、また千葉県が4分の1を上乗せ補助し、合わせて4分の3が町防疫会を通じて農家さんへ直接助成されることが決定しております。現段階では、町の上乗せ補助は考えていないところでございます。

〔産業課長 熱田雅之君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 山崎義貞議員ご質問の大綱1点目、災害から地域住民を守る取り組みについての台風15号及び19号により被災された世帯に対する支援と対応についての罹災世帯に対する支援についてのうち、住宅関係についてお答えいたします。

宮菌議員の一般質問にお答えした内容と重複することをご了承願います。

11月25日に開催されました議会議員全員協議会でご説明しましたとおり、災害救助法に基づき全壊、大規模半壊、半壊、半壊に準ずる程度の損傷を受けた住宅については、限度額の範囲内で応急修理の支援を行います。

また、一部損壊の住宅に対し、国の交付金事業や県補助事業を導入し、対象となる工事費用の20%、最大で50万円まで支援する事業を行うことといたしました。

なお、災害救助法に基づく住宅の応急修理につきましては、既に受け付けを行っております。一部損壊の住宅につきましては、今後、国と県へ補助事業申請を行い、補助金交付決定となりましたら、直ちに住宅が被災された皆さんに周知するとともに、支援を開始いたします。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、質問順に再質問させていただきます。

初めに、高齢者世帯と障害者の対応についてに質問いたします。

ひとり暮らしの高齢者、それから高齢者のみの世帯数ですが、どれぐらいあるのかちょっと教えていただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） ちょっとデータが古くて申しわけありませんが、平成31年3月31日現在で、ひとり暮らしの高齢者数につきましては、1,745人でございます。高齢者のみの世帯につきましては、1,231世帯となっております。これにつきましては、施設入所者を含まない数字となっております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） わかりました。

大分多いなど。要するに、3割くらいの方が高齢者ということで、その中で65歳以上ということではありますが、独居の高齢者というところ、あと寝たきりということもありますが、そういう方に対して、今回の台風被害の支援ですが、非常に、寝たきりに関しては、先ほど福祉課長答弁されて、民生委員とか、いろんな形で対応したというようなことがありましたが、ちょっと私心配になっているのが、先ほども大総地域に対して、大総地域のほうに水の、停電が長引いたということで補給したということが報告されましたが、地下水を使っているところというのは、山のほう行くと結構あると思うんですね。光の日吉地区のほうなんかも結構ありまして、そこも結構停電が長引いたところあります。

そこに関しては、やはり水、給水事業をやっている、そこにとりに行くことができないということで、どうにか近くまで水の配給ができればというような、そういう意見、要望をもらったんですが、こういうことに対して、町のほうの対応というのは、どのように考えますでしょうか。きちんとした情報をつかんでいるのかどうかということになってくると思うんですが、どのような形で、こういう声をつかんでいたのかなというようなことで、ちょっとそこを教えてくださいたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 今回の停電に伴う給水活動につきましては、まず答弁のほうで申

し上げましたとおり、上部のほうで地下水をご利用になっているご家庭については、停電が継続している地域については、給水活動の周知、特に重点的にやらせていただきました。

さらに、福祉課が把握しております高齢者のみの世帯、または高齢者おひとり暮らしの世帯については、地区の民生委員児童委員、こういう方を通じまして、個別訪問をした際に飲料水を持参する、非常食料を持参する。さらには、要望を伺って、不足する場合には追加で届ける等の対応をさせていただきました。

さらには、停電地区ではないとされている地区でも、いわゆる隠れ停電と言われている、把握されていない世帯が存在いたしました。これにつきましては、町のほうもその世帯からの情報を集約いたしまして、その世帯については、停電をしているという把握をしておりますので、飲料水等が必要な場合には、個別にお届けをするような対応をさせていただきました。

こういう情報につきましては、町のほうで強制的に一括して把握するのは非常に困難な状況がございますので、そういう情報を聞かれた場合には、いち早く町のほうにご連絡をいただければ対応させていただく体制は整えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 補足させていただきますと、今回の台風、特に15号においては、今、総務課長から答弁がありました民生委員さんのご活躍が非常にありがたく、そして有効的に機能ができたというふうに、私ども考えておりますし、改めて民生委員さん皆様方に、ご協力いただいた皆さんに感謝をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 総務課長、確かに総務課長の言われたとおりで、そのとおりだと思いますが、ただ、町のほうに言うツールといいますか、停電になっている中で、そのところが電話が通じないというようなことで、民生委員さんが行った中で、きちんとその話ができるような、民生委員さん一生懸命やってもらったということは、私も十分に承知はしています。

しかし、そういう声があったということで、そのところのやはり、民生委員さんにも何かがあれば、私のところとか、役場のほうに何らかの形で伝えられるような、そういうような手だてというのが必要になってくるのではないかと。

特に、高齢者の場合には、車持っていないということになって、お風呂の問題なんかもあったと思うんですが、そういう町の駐車場とか、文化会館とかというところに行くことができない。やっぱりこういう人に対しての優しい手だてというか、そののところも、もう一度ちょっと考えて、対応として考えていただきたいというふうに思います。

いいです。一応、そういうことなので、ぜひ、今後の対策として考えていただきたいというふうに思います。

それと、続きで、ハザードマップの見直し問題ですが、土砂災害警戒区域の指定数といえますか、横芝光町でどれくらいありますか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 土砂災害の警戒区域でございますが、本年度現在で、日吉、南条、大総地区の11地区で、世帯数の合計が179世帯で、世帯員としては550名ということで認識しております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 防災マップにたしか、私ちょっと資料として持ってきてないんですが、書かれたのでは、その数ではないと思うんですが、もう一度、ちょっと後で確かめていただきたいというふうに思います。私の認識が違うかもしれないので。

それと、急傾斜崩壊の危険箇所数というのも、1、2、3という形で分かれてあると思いますが、この数はどれくらいあるんでしょうか。防災マップで、点として印はしてあったんですが、数としてはつかんでいないんですが。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 急傾斜地の崩壊危険箇所ですが、町全体で95カ所ということで、地域防災計画の資料編に基づいて捉えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 95カ所。要するに、課長であれば、11指定数ということで、これは県が指定しているところだと思うんですが、非常に日吉地区とか、大総地区に行けば危険箇所がいっぱいあるはずなんですね。今度の台風の被害で、千葉県で指定箇所に指定されていなくて土砂災害が起きて、死亡事故が起きたということで、非常に大きな問題になっていると思うんですね。

こここのところの問題というのは、事故というか、土砂災害が起きて、大変なことになってはちょっと遅いと思うので、この対応はどのように町としては考えているのか伺います。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） これは、先ほども申し上げました土砂災害警戒区域及び急傾斜地、そういう等々、千葉県山武土木事務所と協議をしております、県とともに早急に見直し及び災害区域の指定については行っていこうと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 課長、住民との話し合いも必要かと思いますが、そこはどのようになっていますか。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） 土砂災害警戒区域につきましては、先ほど環境防災課長が回答しましたとおり、山武土木事務所のほうで把握しております、県が対応しているような状況でございます、先週8日の日曜日に町内の土砂災害警戒区域をこれから指定したいという地域がございまして、そちらの方を交えまして、午前・午後と説明会を行ったところがございます。

その場で、説明会の終わった後に、皆さんから意見を求める時間をつくりまして、いろいろな意見をいただきました。中には、「緊急的な工事をしてもらいたいです」とか、そういうようなお話もありました。その説明会が終わった後に、また個々にいろいろ相談されたい方についてはということで、また時間を設けて、個々のお話し合いも設けたところがございます。

土木事務所につきましては、今後、警戒区域の説明会を行いまして、新たに警戒区域に指定する作業を、今進めているところでございます。なお、土木事務所につきましては、今後必要であれば、また何らかのアナウンス、説明等をしていくというようなお話もしているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） わかりました。

なるべく早く、この対策、対応をして、県のほうにも求めてもらいたいというふうに思います。

次に、防災無線の戸別受信機の普及について質問しますが、情報提供をしてくれる避難のときの警報を含めて、いろいろな面で非常に大事なツールだと思います。戸別受信機に関しては。

せんだっての宮菌議員の質問の中では、この台風の後、80台ふえたというふうなことで、82.9%の数だというふうに聞いています、そのときの説明で。

この戸別受信機ですが、5,000円の個人の負担ということになっていますが、この5,000円の負担を免除される家庭というのはあるのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 先ほどの壇上答弁で申し上げましたとおり、これについては、戸別受信機につきましては、横芝光町分担金徴収条例に基づきまして、1戸5,000円の負担金をいただいております。

なお、この条例の中に、分担金の減免というのが第6条にうたわれております。これにつきましては、町長は貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別の事情があると認めた場合において分担金を減額し、または免除することができるということで、第6条にうたわれております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） そうしますと、例えば、生活保護世帯は免除になるのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 議員おっしゃるとおり、生活保護世帯については減免ということになります。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 生活保護世帯で、栗山川の近くに住んでいる方で、今回非常に大変だったというか、情報も何も入らないと。ここの家庭、戸別受信機ないんですが、こういう場合にはどうしたらよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） ぜひ、そういうご家庭には申請書というものを書いていただかなければいけないんですが、申請書を書いてもらって、うちのほうに伝えていただければ、戸別受信機のほうは設置してまいりますので、議員のほうからも、ぜひそういったお声かけ

していただければと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 戸別受信機設置の家庭は、町のほうで把握しているのでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 戸別受信機の世帯については、もちろん先ほど申し上げましたとおり、申請書を書いていただきまして、住所、氏名、連絡先ということで台帳をそろえておりますので、把握してございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでしたならば、生活保護世帯、申請しなくても設置できるじゃないですか。してください。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） それにつきましては、ぜひ担当課等と連携をとりまして、設置のほう確認をし、設置のほうをしてまいりたいと存じます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○環境防災課長（萩原浩己君） よろしく申し上げます。

それでは次に、農業被害の支援について質問をいたします。

非常に国や県からの手厚い支援が受けられると。1割の自己負担で受けられるということで、非常にこれから農業を再建していこうという人にとっては、心強いものになっているかと思えます。

そういう中で、いろいろな制度上の問題で、申請とか、面倒とかということが出てくるかと思うんですが、その中で何点か伺いますが、損壊したビニールハウスの撤去費用に関してですが、町のほうは廃プラで処理をお願いしたということのように聞いています。ちょっとその確認は、災害ごみとしてビニールの処理できるものなのか、できないものなのか教えてください。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） ビニールハウスのビニールでございますが、当町は廃プラで処理をさせていただきます。

それで、当初、関係課とも災害ごみの対応ができるのかという話もあったんですが、町、

あるいはJAさんがある程度自分たちでどこかへ集めて、持っていかなければならないというようなこともございまして、当初は北清水の災害場所というふうにも考えておったんですが、その当時は、全然場所も足りませんし、環境防災課のほうとも話をした中で、今回の農業用ビニールは別ということで話になりましたので、廃プラ事業ということで、本来、7月と1月に廃プラというのはやっているんですけども、今回、災害だということで、特別に期を別にして、改めて実行させていただいたところでございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 当町は廃プラ事業でビニールハウスの処理をするということで、それまで待てないという方は、農家は、当然その前に処分しちゃったということがあると思いますが。当然、費用の負担が生じるわけですが、この廃プラ事業に係る農家負担ですかね。このところは、どのようになっているのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 通常の廃プラ事業と同じように、1人1キロ当たり5円ということでお願いしております。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 災害ごみとして、町のほうが、この廃プラ事業のより柔軟な対応として助成、廃プラの助成もしていただきたい。検討していただきたいんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 廃プラの処理についても助成をしているところの中で、災害と、今回の廃プラスチックの問題については、どこまで線が引けるかどうかという、非常に厳しい部分もございます。

その中で、結果的に産業課、または環境防災課と今、課長答弁したとおりでございますけれども、その結果、廃プラの扱いでやらざるを得ないだろうという結果で、こういうふうになりましたので、ご理解をいただければというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 廃プラとしてやらざるを得ないというのはわかるんですが、廃プラ事業も助成はあるのはわかっているんですが、やはり災害ごみかどうかかわからないということはないと思うんですね。だって、被災証明を出しているわけだから、それは当然わからない

わけないと思いますよ。それと、自分で、要するに、新たにもう前に進まなくちゃならないという中で、自分で処理、業者に運んで処理したという方も聞いています。こここのところの補助というのは、どのようになるのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 現段階で、実際に先日廃プラやったんですが、産業廃棄物なのか、あるいは実際のビニールハウスのものなのかの区別はできませんでした。ですから、全部受け入れました。

それと被災証明でございますが、今現段階で260件ほどの被災証明の申請が出ております。それで、現地確認等をしてしながら、今230件ほどの被災証明は出されております。それは、ハウス以外のものも全部含めてでございますけれども、農業関係の施設としては、今そういうような状況でございます。

それと、今議員おっしゃられました、事前に自分で事業者のほうへ持っていったというような方に対する助成ですが、民間の事業者へ持っていった場合、処理費が、キロ当たりですけれども多分80円とか100円とかかかると思います。廃プラ事業ですと、44円だったかな。そのくらいです。そのうちの個人負担は5円でございます。ですので、そこで負担というか、補助のほうはさせていただいておりますので、今現段階では、事業者さんに直接持っていった分については、ちょっと検討はしてございません。それ以外の今回の事業費、例えばパイプハウスですとか、撤去費等も含めた形で補助は、先ほどの申請をいただければ対象にはなりません。

ですから、骨材ですとか、倉庫ですとか、そういうものの撤去費とか、そういうものについては補助金の対象になっております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） そうなんですよね。確かに、そういうことの助成事業にはなっていないんですが、やはりハウスの施設の農家にしてみれば、ビニールの撤去費用と、廃プラにすると非常に処理の仕方として、畳み方から何かから大変だということがありますよね。だから、そういうところをもっと簡素化できないかと。

要するに、飛ばされちゃったビニールなので、なかなかそこへあるのが大変だというのは、日々の仕事に追われて、そのままになっているというのが、まず現状としてあると思うんですが、こここのところをちょっと相談に乗っていただきたいと。12月25日まで相談受け付けて

いるということなので、そこのところの相談もあると思いますので、ぜひ担当課にしてみれば、丁寧な説明というか、そういうような形でやっていただきたいと思いますが、そこところはどのように感じますでしょうか。担当課として。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 今も議員おっしゃられているとおり、いろいろな被災に対する助成事業に関しましては受け付けを実際に行っておりますので、その中でご相談に乗らせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ありがとうございます。

被災された農家は、本当に大変な思いで窓口に来ているわけなので、ぜひ担当、町の産業課だけじゃなくて、町の窓口のそういう対応者というのは、ぜひ、対応の仕方を間違わないでもらいたい。心というか、励ますような形で対応していただきたいというふうに思います。ぜひ、そのような形でやっていただきたいということをお願いをいたします。

次、罹災世帯に対する支援ですが、これに関しては、都市建設課長の答弁から、それから税務課長の答弁からで、非常に10%、20%のこの線引きの問題として出てくるかとは思いますが、ぜひ被災された、罹災証明出された世帯の、そういう被害に遭われた方が納得できるといいますか、そういう調査を求めるものですが、そここのところの対応として、税務課としたら、どのようなことを気をつけて今やってらっしゃるのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） お答えいたします。

税務課といたしましても、先ほどの被災された方に寄り添ったというところではございますが、それはもちろんですが、国が決めました災害に係る住家の被災認定基準運用指針、これにのっとりながら、また、国から、内閣府のほうからも、これを多少広げて見るようにというふうな指示がございました。このようなものを見ながら、当課と都市建設課とでタッグを組みながら調査のほうを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 瓦が飛ばされたり、窓ガラス飛ばされたりして住めなくなった家というのがありますので、国の基準として、見方として、そここのところ、もう住めないというこ

とであれば、それなりの合った基準を適用していただきたいというふうに思いますので、ぜひそのところを、当然今度ふやすということで再審査の申し込みですかね。もうふえてくるのかなと思いますが、そのところもぜひ、より多くの方がこの支援受けられるような形でやっていただきたい。町のほうも当然、都市建設課のほうもそういう形でやってくれるということなので、本当にそのところはお願いするということで。

次に、いきますので、野生イノシシの捕獲に関してですが、これに関しては、銚子から旭、成田、印西、香取、東庄というところで捕獲の強化を進めています。県の補助に関して、市町村から追加の交付要請があれば受け付けるとしているんですが、このところは、町としたらそういうような要請はしているのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 捕獲に関しましては、先ほども申しましたけれども、今年度から強化の時期が長くなりました。それと、箱わなを今まで1基しかなかったんですけれども、増設させていただきまして、現在要望のありました地域に設置してございます。

ただ、くくりわなというのがあるんですね。よそへ聞きますと、よその市町村聞きますと、くくりわなのほうが効果があるというところもあるんですけれども、11月から2月までは狩猟期間に入りまして、犬が放れますので、それがかかってしまっただけでは困るということで、猟友会さんのほうから、ちょっとその期間はくくりわな遠慮してほしいというような話をいただきまして、それはまだ設置はしておりません。そういうような形で、県のほうと話をしながら進めておるところでございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、ぜひ猟友会のほうと密に連絡とりながら進めていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、防護柵の補助事業ですが、担当課長言われるように、4分の3、国・県で助成して出すということです。群馬の渋川、桐生、前橋市なんですが、ここの3市は農家負担なしでできるように検討しているというようなこともあります。当然、食肉センターを抱えている当町ですので、何分かの、町と農家での折半での設置補助というものも検討していただきたいと思いますが、町長、そのところは検討はいかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 検討をさせていただきますが、なかなかその部分については、ちょっと厳しいのかなという思いもあります。ちょっと近隣の状況を見ながら、状況を見ていき

いというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） わかりました。

ぜひ、そんなに金額的には、高いお金になる金額じゃないと思いますので、金額等の問題じゃなく、やはり全ての養豚家がこれは必要になってくる問題なので、やらない、俺はやらないということがないような形で助成が一つできればというふうに思いますので、そこをお願いしたいと思います。

最後に、介護保険の町独自の利用料の減免なんですけど、なかなか減免、大変だと思いますが、認知症の人とか、そういう人が利用制限、毎日でも利用したいということ、当然出てくると思います。そういう中で、ケアプランに従って、そういう当然介護とか、そういう訪問の事業をするわけなんですけど、当然そうなってくると、利用限度額を超えないところでということになります。

必要な介護を受けられるような形で、そのところのケアプランを作成するときに、ぜひ、この人には必要だということで、そういう人に関しては、ぜひ町の助成を検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 以上で山崎義貞議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時20分とします。

（午後 0時20分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時19分）

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） これより議案審議を行います。

日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算（第3号））を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、1点だけ質問させていただきます。

4ページの収益的収入及び支出の支出のほうですけれども、1款1項3目の修繕費の関係なんですけれども、MRI装置用液体ヘリウム補充74万3,000円ということになっていますけれども、今、MRIのほうについても購入してから随分歳月がたっております。それで、利用については今、脳外科のほうが停滞している状況で、そんなに多分利用度もないと思います。

しかしながら、MRIの経費、ランニングコストについては、年間電気代を含めて多分2,000万円ぐらいかかっているんじゃないかなと思います。ですから、そういう費用対効果を考えて、今回このような補正を出してきているのか。

また、そういうような費用対効果というのを今後考えていった中で、しっかりとした対応をしていくのか。といいますのは、また今回の補正の中で出てきていますように、一般会計からの繰り入れが1億5,000万円というような莫大な繰り入れがなされています。ですから、そういうものを少しずつ、やっぱりきめ細かくやっていかないと、いつまでたっても莫大な

赤字が出てきてしまうんじゃないのかな。

ですから、そういうものをきめ細かく考えた中で、このような補正を上げてきているのか。その辺について伺います。

○議長（鈴木克征君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） MRIの修繕についてということで、MRIの使用頻度と照らし合わせて費用対効果としていかなものかということでご質問だと思いますが、MRIにつきましては、年間700件前後の利用頻度がございまして、現在もできるだけMRIを活用した形で、先生方にも活用していただけるようお願いをしている状況でございます。

現状といたしましては、やはり診療を行うにはMRIがどうしても必要で、場合によっては、国のほうでは病院、一つの病院で全部MRI、高額の医療機器を持つのではなく、共同で利用してはどうかという、国のほうの提案もございまして、その辺については、今後検討していきたいと思いますが、今回の補正につきましては、現在のMRIが、こちら冷却装置が動かない状況では使用できませんので、修繕をさせていただいたという状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、今の事務長のご回答ですと、当然いろんな状況を踏まえて、費用対効果等も考えているというような考え方でよろしいでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） MRI等についても、ほかの機器についてもそうなんです。が、費用対効果、常に考えて、効率的に活用できるようにしていきたいと考えております。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 今に関連してなんですが、このヘリウム補充なんですが、これは停電による電源喪失によって補充しなければならなくなったことですか。原因をちょっと教えていただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） こちらのヘリウム補充に関しましては、停電が長期化したことに伴いまして、冷却装置のほうがとまってしまいますと、冷却装置が異常を来してしまうという状況でございましたので、冷却装置自体は保守の中で修繕を行ったのですが、その中に入っているヘリウムガスについては補充が必要だったということで補充させていただい

たものでございます。

なお、19号が接近した際には、台風19号でございますが、そちらについては、今そちらのMRIのほうには非常用電源が供給されてない状況でございましたので、業者から大型のジェネレーターを借り入れしまして、停電に備えておった状況でございますので、今後、発電装置の改修とか、そちらの見直しも今行っているところですので、停電に備えて、このようなことがないように対処していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） そうしますと、この冷却装置、非常用電源からこのMRIの冷却装置には、電源は、要するにつながってなかったということですかね。非常用電源もあったはずと思いますが。

○議長（鈴木克征君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 現状では、非常用電源の装置とMRIの冷却装置はつながっておりません。MRIの冷却装置、MRI装置のほうなんですけど、キュービクルから直接とっている状況でございまして、今後、そちらのほう見直していきたいと思っております。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第5、議案第3号 横芝光町選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第6、議案第4号 横芝光町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第7、議案第5号 横芝光町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 1点伺います。

この中で、職員、フルタイム、パートタイムそれぞれの、パートタイム職員の給与ですが、今までよりも減る、減額になるということはないのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 現状よりも待遇としては向上するという内容になっております。

特にパートタイム、会計年度任用職員等については、従前は期末手当の支給というのとはできないこととなっておりましたが、今回の制度導入によりまして、それも可能になっております。さらには、給与の号給の決定について、一定の俸給を参考に決定することとなっておりますので、現時点よりは下がるということはないというふうに認識しております。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第8、議案第6号 横芝光町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 1点だけ確認なんです、6号の第1条で職員定数条例ということになっています。その中で、臨時の職員、「臨時」を「臨時の職員」というようなことになっていますが、今度臨時の職員の規定とといいますか、今までと違っての規定みたいなものはあるのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 臨時の職員につきましては、「定員の欠員に限る」ということに、今回限定されました。これまでは、若干、その職において繁忙期等についても臨時の職員で対応するということがあったわけですが、定数に欠員が生じた場合ということで、臨時職員の規定が厳格運用されることになりましたので、若干その辺が違っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） そうしますと、厳格になったということなんです、当然公務員としてのいろんな意味も引き継ぐということになるかと思えます。

その中で、正規職員の定数減というか、それにつながることはないのかということなんです、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 公務員の定数につきましては、非常に今削減の方向で進んでおりますが、業務量を勘案した上で、やはり適正な定員数というものはございます。その中で、今回設けられます会計年度任用職員については、補助的な業務を行う場合ということで定義をされておりますので、そこについては、全体の業務量、さらには突発的にふえる業務、こういうものも当然ございます。

今までは、そういう突発的にふえる業務については、臨時職員というカテゴリーの中で対応させていただいておりましたが、これからは、より身分がきちんと定まった会計年度任用職員という職で対応するよということになっております。

したがって、長期的には必要なものについては定数をご検討いただいて、必要なものについてはふやしていく。ただし、余りこれを無制限にふやしていくと、やはり人件費が高騰して他の事業に回せないということも生じますので、定員適正化計画等を定めまして、時

代のニーズに応じた行政が執行できるような体制は、常に検討を加えて見直しを行ってまいりますので、これが即定数の削減につながるというふうには認識しておりません。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 最後に、今般の台風被害によるところで、今度、臨時の任用職員が町の職員と一緒に対応するということが求められてくるのかなというふうにも思うんですが、そのところは、そういうような認識でよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 今回の台風災害の受け付け業務の臨時職員につきましては、新たな制度に基づく臨時職員のカテゴリーではございませんので、従前の臨時職員ということで、これはやはり補助業務ということで位置づけをいたしております。

したがって、単純的な受け付け作業、そういうもので判断を伴うものですとか、そういうものは想定しておりませんので、その辺は職員が補助した上で、職員の補助として事務をとっていただくという位置づけでございますので、これは次年度以降もその辺については余り変わらないのかなというふうに思っております。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第9、議案第7号 横芝光町一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、任期付職員の採用に関する条例なんですが、採用ということで、1から5号給までである中で、高度の専門的な知識経験を有する、そして、知識経験を生かして業務に準ずるといふ、この1号から5号までである中で、どのような、主に仕事内容になるのでしょうか。単純に職員の補助をするということではないと思われませんが、教えていただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 今、議員ご質問のものについては、1号から5号まで給料表のほうで示してございますが、これは冒頭の詳細説明の中でもご説明を申し上げましたが、現時点では想定している任用する予定はございませんが、医師や弁護士、大学教授、こういう方々に専門の資格、知識、識見を持った方を職員として、任期を定めて採用する場合、これはいろいろな高度な専門知識を要する専門委員会ですとか、そういうものを町が主導で開催しなければならなくなった場合、さらには、ある法律に基づいて専門的な指導をしなければならなくなった場合に、そういう案件が生じた場合に、そういう高度な資格、知識、識見を持った方を採用する場合に適用する職でございますので、当町においては、現時点ではこれはちょっと想定しておりませんが、将来、やはり国、県、各自治体も、これからはより高度な問題について、独自に対応が求められてまいりますので、制度として整備をさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第10、議案第8号 横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） この休暇に関してなんですが、これを見ると5日から7日ということでふえるという、単純にふえるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） まことに申しわけありません。5日から7日というのは、どの部分を指しておりますか。ちょっと教えていただければと思うんですが。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ちょっと私勘違いしちゃっているのかと思いますが、52ページと53ページのところなんですが……申しわけありません。ちょっと私の勘違いでした、すみません。取り消します。すみません。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第11、議案第9号 横芝光町保健福祉センター条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、57ページのところの福祉センターの使用料、要するにプラムの使用料になるかと思いますが、これで町内、町外というふうに分かれています。減免条項もありますが、この中で言われている使用料、利用料を、要するに徴収するというので、今までの中で、そういう事例が、町内、町外、どれくらいあったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） 保健福祉センター条例のどのぐらいの利用があったかというご質問だったかと思います。

主に保健センターという性質上、保健福祉、また衛生の団体が利用しております。減免規定にもございますように、町内にあります地域活動支援センターたんぽぽさんですね。障害者の団体さん、また社会福祉協議会、高齢者さんの団体等は全て免除ということになっております。

昨年度、有料というか、使用料を徴収したところは、いわゆる社会保険、健康保険組合の健診の団体が住民の団体の方に対して行った健診が4件ございました。収入は2万7,000円という30年度の実績でございました。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第12、議案第10号 横芝光町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第13、議案第11号 横芝光町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） この前の説明でも、値上げの部分と、それから下がる部分というふうにあります。この前の説明聞いた中では、町内の利用者に関しては、上がる部分が多いなと。町外の人に関しては、下がる部分が多いなというふうに思っています。

これに関しては、基準を見直したということで、町内の利用者の倍という形で徹底してあるかと思いますが、やっぱり町内の利用者が負担を、要するに、より負担がかかると思いますか、重い利用料になってくるということで、減免措置もあるかと思いますが、実質どれくらいの、減免受けられないで利用している人というのは、どれくらいあるんでしょうか。施

設の件なんです。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） 減免を受けられない人の数というのは、ちょっと把握してないんですが、今までの使用料の減免関係につきましては、社会体育施設条例でございますように、町教育委員会が適当と認めるときには減免とするということがございます。

運用につきましては、現行の減免制度を用いて運用したいと思っていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） わかりました。

そうしますと、町の団体に入っている組織に関しては、おおむね助成、減免が受けられるということで間違いないと思いますが、そここのところの確認と、それから入ってない、個人で利用する方も当然出てくるかと思いますが、そここのところの町民に対してのこの周知といえますか、そここのところはどのようにこれから考えているのか。値上げに関しての、それをどのように考えているのか、ちょっと伺いたいんですが。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） 使用料の値上げの周知につきましては、ホームページ、または広報等で周知をしたいと思います。

あと、町の体育協会加盟団体でありますいろいろな、野球連盟から、サッカー部、グラウンドゴルフ協会等、スポーツ少年団等ございますが、そちらのほうは申請していただければ減免措置となることとなります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 町民の団体に加盟している人は、そんなに負担かからないということではわかるんですが、やはりそれでも一定に負担増になるということでは間違いありません。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） 一般の方につきましては、負担増になるということです。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第14、議案第12号 山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第15、議案第13号 令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 別冊の議案第13号のところの16ページ。この前のところから、教育費のところからつながっているんですが、各小学校に教育振興事業というのがございますが、具体的にはどのようなことを言っているのでしょうか。教えてください。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名雄一君） 9款2項2目の小学校費の教育振興費の補正でございますが、これにつきましては、来年度小学校の教科書が新しくなりますことから、これに伴い、来年度の4月当初から使用する教師用教科書と指導書を購入するというものでございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 議案つづりの11ページ、7目財産管理費、本庁舎改修事業ということで、以前1階のパスポート申請業務のための工事ということで説明を受けたと思いますけれども、パスポート申請の運用めどというか、わかる範囲で教えていただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（大木敏江君） 今年度の6月の定例会で川島富士子議員からご質問がありまして、ご答弁をさせていただきましたが、旅券事務を住民課の窓口で行うことは、戸籍の謄抄本の取得と旅券の申請交付が1カ所で済み、利便性が向上し、町民サービスにつながりますことから、旅券事務の開始に向けまして、現在、千葉県と協議を進めております。目標といたしましては、令和2年度中の事務の開始に向けて進んでおります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） わかりました。

それと、同じく11ページの町長選挙費の中で、この町長選挙費から選挙公報発刊が始まると思うんですけれども、配布方法、新聞折り込みとか、何か考えられている現時点での配布方法を確認させてください。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） こちらの町長選挙費につきましては、まさしく先ほどご承認をいただきました選挙公報の発行の条例、こちらの成立を受けまして計上したものでございます。配布方法につきましては、新聞折り込み、これと、あとは町内11の施設に置いておきまして、

自由にとりに来ていただく。それと、あとは希望によりまして郵送で、希望がある方については郵送をさせていただくということで考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） わかりました。

その時期になって、新聞とっていないから手元にないとか、自分の手元に必要を感じる方にお教えしてさしあげたいと思いますが、この時点で。近くなったらまた、その前の広報とかでも、こういう制度が始まるということで説明あるんでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 選挙公報につきましては、新たな制度として始めるというのは、ちょっと今、現在は想定しておりませんが、いずれにいたしましても、告示がされ、立候補者が複数おありまして、選挙戦になった場合に発行するものでございますので、必要という方につきましては、なるべく町のほうも周知をして行き渡るような方法は検討させていただきたいと思っておりますので、ご紹介をいただければ、窓口等でもすぐにお渡しすることはできますし、こちらに来られないという場合には郵送をさせていただきますので、その辺はご相談をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、私のほうから2点。補正予算書13ページの中段、4款3項1目の病院費、今回の補正予算額が1億5,000万円ということですが、8月の議会議員全員協議会で財政推計が説明されましたが、今回の補正対応をすると、3カ月余りで推計が違ってくことと、あと東陽病院の危機管理意識を芽生えさせるため、一時借り入れにより対応する方法等もあると思いますが、管理者である町長のお考えをお伺いします。

2点目として、その下ですけれども、5款1項3目の農業振興費であります。14ページの一番最初の負担金、補助及び交付金の関係になりますが、今回、補正予算に組んだことは評価できるものの、補助金の支給時期について、いつごろ予定しているのか。具体的な説明をいただけるとありがたいと思います。

以上、2点について、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 1億5,000万円の補正をお願いするわけでございますけれども、確か

に、これについては、危機管理と申し上げますか、今回においては、事務長の説明にもあったとおり、今改修事業の中で思ったような工事進捗ができなかった。その見通しの甘さというのは否めないという部分と、それとあともう一つは、やはり危機管理を、それこそ宮菌議員おっしゃられるように、危機管理を見出すために、なるべく最少の繰入金額をここ数年やってきた関係もあって、結果的にこのような補正をせざるを得なくなったという部分で。

ただ、横芝光町財政状況を鑑みますと、まだ1億5,000万円規模の病院に対する繰り入れの補正については、一時借入れをしなくても、なるべく金利負担の問題もございますし、確かに危機管理といいたいでしょうか、それについては病院長とも常に、これを話しているわけでありましてけれども、今回については、このような対応をとらせていただきましたので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 補助金の支給時期でございますが、この後、12月からまた詳細のヒアリングを予定してございます。それで、何分にも……。

〔「2月から」と言う人あり〕

○産業課長（熱田雅之君） 12月からヒアリングを最終的に予定してございます。

その方々には、既に通知のほうを送らせていただこうというふうになっております。

それから、何分にも補正予算対応、国も県も補正予算対応でございますので、予算成立後、できるだけ早くというふうには考えてございますが、今の段階で国の予算がちょっと時期というのがはっきりわかっていけませんので、できるだけ早くというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 1点目の病院の関係につきましては、管理者である町長の答弁をいただきまして、ある程度納得はできるものであるんですけども、私もやっぱり町立の病院はなくてはならないものだというふうには思っております。しかしながら、やっぱり町民の皆さんが「おらが病院だ」ということで使っていただくような環境は整えていかなければならない。それでいて、かつ、やっぱり持ち出しについても、今横芝光町、今回の財政カードもりましたけれども、財政力指数0.47ということで、自主財源についても非常に乏しい状況になってきている。

やっぱりそういうことを踏まえた場合には、やっぱり東陽病院だけで、これだけの持ち出

しをしていくということは、今後、私は財政が耐えられなくなってくるかなと思いますので、その辺は十分踏まえた中で、よく町長のほうも病院の院長等と十分打ち合わせをしていただいた中で、もう少ししっかりした病院対応ができることをお願いをしておきたいと思っております。

2点目の農林水産業費の補助金の問題については、12月からヒアリングを行い、いつにならなければわからないけれども、一生懸命やっていきたいということでもあります。

いずれにしても、本来であれば農家の皆さんについても、年末に補助金が支給されれば、それは一番いいタイミングだと思っております。しかしながら、今の状況でいけば、12月というのはちょっと苦しいのかなというのは、私も思っております。だけれども、やっぱり行政の力を見せるときであります。近隣もみんなこういう状況になっていると思います。いかに早く、やっぱり基幹産業である農業者のほうに、そういう補助金が支給させてあげられるのかというのが、まさに行政の力なり、そのときの対応だと思っております。

したがって、これにつきましては、まことに申しわけないんですけども、近隣に先駆けた中で対応できるような体制をしいていただきたいということをお願い申し上げまして、質問のほうを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 1点だけ確認でお願いしたいんですが、11ページの2款1項12目の情報管理費で、内部情報系電算管理事業の委託料、電算システム改修委託料なんですが、これはマイナンバーカードに関するものなんでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） この198万円につきましては、先ほど議決をいただきました会計年度任用職員制度導入に伴うものでございます。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時20分とします。

（午後 2時04分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時19分）

◎議案第14号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 議案審議を続けます。

日程第16、議案第14号 令和元年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第17、議案第15号 令和元年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第18、議案第16号 令和元年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第16号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第19、議案第17号 令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第17号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第20、議案第18号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第18号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第19号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第21、議案第19号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第19号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第20号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第22、議案第20号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は、人事案件につき質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第20号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第21号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第23、議案第21号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は、人事案件につき質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第21号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第22号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第24、議案第22号 令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第22号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情の件

○議長（鈴木克征君） 日程第25、陳情の件を議題とします。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員会委員長。

〔総務経済常任委員会委員長 川島富士子君登壇〕

○総務経済常任委員会委員長（川島富士子君） それでは、総務経済常任委員会に付託された陳情1件及び9月定例会より継続審査となっております陳情1件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、12月3日、午後2時46分から、委員8名全員出席のもと、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

陳情第1号の「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の採択を求める陳情書についてであります。 「核兵器廃絶は世界的に人類の希望であり、ローマ教皇が広島・長崎を訪問して核兵器廃絶のことも発言された。町議会としても意見書を出すべき」との意見や、「陳情の内容につきましては理解できる。しかし、この案件は日本政府が決定すべき大きな事項であり、県内で1議会しか採択していない状況から、近隣の状況を踏まえ歩調を合わせる必要がある。反対ではないが、今回は見送るべき」という意見があり、採決の結果、陳情第1号は不採択と決定しました。

次に、陳情第2号（継続審査）の議員報酬の改正に関する陳情書についてであります。 「議会改革特別委員会を設置し、報酬額、政務活動費及び定数について協議がなされているところで、まだ結論が出ていない段階であります。委員会としても陳情内容を踏まえ、今議論されていることを引き続き協議する必要があることから、継続審査とすべきである」という意見等が多数あり、採決の結果、陳情第2号を継続審査と決定しました。

以上、審査結果の報告といたします。

本会議において、ご了承賜りますようお願い申し上げます。審査結果の報告といたします。

〔総務経済常任委員会委員長 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま、総務経済常任委員会委員長から報告のありました陳情1件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより陳情第1号について採決します。

陳情第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の採択を求める陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立少数。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木克征君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

令和元年12月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時32分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木 克 征

議 員 秋 鹿 幹 夫

議 員 川 島 富士子

令和元年12月横芝光町議会定例会会議録目次

第1号（12月3日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号ないし議案第21号、報告第1号ないし報告第3号の上程、説明	8
休会の件	49
散会の宣告	49

第2号（12月5日）

議事日程	51
本日の会議に付した事件	51
出席議員	51
欠席議員	51
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	51
職務のため出席した者の職氏名	52
開議の宣告	53
一般質問	53
小倉弘業君	53
宮菌博香君	60
秋鹿幹夫君	78

森川貴恵君	92
鈴木和彦君	109
休会の件	113
散会の宣告	113

第 3 号 (12月10日)

議事日程	115
本日の会議に付した事件	117
出席議員	117
欠席議員	117
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	117
職務のため出席した者の職氏名	117
開議の宣告	118
諸般の報告	118
議案第22号の上程、説明	118
一般質問	121
川島富士子君	121
山崎義貞君	139
議案第1号審議(質疑・討論・採決)	156
議案第2号審議(質疑・討論・採決)	157
議案第3号審議(質疑・討論・採決)	159
議案第4号審議(質疑・討論・採決)	160
議案第5号審議(質疑・討論・採決)	161
議案第6号審議(質疑・討論・採決)	161
議案第7号審議(質疑・討論・採決)	163
議案第8号審議(質疑・討論・採決)	165
議案第9号審議(質疑・討論・採決)	165
議案第10号審議(質疑・討論・採決)	167
議案第11号審議(質疑・討論・採決)	167
議案第12号審議(質疑・討論・採決)	169

議案第13号審議（質疑・討論・採決）	169
議案第14号審議（質疑・討論・採決）	174
議案第15号審議（質疑・討論・採決）	174
議案第16号審議（質疑・討論・採決）	175
議案第17号審議（質疑・討論・採決）	175
議案第18号審議（質疑・討論・採決）	176
議案第19号審議（質疑・討論・採決）	176
議案第20号審議（質疑・討論・採決）	177
議案第21号審議（質疑・討論・採決）	177
議案第22号審議（質疑・討論・採決）	178
陳情の件	178
閉会の宣告	180
署名議員	181

1 2 月 定 例 会

(第 1 号)

令和元年12月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

令和元年12月3日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第1号ないし議案第21号、報告第1号ないし報告第3号について(町長提案理由説明)
日程第 5 休会の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	小倉弘業君	2番	森川貴恵君
3番	印東彦治君	4番	秋鹿幹夫君
5番	宮菌博香君	6番	山崎義貞君
7番	越川一雄君	8番	庄内賢一君
9番	鈴木和彦君	10番	鈴木輝男君
11番	川島仁君	12番	川島富士子君
13番	鈴木克征君	14番	鈴木唯夫君
15番	八角健一君	16番	川島勝美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 佐藤晴彦君 副町長 山田智志君

総務課長	林 雅 弘 君	企画空港課長	平 山 貴 之 君
財政課長	椎 名 富 士 男 君	環境防災課長	萩 原 浩 己 君
税務課長	鈴 木 正 広 君	住民課長	大 木 敏 江 君
産業課長	熱 田 雅 之 君	都市建設課長	川 島 敏 彦 君
福祉課長	及 川 雅 一 君	健康こども長	椎 名 淳 君
食肉センター長	向 後 和 彦 君	東陽病院長	渡 邊 奨 君
会計管理者	秋 葉 義 臣 君	教育長	押 尾 良 晴 君
教育課長	椎 名 雄 一 君	社会文化課長	川 嶋 修 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長	市 原 通 雄	書 記	齋 藤 美 紀
-----	---------	-----	---------

◎開会の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

これより令和元年12月横芝光町議会定例会を開会します。

（午前 9時59分）

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

4番 秋 鹿 幹 夫 議員

12番 川 島 富士子 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（鈴木克征君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から12月11日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月11日までの9日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、陳情の付託についてご報告します。

今期定例会に受理しました陳情 1 件及び継続審査の陳情 1 件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したのでご報告します。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、9月27日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和元年9月定例会について、川島勝美議員。

〔16番議員 川島勝美君登壇〕

○16番（川島勝美君） おはようございます。

去る9月27日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和元年9月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は4議案であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについて（千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について）であります。

本案は、千葉県市町村総合事務組合から、組織団体である香取市東庄町病院組合が令和元年8月31日をもって解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正について、議会にお諮りする時間的余裕がないため、地方自治法の規定により専決処分をいたしましたので、本会議に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第2号は、平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は6億9,504万8,937円。一方、歳出総額は6億4,597万2,918円で、歳入歳出差引額は4,907万6,019円となり、提案したものであります。

議案第3号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する所要の条文の整理をいたしたく提案したものであります。

議案第4号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合監査委員の選任についてであります。

本案は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合監査委員に、私、川島勝美を選任し、承認を求めるものでございます。

提案されました4議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和元年9月定例会の概要報告とさせていただきます。

[16番議員 川島勝美君降壇]

○議長（鈴木克征君） 次に、10月8日に開催された令和元年山武郡市環境衛生組合議会第2回定例会について、鈴木和彦議員。

[9番議員 鈴木和彦君登壇]

○9番（鈴木和彦君） おはようございます。

去る10月8日に開催された令和元年山武郡市環境衛生組合議会第2回定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提出された案件は、議案5件であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度山武郡市環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）について）であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ784万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,784万7,000円とするものであります。議会にお諮りする時間的余裕がないため、地方自治法の規定により専決処分をいたしましたので、本会議に報告し承認を求めるとでございます。

議案第2号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、地方公務員法の一部改正が施行されます。この改正により、本条例における法律の引用条項が削除となるため、所要の規定整備とあわせて用語の整理を行うために改正すべく承認を求めるとでございます。

議案第3号は、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。先ほどの議案第2号の改正と同じく、地方公務員法の一部改正の施行に伴い、本条例における法律の引用条項に変更が生じるため、所要の規定整備とあわせて用語の整理を行うものとでございます。

次に、車賃につきましては、職員が自家用自動車出張した際に支払う旅費の額を国の旅費基準額と同額とし、あわせて引用条項を改正すべく、承認を求めるとでございます。

議案第4号は、令和元年度山武郡市環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ412万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,197万1,000円とするものであります。

議案第5号は、平成30年度山武郡市環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額は8億5,558万1,541円。一方、歳出総額は8億1,815万4,488円で、歳入歳出差引残額は3,742万7,053円となりました。

提案されました5議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、令和元年山武郡市環境衛生組合議会第2回定例会の概要報告とさせていただきます。

[9番議員 鈴木和彦君降壇]

○議長（鈴木克征君） 次に、10月10日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会令和元年9月定例会について、庄内賢一議員。

[8番議員 庄内賢一君登壇]

○8番（庄内賢一君） おはようございます。

去る10月10日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会令和元年9月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提出された案件は、報告1件及び議案3件であります。

報告第1号は、平成30年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算継続費繰越についてであります。

本案は、ちば消防共同指令センターシステム機器更新事業に係る継続費を繰り越したので、地方自治法施行令の規定により、継続費繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものでございます。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について）であります。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものでございます。

議案第2号は、平成30年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額は10億816万5,296円。一方、歳出総額は9億9,365万8,409円で、歳入歳出差引残額は1,450万6,887円となりました。

議案第3号は、匝瑳市横芝光町消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、職員定数110人とする時限措置を、増大する消防需要に対応するため令和7年度まで5年間の延長をたく提案し、承認を求めるものでございます。

提案されました、3議案はいずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和元年9月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔8番議員 庄内賢一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、10月21日に開催された令和元年東総衛生組合議会10月定例会について、鈴木唯夫議員。

〔14番議員 鈴木唯夫君登壇〕

○14番（鈴木唯夫君） 去る10月21日に開催されました令和元年東総衛生組合議会10月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提出された案件は議案2件であります。

議案第1号は、平成30年度東総衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額は5億6,783万4,462円。一方、歳出総額は5億3,290万4,466円で、歳入歳出差引残額は3,492万9,996円となりました。

議案第2号は、工事請負契約の変更についてであります。

本案は、令和元年第1回臨時会で議決された東総衛生組合光クリーンパーク大規模改修工事について、消費税の引き上げに伴い、契約金額を変更するに当たり、議会の承認を求めるものでございます。

提案されました2議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、令和元年東総衛生組合議会10月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔14番議員 鈴木唯夫君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 最後に、11月19日に開催された令和元年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、川島富士子議員。

〔12番議員 川島富士子君登壇〕

○12番（川島富士子君） おはようございます。

去る11月19日に開催されました令和元年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提案された案件は議案6件であります。

議案第1号は、千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規定を整備するため提案されたものです。

議案第2号は、地方公務員法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の改正による会計年度任用職員制度の導入等に伴い、関係する条例の整備を行うため提案されたものです。

議案第3号は、平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額は28億992万9,422円。一方、歳出総額は25億7,677万4,086円で、歳入歳出差引残額は2億3,315万5,336円となりました。

議案第4号は、平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額は6,201億3,970万1,657円。一方、歳出総額は6,102億1,382万1,489円で、歳入歳出差引残額は99億2,588万168円となりました。

議案第5号は、令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億703万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,918万7,000円とするものであります。

議案第6号は、令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ81億287万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,472億5,296万4,000円とするものであります。

提案されました議案は、いずれも原案のとおり可決、承認されました。

以上、令和元年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告とさせていただきます。

〔12番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎議案第1号ないし議案第21号、報告第1号ないし報告第3号の上程、

説明

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第1号ないし議案第21号、報告第1号ないし報告第3号を一括議題とします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、早速、本定例会政務報告及び提案理由説明をさせていただきます。

本日ここに、令和元年12月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集いただきまことにありがとうございます。

また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

月日のたつのは早いもので、ことしも残すところあと1カ月となりました。この1年を振り返ってみますと、5月1日に元号が平成から令和へと改められ、新たな時代が始まりました。

厳しい残暑が続く中、9月9日未明に台風15号が強い勢力を保ったまま千葉県を直撃し、これまでに経験したことのない暴風が吹き荒れました。大量に発生した倒木は送電網を寸断し、10日以上にわたる大停電となり、我々の日常生活に深刻な影響を及ぼしました。

続く10月12日には台風19号が東日本に記録的な大雨をもたらし、当町においても避難勧告を発令する事態となり、700名を超える町民が避難し、不安な一夜を過ごすこととなりました。

さらには10月25日の豪雨は当町においても一部道路冠水を引き起こし、総武本線の運休や有料道路の通行止めなどの影響がございました。

一連の記録的な暴風、豪雨により被災された多くの皆様に心からのお見舞いを申し上げます。また、これらの災害により多くの家屋や農業施設が被災しており、町といたしましても、一日も早い復旧に向け、支援の準備を進めているところであります。

相次ぐ風水害で気持ちが沈みがちになる中、日本開催となったラグビーワールドカップでの日本代表の快進撃は、我々を勇気づけてくれました。ベスト8の快挙は、ワン・チームというテーマのもと、強い結束によりなし遂げられたものであります。

私どもも、議員の皆様を初め、町民の皆様、関係団体、町の職員とともに力を合わせ、よりよいまちづくりに向け邁進してまいり所存でございますので、より一層のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

これから年の瀬を迎え、何かと慌ただしい時期となります。議員各位、町民の皆様にはご自愛の上、輝かしい新年をお迎えくださるようご祈念申し上げます。

それでは、12月議会定例会に当たり、町政の状況等諸般の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係についてであります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正す

る法律が公布されたことに伴い、臨時・非常勤職員につきまして、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定が整備されました。

この改正法は、一般職の会計年度任用職員の仕組みを創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員へ必要な移行を図るもので、あわせて会計年度任用職員に期末手当の支給を可能とするものであります。

この改正法が、令和2年4月1日から施行されることに伴い、本議会におきまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例等、関係する条例を提案させていただきましたので、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

続いて、企画空港課関係についてであります。来年度から始まる第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の進捗状況につきまして、8月に地方創生に関するアンケート調査を実施し、現在は鈴木シティマネージャーを中心に創生会議などを行いながら策定作業を進めておりますので、当該戦略（案）がまとまり次第、議員の皆様にご説明させていただきたいと考えております。

次に、9月補正予算でご承認いただきました、横芝駅・成田国際空港間のバス運行事業についてであります。関係者のご協力をいただき1日より運行を開始することができました。改めまして感謝申し上げます。

今後は、利用状況などを注視しながら、利用者・関係者等のご意見をいただき、より快適で利便性の高い運行を柔軟に実施してまいります。

次に、成田空港の更なる機能強化に係る航空法の変更許可申請についてであります。成田空港の更なる機能強化に関して、11月25日の議会議員全員協議会でご報告させていただきましたとおり、11月5日には成田国際空港株式会社法に基づき国土交通大臣が定める基本計画が改定され、また11月7日には成田国際空港株式会社より航空法に基づく空港等の変更許可申請等が国土交通大臣宛てに提出されました。これらは、成田空港の更なる機能強化の実現に向け大きく一步を踏み出した法手続でありますので、今後の動向について注視してまいります。

続いて、財政課関係についてであります。令和2年度予算につきましては、10月8日に職員に対して予算編成方針の示達を行い、現在は予算要求された各種事業の内容精査作業を

行っているところであります。新年度当初予算は骨格予算となりますが、歳入歳出の予算要求額には大きな乖離があり、また、災害復旧に係る国や県の動向にも注意が必要なことから、例年以上に厳しい予算編成になると見込まれます。このような状況ではありますが、健全財政を維持し、魅力あるまちづくりに向けた予算を編成すべく鋭意努力する所存であります。

また、台風15号に係る災害復旧予算については、9月補正予算その2（補正予算第3号）で専決対応させていただいたところでありますが、その後に台風19号や台風21号による被害も生じたことから、災害復旧関連予算を盛り込んだ12月補正予算（補正予算第4号）を今議会に提案させていただきました。12月補正予算は園芸ハウスなどの農業施設の復旧支援事業補助金を計上したことから、補正予算としては非常に大きな規模となっております。

なお、被災住宅等に係る復旧支援事業補助金については、さきの議会議員全員協議会で概要をご説明させていただいたとおり、現在その所要額の算定を急いでいるところであります。算定がまとまり次第、12月補正予算その2（補正予算第5号）としてご提案したいと考えておりますので、議員各位にはご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続いて、環境防災課関係についてであります。台風15号、19号及び10月25日豪雨災害につきまして、これら一連の災害に対し、町といたしましては、町民の身体生命を守ることを第一に考え、関係機関等に協力・支援をいただき、町地域防災計画等に基づき災害対応に注力いたしました。幸い当町では人的被害は確認されませんでした。依然として屋根等の補修が進まずブルーシートで覆われたままの家屋も多く残されております。今後も、被災された町民の皆様の生活再建に向け各種支援策を講ずるとともに、町内外に甚大な被害をもたらした今回の災害を検証し、地域防災計画等の見直しを図り、町民が安全で安心して生活できるまちづくりに邁進してまいります。

続いて、税務課関係であります。罹災証明書等の交付につきまして、さきの一連の災害により、住家に被害があった際に交付する罹災証明書の申請件数は11月25日現在で1,156件を受け付け、交付済件数は1,130件で、交付率は97.8%となっております。また、住家以外の資産が被害に遭った際に交付する被災証明書の申請件数は581件を受け付け、交付済件数は568件で、交付率は97.8%となっております。

罹災証明書につきましては、被災された方の生活再建や住宅再建へ向けての基礎的資料となるものでありますことから、今後も速やかに交付事務を進めてまいりたいと考えております。

続いて、産業課関係についてであります。産業まつりにつきまして、さきの一連の災害

により、これまでにない農業被害が発生したことから、産業まつり実行委員会会議で協議をしました結果、大変残念であります、今年度は中止することといたしました。

次に、農業災害対策資金につきまして、台風の影響を受けた農業者の皆様の早急な経営再建を支援するため、農業の再生に必要な資金や、施設の復旧に必要な資金を、実質的に無利子で融資する農業災害対策資金利子補給事業を実施いたします。

また、被災した農業用ハウスなどの復旧及び撤去に要する経費に対し、国の支援に加えて、県と町で上乘せ支援をする、被災農業者支援事業を実施いたします。

被災された農業者の皆様の事業再開に向けた取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

続いて、都市建設課関係についてであります、さきの一連の災害により被害を受けた住宅修理への支援事業につきましては、被害の状況に合わせて支援する制度が拡充され、国の交付金事業や県の補助金事業を導入し、早期の復興を図るべく、支援制度の開始に向け準備を進めているところであります。

続いて、福祉課関係であります、本年度の敬老会につきまして、9月に発生した台風の影響がありながらも、社会福祉協議会が主体となり町内7地区のうち5地区で開催することができ、608人の方に参加をいただきました。

開催にご尽力いただいた町社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会、並びに地区関係者の皆様に感謝申し上げます。

次に、プレミアム付商品券につきまして、8月1日から非課税の方の申請受け付けを開始し、10月末までに1,605人の申請がございました。

そのうち、非課税の方1,522人に子育て世帯を含め1,977人の方へ商品券購入引換券を発送いたしました。なお、申請の受け付けは令和2年1月31日までとなっており、商品券の購入並びに使用につきましては令和2年2月末までとなっております。

続いて、社会文化課関係であります、台風15号による町の被害状況を考慮し、10月13日に予定していた第14回町民体育祭を中止といたしました。

準備にご尽力いただいていた体育協会や地元関係者の皆様、また、楽しみにされていた町民の皆様には残念なこととなりましたが、結果的に台風19号の接近もあり、いたし方なかったものと考えております。

次に、町文化祭につきましては、当町同様に台風被害に遭われた姉妹都市である千曲市や松田町、光市からもご協力をいただき、予定どおり11月9日、10日に開催することができま

した。展示された作品や芸能発表は、いずれも日ごろの学習の成果が存分に発揮されたすばらしいものであり、2日間で訪れたおおよそ3,400人の来場者の方々を楽しませておりました。

文化祭の開催に当たりまして、準備や運営にご尽力いただいた文化協会会員の皆様を初めとする関係者の皆様に、深く感謝申し上げる次第であります。

次に、横芝光町体育館屋根防水改修工事についてであります。5月に着工いたしまして、工程どおりに9月末に事業完了しております。

次に、町民会館空調設備機能回復工事及び光B&G海洋センター修繕工事についてであります。令和2年度の工事实施に向け、今年度は設計業務を委託しております。施工計画や工法等につきましては、決定次第、周知させていただきます。

施設をご利用される方には、大変不自由をおかけいたしますが、各施設の機能を維持するための工事でございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、11月2日、3日及び4日に開催されました図書館まつりについてであります。図書館で除籍等した3,400冊余りの本のリサイクル本フェア、雑誌付録抽選会、映画会、特別おはなし会、ハーバリウムワークショップ、ペーパークイリング工作教室など、子供から大人まで楽しめるイベントを行い、延べ3,900人を超える方々でにぎわいました。

今後も創意工夫をしながら、魅力ある図書館を目指してまいりたいと考えております。

最後に、東陽食肉センター関係についてであります。10月末現在のと畜頭数は、昨年同期と比較して、牛が61頭の減、率でマイナス3.1%の1,926頭となりました。

また、豚は6,535頭の減、率でマイナス9.8%の5万9,902頭となりました。

と畜頭数回復を図るため、今後も引き続き関係者と協力しながら努力してまいりたいと考えております。

以上、現在の各種事業の進捗状況等について、ご説明させていただきました。

議員各位には、今後とも、さらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、諸般の報告といたします。

続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の令和元年12月横芝光町議会定例会提案理由説明書、白色の表紙のものをごらんください。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。本案は、令和元年台風15号の被害により発生した災害ごみの処理等に要する経費について、歳入歳出予算の補正を

緊急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案したものであります。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。本案は、令和元年台風15号に係る災害復旧等に要する経費について、歳入歳出予算の補正を緊急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案したものであります。

議案第3号 横芝光町選挙公報の発行に関する条例の制定についてであります。本案は、公職選挙法第172条の2の規定により、横芝光町議会議員及び長の選挙において候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を発行するため、横芝光町選挙公報の発行に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第4号 横芝光町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等の人権の尊重と不当に差別されることのないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定を削除し、適正化を図ることから、所要の改正が必要となる関係条例を改正するため、横芝光町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第5号 横芝光町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。本案は、地方公務員法及び地方自治法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定める必要があることから、横芝光町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第6号 横芝光町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。本案は、地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係する条例に所要の改正を行う必要が生じたため、改正が必要となる関係条例を一括して整備すべく、横芝光町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第7号 横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、非常勤特別職の厳格化や会計年度任用職員制度の導入に伴い、職員の任用形態が変更されることや多様かつ高度な行政ニーズに対応するため、高度な専門性を備えた民間人材の活用等の観点から専門的知識経験を有する者等を採用することを目的に、横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第8号 横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、地方公務員法及び地方自治法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い職員の労務管理の徹底を図るため、職員の休暇を暦年による管理から年度による管理に変更すること及び一般職の任期付短時間勤務職員の制度の導入に伴う所要の改正が必要となったため、横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第9号 横芝光町保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、保健福祉センター利用における受益者負担額を明確にし、使用料の適正化を図るため、横芝光町保健福祉センター条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第10号 横芝光町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、療養病棟の病床当たりの床面積等を現在の施設基準へ適合させるため、当該病棟の病床数を減ずる必要があることから、横芝光町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第11号 横芝光町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、社会体育施設利用における受益者負担額を明確にし、使用料の適正化を図るため、横芝光町社会体育施設条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第12号 山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議についてであります。本案は、組合における事務事業の見直しにより、老人福祉法に基づく老人デイサービスセンター事業を廃止し、設置、管理及び運営に関することについて、規約第3条に規定する共同処理から削除するため、山武郡市広域行政組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第13号 令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、被災農業者支援事業、東陽病院事業会計繰出事業、学校統合準備事業等に要する経費

に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ12億980万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億8,153万5,000円とすべく提案したものであります。

議案第14号 令和元年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、保険給付費の増額により所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ2,523万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,414万1,000円とすべく提案したものであります。

議案第15号 令和元年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、高齢者人口及び介護認定者数の増加に伴い介護サービス利用者数が増加し給付費が伸びたことによる増額とこれに伴う、国・県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの定率による義務負担金等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ2,681万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億5,628万4,000円とすべく提案したものであります。

議案第16号 令和元年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、人事異動に伴う人件費の調整に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ73万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,473万3,000円とすべく提案したものであります。

議案第17号 令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、病棟改修工事の影響により、患者の入院制限を実施したところ入院収益が減少し、資金不足の発生が見込まれ、運営費に要する経費に補正の必要が生じたため、一般会計からの繰入を追加し、収益的収支予算の収入を1億5,000万円増額し、収入総額を18億380万円とすべく提案したものであります。

議案第18号から21号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、人権擁護委員の椎名菊代氏、上野敬蔵氏、土屋喜久雄氏及び椎名俊明氏の4名の任期が令和2年3月31日をもって満了となることから、引き続き4名を委員として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるべく提案したものであります。

報告第1号 専決処分報告について（和解及び損害賠償額の決定）であります。本件は、令和元年8月18日午前10時ごろ、横芝光町横芝922番地の文化会館駐車場で、植えてあった木の枝が突然折れて車両と接触し、ドア等を破損させた事故に関し、相手方に損害賠償額55万3,133円を支払うことにより相手方と示談することについて、地方自治法第180条第

1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

報告第 2 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）であります。本件は、令和元年 6 月 11 日午後 3 時ごろ、横芝光町小川台 86 番 2 地先、町道 I-19 号線で発生した町道敷から倒れてきた竹による車両物損事故に関し、損害賠償額 9 万 4,424 円を支払うことにより相手方と示談することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

報告第 3 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）であります。本件は、令和元年 9 月 2 日午後 3 時 30 分ごろ、横芝光町横芝 527 番地 6 地先で発生したブロック塀に公用車が接触した物損事故に関し、損害賠償額 5,500 円を支払うことにより相手方と示談することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

以上、このたび、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明を加えさせますので、ご審議いただき、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

以上で、政務報告及び提案理由説明といたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 町長からの提案理由説明が終わりました。

提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前 11 時 10 分とします。

（午前 11 時 01 分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 10 分）

○議長（鈴木克征君） 次に、提案理由を担当課長から説明を求めます。

議案第 1 号について、財政課長。

〔財政課長 椎名富士男君登壇〕

○財政課長（椎名富士男君） 議案第 1 号 令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

恐れ入ります、ピンクの議案つづり 3 ページをお願いいたします。

一般会計補正予算（第 3 号）は、9 月 9 日未明に襲来した台風 15 号に係る災害対策予算について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、9 月 20 日付で専決処分をしたものでございます。

それでは、恐れ入ります。別冊の補正予算書（第 3 号）をご用意ください。

こちらの 1 ページをごらんいただきたいと思います。

令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第 3 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3,680 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 106 億 7,172 万 8,000 円とするものです。

内容は事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

なお、10 月 16 日の議会議員全員協議会での説明と内容が重複いたしますことをあらかじめご了承くださいと思います。

それでは、7 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、歳入は一般寄附金と財政調整基金繰入金でございます。

18 款 1 項 1 目一般寄附金は、ふるさと納税 2 サイトからの災害支援金 180 万円と、山口県光市職員から寄せられました支援金 100 万円でございます。

19 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 1 億 3,400 万円は、主たる本補正の財源でございます。

8 ページをお願いいたします。8 ページから歳出となります。

2 款 1 項 11 目空港対策費の災害関連空港対策事務費は、町テレビ共同受信施設修繕及び撤去等事業補助金交付要綱に基づきまして、篠本地区テレビ共同受信施設組合へ補助するものでございます。

8 款 1 項 4 目災害対策費の災害対策事業で、職員手当につきましては、災害対応に当たりましては職員 144 名、延べ 7,365 時間の時間外勤務手当と、管理職員 44 名延べ 1,700 時間の特別勤務手当でございます。消耗品費は、給水用飲料水袋の購入費です。委託料は、説明欄に記載のとおり、災害ゴミ仮置場に係る各種委託料と避難所等で使用しました防災用毛布 250 枚のクリーニング委託料でございます。使用料及び賃借料と工事請負費は、日吉小学校防災倉庫全壊に係る代替施設運搬用のクレーン付車両の借り上げ料と既存倉庫の撤去費で、原材料費は、屋根ブルーシート張り用の山砂と補修用木材等の購入費でございます。負担金補助及び交付金は、災害ボランティアセンター開設に係る町社会福祉協議会への補助金で、時間外手当 8 名延べ 586 時間と、特別勤務手当 2 名延べ 119 時間の職員手当でございます。

10款1項1目農林施設災害復旧費の委託料は、坂田城跡歩道に係る倒木処理業務委託料と、北清水、屋形、木戸、各排水機場の除じん機用ゴミ処理委託料です。

10款2項1目道路橋りょう災害復旧費の委託料は、町道の通行に支障のある倒木の伐採、運搬、処分委託料で、工事請負費は、カーブミラー55基、町道13路線の復旧工事費です。原材料費はカーブミラーの補修用部品でございます。

10款3項1目社会文化施設災害復旧費の委託料でございますが、坂田池公園、文化の森公園、栗山平和公園、文化会館での倒木の運搬処理業務委託料で、工事請負費は、文化の森公園、スポーツ公園、坂田池公園、光しおさい公園での倉庫や照明機器等の復旧工事費でございます。

10款3項2目公立学校災害復旧費の工事請負費は、小中学校各校で発生いたしました学校施設の復旧工事と倒木の撤去費用でございます。

10ページにまいりまして、10款4項1目民生施設災害復旧費の老人福祉施設に係る需用費は光風館等での施設修繕料で、児童福祉施設に係る需用費は各町立保育所等での施設破損に係る修繕料でございます。

10款4項2目保健衛生施設等災害復旧費の需用費でございますが、こちらはプラムで発生した街灯などの施設破損に係る修繕料でございます。

10款5項1目その他公共施設災害復旧費の集会施設に係る工事請負費は、11施設で発生いたしましたテレビアンテナ破損等の復旧工事費で、共同利用施設に係る事業費は長倉及び栗山共同利用施設で発生いたしました窓ガラス等の修繕料でございます。

10款5項2目その他公用施設災害復旧費の需用費は、役場西側車庫電動シャッターや旧商工会館屋根などの施設破損に係る修繕料でございます。

11ページと12ページは、給与費明細書でございます。

先ほど申し上げました災害対応に係る職員手当の増額分の調書でございます。

以上、専決処分いたしました令和元年度一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔財政課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第2号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） それでは、議案第2号 令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

なお、資料につきましては、ピンク色の議案つづり 5 ページから 7 ページと、別冊の補正予算書となります。

議案つづり 7 ページをごらんいただきたいと存じます。

病院事業会計補正予算（第 3 号）につきましては、9 月 9 日未明に襲来いたしました台風 15 号に係る災害復旧予算を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、9 月 20 日付で専決処分したものでございます。

それでは、別冊の補正予算書をお願いいたします。

1 ページでございますが、第 1 条は総則でございます。

第 2 条は、業務の予定量の補正で、（4）の主な建設改良事業費の病院改築事業費、補正前の額 1 億 2,809 万 5,000 円に 184 万 8,000 円を補正し、合計を 1 億 2,994 万 3,000 円とするものでございます。

第 3 条は、収益的収入及び支出の補正で、支出の 1 款 1 項医業費用、補正前の額 15 億 9,663 万 5,000 円に 96 万 3,000 円を補正し、合計額を 15 億 9,759 万 8,000 円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。

第 4 条は、資本的収入及び支出の補正で、支出の 1 款 1 項建設改良費、補正前の額 1 億 9,158 万円に 184 万 8,000 円を補正し、合計額を 1 億 9,342 万 8,000 円とするものでございます。

なお、この補正により、財源として使用する過年度分損益勘定留保資金の額を 1 億 441 万 8,000 円から 1 億 626 万 6,000 円に改めるものでございます。

それでは、詳細についてご説明申し上げます。

4 ページの補正予算説明書をごらんください。

初めに、収益的収入及び支出の支出でございますが、1 款 1 項 3 目 12 節の修繕費の 74 万 3,000 円の補正は、MR I 装置用液体ヘリウム補充で、停電により MR I の冷却装置が故障したことに伴い、冷却装置内の液体ヘリウムの補充が必要となったものでございます。

なお、冷却装置の補修につきましては、保守契約より行っております。

続いて、16 節の委託費の 22 万円の補正は、旧病院敷地トタン塀撤去料で、旧病院敷地北側の民家との境界にございますトタン塀が強風のため民家側に大きく傾き、一部トタンが剥がれ倒壊のおそれがあることから、撤去にかかる業務委託費を計上したものでございます。

次に、資本的収入及び支出の支出、1 款 1 項 1 目 2 節の工事請負費の 184 万 8,000 円の補正は、看護宿舍屋根修繕工事で、看護宿舍及び託児所の屋根が破損したことから、修繕に係る

工事費を計上したものでございます。

以上、議案第2号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第3号ないし議案第8号、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） それでは、議案第3号 横芝光町選挙公報の発行に関する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンクの議案つづり9ページ、黄色の議案関係資料つづり1ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

本案は、公職選挙法第172条の2の規定により、横芝光町議会議員及び長の選挙において、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を発行すべく、横芝光町選挙公報の発行に関する条例を制定するものであります。黄色の議案関係資料つづり1ページに条例制定の概要を記載してございますので、ごらんください。

選挙公報については、公職選挙法第172条の2の規定により、その発行は任意とされております。当町においても、横芝光町議会議員選挙及び横芝光町長選挙において、有権者が候補者の氏名、経歴、政見等について知る機会の拡充を図るべく選挙公報を発行するために条例を制定したく、提案をさせていただきました。条例案についてご承認いただければ、直近の執行が予定されている町長選挙からの導入を図りたいと考えております。千葉県内における選挙公報の発行状況は、54市町村のうち48市町村が発行済みであります。

それでは、ピンクの議案つづり11ページをお願いいたします。

まず、第1条は趣旨を、第2条は選挙公報の発行を選挙ごとに1回発行すると定めております。

第3条は掲載文の申請、第4条は掲載の方法、12ページをお願いいたします。第5条は配布について、第1項で選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して、選挙の期日前2日までに配布するものとし、第2項では、第1項で定める各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、同項の規定により、配布すべき日までに新聞折込み、その他これに準ずる方法により配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができるとして定めております。配布方法としては、あらかじめ千葉県選挙管理委員会に届け出て、新聞折込みによる各戸配布及び町内公共施設に備え置くほか、郵送

希望者へ郵送する方法を想定しております。

第6条は発行中止を定め、無投票当選となった場合、天災その他避けることできない事故、その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行を中止できる旨を定めております。

第7条は委任で、選挙公報の発行手続に関し必要な事項は、委員会が別に定めるとしております。

議案つづり12ページ、最下段でございますが、附則として、この条例は、令和2年1月1日から施行するをいたしております。

以上、議案第3号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号 横芝光町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンクの議案つづり13ページをお願いいたします。あわせて、黄色の議案関係資料つづり2ページもよろしくをお願いいたします。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等の人権の尊重と、不当に差別されることのないよう成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定を削除し、適正化を図ることから、所要の改正が必要となる関係条例を改正するため、横芝光町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するものであります。

議案つづり15ページをごらんください。

第1条では、横芝光町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正を定めております。黄色の議案関係資料つづりによりご説明申し上げますので、資料つづりの2ページをお願いしたいと思います。

第6条第1項中、法第16条第2号を法第16条第1号に改めるとしてしております。これは、引用いたします地方公務員法の改正により、改正前の第16条第1項第1号「成年被後見人又は被保佐人」が削除されたことによる条文整理でございます。

第2条では、横芝光町一般職の給与に関する条例の一部改正を定めております。議案関係資料つづり3ページをお願いいたします。

第24条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。これは、引用いたします地方公務

員法の改正により、改正前の第16条第1項第1号「成年被後見人又は被保佐人」が削除されたことによる条文の整理であります。

以降、同様に、資料つづり4ページをお願いします。

第25条第2号、第27条第1項、同条第2項第1号、資料つづり5ページの第30条第6項について改めるものであります。

それでは、議案つづり16ページのほうもあわせてお願いいたします。

第3条では、横芝光町職員の旅費に関する条例の一部改正を定めております。

議案関係資料つづりは6ページのほうをお願いいたします。

第3条第3項中「（法第16条第1号の規定に該当し、失職した場合を除く。）」を削るとしてあります。これは、引用いたします地方公務員法の改正により、改正前の第16条第1項第1号「成年被後見人又は被保佐人」が削除されたことによる条文整理でございます。

第4条では、横芝光町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を定めております。

議案関係資料につきましては、7ページとなりますので、よろしくお願いいたします。

第23条第2項第2号中、「第34条の20第1項第4号」を、「第34条の20第1項第3号」に改めるとしてあります。これは、引用いたします児童福祉法の改正により、改正前の第34条の20第1項第1号「成年被後見人又は被保佐人」が削除されたことによる条文整理であります。

それでは、議案つづり16ページのほうをごらんいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしてあります。

以上、議案第4号の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第5号 横芝光町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に関する補足説明をいたします。

資料につきましては、議案つづりは17ページから、関係資料つづりは8ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、平成29年5月17日法律第29号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、地方公務員法第24条の第5項並びに地方自治法203条の2第5項及び第204条の第3項の規定に基づき必要な事項を定めるものであります。

このたびの地方公務員法及び地方自治法の改正の趣旨につきましては、1点目として、一

般職非常勤職員の任用根拠の明確化、これは会計年度任用職員の創設でございます。

2点目として、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用の厳格化、これは要件に該当しない一般職、主として会計年度任用職員への移行を意味しているものでございます。

3点目といたしましては、会計年度任用職員に対する給付の整備でございます。フルタイム会計年度任用職員は、給料、旅費及び一定の手当の支給対象になります。パートタイム会計年度任用職員には、これまでどおり報酬及び費用弁償の支給対象としつつ、期末手当の支給を可能とするものであります。

これらの法律が令和2年4月1日とされたところでございます。

それでは、議案つづり19ページをごらんいただきたいと思っております。

この条例は、5章33条で構成をしております。

第1章は第1条から第3条までで、総則を定めております。

第2条では、用語の定義をしております。1号でフルタイム会計年度任用職員、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいうとし、具体的に申し上げますと、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が、常勤勤務時間を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるものをいい、これは休憩時間を除き4週を超えない期間につき、1週間当たり38時間45分、これは1日7時間45分の5日間の勤務をする職員と同じとなります。

2号でパートタイム会計年度任用職員、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいうとし、これは具体的に申し上げますと一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常勤勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比して短い職員であるものをいうとしております。これは、休憩時間を除き4週を超えない期間につき1週当たり38時間45分に満たない範囲内で任命権者が定める職員となります。

議案つづり20ページをお願いいたします。

第3条では、第1項でフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に対する給与を明らかにしたものでございます。フルタイム会計年度任用職員には、給料が支給される一方、パートタイム会計年度任用職員には報酬が支給されます。各種手当については、フルタイム会計年度任用職員には列挙した手当が支給されます。パートタイム会計年度任用職員には期末手当を支給することが可能となりました。

第2章は、20ページの第4条から26ページの第18条までで、フルタイム会計年度任用職員

の給与に関する事項を定めております。

第4条では、会計年度任用職員の給料は、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例を準用するとしております。職務給の原則から、職務と責任に応じて号給を決定いたします。会計年度任用職員の職務内容が、単純、定型的及び補助的な業務に当たることから、給料または報酬の水準には上限を設けることが適当とされております。

会計年度任用職員の号給の決定方法については、会計年度任用職員の給与に関する規則で定めることとしております。

第5条では、職務の級、21ページをお願いします。第6条では号給、第7条では給料の支給、第8条から24ページの第14条までは、各種手当を定めております。

24ページの第15条では、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、端数処理の方法を定めております。

第16条では期末手当を、25ページの第17条では勤務1時間当たりの給与額の算出を、第18条では給与の減額を定めております。

26ページの第3章は、第19条から32ページの第28条までで、パートタイム会計年度任用職員の報酬に関する事項について定めております。

26ページの第19条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬に関する事項を定めて、第1項では月額で報酬を定めるもの、第2項では日額で報酬を定めるもの、第3項では時間額で報酬を定めるもの、第4項では第19条第1項から第3項の基準月額を定める場合は、フルタイム会計年度任用職員にあわせて行うことを定めております。

27ページの第20条から29ページの第23条までは、特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務などの報酬額について定めております。

30ページの第24条では、報酬の端数処理について定めております。

第25条では、期末手当に関する事項を定めております。パートタイム会計年度任用職員で期末手当の支給対象となるものは、6月以上の任期が経過し、1週間当たりの平均時間が15時間30分以上の勤務実績があるものとなります。

31ページの第26条では報酬の支給を、32ページの第27条では勤務1時間当たりの報酬額の算出、第28条では報酬の減額を定めております。

33ページの第4章では、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償について、第29条通勤に係る費用弁償、第30条で公務のための旅行に係る費用弁償を定めております。

33ページ、第5章では雑則といたしまして、第31条給与からの控除、34ページの第32条、

町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与、第33条、委任を定めております。

この条例の施行に際し、必要な事項は規則で定めるとしてしております。規則で定める事項といたしましては、給与に関する規則及び勤務時間、休暇等に関する規則、2つの規則の制定を予定しております。

34ページをごらんください。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。

以上、議案第5号の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第6号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

ピンクの議案つづりは35ページとなります。黄色の議案関係資料つづりは9ページからとなりますので、あわせてご用意をお願いいたします。

本案は、地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係する条例に所要の改正を行う必要が生じたため、改正が必要となる関係条例を一括して整備するため、横芝光町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するものでございます。

本条例は10条で構成しており、10件の関係条例の一部改正を行うものであります。ピンクの議案つづり37ページをお願いいたします。

第1条は、横芝光町職員定数条例の一部改正を定めており、緊急の場合等における臨時的任用で、その欠員が生じた職が臨時の職でない場合は定数条例の対象となるため、条例定数の適用除外となる臨時的任用職員の範囲を臨時の職に関する場合における臨時的任用職員に限定するものであります。

第2条は、公益的法人等への横芝光町職員の派遣等に関する条例の一部改正を定めており、条件付採用について定めている規定の引用条文の改正及び文言の整理をするものであります。

第3条は、横芝光町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正を定めており、フルタイム会計年度任用職員は、人事行政の運営等の状況の公表の対象となることに伴い、対象職員に加えるものであります。

第4条は、横芝光町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正を定めており、会計年度任用職員の任期が1会計年度限りであることから、休職の期間については任命権者が定める任期の範囲内とするものであります。

38ページをお願いいたします。

第5条は、横芝光町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正を定めており、減給の規定において報酬で支給されるパートタイム会計年度任用職員の報酬額を規定するものであります。

第6条は、横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を定めており、非常勤職員は会計年度任用職員のみとなるため、非常勤職員を会計年度任用職員に改めるものであります。

第7条は、横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を定めており、第7条において、会計年度任用職員には、勤勉手当は支給されないため対象職員から除く。第8条において、会計年度任用職員が育児休業から職務に復帰した場合は、号給の調整を行わないことから、対象職員から除く。第18条において、常勤職員の給与条例とは別に会計年度任用職員の給与に関する条例を制定したことに伴い、会計年度任用職員が部分休業した場合の給与の取り扱いに関する規定を加えるものであります。

39ページをお願いいたします。

第8条は、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を定めており、会計年度任用職員の給与については、他の常勤職員との均衡や、当該会計年度任用職員の職務の特殊性などを考慮して定めるものであることを条例に明記するものであります。

第9条は、横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を定めており、フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当を当該条例の定めるところにより支給する旨を定めるものでございます。

40ページをお願いいたします。

第10条は、横芝光町職員の旅費に関する条例の一部改正を定めており、パートタイム会計年度任用職員が、公務のため旅行に要した費用については、旅費でなく費用弁償として支給することとなり、当該条例の職員の範囲に、パートタイム会計年度任用職員は含まれない旨を明記するものであります。

議案つづり40ページをお願いいたします。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。

以上、議案第6号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号 横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

ピンクの議案つづりは41ページからとなります。黄色の議案関係資料つづりは20ページか

らとなりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

本案は、非常勤特別職の厳格化や、会計年度任用職員制度の導入に伴い、職員の任用形態が変更されること、また、多様かつ高度な行政ニーズに対応するため、高度な専門性を備えた民間人の活用等の観点から、専門的知識、経験を有する者を採用することを目的に、横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するものであります。この条例は、地方公務員の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、専門的な知識が必要な業務の遂行に当たり、その知識を有した者を職員として任期を定めて採用するための特例を規定したものであります。

今回の改正案では、既存の任期付職員のほかに、任期付短時間勤務職員と、特定任期付職員を新たに追加いたします。特定任期付職員は、高度の専門的な知識、経験または識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合に職員として任用いたします。現在、具体的な任用は予定しておりませんが、医師や弁護士、大学教授などを想定しております。任期付短時間勤務職員は、町税等の徴収事務指導員や、教育指導員を想定しております。改正内容につきましては、国及び県の制度に準じております。

それでは、ピンクの議案つづりは43ページ、議案関係資料つづりによりご説明を申し上げますので、20ページのほうをご用意いただきたいと思います。

第1条、第2条、第3条関係は、条例の趣旨及び一般職の任期を定めた採用に関する事項について、現行は法第3条第2項で定める専門的な知識経験を有する者の採用のみの規定でありましたが、法律で定める第3条第1項高度な専門的な知識経験またはすぐれた識見を有する者まで、国及び県の制度に準じた内容とするものであります。

資料の22ページをごらんいただきたいと思います。

第7条は、特定任期付職員の給与の特例、23ページの第8条につきましては、職員の給与に関する条例の適用除外等に関する規定を定めております。

まことに申しわけありませんが、21ページにお戻りをいただき、第4条は短時間勤務職員の任期を定めた採用に関する規定を、22ページの第5条は任期の特例に関する規定を定めております。

議案つづり47ページをお願いしたいと思います。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。

以上、議案第7号の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第8号 横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

の制定について補足説明をさせていただきます。

ピンクの議案つづりは49ページとなります。黄色の議案関係資料つづりは25ページとなりますので、あわせてごらんをいただきたいと思います。

本案は、地方自治法及び地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、職員の労務管理の徹底を図るため、職員の休暇を暦年による管理から年度による管理に変更すること及び一般職の任期付短時間勤務職員制度の導入に伴う所要の改正が必要となったため、横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案つづりは51ページからとなります。議案関係資料つづり25ページをごらんください。

改正の概要につきましては、再任用職員や会計年度任用職員等、職員の雇用形態が多様化することにあわせ、労務管理の徹底を図るため、職員の休暇について暦年による管理から年度による管理に変更するものであります。

また、一般職の任期付短時間勤務職員の制度導入に伴う規定の整備を行うものであります。従前はフルタイムのみの規定であり、短時間勤務、これは税務課の指導員、教育課の教育指導員等を想定しておりますが、非常勤特別職扱いで対応いたしておりました。一つの年、これは1月から12月まででございますが、ごとに付与していた年次休暇及び組合休暇を、1の年度、これは4月から3月までごとに付与することに改めるものであります。

なお、特別休暇についても、横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則において同様の改正を行う予定であります。あわせて時間外勤務についても、1の年度ごとに管理することに改めるものであります。また、暦年から年度による管理に変更することによる経過措置として、令和元年度から令和2年度に引き続き勤務する職員の令和2年度に付与する年次休暇等は、令和2年1月1日に付与した日数から令和2年1月から3月までの使用分の日数を差し引き、3カ月分に相当する日数を加えることとしております。任期付短時間勤務職員の1週間の勤務時間数、週休日及び勤務時間の割振り及び年次休暇の付与について規定するものであります。

議案関係資料つづり25ページの新旧対照表により、ご説明を申し上げます。

第2条第4項中、前3項を第1項に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項加える。「4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める」、第

3条第1項ただし書き及び第2項ただし書き中、「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改めるとしております。

資料26ページ、第4条第2項本文中、「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同項ただし書き中、「及び再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

以上が、一般職の任期付短時間勤務職員制度の導入に伴う規定の整理箇所となります。

26ページ、第10条第3項中「1年」を「一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ）」に改める。

27ページ、第14条第1項中「一の年」を「一の年度」に改め、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同項第3号中「当該年」を「当該年度」に、「前年」を「前年度」に改め、28ページ、同条第2項中「当該年」を「当該年度」に、「翌年」を「翌年度」に改めるものであります。

第19条第3項ただし書き中、「一の年」を「一の年度」に改めるものでございます。

それでは、議案つづり52ページをごらんください。

附則として、第1項で施行期日を令和2年4月1日から施行するとし、第2項から第5項までは経過措置を定めております。

第2項では、育児または介護を行う職員の勤務時間外の制限時間について、この条例施行の際における残時間数150時間から使用時間数を控除したものに37時間を加えた時間数とするものであります。

第3項では、年次休暇について、令和2年4月1日は、同年1月1日に付与された日数から、同年1月から3月までに使用した日数を差し引き、改正後の制度で付与する1年分のうち3カ月相当、これは5日となります。その日数を付与することとなります。

53ページ、第4項では、条例第14条の第1項第2号及び第3号に定める職員の休暇について、第5項では、組合休暇に関する経過措置を定めております。

以上、議案第8号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午後 0時04分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第9号について、健康こども課長。

〔健康こども課長 椎名 淳君登壇〕

○健康こども課長（椎名 淳君） 議案第9号について補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙、議案つづり55ページをお願いします。

議案第9号 横芝光町保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。町長からの提案理由説明にもございましたように、保健福祉センター利用における受益者負担額を明確にし、使用料の適正化を図るため改正するものであります。

次の57ページが改正文となりますが、新旧対照表でご説明いたしますので、黄色の表紙議案関係資料の29ページをごらんください。

改正箇所はアンダーライン部分であります。右側が改正案となります。

第9条第1項に、「規則で定めるところにより」を加え、第2項として、「前項ただし書の規定による減額又は免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請をしなければならない。ただし、町長が申請を要しないと認めるときは、この限りでない。」を加えるものです。

別表の改正は、単位の欄の半日、1日単位を1時間単位とし、金額を使用料とし、町内、町外の使用料をそれぞれ明記し、摘要欄の1から5を、「1利用時間に単位未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。2商行為のために利用する場合は、前記使用料の5倍の額とする。」とするものです。

なお、摘要欄3の免除規定は、第9条に加えたとおり施行規則を改正し、規定するものいたします。

この改正は、事業再構築検討委員会で調整されました使用料見直し基本方針に基づく1時間単位での金額表記等となります。

ピンク色の表紙の議案つづり57ページにお戻りいただきたいと思います。

最下段になります。

附則で、この条例は、令和2年4月1日から施行するものいたします。

以上、議案第9号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

〔健康こども課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第10号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 議案第10号 横芝光町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンク色の議案つづりの59ページから61ページと、黄色の議案関係資料の30ページになります。

それでは、ピンク色の議案つづりの61ページをごらんください。

このたびの改正の要旨は、町長から提案理由の説明がございましたように、3階にございます療養病棟の病床当たりの床面積等につきまして、現在の施設基準に適合させるため、当該病棟の病床数を減ずる必要が生じたため改正するものでございます。

病床当たりの床面積の施設基準は、平成3年の病院建設時には6平米以上でございましたが、その後施設基準が改正され、現在では6.4平米以上となっており、現在の施設基準の病床面積を満たしていない病床がございます。また、病棟の廊下幅につきましては、廊下の両側に居室がある場合、幅員の基準は1.6メートル以上から2.7メートル以上と改正されており、現在の施設基準の両側居室の廊下幅にするのは困難であることから、両側居室を解消することとし、病床面積や廊下幅などを現在の施設基準に適合させるべく、今年度、3階病棟等改修工事を実施しているところでございます。これによりまして療養病棟の病床数が5床減となるため、療養病床数を45床から40床に変更するものでございます。

施行期日につきましては、附則でございますが、病院開設許可の許可病床数の変更日でございます令和2年1月1日としております。

以上、議案第10号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第11号について、社会文化課長。

〔社会文化課長 川嶋 修君登壇〕

○社会文化課長（川嶋 修君） それでは、議案第11号の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンク色の議案つづりの63ページから70ページ、黄色の議案関係資

料は31ページから40ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

ピンク色の表紙の議案つづり63ページをごらんください。

本案は、横芝光町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由は、町長からの説明のとおりでございます。

議案つづり65ページをごらんください。あわせて黄色の議案関係つづり31ページから40ページをごらんいただきたいと思います。

横芝光町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、事業再構築検討委員会で検討され、使用料について見直しがされたことにより、社会体育施設利用におきます受益者負担の観点から負担額の設定根拠を明確にし、使用料の適正化を図るため、横芝光町体育施設使用料の条例の一部を改正するものであります。

改正案について説明させていただきます。

議案つづりは65ページを、議案関係資料は31ページをお願いいたします。

ここからは、黄色の議案関係資料で説明させていただきます。

31ページをごらんください。

右側が改正案、左側が現行となります。

本改正につきましては、別表1の上から2行目の光文化の森公園の地番を、11917番地から11931番地に改め、同表の上から3行目の光スポーツ公園の項中、芝生広場を削り、同じく5行目の栗山野球場を削るものです。

議案関係資料の32ページをお願いいたします。

別表第2は、主に使用料を改めるものです。

ふれあい坂田池公園、光文化の森公園の利用料を高校生以下から中学生以下とし、使用料を町内、町外の使用料を定めるものです。

33ページをお願いいたします。

33ページには、光文化の森公園、光スポーツ公園の改正案が記載されております。34ページには、光しおさい公園、東陽野球場、尾垂野球場の改正案が記載されております。35ページには、横芝B&G海洋センタープール、横芝B&G海洋センター体育館の改正案が記載されています。36ページも同様に、横芝B&G海洋センター体育館が記載されております。37ページは、光B&G海洋センタープールの改正案が記載されております。38ページも同様に、光B&G海洋センタープール、横芝光町体育館の改正案が記載されております。39ページは飛ばしていただき、40ページには、横芝長山台桜ヶ丘公園テニスコートまでの使用料の改正

案が記載されており、同様に改めるものでございます。

ピンク色の議案つづりに戻っていただき、70ページをごらんください。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で社会体育施設条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願いいたします。

〔社会文化課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第12号について、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） 議案第12号 山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議について補足説明をさせていただきます。

議案つづりについては71ページ、議案関係資料については41ページとなりますので、よろしくようお願いいたします。

本案は、組合における事務事業の見直しにより、老人福祉法に基づく老人デイサービスセンター事業を廃止し、設置、管理及び運営に関することについて、規約第3条に規定する共同処理から削除するため、山武郡市広域行政組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めべく提案をしたものでございます。

議案関係資料つづり41ページをお願いしたいと思います。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第22号までを1号ずつ繰り上げるとしております。

議案つづり71ページをお願いします。

附則といたしまして、この規約は令和2年4月1日から施行するとしております。

なお、廃止いたします老人デイサービスセンターは、平成7年4月から業務を開始し、平成12年4月からは、介護保険法に基づく通所介護事業所として通所サービスを提供し事業運営を行ってまいりましたが、近年、民間のサービス提供事業所が増加し利用者の減少が続き、事業内容の見直しを行ってまいりましたが、事業継続が厳しくなり、令和元年度末で事業の廃止をしようとするものであります。

なお、本事業のサービス利用者につきましては、他の事業者への移行が本年5月末をもって完了いたしております。

以上、議案第12号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認を賜り

ますようお願いを申し上げます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第13号について、財政課長。

〔財政課長 椎名富士男君登壇〕

○財政課長（椎名富士男君） 議案第13号 令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

別冊の一般会計補正予算書（第4号）をご用意いただきたいと思います。

1ページをごらんください。

令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億980万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億8,153万5,000円とし、第2条では繰越明許費の設定を、第3条では債務負担行為の追加を目的に債務負担行為補正を行おうとするものでございます。

2ページから4ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございます。内容は、事項別明細書によりご説明させていただきますので、ここでは記載事項のご確認をお願いいたします。

5ページの第2表は、記載の3事業につきまして翌年度に財源を繰り越す繰越明許費を設定するものでございます。

農林水産業費の北清水排水機場管理事業は、事業認定が10月になったことから、適正な工期が確保できなくなったこと。土木費、町道Ⅰ-10号線道路改良工事（宮川地先）は、台風15号により移転先住居の建設に遅延が生じたこと。町道Ⅰ-14号線道路改良事業（北清水・木戸地先）は、県道交差点協議に不測の日数を要したことなどが、繰り越しを必要とする事由でございます。

続いて第3表、債務負担行為補正は、今年度末に契約期間が満了となります広報よこしばひかり印刷製本費のほか、5事業の入札など、契約更新事務を今年度中に行う必要があること。また、今年の台風被災農業者に対する利子補給及び債務保証料補助事業を令和9年度まで行うべく、記載事業の債務負担行為を追加するものでございます。

6ページから8ページは、事項別明細書の総括でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、歳入歳出の内容についてご説明申し上げます。

先月25日の議会議員全員協議会での説明と一部重複いたしますので、その点ご了承いただきたいと思っております。

それでは、9ページをお願いいたします。

初めに歳入です。

15款国庫支出金の1項1目民生費国庫負担金と16款県支出金の1項2目民生費県負担金の障害児通所支援事業負担金は、いずれも就学前の障害児発達支援の無償化に伴う国・県負担金で、実績見込み9人分の調整です。負担割合は、国2分の1、県4分の1でございます。

15款2項2目民生費国庫補助金と16款2項2目民生費県補助金の子育てのための施設等利用給付交付金及び給付負担金は、幼児教育・保育無償化制度の開始に伴う国・県補助金で、認可外保育所の利用実績見込み4人分の調整です。補助割合は、国2分の1、県4分の1となります。

16款2項2目民生費補助金の社会福祉施設等災害復旧費補助金は、フタバ保育園の園舎屋根や外壁が台風15号の被害を受けたことにより、町を經由して県に補助金を申請するものです。なお、当該補助率は県100%となります。

2項3目衛生費県補助金は、中学生までの子ども医療費助成事業補助金で、実績見込みにより増額調整するものです。

2項4目農林水産業費県補助金で、農業災害対策利子補給事業補助金と千葉県農業災害対策資金債務保証料補助金は、台風15号の被災農業者の事業用運転資金と農業用施設の復旧資金の借り入れに対する利子補給と債務保証料補助です。利子補給率は、県0.45%、町0.225%、債務保証料補助は県0.12%、町0.06%となります。

千葉県農地集積・集約化対策事業補助金は、農業をやめる際に農地中間管理機構を介して農地を貸し出した農業者に支払われる経営転換協力金で、今年度の対象農家が11戸で確定したものです。協力金は10アール当たり1万5,000円で、補助割合は県100%となります。

農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金は、北清水排水機場、直径800ミリポンプの整備補修工事に係る県補助金で、補助率は50%です。

被災農業者支援事業補助金は、台風15号により被害を受けた農業施設の復旧支援補助金です。10月の初回申請取りまとめ状況から申請件数を250件、申請総額を1億5,000万円と見込みました。なお、補助金の負担割合が、国3割、県4割、町2割、個人1割であることから、計上額は申請総額から個人負担分を除いた額の国・県分としております。

18款1項1目一般寄附金は、今年度のふるさと納税の見込み額を4,000万円から5,000万円に増額し、また台風15号被害に対し寄せられました災害支援金を計上するものです。災害支援金は、10月31日現在、8法人、2団体、5個人から現金で401万9,000円。ふるさと納税サ

イトから220件余りで250万8,000円が寄せられて、合計で652万7,000円となっております。このうち、さきの補正予算の財源といたしました280万円を差し引いた額を今補正に計上しております。

19款2項1目財政調整基金繰入金と、10ページになります、20款1項1目前年度繰越金は、本補正予算の財源に充てるものでございます。

21款7項1目雑入のうち後期高齢者医療負担金精算は、平成30年度分医療給付費の精算金でございます。

後期高齢者医療制度長寿・健康増進事業補助金は、今年度の人間ドック受検者数の見込みによる調整です。

多面的機能支払交付金事業負担金返還金は、台、小堤、篠本新井、入の各保全会からの事業実績に応じた交付金の精算返還金です。

全国公営住宅家財共済機構火災共済給付金は、台風15号で破損した栗山団地に対する共済機構からの見舞金です。

続いて、11ページから歳出でございます。

歳出につきましては、説明欄の黒丸事業ごとにご説明をさせていただきます。

2款1項5目財政管理費、ふるさと納税推進事業602万9,000円は、ふるさと納税の納入見込みから返礼品を含む業務委託料等の経費を補正するものです。

7目財産管理費、本庁舎改修事業119万1,000円は、庁舎1階の既設分電盤の容量にあきがなく、予定されておりますパスポート申請業務等の新規業務に支障があるため、分電盤を増設するものです。

12目情報管理費、内部情報系電算管理事業198万円は、新年度から開始される会計年度任用職員制度により、人事給与システムと財務会計システムの改修が必要になったことから、改修業務を委託するものです。

2款4項4目町長選挙費、町長選挙費32万3,000円は、議案第3号で提案しております選挙公報発刊に係る経費です。3月15日執行予定の町長選挙から導入すべく、選挙公報の印刷代、新聞折り込み手数料等の費用です。

3款1項2目老人福祉費、介護保険特別会計繰出事業335万1,000円は、今年度の介護サービス給付費や介護予防サービス給付費などの介護給付費の動向から、町負担割合12.5%相当額の繰出金を増額するものです。

12ページをお願いいたします。

3目障害者福祉費、障害児通所支援事業60万2,000円は、消費税増税に伴う3歳から5歳児の障害児発達支援無償化9人分に係る負担金です。なお、本事業には国・県支出金45万円を充当しています。

5目後期高齢者医療費67万9,000円は、人間ドック受検者の実績見込みによるドック委託料の調整です。

3款2項1目児童福祉総務費、町内児童等医療費等助成事業93万6,000円は、高校生分の医療費見込みから助成額を調整するものです。

4目保育所費、子育てのための施設等利用給付事業91万8,000円は、幼児教育・保育無償化の制度改正に伴い、認可外保育所入所者4人に係る給付費です。なお、本事業には国・県支出金68万8,000円を充当しています。

社会福祉施設等災害復旧費補助事業162万5,000円は、台風15号によるフタバ保育園園舎の災害復旧補助金で、県補助金を全額充当いたします。

4款1項1目保健衛生総務費、子ども医療費助成事業161万5,000円は、中学生までの医療費の実績見込みによる調整です。なお、本事業には県支出金43万8,000円を充当しております。

13ページ、不妊治療費助成事業30万円は、県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づく今年度の実績見込みが9名になったことから、3名分を増額するものです。

13ページになります。

5目健康づくりセンター費、健康づくりセンター維持管理事業34万2,000円は、台風15号により破損したプラムのテレビアンテナの修繕料です。

3項1目病院費、東陽病院事業会計繰出事業1億5,000万円は、病院の施設改修工事により病床利用率が低下し入院収益が減ったため、繰出金により病院の経営安定を図るものです。

5款1項3目農業振興費、農業災害対策利子補給事業42万4,000円は、台風15号被災農業者の運転資金と施設復旧資金の借り入れに対する利子補給です。災害基準金利0.675%のうち、補給率は県0.45%、町0.225%です。なお、この事業は本補正で令和9年度まで債務負担行為を設定いたします。

農地中間管理機構事業171万円は、中間管理機構を介して農地を貸し出した離農者に対し、10アール当たり1万5,000円の農地集積・集約化補助金を交付するもので、今年度の対象面積が1,140アールとなったものです。なお、この事業費は全額県支出金を充当いたします。

人・農地プラン推進事業138万6,000円は、後継者の有無や年齢など農業者個々のデータを

地図に取り込み、人・農地プランを具現化すべく農地振興地域管理システムを改修するものです。

災害関連農村アメニティ整備事業維持管理事業39万4,000円は、台風15号で破損した坂田城跡案内看板と梅まつり看板の修繕料です。

被災農業者支援事業9億4,564万7,000円は、台風被災農業者の施設や農業機械等の復旧支援事業で、申請事務に係る時間外勤務手当延べ289時間と見込み申請件数250件分の支援補助金です。なお、補助金負担割合は、国3割、県4割、町2割になります。

14ページをお願いいたします。

農業災害対策資金債務保証料補助事業11万3,000円は、台風15号被災農業者の運転資金と施設復旧資金の借り入れに対する債務保証料の補助です。この事業は、利子補給事業同様に本補正で令和9年度までの債務負担行為を設定いたします。

4目畜産振興費、東陽食肉センター特別会計繰出事業26万円は、職員の児童手当支給分を、その性質上、一般会計から食肉センター特別会計へ繰り出すものでございます。

5目農地費、地域排水管理事業55万円は、原方地先の排水機能が低下した排水路補修工事を、大根土地改良区と町、折半で行うもので、町は土地改良区に負担金として工事費を支払うものです。

屋形排水機場管理事業215万5,000円は、機場のポンプ用真空破壊弁の交換修理と真空ポンプ1台の交換工事です。

北清水排水機場管理事業5,194万2,000円は、機場の直径800ミリ排水ポンプの補修に係る設計監理委託料及び工事費です。なお、当該事業の工期はおおむね10カ月を要することから、本補正において繰越明許費を設定しております。

多面的機能支払交付金事業21万3,000円は、台、小堤、篠本新井、入の各保全会の活動実績により、町に返金された交付金のうち国・県負担割合分を県へ返還するものです。

15ページになります。

災害関連町単土地改良補助事業16万6,000円は、台風15号で破損した揚水ポンプの修繕料のうち3割相当額を谷中維持管理組合に補助するものです。

8款1項2目非常備消防費、災害関連消防施設整備事業84万3,000円は、台風15号及び19号で破損した第8分団第3部、尾垂になりますが、こちらの消防機庫の修繕料です。

9款1項2目事務局費、学校統合準備事業の需用費は、東陽小学校の校名変更に伴う陸上及び体操競技会児童用ユニホームの作成費用です。委託料は、光小学校の校章作成業務と主

に閉校する小学校の使用不能な教材や備品の廃棄業務及び統合先小学校への書類や教材備品等の移設運搬業務の委託料でございます。工事請負費は、光小学校の銘板撤去及び設置工事と新校歌レリーフの設置工事で、備品購入費は校印規程に基づく光小学校の校印整備と学校統合に係る学校沿革資料保存用具の購入費です。

2項1目小学校学校管理費、小学校施設維持管理事業370万4,000円は、横芝小学校職員駐車場及び南条小学校銀杏伐採に係る施設整備工事と日吉小学校男子トイレの施設改修工事です。

2目教育振興費、16ページにかけての各小学校の教育振興事業は、新年度からの教科書改訂に伴う教員用教科書及び指導書の購入代金で、5校合計657万8,000円です。

3項1目中学校学校管理費、中学校施設維持管理事業54万3,000円は、光中学校空調室外機と空調機ドレン配管の修繕料です。

4項3目共同利用施設費は、国の基準により町民会館、上堺会館、大総会館の照明用安定器PCB含有調査を行うもので、3施設合計69万6,000円です。

10款2項1目道路橋りょう災害復旧費、道路橋りょう災害復旧費265万6,000円は、遠山、新島、屋形、小田部地先の町道5路線の道路復旧工事費で、住宅災害復旧費22万6,000円は、町営住宅栗山団地の屋根や雨どい等の修繕料です。

3項2目公立学校災害復旧費、公立学校災害復旧費216万2,000円は、白浜小学校体育倉庫シャッター修繕料と日吉小学校、白浜小学校、横芝中学校で発生したフェンスや野球場防球ネット等の復旧工事費です。

4項1目民生施設災害復旧費、児童福祉施設災害復旧費65万8,000円は、大総保育所及び上堺保育所で発生した倉庫や車庫の屋根修繕料です。

次の18ページから19ページは、時間外勤務手当の増額に係る給与費明細書、20ページは、本補正予算において追加いたしました債務負担行為に係る当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

以上、令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔財政課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時といたします。

（午後 1時44分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時59分）

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第14号について、住民課長。

〔住民課長 大木敏江君登壇〕

○住民課長（大木敏江君） 議案第14号 令和元年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明申し上げます。

別冊の議案第14号補正予算書をお願いいたします。

今回の補正予算（第2号）は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,523万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,414万1,000円とし、第2条では、債務負担行為の追加を目的に債務負担行為補正を行おうとするものでございます。

2ページ、3ページは、第1表歳入歳出予算補正でございます。

内容については事項別明細書によりご説明申し上げますので、ここでは記載事項の確認をお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正は、国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託を追加するもので、期間を令和2年度、限度額を132万7,000円とするものでございます。

5ページから事項別明細書となります。

7ページをお願いいたします。歳入となります。

6款1項1目保険給付費等交付金、普通交付金ですが、これは療養諸費及び高額療養費の本年9月までの医療費動向を勘案し、今後増額が見込まれることから、同額の2,523万9,000円を増額補正するものであります。

続きまして、8ページ、歳出となります。

2款1項療養諸費ですが、これは本年度の医療費動向を踏まえ、今後不足が見込まれる一般被保険者療養給付費1,797万3,000円を増額補正するものであります。

次に、2項高額療養費ですが、これは医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されますが、こちらも本年度の医療費の動向を勘

案し不足が見込まれる一般被保険者高額療養費を726万6,000円増額補正するものであります。

以上、今回の補正額は歳入歳出ともに2,523万9,000円の増額補正でございます。

続きまして、9ページをお願いします。

第2表で追加しました債務負担行為、国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託に係ります当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

以上、議案第14号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 大木敏江君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第15号について、福祉課長。

〔福祉課長 及川雅一君登壇〕

○福祉課長（及川雅一君） それでは、議案第15号 令和元年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明を申し上げます。

別冊の議案第15号をごらんください。

補正予算書の1ページをごらんください。

このたびの補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,681万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億5,628万4,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、高齢者人口及び介護保険認定者数の増加に伴い、各種介護サービス利用者数が増加し保険給付が伸びたことによる経費の増額と、これに伴う国・県社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの定率による義務負担金等による増額補正を行おうとするものであります。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをごらんください。

歳入からご説明申し上げます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金472万7,000円と、2項国庫補助金、9目保険者機能強化推進交付金355万8,000円と、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費負担金724万円と、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金398万8,000円と、8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金335万1,000円を増額補正するものであり、国支払基金、県、町と介護サービス等諸費が増加になったことに伴うそれぞれの負担分を増額補正するものであります。

9款繰越金、1項1目繰越金302万3,000円は、今回の介護サービス等諸費の増額に対する不足額を補正財源として前年度繰越金から充てるものであります。

11款諸収入、3項雑入、4目第三者納付金92万6,000円は、交通事故等第三者の行為による救済実績に伴い増額補正するものであります。

以上、歳入合計は2,681万3,000円であります。

続いて、7ページ、歳出についてご説明いたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費につきましては、第三者納付金の納入による財源振替であります。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、19節負担金補助及び交付金355万9,000円につきましては、介護予防サービス利用者が増加したことによるものであります。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、19節負担金補助及び交付金1,048万円につきましては、要介護認定者の増加に伴いサービス利用者がふえてきたこと、またサービスの多様化により1人当たりのサービス料もふえてきており、所得に応じた負担限度額を超えて負担した利用料については超過した部分の利用料を還付することとされているため、高額介護サービス費の増額補正が必要となりました。

4項高額介護サービス等費、2目高額介護予防サービス費、19節負担金補助及び交付金4,000円につきましては、認定者の増加に伴いサービス利用者がふえてきたことによるものです。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費、19節負担金補助及び交付金5万円につきましては、要介護認定者の増加に伴いサービス利用者がふえてきたことによるものです。

続いて8ページをごらんください。

7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、19節負担金補助及び交付金1,272万円につきましては、要介護認定者の増加に伴いサービス利用者がふえてきたこと、世帯分離などにより負担限度額認定対象者が増加してきているため、増額補正が必要となりました。

以上、2款保険給付費の補正合計額は2,681万3,000円となります。

次に、5款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費と3項包括的支援事業・任意事業費につきましては、保険者機能評価推進交付金の受け入れによる財源振替となります。

以上、歳出補正総額は2,681万3,000円であり、補正後の歳入歳出予算額は24億5,628万4,000円となります。

以上をもちまして、令和元年度横芝光町介護保険特別会計予算の説明といたします。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第16号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 向後和彦君登壇〕

○食肉センター所長（向後和彦君） 議案第16号 令和元年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書議案第16号の1ページをごらんください。

初めに、元号を改める政令の施行に伴い、平成31年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算の名称を令和元年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計と読みかえ、また、元号による年表示につきましても令和に読みかえるものとしますので、ご理解をお願いいたします。

このたびの補正予算は、第1条に定めたとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,473万3,000円とするものであり、人件費に係る補正のみでございます。

詳細につきましては事項別明細書で説明させていただきます。

6ページをごらんください。

初めに、歳入でございます。

4款1項1目繰越金は、歳出補正予算の財源調整のための補正として、前年度繰越金に47万3,000円を増額し1,854万5,000円とするものです。

6款1項1目一般会計繰入金は、児童手当に係る繰入金で、26万円を増額し28万円とするものです。

次に、歳出でございます。

7ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費は、73万3,000円を増額補正であります。これは、4月の人事異動に伴い、2節給料、3節職員手当、4節共済費を調整したものであります。

8ページ、9ページにつきましては、給与明細書となりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で議案第16号の詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りま

すようよろしくお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第17号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 議案第17号 令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案第17号の補正予算書をお願いいたします。

1ページでございますが、第1条は総則でございます。

第2条は業務の予定量の補正で、（1）の病床数につきましては、補正前の療養病床の病床数45床、3階療養病棟の病床当たりの床面積等について、現在の施設基準へ適合させることにより5床減となることから40床とするもので、病床総数を100床から95床とするものでございます。

第3条は収益的収入及び支出の補正で、収入の1款3項医業外収益、補正前の額4億4,109万9,000円に1億5,000万円を補正し、合計額を5億9,109万4,000円とするものでございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。

3ページの下の方、補正予算説明書をごらんください。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款3項3目1節負担金交付金の1億5,000万円の補正は、一般会計繰入金の追加で、本年度の一般会計からの繰入金の額は4億5,000万円と、前年度と比較して8,000万円の減となっておりますが、5月から実施しております3階病棟等改修工事に伴う入院制限が長期化した影響などにより、本年度の医業収益の見込みが9億2,826万円となり、前年度と比較して5,754万円の減となる見込みとなりました。これにより、令和2年1月には運営資金の不足が生じる見込みとなったため、必要となる運営経費分として計上させていただいたものでございます。なお、本補正により一般会計からの繰入金の額は6億円となり、前年度と比較して7,000万円の増となるものでございます。

以上、議案第17号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第18号ないし議案第21号について、住民課長。

〔住民課長 大木敏江君登壇〕

○住民課長（大木敏江君） 議案第18号から議案第21号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして詳細説明を申し上げます。

ピンク色の表紙、議案つづりの73ページから79ページをごらんいただきたいと思います。

議案第18号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵害されることのないように見守るとともに、地域の中で人権思想を広め、人権を擁護するために1期3年の任期としてご活躍いただく民間のボランティア委員で、町長の推薦により法務大臣が委嘱するものでございます。

現在、当町におきましては7名の委員にご活躍いただいておりますが、このうち4名の委員につきまして令和2年3月31日に任期満了を迎えることから、次期委員を推薦するものであります。

人権擁護委員法第6条第3項では、市町村長は法務大臣に対し、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと規定されておりますことから、今定例会に提案し意見を求めるものでございます。

それでは、4名の委員候補者を順にご説明申し上げます。

まず、1人目の、横芝光町木戸在住、椎名菊代氏、72歳であります。3期9年にわたり人権擁護委員を務められ、現在は匝瑳人権擁護委員協議会第4部会の副会長として、管内の人権擁護活動にも積極的に取り組んでおられますことから、引き続き人権擁護委員をお願いしようとするものでございます。

次に、75ページをごらんください。

横芝光町横芝在住、上野敬蔵氏、68歳であります。3期9年にわたり人権擁護委員を務められ、過去には匝瑳人権擁護委員協議会の第4部会の会長や、千葉県人権擁護委員連合会の委員としてもご活躍いただき、現在も当町における人権擁護の円滑な委員活動の取りまとめ役としてご尽力をいただいておりますことから、引き続き人権擁護委員をお願いしようとするものでございます。

次に、77ページをごらんください。

横芝光町宝米在住、土屋喜久雄氏、67歳であります。2期6年にわたり人権擁護委員を務められ、現在は千葉県人権擁護委員連合会の広報委員としてもご活躍中であり、町の活動以外に、県の人権擁護事業の推進においても手腕を発揮されておりますことから、引き続き

人権擁護委員をお願いしようとするものでございます。

次に、79ページをごらんください。

横芝光町北清水在住、椎名俊明氏、64歳であります。1期3年にわたり人権擁護委員を務められ、現在は匠瑳人権擁護委員協議会の子ども人権委員としてもご活躍中であり、町の活動以外にも人権思想の普及や啓蒙活動にご尽力をいただいておりますことから、引き続き人権擁護委員をお願いしようとするものでございます。

以上、4名の方々、いずれも人権擁護についてのご経験、ご理解が深く、人権擁護委員として適任の方々でございます。よろしくご審議を賜りまして、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

〔住民課長 大木敏江君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、報告第1号について、社会文化課長。

〔社会文化課長 川嶋 修君登壇〕

○社会文化課長（川嶋 修君） それでは、報告第1号の補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり81ページをごらんください。

本件は、文化会館駐車場での樹木の枝折れによります車両の損傷による専決処分の報告についてであります。報告理由は、町長からの説明のとおりでございます。

議案つづり85ページをごらんください。

事故の概要といたしましては、令和元年8月18日午前10時ごろ、横芝光町横芝地先文化会館駐車場内において、横芝B&G海洋センタープールを利用しに来ました匠瑳市在住の方が車両を駐車場にとめた際に、隣に植えてありました木の枝が突然折れ、車両と接触した事故でございました。車両のドアなどを破損したため、修理費及び代車費用の計55万3,133円を支払うことにより相手方と示談することについて、地方自治法第180条の規定により専決処分をしたので、同条第2号の規定により議会に報告するものであります。

幸い、人などに被害がなく済みましたが、施設の管理によりご迷惑をおかけしたことを深く反省し、このような事故を起こさないよう、施設の管理には細心の注意を払い運営に努めてまいります。

〔社会文化課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、報告第2号及び報告第3号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 報告第2号及び報告第3号の説明をさせていただきます。

初めに、報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）のご説明をいたします。

ピンク色の冊子、議案つづりの87ページをごらんください。

本件につきましては、町長からの提案理由説明で申し上げましたとおり、令和元年6月11日、町道I-19号線で発生いたしました道路瑕疵にかかわる車両の損傷につきまして、町と被害者の間で和解が成立し、損害賠償額が決定しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により令和元年9月20日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次の89ページは、専決処分のかがみ文になっております。

専決処分の内容についてご説明いたしますので、次の91ページをごらんください。

和解及び損害賠償額の決定について。

町道I-19号線の道路瑕疵に係る車両の損傷について、次のとおり和解し損害賠償額を決定する。

1の和解及び損害賠償の相手方につきましては、報告書記載のとおりでございます。

2の和解の要旨につきましては、令和元年6月11日、山武郡横芝光町小川台86番地2地先の町道I-19号線にて、道路敷から生えていた孟宗竹が強風にあおられて倒れてきたところに、本町道を南下してきた和解の相手方が運転する車両が接触しフロントガラスを破損させた事故について、町はその損害を賠償するものでございます。

3の損害賠償額につきましては、9万4,424円に決定したものでございます。

続きまして、93ページをごらんください。

報告第3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）のご説明をいたします。

本件につきましては、町長からの提案理由説明で申し上げましたとおり、令和元年9月2日、横芝光町横芝地先で発生したブロック塀に公用車が接触した物損事故につきまして、町と相手方の間で和解が成立し損害賠償額が決定しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により令和元年10月31日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次の95ページは専決処分書のかがみ文でございます。

それでは、専決処分の内容についてご説明いたしますので、次の97ページをごらんください。

和解及び損害賠償額の決定について。

横芝光町横芝527番地6地先で発生した、横芝光町職員の運転する公用車がブロック塀に接触した物損事故について、次のとおり和解し損害賠償額を決定するものでございます。

1の和解及び損害賠償の相手方につきましては、報告書記載のとおりでございます。

2の和解の要旨につきましては、令和元年9月2日、公務のため公用車で運転中の横芝光町職員が、横芝光町横芝527番地6地先路上で左折したところブロック塀に接触した物損事故について、町はその損害を賠償するものでございます。

3の損害賠償額につきましては、5,500円に決定したものでございます。

以上、報告第2号及び報告第3号の説明とさせていただきます。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

◎休会の件

○議長（鈴木克征君） 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。

12月4日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、12月4日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の日程はこれをもって終了します。

12月5日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時33分）

1 2 月 定 例 会

(第 2 号)

令和元年12月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

令和元年12月5日(木曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	小倉弘業君	2番	森川貴恵君
3番	印東彦治君	4番	秋鹿幹夫君
5番	宮蘭博香君	6番	山崎義貞君
7番	越川一雄君	8番	庄内賢一君
9番	鈴木和彦君	10番	鈴木輝男君
11番	川島仁君	12番	川島富士子君
13番	鈴木克征君	14番	鈴木唯夫君
15番	八角健一君	16番	川島勝美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	林雅弘君	企画空港課長	平山貴之君
財政課長	椎名富士男君	環境防災課長	萩原浩己君
税務課長	鈴木正広君	住民課長	大木敏江君
産業課長	熱田雅之君	都市建設課長	川島敏彦君

福祉課長	及川雅一君	健康こども長	椎名淳君
食肉センター長	向後和彦君	東陽病院長	渡邊奨君
会計管理者	秋葉義臣君	教育長	押尾良晴君
教育課長	椎名雄一君	社会文化課長	川嶋修君

職務のため出席した者の職氏名

局	長	市原通雄	書	記	齋藤美紀
---	---	------	---	---	------

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎一般質問

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 小 倉 弘 業 君

○議長（鈴木克征君） 通告順に発言を許します。

小倉弘業議員。

〔1番議員 小倉弘業君登壇〕

○1番（小倉弘業君） 皆様、おはようございます。議長よりお許しをいただきましたので、小倉弘業が通告に従い一般質問をさせていただきます。

ことは平成から令和元年を迎え、早くも1カ月を切りました。

台風による多くの災害に見舞われ、9月には千葉県を直撃した15号、10月の19号、また、21号に伴う大雨で、当町も甚大な被害を受けました。改めまして被災された皆様へ心からお見舞いを申し上げます。

一日でも早い復興を願うところではありますが、職人不足、資材不足など、完全な復興までにはまだまだ時間がかかる状態です。

町の基幹産業である農業への被害も深刻な状態です。

補償の割合も形づくられ、やっと少し先が見えてきた状態ですが、ハウスの被害により来年の米の生産準備にも影響が出てくるのではと心配されます。

災害時に町職員の皆様が昼夜を問わず献身的に対応していただいたことは、町民の皆様もとても心強く感じたのではと思います。これからは、地球温暖化による海水温度の上昇などで強い台風の発生が懸念されるところです。今までのような災害の少ない千葉県というのは過去のことで、いつ襲ってくるかわからない自然災害に本格的に備えるときが来たのだと思います。今までの基準を見直し、新たにどのような災害にも対応できる地域防災計画の見直

しも必要ではないかと思えます。

それでは、大綱2点、質問させていただきます。

初めに、15号襲来時の災害対策本部と避難所の開設について質問させていただきます。

9月9日未明から朝方にかけて関東を直撃した台風15号の情報は、前日から頻繁にテレビのニュースなどでも報じられ、関東地方に上陸する台風の勢力では観測史上最強クラスの勢力との情報で、テレビ各局から災害に対する注意が呼びかけられ、災害の大きさを心配しました。

実際、台風の被害は、予想をはるかに超えるもので、町の初動対応では、災害対策会議を数度開き、災害の対応をしていたとされていますが、停電による情報収集が困難な中、早急に災害対策本部を設置すれば、自衛隊、消防、警察、東京電力などの協力を得られるため、情報の共有など、一段階上の協力体制のもと、災害対応ができたのではと思います。

1点目として、町の災害対策本部の設置がなぜおくれたのかお聞きします。

また、2点目といたしまして、避難所の開設が台風通過後とおくれたのがなぜかお聞きします。

次に、避難場所の設定について質問します。

台風15号通過後に災害による避難所が開設されました。停電による断水が始まり、避難を余儀なくされる住民も多く、避難所の開設を待つ住民も多かったと聞きます。

9日の朝に町民会館に避難所が開設され、11日には文化会館にも開設されました。避難する方々の中には、移動手段がない方もいますが、町ではそのような方々へ避難援助していただけるとのことですが、近くの避難場所の開設を願う声をよく聞きます。

津波や土砂災害を想定した場合は、限られた避難所となりますが、それ以外であれば、近くの避難所が望ましいと思います。

3点目として、今回の15号、19号台風による避難所の開設はどのように場所の設定をしたのかお聞きします。

次に、災害時の高齢者や避難困難者の優先的避難について質問します。

今回の15号、19号台風でも、避難を余儀なくされる方は少なくありませんでした。そのような中、高齢者や避難困難者など、災害時要援護者の方々を平時から把握しておくことは、災害時、迅速な情報伝達や避難誘導につながると思います。

災害時、要援護者の避難支援ガイドラインにも出ているように、災害時、要援護者一人一人の状態に合わせた避難支援プランは、いざ災害のときには迅速な避難誘導の助けになると

思います。

1点目として、当町の災害時要援護者の把握はどのようにして行っているのかお聞きします。

次に、避難タクシーについて質問します。

台風19号は、河川の氾濫などで、日本各地に水害による被害を与えました。茨城県でも死者が出る中、水戸市では那珂川が氾濫し、甚大な被害が出ましたが、死者は出ませんでした。

要因として挙げられているのが、災害時、高齢者や避難困難者を避難所など安全な場所にタクシーで送り届けてもらう協定をタクシー協会と結んでいたことです。

水戸市防災危機管理課にお尋ねしたところ、市では災害時、要援護者の人数を事前に把握していて、避難時には本人の意思を確認した上でできる限りは市で、また、車椅子の方など、一部の避難者を協定してあるタクシーで避難していただいたと聞きました。

いざ大規模な災害時には、町職員の対応では手に負えないことも想定していかなければならないと思います。

2点目として、このようなよい事例である、避難タクシー導入のお考えをお聞きします。

以上、大綱2点、檀上からの質問とさせていただきます。

〔1番議員 小倉弘業君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、早速、小倉弘業議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、災害対応についてのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては福祉課長等に答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

初めに、台風15号襲来時の災害対策本部、避難所の開設についての、災害対策本部設置のおくれについてでございますが、台風15号が当町に接近したのは9月9日の深夜から早朝にかけてであり、災害対策本部は12日午後5時の本部会議をもって設置いたしました。

なお、災害対策本部設置までの町の対応は、横芝光町地域防災計画に従い、8日から環境防災課、産業課、都市建設課、福祉課に指示し、第2配備の警戒体制をとり、台風通過から災害対策本部設置までの間は、特別職及び各課長職等を招集し、災害対策会議を開催し、被

害状況の確認及びその対応に当たりました。

災害対策本部が12日の設置となった理由といたしましては、東京電力の停電復旧計画が当初11日中には、横芝光町全域を早期復旧するとの発表を聞き、その後12日には、その発表が変更となり、停電の復旧が長期化するとの判断をしての本部設置となったものでございます。

次に、避難所開設のおくれについてであります。9日の早朝の台風通過の影響により、同日午前5時16分土砂災害警戒情報が発令され、5時30分に職員配備体制強化のため、関係課長に命じ、各課職員を登庁させました。

また、暴風雨と停電状況を考慮し、午前7時30分に町民会館を避難所として開設いたしました。

次に、避難場所の設定についてであります。地域防災計画の避難計画に定める避難所につきましては、町民会館、文化会館、町体育館、横芝敬愛高校及び各小中学校の13カ所を指定しており、災害の状況により避難所として開設をいたしておるところでございます。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

〔福祉課長 及川雅一君登壇〕

○福祉課長（及川雅一君） おはようございます。

小倉弘業議員からご質問のありました、大綱2点目、災害時の避難困難者についての、災害時の高齢者や避難困難者の優先的避難についての当町の避難困難者の把握はと、災害時、避難タクシーの導入についてお答えいたします。

初めに、当町の避難困難者の把握についてですが、避難行動要支援者対策として、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられたことにより、平成28年度に当該名簿の整備を行い、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を把握するなど、常に最新の情報に更新するとともに、適切な管理に努め運用しております。

この避難行動要支援者名簿につきましては、避難困難者とされる高齢者や障害者の方を対象に、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、円滑かつ迅速に避難の確保を図るべく、65歳に到達した高齢者や、障害者手帳を取得した方々へ登録の案内を行い、同意が得られた方の個別情報を備えております。

また、避難支援等の実施に必要な最低限の範囲で、消防機関、県警察、民生委員児童

委員など、支援実施に携わる関係者の協力を得て、個別訪問による状況把握等を実施することとしております。

次に、災害時、避難タクシーの導入についてですが、高齢者や避難困難者の避難対策として、先ほどの答弁でご説明させていただきました避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援関係機関等の支援により、優先的な避難を行うこととしております。

避難方法は原則として徒歩になりますが、避難困難者の避難支援につきましては、地域の実情に応じ、自動車の利用が必要になると思います。

また、台風、豪雨、地震等、災害の発生状況により、被害の大きさも異なることや、災害発生時間帯によっても避難の方法に違いが出ると想定されますので、広域的な災害が発生した場合、自治会組織などを含む避難支援関係機関だけでは十分な対応ができないことも想定されますので、被害の防止及び災害の軽減を図るため、避難に時間を要する高齢者や障害者などの要配慮者が自主避難する上で、バスやタクシーなど公共交通を利用することは、速やかに安全な場所へ避難させる有効的な移動手段として考えられますので、取り組み等を行っている自治体の事例を参考に調査・研究してまいります。

〔福祉課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） それでは、通告に従い、順番に再質問をさせていただきます。

初めに、災害対策本部の設置のおくれについて再質問をさせていただきます。

台風通過後に開いた災害対策会議では、災害規模の大きさから災害対策本部設置への意見は出なかったのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 小倉議員の再質問の、意見が出なかったということにお答えいたします。

台風15号につきましては、先ほど町長が壇上答弁でもお答えしましたとおり、9月8日16時30分の暴風雨警報を受け、第2配備の警戒体制、9月9日からは特別職及び課長職を招集しての災害対策会議、この対策会議での情報収集及び災害対応をしておりました。

また、その時点で自衛隊への災害対応要請及び町消防団へは須合団長に連絡しての消防団への協力依頼、その他、横芝光消防署における災害対応をお願い申し上げました。

この体制につきましては、災害対策本部設置と同様の対応をとったものと認識しております。

以上、お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 私が聞いたのは、ちょっと災害対策本部の設置の時点からの要望があったというのは消防のほうから聞いているんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 消防団につきましては、先ほども申し上げましたとおり、須合団長へ連絡しての消防団、各部への応援要請ということでお願いしてございました。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 今聞きましたのは、災害対策会議では、災害対策本部への設置したほうがいいという意見は出なかったのかということを知りたいんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 対策本部への設置という意見はその時点ではございませんでした。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 当初は町内の76%が停電や断水、倒木による交通障害などの被害を見れば、初動対応として一番最初にすべきことは、災害対策本部の設置ではなかったかと思えます。

町の地域防災計画の見直しも含め、今後は素早い災害への対応をしていただきたいと思います。

次に、2点目の避難所開設のおくれについて。

暴風雨と停電状況を考慮しての避難所の設置と回答していただきましたが、台風上陸の数日前から15号台風は桁外れの大きさと報道されており、被害の心配は町民の皆様もされていと思います。これからは巨大化する台風を想定し、事前の備えをお願いいたします。

次に、避難場所の設定について再質問をさせていただきます。

災害に応じた安全な場所に避難所を開設するのはわかりませんが、災害の心配がなくなり、各警報や災害警戒情報など解除されるまででも、各地区の避難指定場所に開設することはできないのかお聞きします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） ただいまの小倉議員の再質問でございますが、まず避難所の設定について、まず地域防災計画で規定しております避難所と申しますのは、避難勧告等、避難情報が発令された場合ということになっております。

今回の台風15号の場合にありましては、町のほうでも9月9日の銚子気象台の情報等を得ておりました。その際に、この台風15号につきましては、進路が東海地方からの上陸、その際、この台風についてはコンパクトであり、足早に通り過ぎていくという予報も発表されておりました。

これに伴い、台風等の場合は自主避難所ということで、町のほうにつきましては、避難所の前段階と申しますか、台風等の場合には通過が予想されることから、その時点での自主避難所という設定をしておるわけなんですけど、台風15号の場合につきましては、台風通過前での避難所の設定というのができなかったというのが現状でございます。

以上で、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 近くの避難所の開設というのは、高齢者や避難困難者の迅速な避難にもつながりますので、ぜひそちらのほうも検討していただきたいと思います。

次に、大綱2の1点目、避難困難者の把握について再質問をさせていただきます。

障害者や高齢者など、避難困難者を町として把握しているというのはわかりました。当町の災害時、要援護者に対する具体的な支援計画、避難支援プランをお聞きします。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） 今の時点では、個別支援プランにつきましては、策定はできていないのが現実でございます。

ただし、支援計画につきましては、横芝光町の避難行動要支援者避難支援全体計画の中で策定することを表記しておりますので、それに基づいて避難計画を策定することを考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 町としての高齢者や避難困難者の把握はできているということですので、その情報を生かした避難支援プランの策定などを進めていただき、発生時の避難誘導など、各団体と情報を共有して迅速に避難できるよう連携を深めていただきたいと思います。

次に、2点目の避難タクシー導入について、町として前向きな回答をいただきましたので、

ぜひ活用していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木克征君） 以上で小倉弘業議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前10時40分とします。

(午前10時25分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時39分)

◇ 宮 菌 博 香 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

宮菌博香議員。

[5番議員 宮菌博香君登壇]

○5番（宮菌博香君） 議長のお許しをいただきましたので、宮菌博香が通告に従い一般質問をさせていただきます。

年のたつのは早いもので、師走を迎え、令和元年も残すところ1カ月を切りました。

ことしを振り返りますと、温暖化等の影響により台風は大型化し、9月には台風15号が、10月には台風19号や房総豪雨が発生しました。

そして、台風15号は千葉県に上陸し、県南部地域はもとより、当町も非常に大きな被害を受けました。10月に発生した台風19号は、関東甲信静や、東北地方に大雨をもたらし、多くの河川が氾濫するなど、甚大な被害が発生しました。

ことしの状況を踏まえると、千葉県知事も申していましたように、千葉県は災害の少ない県だとは言えなくなりました。

また、災害時には職員の皆さんにおいては、昼夜を問わず頑張ってくださいましたことに対し、町民の一人として感謝申し上げます。

町当局としては、このたびのことを踏まえ、日ごろからの備えと準備が非常に大切だということ改めて学ぶことができたものと思われまますので、今後はこの教訓を大いに生かしていただくことに期待するものであります。

今までは暗い出来事を述べさせていただきましたが、スポーツの世界では、すばらしい出

来事がたくさんありました。

まず、アジアでは初開催となりましたラグビーワールドカップが日本で開催され、国民に感動と勇気を与え、日本チームが目標としていた準々決勝に進出することができました。そして、流行語になるONE TEAMという言葉が生まれました。11月には、日本で開催された野球の世界大会、第2回プレミア12では、侍ジャパンが見事に優勝しました。そのほかにも、女子ゴルフ、卓球、バレーボール、バスケットボール等、多くの選手の活躍が目立ちました。

無限大の可能性を秘めている当町の子供たちがこのような舞台に立てることを期待しているものであります。

さて、当町におかれましては、新年度予算の編成、成田国際空港の更なる機能強化に伴う空港周辺の地域づくりへの対応、町長が公約し、達成することができない多くの問題、公共施設の個別対策の具現化等、速やかに行わなければならない業務が盛りだくさんあり、大変な時期を迎えていることと思われまます。

職員の皆様におかれましては、今が踏ん張りどきであります。健康には十分注意していただき、ONE TEAMになり、頑張ってください。それが住民との信頼関係につながるものであると思います。職員一人一人が失敗を恐れることなく、町発展のため、前向きに頑張ってください。ことに期待しているものであります。

佐藤町長におかれましても、忘年会の時期を迎え大変だと思いますが、残された任期も4カ月を切りましたので、職員に仕事の丸投げをすることなく、最後の仕上げをする姿を見せていただくことをお願いするものであります。

それでは、災害対策について、11点について質問させていただきます。

1点目として、台風15号及び台風19号の検証結果はどうだったのかについてお伺いします。

このような災害は2011年の3月11日に発生した東日本大震災以来で、今回は想定外の大風と大雨に見舞われましたが、そのときの教訓を生かしながら対応したことと思います。そこで、検証結果はどうだったのか、要点等を簡潔にお伺いするものであります。

2点目として、停電及び断水が発生した場合、どのような対策を講じていくのかについてお伺いします。

停電や断水が今回のように長く続いたことは、私の60年の中にも記憶がありません。今後、このような状況になった場合、どのような対応をしていくのかお伺いいたします。

3点目として、ハザードマップの見直しは行うのかについてお伺いします。

今後は今回のような大雨を想定しなければなりません。日ごろから浸水する箇所はもとより、今回の台風19号により多くの川が氾濫し、大きな災害となりました。それらを踏まえ、ハザードマップの見直しは行うのかお伺いします。

4点目として、町民への情報伝達の更なる有効な方法は考えているのかについてお伺いします。

大風や大雨のとき及び停電時でパンザマストでの情報伝達はできないということが証明されました。戸別受信機についても、電池切れ等により情報が伝わらなかったという状況がありました。日ごろからの確かな情報が素早く住民に伝わるようにしなければならないと思いますが、住民への情報伝達のさらなる有効な方法はどのように考えているのかについてお伺いします。

5点目として、避難所の開設はどのような基準により、どこを開放するのかについてお伺いします。

今回の台風時の避難場所として、町民会館と文化会館については、ある程度理解できましたが、防災行政無線で突然2カ所以外の避難所が放送されましたが、住民には余り理解されなかったと思います。そこで、今後は避難所の開設はどのような基準により、どこを開放するのかお伺いします。

6点目として、生活弱者等の避難誘導はどのようにするのかについてお伺いします。

生活弱者の中には一人で避難できない人もいることと思います。中には、一人で避難できるが、避難情報を把握できない人もいることと思います。そこで、生活弱者等の避難誘導はどのようにするのかお伺いいたします。

7点目として、水害被害が予想される栗山川の対策は、どのように考えているのかについてお伺いいたします。

言うまでもなく、栗山川は利根川に次いで千葉県では流域面積が2番目に大きな2級河川です。台風19号時には、県外では幾つもの河川が氾濫し、甚大な水害被害が発生いたしました。栗山川の一番下流に位置する当町としては人ごととして済まされない状況にあります。今後の水害被害が予想される栗山川の対策はどのように考えているのかお伺いいたします。

8点目として、台風ごみの対応はどのように考えているのかお伺いします。

台風15号時には、ごみ置き場の開設は少し遅かったように感じました。そして、場所についても、町民が余りわからない場所で、北清水の町有地を活用しましたが、雨天時には車両が入ることができない等の問題も発生しました。また、大総や日吉地区からは遠いところに

ありました。町の中央付近で車両が進入するのに支障のない場所などを選定する必要があるものと思いました。

いずれにしても、このような場所を早目に選定しないと、不法投棄がふえますので、万全な対応をする必要があると思われませんが、台風ごみの対応はどのように考えているのかお伺いします。

9点目として、被災者（住宅・農業施設等）への財政支援はどのくらいの範囲で、どのような支援を考えているのかお伺いします。

今回の被災した方への町の制度として、横芝光町被災者生活再建支援金交付要綱や、横芝光町災害見舞金支給要綱が定められていますが、普及するには十分な制度になっていないように思われます。また、基幹産業である農業施設等の被災者への財政支援はどのくらいの範囲でどのような支援を考えているのかお伺いをいたします。

10点目として、災害時の東陽病院の対応は、どのように考えているのかについてお伺いします。

停電により、外来診療を休診しましたが、なぜ診療できなかつたのか。1日に約160名の外来患者があり、内科等は予約診療制をとっていることから、休診したならば、薬の対応はどのように速やかに行うのか、また、休診した患者の次回の予約対応はどのようにするのかなど、それぞれの対応が全くできていませんでした。

言いかえれば、危機感が全くないということです。管理者である町長は、この病院の実態を把握しているのか、残念でなりません。私は、管理者である町長の、人任せという現在の東陽病院に対する姿勢が浮き彫りになったものと思います。

今回の状況を踏まえ、災害時の東陽病院の対応はどのように考えているのかお伺いします。

11点目として、復旧及び復興対策は、どのように考えているのかについてお伺いします。

前項まで、特に大事な事項を個別にわかりやすく質問してきました、これらをきめ細かく対応することにより、復旧・復興は速やかに行われると思われませんが、町当局では、復旧及び復興対策をどのように考えているのかお伺いします。

以上をもちまして、檀上からの質問とさせていただきますが、町当局の明快なご答弁をお願いいたします。

〔5番議員 宮菌博香君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、宮菌博香議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、災害対策についてのうち、被災者への財政支援はどのくらいの範囲で、どのような支援を考えているのかと、災害時の東陽病院の対応はどのように考えているのかを除くご質問にお答えをさせていただき、その他の質問につきましては各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

初めに、台風15号及び台風19号の検証結果はどうだったのかでございしますが、台風15号について当町では、猛烈な暴風雨による屋根被害を始めとした多くの被害家屋及び倒木と、それを原因とした長期停電被害をもたらしました。

特に、2週間にわたる長期停電は今までに経験がなく、通信手段の途絶や断水、病院、高齢者福祉施設、排水機場や農業集落排水施設の非常電源確保など、多くの問題点が確認されました。また、台風19号では、幸い当町の甚大な被害は確認されませんでした。全国各地で豪雨による河川の氾濫や土砂災害が発生いたしました。

当町の中央を流れる栗山川や、大総、日吉、南条地区の土砂災害に対しても、今後さらなる対策が必要と認識しているところでございます。

次に、停電及び断水が発生した場合、どのような対策を講じていくのかについてでございますが、長期停電対策として、防災行政無線のバッテリー容量の増大化、多種多様な情報発信の迅速化、病院や排水施設等の各施設の非常用電源確保対策は早急な課題であると認識しております。

また、断水につきましては、台風15号で九十九里水道企業団に非常用電源がないことから断水となりました。これにつきましては、九十九里水道企業団へ早急な非常用電源設備の整備を要望し、対応を今進めているところでございます。また、断水時の対応といたしましては、水道企業団及び町、さらには自衛隊による給水活動と町備蓄の保存水を配布し対応をいたしました。

次に、ハザードマップの見直しは行うのかについてでございますが、現在のハザードマップは平成26年3月に作成したもので、千葉県が平成19年9月に公表をした栗山川浸水想定区域図をもとに町が検討を行い作成したもので、おおむね50年に一度程度起こる可能性がある大雨、流域全体で24時間の総雨量が261ミリ、ピーク時の1時間に50ミリにより想定される浸水区域を示しております。また、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域は、千葉県が告示した地域となっております。

なお、見直しにつきましては、栗山川を管理する千葉県が河川流域の浸水想定区域の更新を行うタイミングで進めてまいります。

次に、町民への情報伝達のさらなる有効な方法は考えているのかについてであります。今回の災害では、防災行政無線を始め、ホームページ、まちナビ、緊急通報メール、停電情報や物資配布等の生活情報を掲載した災害情報紙配布、消防団や町職員による車両での広報などを行いました。

今後、さらなる有効な情報発信方法について今後も研究してまいりたいと考えております。

次に、避難所の開設はどのような基準により、どこを開放するのかについてであります。町地域防災計画では、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれがある者に対して、避難所を開設し収容保護するとしております。災害の種類や規模、予想される被災者の人数により、あらかじめ指定している施設から避難所としての安全確認後に使用可能な施設を選択し、開設をいたします。

次に、生活弱者等の避難誘導はどのようにするのかについてであります。避難行動要支援者名簿を活用して、避難支援等関係者による避難誘導支援を行うこととしております。具体的には、平常時からの支援者や、自主防災組織等の住民共助の行動を中心に、民生委員児童委員や消防団、町職員等と協働で行うこととしております。

次に、水害被害が予想される栗山川の対策はどのように考えているのかでございますが、議員もご存じのとおり、2級河川栗山川は太平洋に注ぐ流域面積が県下第2位の284.5平方キロメートルで、指定延長33.7キロメートルの九十九里河川の中では最大の河川で、千葉県が管理しております。

栗山川の浸水被害を軽減するため、広域河川改修事業により河口から多古町飯土井橋まで17.2キロメートル区間で改修を進めており、銚子連絡道路地点まで8.1キロメートル区間において、用地交渉が難航している一部を除き、堤防整備や橋梁等の改築が完了しております。町といたしては、浸水被害の防止に向け、事業の早期完成を幾度となくお願いしているところでございます。

今後も流域自治体と連携をし、千葉県に対しさらに整備促進を要望してまいります。

次に、台風ごみの対応はどのように考えているのかについてであります。台風により発生した災害廃棄物は、一般廃棄物になるため、町が処理することとなります。今回の台風15号では、災害廃棄物が大量に発生したため、北清水町有地に災害廃棄物の仮置場を開設し対応したところでございます。

今後におきましても、大規模災害により大量の災害ごみが排出された場合、衛生面や交通の妨げになる等の問題も生じるおそれがあるため、災害廃棄物処理マニュアルに従い、早期に適正に処理することといたしておるところでございます。

次に、復旧及び復興対策はどのように考えているのかについてでございますが、11月25日の議会議員全員協議会で申しあげましたとおり、台風15号及び19号に係る災害復旧予算については、一般会計補正予算（第3号）9月専決補正と、（第4号）12月補正及び予備費で対応しており、その総額は11億円余り、うち3億6,000万円余りを一般財源で措置したところでございます。

また、11月25日現在の罹災及び被災証明の申請件数は、1,737件であり、住宅の支援につきましても、被災された町民の皆様に寄り添った支援を進めてまいります。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 宮菌博香議員ご質問の災害対策についての被災者への財政支援のうち、住宅関係についてお答えいたします。

11月25日に開催されました議会議員全員協議会でご説明しましたとおり、災害救助法に基づき、全壊、大規模半壊、半壊、半壊に準ずる程度の損傷を受けた住宅については、限度額の範囲で応急修理の支援を行います。また、一部損壊の住宅に対し、国の交付金事業や県補助事業を導入し、対象となる工事費の20%、最大50万円まで支援する事業を行うことといたしました。

なお、災害救助法に基づく住宅の応急修理につきましては、既に受け付けを行っております。一部損壊の住宅につきましては、今後国と県へ補助事業申請を行い、補助金交付決定となりましたら、直ちに住宅が被災された皆さんに周知するとともに、支援を開始いたします。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

〔産業課長 熱田雅之君登壇〕

○産業課長（熱田雅之君） 宮菌博香議員ご質問の大綱1点目、災害対策についての被災者、農業施設等への財政支援はどのくらいの範囲で、どのように考えているかについてお答えいたします。

今回の台風により被害を受けた農業者の皆様の早急な経営再建を支援するため、農業の再生産に必要な資金や、施設の復旧に必要な資金を、実質的に無利子で融資する農業災害対策資金利子補給事業を実施いたします。

また、被災した農業用ハウスなどの復旧及び撤去等に要する経費に対しまして、国の支援に加えて、県と町で上乘せ支援をすることで、農業者負担が対象事業費の10%程度になる被災農業者支援事業を実施いたします。

これらの事業に必要となる予算につきましては、農業災害対策資金利子補給事業で42万4,000円、被災農業者支援事業で9億4,500万円を見込み、今議会に12月補正予算として提案させていただいたところでございます。

町といたしましては、千葉県や山武郡市農業協同組合、ちばみどり農業協同組合と連携を図り、被災された農業者の皆様の事業再開に向けた取り組みに対しまして、積極的に支援を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔産業課長 熱田雅之君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 宮菌博香議員ご質問の災害対応についての災害時の東陽病院の対応はどのように考えているのかについてお答えいたします。

災害時の東陽病院の対応につきましては、基本的には病院独自の防災マニュアルに沿って行動をとることとなっております。災害時の医療では、病院自体も被災して、病院としての機能が制限される場合がございます。病院が被災した場合は、入院患者の安全確保を優先し、病院機能の維持能力に応じて外来対応を検討することとしております。

9月9日の台風15号による停電時には、非常用自家発電装置により、患者救命医療機器の電源を確保し、その後、病院保有のポータブル発電機等により補足的な電源を確保いたしました。同日、地元建設業者より大型発電機を借用、設置し、入院患者の食事確保のため、厨房の冷蔵庫、調理機器等を稼働させました。翌10日朝には、東京電力から電源車が派遣され、入院患者病室のエアコンを稼働させることができました。

また、外来診察については、9日は停電により各種検査機器及び電子カルテシステムが使用できないことから、診察は行わず、翌10日から薬が不足する患者様を対象に薬の処方を行ったところでございます。11日には停電が解消され、内科、外科、整形外科の外来診察から

再開したところでございます。

いずれにいたしましても、東陽病院の災害対応の考え方といたしましては、まずは入院患者様の命を最優先と考えております。そして今回の災害を検証し、停電時に外来患者様に対しましても診察等ができるよう、発電装置の追加整備を検討しているところでございまして、あわせて外来の診察体制についても研究してまいりたいと考えております。

今後も地域住民から信頼される病院として職員一同取り組んでまいりますので、引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それこそ、ただいまは町長には多岐にわたりご答弁をいただき、ありがとうございました。

それでは、通告順に再質問をさせていただきます。

まず、1点目の台風15号及び19号の検証結果はどうだったのかについてお伺いします。

今後にご答弁をいただいたことを参考に対応していただくとともに、小倉議員からも災害対策本部の早期の設置、避難所の開設のおくれや、避難対策などが指摘されておりました。まさに私も同感でありますので、住民の負託に応えられるように迅速にきめ細かく対応していただきたいと思いますが、2点ほど確認させていただきたいんですけれども、災害の状況を把握するための現地派遣職員はどうなっていたのか。

また、今回の大規模災害により、現在の組織体制は、どの組織体制での対応は可能だったのかお伺いをいたします。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 今回の台風15号、この災害につきましては、我々も経験したことのない暴風雨ということで、停電が大規模に多数発生したという特殊な状況でございました。

私も招集命令が出まして、自宅を出て、道路を走ったところ、見たこともないような倒木箇所遭遇いたしまして、非常にびっくりしたわけですが、当町の情報収集の第一段階といたしましては、都市建設課、産業課の職員による現場の確認ということを行っておりますが、これは同時に道路の啓開という任務も負っておりますので、そちらの啓開の業務に当たらざるを得ないという状況がございまして、専任の情報収集職員という位置づけはなされておりました。

この辺につきましては、今回の災害を契機に情報収集に当たる専任の職員の部隊を編成し、

いち早く被害を確認する、しかし、大規模な地震等においては、当町では自衛隊の協力を得て、空からの確認をするということについては、想定をしておったわけですが、停電被害というものにつきましては、停電しているかどうかの確認がまず東京電力においても、個別の世帯ではできないというような事情がございまして、非常に把握するのに時間を要したというのが現実でございます。

ただ、これから町にそういう大規模災害が起きたときに、被害の状況をいち早く把握するというのは、これは大変重要でございますので、そういう部隊の編成、さらには、自衛隊による情報収集を早期にお願いするということについて、この検証結果をもとに、また協議をさせていただきまして、地域防災計画への反映を担当部署であります環境防災課と庁内全部署で情報を共有した上で対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 今、総務課長からいい答弁をいただきましたけれども、私も思っていたのは、よく防災訓練のときに、現地派遣職員が説明等をしておりますよね、職員はいない集落もあるかもしれませんけれども、大体の集落にいるのかなど。ですから、そういう実態をわかっている職員がある程度現地担当職員になって、町のいろんな状況もあるかもしれませんけれども、やればある程度のその地域の災害の状況というのは早目に把握できるのかなと思いますので、その辺を考えていただければありがたいなというふうに思っております。

それと、あと現在の組織体制については、今の組織体制で十分対応は可能なのか、その辺についてもう一回お願いしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 災害対応に対する組織体制につきましては、当町の規模においては現在の組織が限界だろうというふうには思っております。

大きな市になれば、防災対策危機管理課というものを設けて、専任の職員を置くことは可能かと思いますが、当町の規模では現在の組織が最適であるというふうに認識しております。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 総務課長のほう、そのように考えていけばそれでいいんですけども、やっぱり人を動かすということになれば、人事を担当している部署で動かさなければ、人の活用というのはいまよくいかないのかなというのも感じたものですから、その辺を質問させていただきました。

その辺については、また内部で十分検討していただければありがたいかなというふうに考えております。

次に、災害対策本部を設置しているにもかかわらず、本部長である町長と副町長と一緒に現地に行ってしまったというケースもあるんじゃないかと思えますけれども、そういうことになる、対策本部というのは、場合によっては機能しないケースも出てくると思えますけれども、その辺のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 本部長としましても、やはり地域の把握をしっかりと自分の目で見るとして、また、常に連絡のとれる体制にはしてございます。まして、町外を出るということもございませんでしたし、また、被災をされた町民の皆様とやはり寄り添うという認識もございましたので、そういう観点で私はその被災地に足を赴きました。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） そういう考えであれば、いたし方ないのかなと思えますけれども、私は災害対策本部を設置したのであれば、本部長というのは、現地を見るのも大切かもしれませんが、災害対策本部に残りながら指揮をするのが本来の姿なのかなというふうには思いました。

次に、町長には頭の痛いことかもしれませんが、自衛隊が被災者のためにお風呂を設置してくださいました。そのお風呂で町長及び町長の後援会の幹部が入浴をし、記念撮影までしていました。職員が昼夜を問わず災害対策を行っているにもかかわらず、このようなことがあっていいものなのか、職員の士気も下がると思えますけれども、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その件については、実際事実でございます。

ただ、北海道旭川から自衛隊の皆さんが大勢で来ていただいて、お風呂を提供していただくという状況の中で、旭川の中隊長からも、ぜひ町長も一度入ってみてくださいというリクエストもございました。そうした中で、たまたま後援会の会議をしている最中の中で、何日間か台風以来お風呂に入っていない方もおられました。それならぜひみんなで入りに行ってみないかといって、記念撮影につきましては、私どもから行ったわけではなくて、自衛隊の皆さんが撮っていただいたという状況でございます。自衛隊の皆様方に改めて感謝を申し上げ

げたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） いずれにしても、私はトップという立場であれば、被災している人たちが大勢いて、また、その人たちがいろいろ利用しているのであれば、体裁よく、本部長という立場であれば断って、業務のほうに専念するべきじゃないのかなと思います。

そして、また、その写真が文化祭のときに張り出されていたことに対し、私は残念でならなかったということを申し添えさせていただきたいと思います。

次に、停電及び断水が発生した場合、どのような対策を講じていくのかについてお伺いします。

停電については、東京電力の関係で町がどのように云々ということではないんですけれども、少なくとも、どのようなルートにより当町に配電されているのかという把握と、いつ停電が解消されるのかという的確な情報を速やかに住民にお知らせする必要があると思いますが、その辺についてはいかがなものかというふうに思っております。

また、断水については、町長の答弁でありましたように、九十九里地域水道企業団に非常用発電装置の整備がなかったことが原因だということではありますが、私もそれについては、既にわかっていたわけですけれども、やっぱり構成団体会議を持ち、速やかに対応する必要があると思います。

要望をしているということじゃなくして、今後はこのような災害が発生するということはもう想定されるわけでありますので、構成団体会議を持ち、速やかに対応する必要があると思いますが、その辺、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、その件につきましては、もう早速結論を出しまして、非常用電源を設置するための、今、設計、また、予算について検討を始めているところでございますので、いつまでにと、まだ状況ではございませんけれども、可及的速やかに非常用電源をつけるよう、統一意見が出ておりますし、管理者からその指示が出されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 私も町で唯一の山武水道の議員だったものですから、15号の状況を踏

まえて、またこれで断水するようなことがあってはしようがありませんよというようなことで水道企業団にもお願いをし、早急な対応をしていただけるようにということで頼んできた経緯もありますので、その辺よろしくをお願いをしたいと思います。

いずれにしましても、地域防災計画の中でライフライン、特に停電については修正を行う必要があると思います。その辺については町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） それについても、先ほどの検証結果についてでございましたけれども、議員おっしゃられるように、それについてもしっかりと検証を重ね、それを生かして、今回の被災を生かした計画づくりを今後とも進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、次に、ハザードマップの見直しは行うのかについてお伺いします。

先ほどの答弁ですと、千葉県が河川流域の浸水想定区域の更新を行うタイミングで進めるというようなご答弁だったのかなと思いますが、そうすると、千葉県はいつごろまでに見直しができるのか、その辺情報を把握しているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 今の宮菌議員のご質問に対する回答でございますが、栗山川につきましては、議員ご存じのとおり、2級河川ということで千葉県が管理者となっております。

この千葉県に確認しましたところ、当初令和2年度末までに今回の最大規模の浸水想定区域を実施し、公表するというようになっておりましたが、ここ2、3日の報道発表、新聞発表でもあるわけなんですけれども、これを前倒しして令和2年5月末までに指定し、公表するというように伺っております。

これにつきましては、今まで50年に一度の想定雨量を1,000年に一度程度のレベルに従い浸水想定区域を千葉県が公表するというようになっております。それに基づきまして、町のほうは更新をしたいと考えております。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 今の答弁で安心をしましたがけれども、台風の時期というのは決まって

いますので、少なくとも私は来年の台風が来る前までに、しっかりした見直しを行う必要があるというふうに思っていましたので、そのような対応がなされるということでありますので、頑張ってくださいありがとうございますというふうに思っております。

次に、町民への伝達方法のさらなる有効方法は考えているのかについてお伺いします。

私は、いざというときには、情報伝達の方法としては、防災行政無線、戸別受信機が一番だと思います。

いま一度、戸別受信機の設置状況や適正管理の方法について、まず住民に周知することだと思います。そして、それらの周知ができた後に、先ほどいろいろご答弁いただきましたが、そのようなものをフォローする方法を細かく積み重ねていくということが一番だと思います。

といいますのは、今回、防災行政無線の戸別受信機が設置してあった世帯にもかかわらず、情報が入らないというようなところもありました。ですから、その辺の取り扱いをしっかりと周知することによって私はかなり効果が上がってくるのかなと思います。

ですから、その辺のところを再度踏まえて情報伝達方法については検討をしていただければありがたいと思いますが、その辺のお考えをお聞かせいただければありがたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 宮菌議員ご質問の情報伝達ということで、町も宮菌議員おっしゃるように防災行政無線の戸別受信機につきましては、災害情報伝達について有効なツールの一つだと感じております。

この戸別受信機につきましては、町のほうでも町全体を通じまして、82.9%くらいの戸別受信機の設置率ですので、この戸別受信機の設置率をもっと高く上げなければいけないと思っております。

今年度については、既に80台以上の設置をしております。特に9月9日の台風15号以来、設置申請が大変多くなっております。これは防災行政無線の設置要望というのは情報伝達のツールとしてすぐれているものだと感じておりますので、今後も広く町民に周知をし、この受信機の設置率が高くなるように努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、今課長から答弁ありましたように、なるべく情報が速やかに届くように、そういう方法を考えていただければありがたいというふうに思っています。

5番目の、避難所の開設はどのような基準により、どこを開放するのか、また、6の生活弱者等の避難誘導はどのようにするのかにつきましては、小倉議員への答弁、また、先ほどの答弁がありましたので、これらについては省略をさせていただきたいと思います。

次に、水害被害が予想される栗山川の対策はどのように考えているのかについてお伺いします。

栗山川を管理する山武土木事務所にお尋ねしたところ、栗山川の通常水位は1.48メートル程度で、あと、氾濫危険水位は3.1メートルということでした。また、1日当たりの雨量がどのくらいになった場合に氾濫する可能性があるのかということに対しましては、そのときのいろいろな要件があるので、一概には言えないということで、具体的なご答弁はいただけませんでした。

このような状況を町長はまず最初に把握しているのか、それについてお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 1.48メートルと、3.1メートルの氾濫危険水位につきましては、せんだつての台風19号のときに特に、また、10月25日の21号のときも、ずっと県のホームページをもう10分置きぐらいに見ておりましたので、存じております。

ただ、雨量、先日、横芝光町でも時間110ミリの雨が降りました。ただその河川というのは、横芝光町に110ミリ降ったから、いきなり栗山川に水が集中するかどうか、また別問題であつて、上流地域の雨量の関係もあつて、また、その雨量につきましても、一定でこう降るものじゃないというところで、多分山武土木事務所のほうでも、そのようにお答えをさせていただいたのではないかなというふうに思っております。

ただ、栗山川が皆さんご承知のとおり、これから成田空港の容量拡大に伴う開発が行われる下流として、今後極めて危険な状況になっていくという部分については、今騒がれております気候変動等によって、これからはっきり栗山川河川の改修事業を進めてもらわなければいけない旨は、再三再四今後とも粘り強く県また国にも要望していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 今町長から力強いお言葉をいただいて、こういうことを申し上げるのはちょっと恐縮しているんですけども、11月25日の議会議員全員協議会のときも申し上げましたが、栗山川の水は農業用水としては東金市、茂原市などの九十九里平野南部までの受

益面積約2万ヘクタールに供給しています。

また、水資源機構の導水路として京葉工業地帯への工業用水と、九十九里平野南部から南房総にかけての地域への水道水の供給を行っています。このような大切な川であります。

栗山川の氾濫を防ぐためにも、成田空港の更なる機能強化に係る要望を提出してあるので、当町はもとより、空港南側地域の災害防止策として、栗山川の支川である高谷川を含めた早期の河川改修とスーパー堤防の設置を強く要望していただきたいと思います。

それと、あと、答弁の中で、流域自治体の協力も、ということでご答弁がありましたけれども、栗山川改修工事促進期成同盟会でしっかりと組織している団体とよく打ち合わせし、連名で要望するのも一つの方法だと思いますので、その辺もよろしくお願いをしたいと思います。

次に、時間がなくなってきましたので、台風ごみの対応については、もう少し、檀上でも申し上げましたけれども、大総や日吉など、上部地区の皆さんの利便性が図られるような設置を考えていただければありがたいなというふうに思います。

次に、被災者への財政支援はどのくらいの範囲で、どのような支援を行うのかということでもあります。

まず、住宅の関係でありますけれども、都市建設課長のほうからはいろいろと議会議員全員協議会でもご説明ありましたように、前向きに対応しているようで心強く感じますが、町単独による被災住宅の撤去費用の補助制度を検討していただければありがたいな、といいますが、これから人口想定の中でも、町は人口が減少してくるというような状況でありますけれども、定住してもらうためには、特別なときにそういうような対応も考える必要があるのかなというふうに思っております。

それから、農業についても、今回は激甚災害の指定を受けて農業者の負担というのは経費の8分の1というような状況になってはいますが、いつもいつもこういう状況になるというふうにもなりません。

したがって、町単独による補助制度や、無利子による融資制度の確立も必要になってくると思われま。それがまさに基幹産業の農業を育てる施策の一つというふうに私は考えておりますので、その辺のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 簡潔な答弁をお願いします。

産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 単独補助制度の創設ということでございますので、これにつま

しては、執行部と十分検討させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） 住宅の解体の単独の補助制度ということでございますが、今回の災害におかれましては、災害救助法が適用されたことから、撤去する住宅については半壊以上が対象になると思われませんが、その世帯につきましては、全員協議会でもお話ししましたとおり、福祉の支援施策で最大300万円の支援金が支給されますので、その中で撤去費用に充てられるということもできると思います。

また、災害救助法が適用されない場合につきましては、町の災害見舞金制度で、半壊、全壊にはご承知のとおり見舞金を支給する制度がございますが、災害救助法までの支援にはなりません。

いずれにしましても、国・県の支援施策も踏まえて、関係部署を交えまして、今後単独の制度につきましては協議、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、災害時の東陽病院の対応はどのように考えているのかについてでありますけれども、先ほど事務長のほうから防災マニュアルにより対応ということがありました。そして入院患者を第一ということではありますが、それは私は当たり前のことだと思っております。

診療できなかつたということであれば仕方ない部分はありますけれども、その後の対応が全然だめだつたということです。外来診療を休診したから薬が切れた患者もいました。そして、時間内に来れば薬は対応すると言ったにもかかわらず、すぐ対応できなかつた事態が発生しました。

また、休診した患者の予約を新たに行いましたが、予約診療制をとっているにもかかわらず、薬を出すのに2時間もかかっている状況にありました。なぜそのような対応をしなけりばならなかつたのかお伺いします。

○議長（鈴木克征君） 通告時間が迫っていますので、簡潔な答弁をお願いします。

東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 災害復旧後の外来の待ち時間につきましては、大変皆様方に長時間お待たせしてしまつて、大変申しわけなかつたと思っております。

それを踏まえまして、今後診療体制も含めて、そちらの対応、待ち時間を少なくできるように対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、一番最後に、復旧・復興対策であります、町長のほうから被災された町民に寄り添った支援を進めていくということですので、よろしく願いしたいと思います。

そして、ひとつこれは提案なんです、復旧及び復興する際、重機の確保は必要不可欠であります。中京圏では南海トラフによる15メートルの津波に備え、海拔15メートル以上のところに重機ステーションなるものを設置し、日ごろから重機の確保をするなどの対策が行われているようにも伺っています。一つの案として、町長も町有地等を活用し、いざというときのためにも検討する必要があると思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今回の大きな被災を受けた町民の部分もありまして、特に復興に対しましては、建設業災害対策協力会を初め、地元の建設会社の皆様方には大変お世話になりました。

そうした今、中で、今宮菌議員おっしゃられたように、重機の必要性というのは当然でございます、それが本当にもう水没してしまうようなことがあってはならないわけでございますので、検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） ありがとうございました。

少し早いですけれども、ことしも残すところ1カ月を切りました。町長を初め、職員の皆さんが輝かしい新年を迎えることをご祈念申し上げ、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で宮菌博香議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

(午前11時40分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 秋 鹿 幹 夫 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

秋鹿幹夫議員。

〔4番議員 秋鹿幹夫君登壇〕

○4番（秋鹿幹夫君） 皆様、改めましてこんにちは。議席番号4番、秋鹿幹夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告順に従い一般質問を行います。

まず初めに、今回千葉県を襲った台風15号と約1カ月後に来た台風19号、そして立て続けに台風21号の影響により起こった千葉県豪雨は、横芝光町を初め、千葉県全域に今までは考えられないほどの甚大な被害を及ぼし、多くの命が失われました。被害に遭われた皆様に、まずもって心からお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

また、このたびの役場の対応といたしましても、町長を初め災害対策本部の皆様、そして全職員が一丸となって迅速な対応をされておられたとっております。先日、環境防災課の職員の方が現在は少し落ち着いてきましたとおっしゃっておりました。私も少しほっといたしました。まだまだやらなければならないことは山積みですが、健康には十分留意して今後の対応を継続していただきたいとっております。連日連夜、本当にお疲れさまでございました。

それでは、質問に入らせていただきます。今回の質問ですが、日ごろから防災・減災に努めていただき、被害を最小限に食いとめてもらいたい思いや、また、町民の皆様のご意見を頂戴して、災害対策についても今まで4回、一般質問にて訴えてまいりました。これまでの進捗を含め、また新たな提案もさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

大綱1点目、災害に強い町づくりについてであります。

このたびの質問事項は、ほかにも同様の通告をされておられる議員がたくさんいらっしゃいますので、同じような二次質問は避けます。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

(1) 今回の台風15号、19号及び10月25日の豪雨災害について。①防災計画に基づく等して、計画通り、或いはそれ以上の効果を発揮出来たことは、②反省点としてはどの様なものがあつたかについてではありますが、災害に対する対応について執行部よりこれまでさまざ

まな答弁をいただいておりますが、そのP D C Aを伺うものであります。

次の（２）警戒レベルに対する避難勧告をどう考えるかですが、避難勧告等に関するガイドライン、内閣府の防災担当にて平成31年３月に改訂され、住民は自らの命は自ら守る意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って、自治体や気象庁などから発表される防災情報を用いて、住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、５段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなりましたが、住民目線で率直に捉えると、実際に避難勧告や特に避難指示が発令されたタイミングでは屋外の状況は避難できない状況にあります。この住民意識との差をどのように認識しているのかお伺いします。

次に、（３）洪水ハザードマップを見直す考えはに続いて、①現在のハザードマップは、いつ作成されたものか、②ハザードマップをより厳しい基準に改める考えはについてであります。10月25日に発生した千葉県豪雨は、わずか半日で1カ月分の降雨量があったとのことです。当町では、大きな冠水はなかったとの報告をいただいておりますが、早急に見直すべきではないかと考えます。

続いて、（４）災害対策コーディネーターの養成の進捗はですが、コーディネーターの役割としては、大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において地域と行政、ボランティア組織などとの連絡調整を担う。地域の防災リーダーとして活躍いただくということでありまして、特に災害時の活動としては、災害時自主防災組織、ボランティア、NPO法人などと連携、協力して、行政など関係機関との連絡調整等の役割を担い、自宅周辺の救命・救護活動や声かけ、避難所の設置、運営支援活動、災害ボランティアセンターでの運営支援活動、被災者と行政の連絡調整などを行っていただくとのことでした。当町の地域防災計画にも災害対策コーディネーター養成を促進するとありますので、進捗状況をお伺いするものであります。

次に、（５）冠水対策についての中で、①車や家財等の避難に、民間駐車場等を緊急避難スペースとして活用出来る様に協力依頼していく考えはについてであります。今回の豪雨災害の際に、自宅付近が冠水になるおそれがあると察知された方が、事前に自宅より高い位置にある近くのコンビニやスーパーの駐車場に、車を移動するという光景を目にしました。駐車場を保有する民間事業者も厚意で車両を置かせている状況なのではないかと考えましたが、ご協力いただける事業者と契約を結ぶことなども考えていく必要があるのではないかと考えましたので、町としての意見をお伺いいたします。

次の②、側溝等排水機能の現状はどのようになっているかですが、町の中でも側溝が既に詰まってしまっていて、機能していない箇所があると冠水にも発展しやすいのではないかと思いましたので、現状をお伺いいたします。

続きまして、大綱2点目、成田空港機能強化に関する問題についてであります。

(1) 町民団体「航空機騒音から生活を守る会」から10月25日にNAAへ提出された要望書の内容についての町長の所見はありますが、これは質問事項のとおりでございますが、横芝光町の町民によって結成されました航空機騒音から生活を守る会という町民団体がございます。この団体からNAAへ提出された要望書でございますが、こちらで紹介をさせていただきます。

横芝光町の被害住民の要望事項。

1、被害住民と納得し合える本気の話し合いを進めていただきたい。これまでは一方的な説明で終わっていたとのこと。

2、現行飛行時間で守っていただけるよう再検討をお願いしたい。

3、現地で騒音被害調査を実施して、測定結果に基づいた線引きの見直し。

4、栗山川・高谷川の治水対策。これについては、要望を聞いてもらうという意味ではなく、もちろん地域振興策でもなく、最低限、危険回避としてやるべきことであり、事業主NAAの義務であるということでございます。

5、住民の具体的な被害補償のお願い。これについては健康保険税、住民税、固定資産税、迷惑手当などに充てられるものとして月額5万円。強引な無条件合意の代償として、被害住民が納得できる義務と責任を果たしていただきたいというような内容でございます。

こちらに町長は目を通されておられるということでしたので、ご所見をお伺いいたします。

次に、(2) 成田空港の排水機能について。①栗山川及び高谷川の治水対策の進捗はと、②栗山川の治水対策を、C滑走路建設前に行う様に働きかける考えはについては、以前の一般質問でも質問させていただいておりますので、その進捗をお伺いするものであります。

そして、(3) 夏目社長から田村社長が新たに就任し、諸問題に対する考え方に変わりはないかについても、こちら質問のとおりでございますが、成田空港の諸問題に関しては、今まで多数の要望や意見が当町からも上がっております。社長がかわって今までと姿勢が変わってしまっは、元も子もありません。町は相手の認識を確認しているのかも踏まえてお伺いするものであります。

以上、私の壇上からの質問とさせていただきます。町当局の明快な答弁をお願いいたします。

す。

[4番議員 秋鹿幹夫君降壇]

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、秋鹿幹夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは災害に強いまちづくりの今回の台風15号、19号及び10月25日の豪雨災害についてと、成田空港機能強化に関する問題についてのご質問にお答えをさせていただきます、その他のご質問につきましては各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

初めに、防災計画に基づく等して、計画通り、或いはそれ以上の効果を発揮出来たことはと、反省点としてはどのようなものがあったかについてでございますが、台風15号では、猛烈な暴風による家屋の破損と、各所での多数の倒木による広範囲の長期停電が発生いたしました。

また、台風19号では、全国各地で豪雨による河川氾濫や土砂災害が発生し、続く10月25日にも千葉県を中心に豪雨被害が発生いたしました。

長期停電については、町地域防災計画に想定されておらず、防災行政無線のバッテリー容量の増大化、多種多様な情報発信の迅速化、病院や排水施設等の各施設の非常用電源確保対策は早急な課題であり、今後見直しが必要と考えております。

なお、町内において人的被害が発生しなかったこと、台風15号での早期自衛隊派遣要請により、給水活動及び要支援者世帯等に対する破損家屋の防水シート展張作業、その後の停電復旧と道路通行どめ解除のための倒木処理作業、さらには入浴支援に至るまで、多大なご支援をいただくことができました。

また、災害ごみの仮置き場への早期受け入れと、当町初のボランティアセンター設置、台風19号での降り続く豪雨による土砂災害警戒区域に対する避難誘導等の発令と6カ所の避難所開設等の対応については、町地域防災計画に沿った対応ができたものと考えております。

次に、成田空港機能強化に関する問題についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、航空機騒音から生活を守る会の要望書の件ですが、11月6日、航空機騒音から生活を守る会の皆様が役場に訪れ、10月25日、成田国際空港株式会社宛てに、要望書の提出をされたとのことをご報告をいただきました。

先ほど議員、ここで述べられましたが、その内容としましては、1点目として、住民と納得し合える話し合いを進めていただきたい。2点目として、A滑走路の夜間飛行制限緩和の飛行時間の順守。3点目として、騒音区域の見直し。4点目として、栗山川・高谷川の治水対策。5点目として、住民への被害補償であったと承知しているところでございます。

この要望に対する私の所見ですが、2点目の航空機運航時間に関する要望など、昨年3月の成田空港に関する四者協議会の合意内容に沿わない要望があるものの、今後の航空機騒音や環境対策への不安に対する皆様のご意見として、真摯に受けとめさせていただきたいと考えております。

次に、成田空港の排水機能についてのうち、栗山川及び高谷川の治水対策の進捗についてでございますが、宮菌議員の一般質問にお答えした内容と重複することをご了解願います。

秋鹿議員もご承知のとおり、2級河川栗山川は、高谷川などを合流し太平洋に注ぐ流域面積が県下第2位の284.5平方キロメートルで、指定延長が33.7キロメートルの九十九里河川の中では最大の河川で、千葉県が管理しております。

栗山川の浸水被害を軽減するため、広域河川改修事業により河口から多古町飯土井橋までの17.2キロメートル区間で改修を進めており、銚子連絡道路地点までの8.1キロメートル区間において、用地交渉が難航している一部を除き、堤防整備や橋梁等の改築が完了しております。

続いて、栗山川の治水対策をC滑走路建設前に行う様働きかける考えはについてでございますが、平成30年9月議会定例会において、秋鹿幹夫議員の一般質問にご答弁させていただいたとおり、C滑走路の雨水排水は、高谷川を経由して栗山川へ排出される計画となっております。計画では排水量の抑制措置が講じられるとはいえ、ことしのような異常な降水量を今後は想定せざるを得ないこと、今後、空港敷地の周辺で開発が予想されること、また、排水先の栗山川に未改修区間があることなどから、栗山川の治水への影響が懸念されておるところでございます。

そのため、可能な限り早期の栗山川の河川改修等の治水対策について、昨年1月、町議会のご協力をいただき、直接千葉県知事へ議長と私の連名で要望を行ったものを初め、機会のあるごとに要望を行ってきております。直近では、11月19日の副知事、部局長等と市町村長との意見交換会でも、私より発言をさせていただいております。

今後も早期の対策実施に向けて強く要望を重ねてまいります。

最後に、成田国際空港株式会社の社長の考え方について申し上げます。

ご承知のとおり、本年6月25日、空港会社の代表取締役社長に田村明比古氏が就任されましたが、就任のご挨拶として当町をご訪問いただいた際には、同席した夏目前社長（現相談役）とともに、成田空港の更なる機能強化の事業推進に向け対応していくとの発言がございました。更なる機能強化の合意に至る経緯を含め、十分な引き継ぎが行われ、諸問題に対する考え方は継続するものと理解をしているところでございます。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 萩原浩己君登壇〕

○環境防災課長（萩原浩己君） 秋鹿幹夫議員のご質問の大綱1点目、災害に強い町づくりについてお答えいたします。

初めに、（2）警戒レベルに対する避難勧告をどう考えるかについてですが、警戒レベルを用いた避難情報は、ことし6月から運用することとなりました。避難勧告につきましては、警戒レベル1から5段階のうち、警戒レベル4、全員避難に当たります。国や都道府県が発表する防災気象情報の河川の氾濫危険情報や土砂災害警戒情報が、警戒レベル4相当となります。

次に、洪水ハザードマップを見直す考えはありますが、現在のハザードマップは平成26年3月に作成したもので、千葉県が平成19年9月に公表した栗山川浸水想定区域図をもとに、町が検討を行い作成したもので、おおむね50年に1回程度起こる可能性がある大雨により想定される浸水区域を示しております。また、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域は、千葉県が告示した地域となっております。

なお、見直しについては、栗山川を管理する千葉県が、平成27年水防法改正により、想定最大規模の降雨に対応した河川流域の浸水想定区域の更新を行うタイミングで進めてまいります。

次に、災害対策コーディネーターの養成の進捗はありますが、災害対策コーディネーターの役割は、大規模災害時の救援・救助の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う、地域防災のリーダーとなっております。町といたしましても、共助の精神のもと、地域で活躍する防災対策コーディネーターを千葉県とともに推進しておりますが、十分な効果が得られていない現状であります。

次に、冠水対策についての、車や家財等の避難に、民間駐車場等を、緊急避難スペースと

して活用出来るように協力依頼していく考えはありますが、公共施設等の駐車場も含め車両等の緊急避難スペースの確保を検討してまいります。

〔環境防災課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 秋鹿幹夫議員のご質問の大綱1点目、災害に強い町づくりについての冠水対策についてのうち、側溝等排水機能の現状はどの様になっているのかにお答えいたします。

道路には、雨水などを有効に排水するため側溝等が設置されています。基本的に道路側溝等は、道路に降った雨水などを排水するための機能しか備わっておりません。しかしながら、下水道のない当町では道路や道路沿いの住宅地などに降った雨は、道路側溝等から水路を流れて河川に排水されます。

近年、局地的な短時間の強い集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨によって、道路側溝から水路へ排水できる機能を上回るような雨が降った場合に、道路側溝等からあふれ出て冠水が発生した場合もございます。

道路の冠水については、その箇所の地盤、道路が低いことも要因ですが、近年では道路沿いに住宅地などの開発に伴う田畑の減少など、雨水の浸透先がなくなっていることも被害を大きくさせる要因となっています。

しかしながら、局地的な冠水の要因はこれだけではなく、例えば道路側溝等やますに落ちた葉やごみが集まると雨水の流れが悪くなり、道路上にあふれることもありますので、ごみを取り除いて、水を流れやすくすることも冠水対策と考えられます。

このように、町民の皆さん一人一人の心がけで、被害を軽減させることができる場合がありますので、広報紙などで身近にできる対策などの啓発もしていきたいと考えております。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 答弁ありがとうございました。

通告順とは逆になってしまうんですけれども、成田空港の機能強化に関する問題について、こちらから再質問をさせていただきます。

（1）の町長の所見はについてですが、答弁のとおりで結構でございます。これ以上は再質問はいたしません。

(2)の成田空港の排水機能についてでございますけれども、こちらもまとめて再質問させていただきますが、答弁の中では可能な限り、できるだけ早く着工できるようにというような姿勢といたしますか、そういったような答弁であったと認識させていただきましたけれども、先ほどから申し上げているとおりですが、これはやっぱり住民の切なる願いでございますので、今となっては要望という形でしかかかないませんが、最低限の安全を確保してから滑走路の着工に進むように働きかけていただきたいと思います。先ほどより、宮菌議員からも強い要望がございましたけれども、私、この着工のタイミングの問題を申し上げておりますので、よろしくお願いいたします。

(3)の件につきましては、わかりました。この成田空港機能強化に対する問題、全体でもう一度、再度お伺いいたしますけれども、11月25日の議会議員全員協議会の際、この河川の治水対策の件で、町長から千葉県、N A Aに対する発言の中で、「栗山川・高谷川の河川改修はやるというような、私としては合意が得られたという認識で今もいます」とおっしゃられておりました。

私としては、これでは住民に対する説得力に欠けるという思いがいたしました。当町からの要望に対しても、仮称実施プランに計画されているものもあれば、記載されていないものもありますし、そもそもこのプランを四者協議会での、機能強化の合意が諮られた後に出されたもので、具体的なところはまだ検討中のものばかりです。これでは期待どころか不安感さえ募るのではないのでしょうか。このような形にならないように、私は今考えられる問題を解決してからとか、被害住民の救済が先決などと提言してきました。

この話も今となってはどうにもなりません、なぜやれることは先に実施してもらおうとか、すぐに実施できないものは書面をもって約束してもらおう、そのような条件をつけての合意という形がとれなかったのでしょうか。

町長、お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） いわゆる四者協議会での合意の件でございますけれども、それについてはもう当然のことながら、横芝光町のほとんどの町民の皆さんが騒音をウエルカムで受け入れるというような状況にはないというふうに私は認識をしている中で、特にその生活を本当に脅かす治水対策の問題についても、大きな声でずっと言い続けてきた中で、文書で云々というよりも、やっぱり行政間の行政同士、または国・県との話し合いの中でしっかりとその対応はしていきますという約束はいただいたという認識を持っているんですが、今のところ

る管理者である千葉県が、この間全員協議会の中でも申しあげましたとおり、今、基本プランの中で、明記はされていない状況の中で、醸し出すところはあるんですけども、それを実施プランに反映させますというようなお話をいただいているので、それを今待っているところでございます。

そうした中にありますので、私も常日ごろ機会があるごとに、先ほど壇上でも答弁させていただきましたが、この治水対策については機会があるごとに皆さんの前でも、やっぱりしっかりとこれを言い続けていくことも、一つの方法だと認識していますし、県のほうもそれに対しては認識をしっかりと持っていていただいているというお答えはいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 私は、先になぜ約束を取りつけられなかったのかということを知っているだけなんですけれども、それとあわせて私の認識を先に申し上げますね。

横芝光町の合意というものは、私は国・県、NAAと駆け引きするための唯一のカードであったというふうに認識しています。そのカードを合意という形で切ってしまったと、私は認識しているんですけども、その後にはほかに駆け引きできるものというのは、町長の中に残っているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今後の政治判断の中で、それを駆け引きというか、それはちょっとその言葉に語弊が生まれると困るんですが、しっかりと要望していかなければならないことについては、しっかりと要望もしていきますし、事前に先ほどございましたけれども、約束については、しっかりとそれをやっていただかなければならないという部分については、これからも追跡調査といいたいでしょうか、追跡しながら要望していく。

これから駆け引きがあるかどうかについては、考えように、どういう表現をしていいのか、ちょっと難しい答弁を求められているような気がするんですけども、実際にはこれからもいろんな場面場面において、そのチャンスですとかその機会というのはあるのではないかと、いう認識は、私は持っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 町長としては、合意の後の調整事でやっていこうという考えであった

というふうに、私は受け取りました。ということで、いいと思うんですが、いつも申し上げていることになりますけれども、町長、熟慮に熟慮を重ねて、断腸の思いで決断したことでしょうから、町民の禍根を残すことにならないように今後もお願いいたします。

続きまして、1番の災害に強い町づくりについて、こちらに戻って再質問を続けさせていただきます。

壇上でも申し上げましたとおり、重複する質問はいたしません。私より先に一般質問をされました、小倉議員、宮菌議員のおっしゃっておられた点につきましては、私も同じような考えであるということを申し添えさせていただきます。

台風15号、19号、10月25日の豪雨災害についての関連で、反省点の中で1点だけお伺いいたします。平成27年12月議会で、自治体における災害タイムラインについて質問させていただいておりますが、答弁を確認する限りでは、執行部も十分この利便性について認識されておりましたので、調査・研究するとのことでしたし、こちらは町長もこれから必ず必要になってくるのではないかと思うという答弁でありましたので、しっかりとした危機感を持った答弁をこのときはいただいたと認識しております。

4年前の話ではありますが、進捗はどのようになっておりますでしょうか。具体的なこちらから通告はしておりませんので、全体としてお伺いしております。再度提案する意味で、答えられる範囲でお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 秋鹿議員の災害タイムラインについての質問でございますが、これは秋鹿議員もご承知のとおり、平成27年12月議会で、秋鹿議員からご質問いただき災害時の混乱の中でも冷静に対応できるツールとしてご提案いただいております。

町でも特に台風襲来に対する対応を例といたしましては、48時間前に各課防災体制の周知及び自主避難所の開設準備への着手、関係機関への防災体制の確認などの連絡調整。12時間前には大雨や暴風での警報が発令することを踏まえて、準備体制を整えること。その後台風超過後の警報解除により、避難者帰宅及び避難所を閉鎖するなどのタイムラインに準じた一連の対応をすることをマニュアルとして、本年度についてもそれに基づき対応をしております。

特に、台風襲来については早くから気象情報等を注視し、情報収集に努め、対策におくれないことのないよう対処してまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） タイムラインについて、その調査・研究した結果をお伺いしたかったんですが、今の答弁でも半分ぐらいは答弁になっているのかなという感じはしますけれども、例えば先ほど小倉議員が一般質問でおっしゃっていた第二次配備体制なんかも含めて、災害対策本部と同様の対応をしたとかなんか、そういうような答弁もされておりましたし、先ほどのタイムラインに準じた対応ということもおっしゃっておられましたけれども、例えば同様の対応ということなのであれば、そこを災害対策本部にすればいいんじゃないかなという感じも、私はしなくもないんですが、そうすれば本部の設立がおくれたという話にはならないと思うんですよね。

今、私が質問させていただいた答弁としては、ちょっと不確実だと思いますので、もう少し入念に反省点なんかも含めて、また活用できる部分はチェックリストにもなるということは、私も先般から申し上げていますので、そういった利活用を含めて考えていただければと思います。

警戒レベルに対する避難勧告をどう考えるかについてであります。答弁の内容はレベル4になりますと全員避難というような状況のことしかおっしゃっていませんので、私が申し上げたいのは、避難勧告に対しての避難を決断するタイミング、こちらですね。その温度差は当町に限らず、さまざまなメディアでも取り上げられておりました。危機感を高めていただいて、早目の避難行動に移れるように、早目の避難勧告、今現在よりということでございますね。早目の避難勧告、避難指示を発信していただきたいというふうに考えておりますが、このような考えとしてはいかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 今の秋鹿議員のおっしゃいます早目の避難勧告ということでありますが、台風15号のときには、自主避難所ということで避難勧告までは発令しておりません。台風19号につきましては、こちらのほうは警戒レベル4、避難勧告を発令しておりますけれども、こちらのほうも土砂災害警戒情報というものが一つの目安になっておったわけなんですけれども、その土砂災害警戒情報というのが発令される前に、町では19号については早目の避難勧告を発令した経緯であります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 要は安全な状況の中で、思い切った避難指示を出してもらいたいとい

うことでございますので、そういったことも含めて町長もお願いいたします。

(3)の洪水ハザードマップについてでございますけれども、答弁が重ね重ねになってしまっていて申しわけないんですが、千葉県が出す浸水想定区域を改めた後にということございまして、平成27年の水防法改正により、今後は予想される最大規模に改めていくということであったかと思いますが、この更新をするというタイミングになりましたらの提案でございますけれども、国交省の水管理・国土保全局というところが、平成28年に作成した水害ハザードマップ、同じようなものですね。洪水ハザードマップと同じようなものだと思いますけれども、この作成の手引きというものがあまして、より住民目線で活用しやすいハザードマップの作成方法や、その活用方法が記載されておりますので、このようなものを参考にしはいかかと思いますが、ご存じでしたでしょうか。環境防災課長、お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 今、秋鹿議員からもありましたとおり、平成27年の水防法の改正により、想定最大規模の浸水想定を実施し、これに準じた改定をするということとなっております。

宮園議員のご質問にもお答えしましたとおり、現在は50年に一度レベルのものを、1,000年に一度レベルというようなもとの、浸水想定区域をはっきり明記してハザードマップを作成するということになっていきますので、その辺は承知しております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） この水害ハザードマップの作成の手引きをご存じですかという質問でございますので、ご存じないのかなという感じが今しましたけれども、このような手引きを参考に、今後は作成していただければと思いますという意味でございます。

続きまして、(4)災害対策コーディネーターの養成の進捗はでございますが、十分な効果が得られていない現状ということでお答えをいただきましたけれども、今回の災害について、まず、横芝光町で何名いらっしゃるのかということと、ご協力の活用をできたのかということをもう一度伺います。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 災害対策コーディネーターでございますが、こちらについては、千葉県のほうに確認して、千葉県内に登録者については1,297名、うち横芝光町の在住の方につきましては1名、平成17年に受講している75歳の方ということで、県のほうから伺

っております。

今回、環境防災課からも県のほうに確認したのですが、現在、コーディネーターの方はちょっと体調を崩してらっしゃるということで、今回の災害対応等については町のほうからは連絡調整とかはしていないのが現状であります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 私も今回これで勉強になりましたけれども、もっとふやして地域の現状を知るといことも大切でしょうし、いち早く対応にもつながるかと思っておりますので、今後の進捗もまた確認してまいりますけれども、養成の促進のほうをお願いいたします。

5番の冠水対策についてでございますけれども、①の件は質問のとおりですね、もしよろしければそのような働きかけを行っていただければと思います。②に関してでございますけれども、最後に身近にできる対策の啓発ということでおっしゃっていましたが、そういう地道な小さなところもきちんと対策としてとっていただいて、今回のような激甚災害にならないことをもちろん祈るんですが、可能性としてはやっぱりありますから、ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

最後に、まとめますけれども、こちら全てを申し上げますと、また11月25日の議会議員全員協議のお話をさせていただきますが、仮称実施プランの項目、成田空港の周辺の河川整備の説明の中でも、こちらNAAの方でしたか、今回の豪雨は想定外であり、今までは50年に一度の降雨量で考えていたが、今後はそれ以上にも耐えられるように整備を考えていくということでした。

私は正直、今ごろかと残念に思いました。私としては平成27年12月定例会で茨城県常総市の鬼怒川堤防決壊でも線状降水帯の恐ろしさを提言しておりますし、昨年9月定例会でも西日本豪雨災害を例にとって提言しております。今回の豪雨も目の当たりにすれば、確かに恐ろしくも感じましたが、十分起こり得ることだとも思いました。

やっぱり、ことが重大になってから、想定外という言葉が誰でも言えることだと思います。他県で起こっていることを、対岸の火事としか考えていなかったのではないかと、思われても仕方がない発言だったのではないのでしょうか。全ての対策を一遍にはできませんが、考え方だけでも想定内に考えていなければならないと思いますが、この辺、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 自然災害による栗山川が氾濫をしてしまう、決壊をしてしまうという想定は、想定をしていないという状況はないと思います。これはやっぱり今後、私どもはこの心配を当然しているところでございますので、それこそ合意以前より、この栗山川の整備促進については、ずっとやっておるところでございます。それがさらに成田空港の容量拡大に伴って1,099ヘクタールの新たな開発が行われるこの状況の中で、雨水・排水対策がこの高谷川を通過して栗山川にこう来るわけでございますので、今まで以上に緊張感を持ちながら、今後ともしっかりとこの対応について、千葉県また国にも空港会社にも要望というか、実現に向けて、しっかり約束を果たしていただくものの努力を、これからも続けてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 言葉が想定外ということで、想定外という思いではなかったんじゃないかなという見解であったのではないかと、今の答弁は、と思いますけれども、今回のいただきました答弁の中でも、想定外という言葉、使われておりました。こちらについてはあくまで執行部の答弁でございますので、これはあくまで建設的に私からまた意見をさせていただきますが、想定内という考え方になったとしても、もちろんハード面はすぐに対策を確立できませんので、そういったところは町としての脆弱性をあらわに示す考えもあってもよいのではないかと思います。こういうところは、対策がまだできていませんよとか、そういうことですね。

各場所の脆弱性を、まずはその地域の方々にしっかり認識してもらい、それから注意看板などある程度、誘引できる標識によって来訪者にも知らせることによって、実際に危険にさらされたときの行動も考えていけることもあるかと私は考えます。これからの考え方は想定内、それから今できることを考えて、災害に強い強靱な横芝光町にさせていただくことをお願いいたします。私の一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で秋鹿幹夫議員の一般質問を終わります。

ここで、休憩します。

再開は午後2時とします。

（午後 1時49分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時59分）

◇ 森 川 貴 恵 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

森川貴恵議員。

〔2番議員 森川貴恵君登壇〕

○2番（森川貴恵君） 議長のお許しを得ましたので、議席番号2番、森川貴恵が通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

師走に入り、穏やかな日が続いていますが、町内にはいまだにブルーシートがかけられたままの屋根や、剥ぎ取られたままの看板、倒木・伐採の跡など、先般の2つの台風、その後の大雨による被害の爪痕が見られます。被災された方々には心からお見舞い申し上げますとともに、復旧にご尽力された、また今もってご尽力されています皆様には深く感謝申し上げます。

大きな自然災害になれていない地域では、今回の台風災害で改めて多くのことを考えさせられ、ふだんから危機意識を持ち、災害に備えておかなければならないと多くの方が思われたのではないのでしょうか。

そこで今回は、災害対応と防災についてを中心に、選挙関係、公共利用施設関係の大綱3点を質問させていただきます。

最初に、災害対応と防災関係について質問をいたします。先に質問された方と重なる部分もあり、再度の答弁のお手数をおかけするかもしれませんがお許しください。

災害が発生したときに、その災害を最小限に抑え二次災害の発生を防ぐのは、正確な災害情報の収集と地域住民への迅速な情報伝達です。地域の住民に一斉に情報伝達可能な防災行政無線は、過去の多くの被災経験から地方公共団体が非常災害時における災害情報の収集、伝達手段の確保を目的に構築されています。市町村ごとに整備され、パンザマストのスピーカーなどを通して住民に防災や行政情報を伝えています。

国の全国瞬時警報システムJアラートと連動しており、緊急地震速報や津波警報、弾道ミサイル攻撃に関する情報なども流されます。地域住民を守る上で非常に大切であることは言うまでもありません。

しかし、さきの台風15号では、長期停電や暴風雨に見舞われ、県内で災害対策本部を設けた33市町のうち、約9割の29市町で防災行政無線の一部が一時機能不全に陥ったといます。当時、私の住んでいる東町のスピーカーからも、途中で放送内容が聞こえなくなったと記憶しています。

屋外スピーカーは、停電の際にバッテリーが稼働し、一定時間は使用可能だと思いますが、当町のパンザマストスピーカーの停電時使用可能時間はどのくらいでしょうか。更にバッテリー切れの際の対応はどのようになっているのでしょうか、お聞きします。

また、災害は、町民それぞれの条件、状況に関係なく襲いかかります。たとえわずかな住民であっても情報が伝わらないということがあってはなりません。

そこで、戸別受信機が各家庭にあることが望ましいと思いますが、現状では全戸に設置されているわけではないようです。そこで、緊急時の貸し出しは可能でしょうか、お伺いいたします。

次に、横芝光町防災マップ洪水・土砂編について伺います。

台風21号に伴う記録的な大雨に見舞われた千葉県で、県の指定した浸水想定区域の外にまで洪水が広がり、死者や公共施設の冠水が相次ぎました。国が義務づけた最大雨量を想定した区域指定を県が終えておらず、浸水想定範囲が従来のままだったことが被害拡大につながった可能性もあると言います。

都道府県の指定する浸水想定区域は、市町村が住民の避難場所を設置したり、避難経路をつくったりする上で基礎的な資料になります。国は2015年、水防法を改正し、区域指定の際の雨量想定を、数十年に一度から1,000年に一度の規模に拡大するように義務づけました。20年度末までの見直しが求められていますが、先ほど当町の防災マップは最新のデータに基づいたものであるということで理解いたしました。ここは質問をいたそうと思っておりましたのですが、答えはもういただきましたので結構です。

また、災害時、避難生活を余儀なくされた方々もおられました。避難所設置については、防災行政無線等で確認された方も多いと思いますが、避難所まで無事にたどり着くことができたのでしょうか。避難経路での冠水や倒木の影響はなかったのでしょうか。避難の際に寝具、食料を持参するようアナウンスがあったときもあると記憶しましたが、寝具を持っての避難は車での避難が難しい方々にとって大きな負担であったと思います。ご自分の体一つでの避難さえ難しい方もいらっしゃると思いますが、そのような方への対応はどうだったのかお伺いします。

防災面から考えますと、どこにどのような方が、また名前はどうかで、何人が居住しているかは知っている必要があると思いますが、個人情報ということで、そのようなことを把握しておくことは難しいのでしょうか。町のお考えをお聞かせください。

また、今回改めて日ごろからの備えと防災教育の重要性を再認識いたしました。将来を見据え、子供たちの防災意識、防災知識を高め、あらゆる場面での被災を想定し、対応できる能力を身につけさせることは、自分を助け、人を助け、そして、将来の自分の家族を助けることにつながります。子供たちへの防災教育は、将来につながる防災意識の基盤を培うものであり、長期にわたる教育の継続により、次世代を担う子供たちに防災に対する考え方を定着させる効果があります。

また、子供たちに教育がなされることにより、適切な指導を受けた子供が、緊急時に率先して避難行動をとり、安全意識が必ずしも高くない人たちに避難を促すという効果も期待できます。

こうしたことから、学校教育において防災に関する指導を行うことはとても重要と考えますが、当町での小・中学校での防災教育の現状はどうでしょうか。災害時の安全確保に対する取り組みも含めお聞かせください。

次に、選挙関係について質問します。

当町近隣の九十九里町、大網白里市などでは選挙が行われたばかりですが、このところ行われる選挙では、いつも投票率の低下が問題となっています。2016年には、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられましたが、19歳の投票率は、前回の衆議院選挙では33.25%と、前々回よりさらに低下しています。

初めて迎える選挙で1票を投じる経験は、今後の人生においても重要なことです。棄権することは歴史の上からも申しわけないことで、みずからの人生を大切にすることからもあってはならないことだと思います。低い投票率のままでは、より多くの方の意見を反映することにはならないと思います。まずは一人一人が大切な1票を自分の意見として投じるという自覚が必要ですが、当町での選挙投票率向上のための啓発活動をお聞きします。

投票率向上のための具体的な取り組みはどのようなものですか。今後、投票率を向上させるための考え方と具体的施策をお聞かせください。若者の投票率向上には、ホームページやフェイスブックなど、SNSの開設、小中学校のころから政治に対する関心を高める教育が重要と思われませんが、小中学校での取り組みはどのように進められていますか。お答え願います。

3点目は、公共利用施設関係、坂田池公園運動広場の利用についてお尋ねします。

11月初旬、坂田池公園運動広場にて、数百頭の犬の集まる興行があったと聞きましたが、詳細について伺います。過去にはなかったように思いますが、興行の内容は十分に理解されていたのでしょうか。終了後に、日々公園を利用されている方からのクレームやご意見はどのようなものでしたか。また、そのことに対する対応はどのようになされましたでしょうか。

ホームページでは、興行、協議会、展示会、その他で独占的に使用する場合は、利用日の1カ月前より公園内行為申請書に必要事項を記入の上、窓口で先着順に受け付けますとありますが、今回はかなり大きな規模で行われたようです。利用の際の事前審査や基準は何かあるのでしょうか。また、利用の際の料金はどのようになっているのでしょうか。ホームページでは確認できませんでしたので教えていただければと思います。

以上、3点について執行部のご答弁をお願いいたします。

〔2番議員 森川貴恵君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

環境防災課長。

〔環境防災課長 萩原浩己君登壇〕

○環境防災課長（萩原浩己君） 森川貴恵議員ご質問の大綱1点目、災害対応と防災関係にお答えいたします。

初めに、防災行政無線システムについてのパンザマストの停電時使用可能時間とは、更にバッテリー切れの際の対応はについてであります。停電時の屋外スピーカー使用可能時間については、台風15号被害の停電時は、3日目にバッテリー切れで稼働しなくなったものがありました。また、バッテリー切れになったものについては、発電機による充電で復旧対応をいたしました。

次に、緊急時の戸別受信機の貸し出しはについてであります。緊急時の戸別受信機の貸し出しについては、屋外アンテナ設置工事が必要な地区が多くあることや、横芝光町分担金条例に基づく利用者負担金を徴収していることから、行ってはおりません。

次に、洪水ハザードマップについての最新のデータに基づいたものであるかについてですが、現在のハザードマップについては、平成26年3月に作成したもので、千葉県が平成19年9月に公表した栗山川浸水想定区域図をもとに町が検討を行い作成したもので、おおむね50年に1回程度起こり得る可能性がある大雨により想定された浸水区域図を示しております。

また、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域は、千葉県が告示した地域となっております。

なお、見直しについては、栗山川を管理する千葉県が、河川流域の浸水想定区域の更新を行うタイミングで進めてまいります。

次に、避難所設置の際の課題は、避難所までの足の確保はありますが、避難の際の移動手段については、平常時から、自助・共助を基本とした避難方法を確立しておくことが重要となります。特に、高齢者や障害者等の避難の時間を要する方は、早目の避難行動を心がけていただくように、今後も周知してまいります。

なお、夜間に移動することや、自宅周辺や避難経路が浸水している中での避難が逆に危険であることも指摘されているため、夜間については無理に避難所を目指して避難せず、天候や浸水状況を十分に考慮し、自宅等の2階以上に避難することも選択肢として重要なこととなります。

次に、高齢者・障害者等の利用の対応はありますが、台風15号及び19号の避難所開設に当たっては、大勢の中では過ごすことができない障害者、疾病者、高齢者など、特別な配慮が必要な方に対応するため、要配慮者用の部屋を設けましたが、身体障害、発達障害、精神障害、認知症の方とその家族が避難され、そのうち重度の方について、福祉避難所として協定を締結している福祉施設へ移送するケースもありました。今後におきましても、福祉避難所の開設は重要であり、要配慮者への理解とその特性に対応した避難所運営が重要であると考えております。

〔環境防災課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育課長 椎名雄一君登壇〕

○教育課長（椎名雄一君） 森川貴恵議員の災害対応と防災関係のご質問のうち、小・中学校での防災教育の現状はどうであるかについてと、選挙関係のご質問のうち、小・中学校での主権者教育の中での位置づけはについてお答えいたします。

初めに、防災に関する学習指導についてですが、新学習指導要領には、各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会を形成することに向けた諸課題に対して求められる資質・能力を教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする記述されております。

これに基づき小学校においては、社会科の4年生で、地震からくらしを守る。5年生で、被災地や災害情報に関すること。6年生で、震災復興の政治のしくみについて。理科では、

5年生で、土砂災害や洪水対策、治水の工夫。6年生で、災害から身を守るについて。さらには、特別活動の低学年で地震対応。中学年で地震火事対応。高学年で津波対応について。中学校においては、社会科でハザードマップづくり、美術で非常口案内の作成などを学んでいます。

また、上堺小学校と白浜小学校におきましては、津波被害想定地区であることを鑑み、NPO防災千葉主催の「語り継ぐ災害 地震津波災害」という出前授業を昨年度と今年度に実施いたしました。

次に、避難訓練の実施についてであります。

防災教育の取り組みの一つとして、地震、火災、津波を想定し、各学校、学期に1回以上避難訓練を実施しています。実施時間帯は、災害がいつ発生しても混乱せずに行動できるよう、授業中、休み時間を問わず行っています。

これらの取り組みや学習指導を通じて、自然災害から身を守る能力や、災害からの復興をなし遂げる能力、進んでほかの人たちや地域の安全を支える能力など、生きる力の育成に努めています。

次に、選挙関係のご質問のうち、小・中学校での主権者教育の中での位置づけはについてお答えします。

主権者教育とは、国や社会の問題を自分のこととして捉え、自ら考え、判断し、行動していく主権者を育成することとされており、若い世代の政治に関する関心や、選挙の投票率の低さから重要性がますます高まっていると言われていています。

このような状況の中、平成28年に選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、小中学校においても主権者教育の推進が必要とされ、平成29年に改定された新学習指導要領には、主権者教育の充実が盛り込まれ、選挙関係では、中学校社会科の公民分野に民主政治の推進と公正な世論の形成や選挙など、国民の政治参加との関連等の観点から主権者教育を充実すると記述されました。

現在のところ、小学校においては、社会科の国会などの議会政治や選挙の意味と国民としての権利及び義務に関する授業の中で、参政権や選挙についての学習を行っており、中学校においては、公民分野の私たちと政治の単元の民主政治と政治参加の中で選挙の意義などについて学習しています。

また、授業以外では、児童会や生徒会の役員選挙において、町選挙管理委員会と連携をとり、投票箱、記載台を借り受け、実際の選挙を本物の道具を使って疑似体験するなどにより

啓発を図っています。

このように、各学校では児童生徒の発達段階に応じて、政治や選挙への関心が高まるよう指導するほか、特別活動においても学校生活の課題を解決する話し合い活動を行うなど、学校教育全体で主権者として必要な資質の育成に努めているところです。

町教育委員会といたしましては、引き続き、学習指導要領に基づき良識ある主権者として必要な資質、能力を育てるとともに、各学校と関係機関との連携を推進し、将来、児童生徒たちが有権者としての権利を円滑に行使できるよう、支援に努めてまいりたいと考えております。

〔教育課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） 森川貴恵議員の選挙関係のご質問のうち、投票率向上のための啓発活動はと、投票率向上のための具体的な取り組み内容についてはお答えをいたします。

初めに、投票率向上のための啓発活動はについてであります。選挙の際は、広報よこしばひかり、町ホームページ、まちナビ、防災行政無線及び啓発物資を購入いたしまして選挙啓発を行っております。

また、毎年、千葉県主催の明るい選挙啓発作品の募集や、新成人に対して選挙パンフレットを配布するなど、有権者の皆様方に選挙に対する関心を高めていただき、棄権されることがないように努めております。

次に、投票率向上のための具体的な取り組み内容についてはありますが、選挙期日に投票所に投票に行けない方のために、入場券や町ホームページにおいて期日前投票や滞在地、病院及び施設での不在者投票など、投票制度の周知をしております。また、新有権者に対しましては、選挙の執行と投票制度についての通知を発送しております。さらに、保護者の方に選挙に対する関心を持っていただくため、園児・幼稚園児には、塗り絵等を配付し、投票に関する啓発をいたしております。

投票率の向上は大きな課題でありますことから、啓発活動や投票環境の整備に取り組むことにより、投票率の向上を図ってまいりたいと考えております。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 川嶋 修君登壇〕

○社会文化課長（川嶋 修君） 森川貴恵議員からの大綱3点目、公共利用施設関係についてお答えいたします。

初めに、坂田池公園運動広場の利用について。11月初旬の数百頭規模の犬関係興行の詳細についてですが、J K C千葉東ドッグリゾートクラブが主催者となり、優秀な純粋犬の普及と飼い犬の繁殖・飼育の指導奨励を行い、動物の愛護及び管理に関する法律を遵守し、広く国民の動物愛護の精神を育てていくことを目的とした展覧会で、期間は11月2日から4日までの3日間で、来場者1,000人を見込み、全国から予定頭数400頭を募集して、海外から審査員を招き、優秀な犬を選出するものであります。なお、今回の展覧会は大盛況であったと伺っております。

次に、興行の内容は十分に理解していたのかについてですが、5月中旬の電話連絡での展覧会計画から始まり、展覧会実績資料を確認し現地打ち合わせを行い、注意事項の確認等を協議いたしました。

次に、終了後、利用者からのクレームや意見と対応はについてですが、終了後、現地確認を行い、タイヤ痕の凹凸があったため許可書のとおり修正するように主催責任者へ指示をいたしました。同様の内容で利用者からありましたが、対応中ということで回答しております。

また、犬の毛やにおいについて意見がございましたが、それにつきましても主催責任者へ連絡をし、主催責任者が処理を行うことで確認をしております。

次に、事前審査や基準はどうであるかについてですが、事前に展覧会計画の提案があり、内容について協議を行い横芝光町公園条例に合致するものとして、公園制限行為許可申請書を提出していただき許可書を発行し許可したものです。

次に、利用料金はどのようになっているかについてですが、横芝光町公園条例に定める金額にて処理をしています。

〔社会文化課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。それでは、通告順に再質問させていただきます。

まず、防災行政無線の件についてですが、ふだんからそうですが、屋外スピーカーからのアナウンス、非常に聞き取りにくいときがあるということです。アナウンスの途中で放送されていることに気がついたりとか、もう一度最初から聞きたいなどの要望に応えるために、放送内容の確認電話応答サービスなどは行っているのでしょうか、お聞きします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 森川議員の再質問の屋外スピーカーのアナウンスが途中で途切れたりだとか、もう一度聞き直しをしたいときにそういったものはということでありましたが、現在、当町に設置しております屋外スピーカーについては、町内全部で44カ所あるんですが、屋外スピーカーや防災行政無線でのアナウンスをもう一度聞くというような対応はとっておりませんので、今後、そういったものも聞き直しができるような形、戸別受信機については録音機能がございますので、戸別受信機についてはもう一度聞き直すことができるんですが、そういったものについてももう一度アナウンスが電話等でも確認できるようなシステムがあると聞いておりますので、今後、そういった面も考えまして取り入れていきたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） そういうシステム自体はないんですが、その問い合わせが役場にきた場合、しっかりとお伝えできる準備は常にしてございますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 途中で気づいて、あ、聞き逃しちゃったと思うときがあります。もう一度聞きたいというときは、わざわざ役場の方にお手を煩わせるのは利用者としてはちょっと気が引ける場合がございますので、電話でテープでも結構ですので、流れるようなシステムがあるといいなと私も前から思っておりました。ご検討していただけるということですので、よろしくお願いいたします。

また、バッテリー切れなどで屋外スピーカーが使えなくなった自治体の多くは、広報車を巡回させ、避難所や給水所、支援物資の配布場所などを案内したとありますが、当町で広報車の運行などはあったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 広報車等の放送はということでありましたが、特に停電期間が長く続きました大総地区、鳥喰地区、そういった地区について災害の支援情報、停電情報を含みます災害情報として広報車を通して広報をしました。そのほか、消防団に協力をいただきました。消防団等にも広報活動にも協力をいただきました。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今の広報活動については、別に、特に鳥喰地区と大総地区、2週間以上もの間停電している部分につきましては、たしか1週間後ぐらいでしょうか、毎日印刷物を刷りまして、その地域の行政総務員さん、その組織を使って毎日それを配っていただいた経緯がございます。そういうような伝達方式というのは、ちょっとほかの自治体では耳にしておらんのですけれども、今回、停電の長引いた地域に限り、そのような伝達方法も行ったことをご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。

当町としてもいろいろ手を尽くされたということでありがとうございます。

停電のときは使えないのですが、ファクスや事前登録メール、防災メール等があったら有益なのではと思いますが、そのような、あと河川監視カメラですとか、水があふれて危ないので見に行ったらそこで事故に遭ってしまったというような事故を聞きますので、もしそこまで出向かなくても、河川監視カメラ等があれば確認できるので、そのようなこともあればいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 今森川議員からご質問のありました河川の監視カメラ、これにつきましては、検証の会議をやった際にも大変重要なツールだという話も出ておりますので、もちろんこの災害情報の伝達ツールに対しましては、多角的な面でさまざまなツールを活用し、町民の皆様には災害情報を伝えたいと考えておりますので、今後、検討の一つと認識しております。

以上であります。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

行政無線関係で最後にもう一つお願いします。

今、戸別受信機、先ほど80%以上の各家庭で備えてあるというような話が出てきたのではないかと思います。あとの20%の方には戸別受信機がないということで、非常の場合だけでもそちらの家庭に戸別受信機を貸し出すというようなことはないのでしょうか。ほかの市町村によっては無料で戸別受信機を備えてあるという市もあると聞きましたがい

ようか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 戸別受信機につきましては、先ほども壇上答弁でお答えしましたが、役場のほうが親局として電波を飛ばす関係で、2キロ弱しかそのままでの状態での受信ができない。そのほかにつきましては、おおよそ横芝光町内の8割の地区が屋外アンテナを設置しないと戸別受信機が受信できない状態です。これについては、屋外アンテナの設置に至りましては、設置業者にエアコンのダクトを使ったりだとか、壁に穴を開けて屋外アンテナを設置しなければいけない等々と利用者分担金5,000円ということで、分担金をいただきまして設置をしている。そういうような観点で、戸別受信機については設置しておりますので、現在、貸し出しというのは考えておりません。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 現在貸し出しはしていないということで、非常の際だけでも何とかなればなと思ひ、今後に期待いたしたいと思ひます。

次に、3番目、避難所設置の際の課題についてお伺ひします。

先ほどの小倉議員の話と少し重なる部分もあると思ひますが、当町では避難行動要支援者名簿は既に作成してあると先ほどお聞きしました。また、この名簿を活用して、誰が支援し、どこへ避難するか決めておく個別計画の作成も国は求めておると思ひます。

このような個別計画をつくっているのは、まだ総務省消防庁によると、2018年6月時点で名簿は全国97%で作成済みですが、個別計画はこのうち4割が未完成のままだそうです。民生委員や地域の人たちとつくることになっているが、そういう重要な人の命を預かれないといった声や、地域の人手不足などもあり、思うように進んでいないようですが、当町では現状はどのような感じでしょうか。お伺ひします。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） 先ほど、小倉議員のご質問の中でも、個別支援プランにつきましては、今現在策定できていないという回答をさせていただいております。

今回の台風、強風、豪雨による要支援者の避難行動などを検証いたしまして、町の避難行動要支援者避難支援全体計画を見直すとともに、個人情報保護や地域の実情及び地域において希薄化などがありますので、地域住民のコミュニケーションなどを検討課題と、策定の取り組みをしている行政を参考に、個別支援プラン策定に向けて調査・研究してまいりたい

と考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） よろしく申し上げます。

次に、避難場所について。

過去の避難では、避難所の運営、男性が運営の中心となることが多く、課題が指摘されています。多様な視点を入れることが大切で、女性の担い手をふやす取り組みが必要と思われます。例えば、女性専用の配付物だったり、授乳室ですとか更衣室、そういうところではなかなか男性にはお願いしづらい面もありますが、今回の避難場所の件で、そこに運営する女性はいたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） お答えいたします。避難所の運営につきましては、税務課が行っておりますのでお答えさせていただきます。

このたびの避難所から、女性のほうを24時間体制で配置したところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） このたびからということで、ありがとうございました。なかなか男性にはお願いしづらい面もあると思いますので、今後もそのようにやっていただけたらと思います。

あと、避難所の件でもう一つ。市町村では、人口減少や少子高齢化が顕著で、各市町村が有している人的・物的の各種防災資源を災害時に相互利用するなど、市町村地域を超えた連携の仕組みづくりが大切になってくると思います。具体的には、被害の大きな市町村へ職員を派遣することや避難所の相互利用。また、防災訓練の共同開催などですが、今までの災害時連携の現状や、今後の展開の方向性についてのお考えはおありでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今回の台風15号による大きな横芝光町の災害に対して、姉妹町であります、例えば神奈川県松田町さんからは、松田町だけではブルーシートの対応が200枚しかないということで、近隣の市町4町から集めていただいて、職員も含めてその日の晩にトラック2台でブルーシート1,200枚など、あと水、お茶などを持ってきていただくことができました。

それとまた、遠くは山口県光市もブルーシートと職員を派遣していただいて、横芝光町においてはブルーシートがなくなってしまう状況がございませんでした。そのように、今の段階においても、相互防災協定を結んだ中での事業を行っておって、それが今回の件である部分発揮できたのかなという認識を持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） やはり災害を受けていない地域からの支援、また、こちらからも応援に行くということで、相互の関係は大事になってくると思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

次に、防災教育のことについてですが、避難訓練等も先ほど行っていると聞きました。例えば、平日の昼間災害が発生した場合など、地域に残っている一定の体力と判断力のある中学生が、災害時の地域防災の担い手として期待されると思います。地域の防災訓練と合同訓練など、そういうのは可能なのでしょうか、お尋ねします。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名雄一君） 不可能ではないとは思われますが、今のところ検討した経緯はございません。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） やはり中学生ぐらいになると一定の判断力もつきますので、大人として扱えるみたいな面もあります。そういう場面がもしあれば、可能なら、今後考えていただきたいと思います。

それから、来年度から小学校が合併するというので、大きく学区が広がると思います。そこで、中学生の場合は自力で帰れる場合もあると思いますが、児童の安全確保の面から、県の教育委員会は、今回のような数十年に一度の記録的な大雨等で、災害発生のある場合は無理に下校させない。また、保護者と連携をとって、学校待機や直接引き渡しなども考えられるということです。

特に来年度は合併後、学区が広がりますので保護者の引き渡し訓練等重要になってくると思います。ご予定はおありですか。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名雄一君） 引き渡し訓練につきましては、中学校は行っておりませんが、全小学校毎年1回以上を実施しております。

なお、暴風雨、豪雨、自然災害対応の実際の引き渡しにつきましては、気象情報等を参考に状況が悪化するというような状況の場合には、当然学校にとめ置いて安全を確保するということで事故が起こらないように配慮してまいります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（押尾良晴君） 実際、10月25日の豪雨の際には、保護者へ引き渡しを行いました。夕方ごろから雨が一層激しくなり、子供たちには学校待機の指示を出しました。最終的に午後7時に中学生が保護者に引き渡しを完了しました。その後、1,023名の小学生と577名の中学生、合計1,600名が無事であるという確認をしたところでございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。

次に、投票率向上のための啓発活動について再質問させていただきます。

期日前投票制度、不在者投票制度、郵便等による不在者投票、指定病院等における不在者投票などの周知はどのように行われているのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 先ほども答弁の中で申し上げましたが、ホームページ、広報紙、さらにはまちナビ、防災行政無線、啓発物等でやっておりますが、特に不在者投票等につきましては、町のホームページにおいて期日前投票の所在地、あとは病院及び施設での不在者投票の投票制度、これを特にホームページで重点的にやらせていただいております。あとは電話等での問い合わせがございますので、それにお答えするような形でご案内を申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） よろしく申し上げます。

それからもう1点、投票の意思があるのに投票所まで移動が困難な方に対し、選挙管理委員会等として車で投票所までお連れするなどの移動支援というものは可能なのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） ただいま現時点では、そのような制度は行っておりません。しかしながら、投票に来ていただくために、高齢の方ですとか、移動が困難な方等につきましては、自治体によっては循環バス等を出して迎えに行っているという例もございますので、個

別にお宅まで迎えに行くというのは、ちょっと制度的に無理があると思いますが、投票の機会を、交通手段がないということで行けない方のためには、期日前投票ですとか投票日にそういう公共交通を使っておいでいただくというのは、一つの手法だと思っておりますので、今後の中で、先進自治体等の例を参考に、なるべく多くの方が投票においでいただけるような方法については、十分調査・研究をして、法律の定める範囲内で実施ができればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。

足の確保はなかなか高齢者や歩行困難な方にとって重要だと思います。よろしく願います。

なお、駅前投票所、例えばヨリドコロで投票できるとか、商業施設で投票できるとか、そういう投票所の開設をすると、お買い物に行ったついでに投票しちゃおうとか、学校へ行く前に1票入れていこうとか、そういうこともできると思うのですが、そのような投票所の開設は可能なのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 今、期日前投票所については、町の場合には役場の第3会議室というところで行っておりますが、駅前等で実施する場合に、一つの問題点といたしましては、選挙システムが使えないということがございます。

その中で、やはり身分確認ですとか、投票の資格の確認をするためにちょっと問題がございまして、今後、技術革新が進みまして、5G環境の通信環境等が整備されて有線でなくインターネットを通じてそういうシステムがつながるようになれば、当町においてもそういう多様な投票場所というものについても、ぜひ実施してみたいという思いはございますが、現時点では、ちょっとその環境が整っていないということで、これは定めればそういう投票所を開設することは可能でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 12月1日からイオン行きのバスが出ましたが、なぜか成田市民にはイオン投票所とかいうのがありまして、そこで投票できるという、なかなか好評のようですのでちょっと思いつきました。

それから、小中学生が保護者と一緒に投票所に行くと景品が当たるといふ、家族で投票所に行こうキャンペーンを実施している市があると聞きました。事前にホームページからダウンロードした応募用紙に必要事項を記入し、投票所に設置した応募箱に投函すればペンセットが当たるといふものですが、何かこれをヒントに当町でも考えられないでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） まさに議員がおっしゃったのは、千葉市のほうで今回、4月7日の市議会議員選挙でそういうものを行っております。これについては、総務省のほうもやはり親子で投票に行くということで、お子様に投票の重要性、そういうものを認識していただくということを目的として行っております。

現在、総務省のほうから、選挙の間違ひ探しということで、お子さんが興味を持つようなパンフレットを役場とか公共施設に置いて啓発をしてほしいということで依頼も来ております。このような取り組みにつきましては、28年の公職選挙法の改正によりまして、お子様が投票所に一緒に入れるようになりました。そういうものを視野にこういう施策が行われておりますので、当町でもそういうものについて先進事例を参考に取り組めるものについては、どんどん取り入れて、ぜひ投票率を上げていきたいというふう考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） よろしく申し上げます。

あと、やはり投票率を上げるためには、主権者教育の中での位置づけが大事だと思います。特に若者の政治無関心はきちんと教育してこなかった大人にあると思います。

2015年の前回選挙では、全国で都道府県議会議員選挙の22%、市長の30%、町村長の43%が無投票で当選でしたので投票の機会すらなかったのですが、そもそも無投票ということは、有権者によって選ばれることなく、立候補者の意思だけで決ってしまったということになりかねません。

民主主義の目的は果たされなかったこととなります。民主主義を実現する仕組みの中に民主主義を無視してしまう措置が内在しているので、真逆の状況に有権者を陥れている、決して無視してはならない問題だと思います。選挙に行く機会をつくり、このような状況をつくらぬのも大人の責任だと思います。

最後に、坂田池公園運動広場の利用について再質問いたします。

準備の段階、それから実際の後片づけも含め、6日間運動広場を独占したことになります。

す。町民の利用には差し支えなかったのか、事前にこの日は使えませんよというお知らせ等の必要はなかったのかお伺いします。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） 質問についてお答えいたします。

使えない等のお知らせはしておりません。また、利用者からのクレーム等も特にはございませんでした。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 先ほど料金の件を質問いたしましたところ、条例に沿っていただいているということでした。私この前いただいた表を見ましても、ゲートボール場は幾ら、運動場は幾らという表示はありましたが、運動広場全体を占有するという料金はちょっと見当たらなかったように思います。差し支えなければ具体的に6日間でどのくらいいただいたのかをお聞かせ願えればと思います。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） 料金のほうの表示につきましては、公園条例の表に載っております。占有する場合には1日当たり1平方メートル5円となっております。それで、占有した期間が大会で3日、準備で1日を占有しておりますので、合計いたしますと約17万7,000円の使用料となっております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。すみません、ちゃんと見なくて。

このような海外から審査員を招き、全国から参加者を募集するようなどとも大きなイベントであったなら、横芝光町を全国にアピールするよい機会ではなかったかと考えられます。もし、住民の理解が得られたのならば、町の活性化を図るよいことではなかったかなと思うのですが、このようなまたイベントを、住民の理解、利用に差し支えない範囲で行っていきける方向で計画できればと思います。答弁は結構です。

町がこのような会で発展できればということを祈念いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で森川貴恵議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後 3 時10分とします。

(午後 2 時 5 6 分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3 時 0 8 分)

◇ 鈴木和彦君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

鈴木和彦議員。

[9 番議員 鈴木和彦君登壇]

○9 番（鈴木和彦君） こんにちは。議席番号 9 番、北清水の鈴木和彦です。

議長のお許しをいただき、質問をさせていただきます。

初めに、9 月から10月にかけて関東地方に接近した台風15号による強風、そして、19号がもたらした豪雨により日本各地で大規模な災害が発生し、当町でも住宅や農業施設等に甚大な被害が発生いたしました。被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。そして、一日も早く平常な毎日に帰することができるよう、心からお祈り申し上げます。

さて、当町含む農村では、農家の高齢化による後継者不足や耕作放棄地の増加などの深刻な問題が生じています。ほ場整備は水田やその周辺の整備を総合的に実施することで、大型機械導入による生産効率の向上や農地の集積を図り、地域の農業の担い手を育てることを目的として実施されています。

当町では篠本新井地区におきまして、農地の大区画化と集落営農が進められ、最新の技術と地域の結束が評価され、全国各地から視察団が訪れるほどの営農地区に成長いたしました。さきに完成した北清水地区を参考に水田の乾田化を図り、転作作物の麦、大豆の生産では、千葉県を代表する町と言われております。

その一方で、町内にはいまだ小さなほ場、すれ違いのできない農道、用排水が兼用されている水路のまま将来を不安に思う農家も多く存在しています。

そこで、現在計画されているほ場整備事業の予定地区と計画推進の進捗状況についてお伺いいたします。

以上、壇上からの 1 回目の質問とさせていただきます。

[9 番議員 鈴木和彦君降壇]

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、鈴木和彦議員のご質問に答えさせていただきます。

平成30年度に基盤整備事業実施に係る地元説明会を両総土地改良区管内でございます、南条支線地区内の9地区で行いました。この地区は、以前より基盤整備事業の声が上がっており、両総土地改良区が実施した基盤整備事業に係るアンケート調査においても事業要望が高いことがわかっております。

町といたしましては、地域農業の問題点や将来像を皆さんで話し合うことで、事業実施に必須となる人・農地プランの見直しを進め、今後の営農方針を決めていただくこととしております。

また、今年度は千葉県により、南条支線地区内のおよそ100ヘクタールを対象にして基盤調査を実施することとしております。

今後は地元主体による基盤整備事業準備委員会の設立に向けて、千葉県、両総土地改良区と連携し、事業推進に尽力してまいります。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○9番（鈴木和彦君） 町長からの答弁、大変ありがとうございました。

今の答弁の中に南条管内のことですが、地区と面積がわかれば教えていただきたいと思えます。

また、関係土地改良区による事業推進が行われているようですが、どこの地区でも基盤整備は賛成、しかし、営農面での不安が、同意を得られず、おくらせ、反対を招く要因と言われています。営農指導も当初からしっかり行われれば、早期の事業採択にならないと思われませんが、担当の産業課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 今、ご質問いただきました両総南条支線地域でございますけれども、13地区、350ヘクタールが両総の受益地というふうになっております。そのうち、台地区、それから小田部、宝米等、5地区が特に基盤整備事業の意識の高い地域だということで、私のほうでは認識しております。全体では、低いところもございますので、平均します

と大体7割前後かなというふうに思っております。

基盤整備事業の採択に向けては、地元地域や千葉県、農協、関係土地改良区と基盤整備導入後の営農計画などを含めた話し合いを行いながら、事業の推進を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○9番（鈴木和彦君） ありがとうございます。

町も積極的な姿勢を前面に出し、基盤整備担当と農政担当が連携して推進に当たっていただくよう、要望をさせていただきたいと思っております。

そして、先ほども壇上で私、申し上げましたけれども、基盤整備事業は町長もご存じのように、北清水地区、ことしの9月26日に20周年記念ですか、行ったわけでございます。

基盤整備事業は、担い手農業の大型改良事業ということでやったわけですがけれども、やはりそういったところに、やはり町の考え方と、やっぱり農家の実際集落の感覚ですね。いい事業はわかるんですけども、なかなか地域の皆さんにご理解をいただいて、リーダーがやはり1人ではしょうがないんです。やはり、2人、3人ある程度まとまった中で進めていきませんと、この基盤整備事業ってなかなか前に出ません。本当に情熱と体力と、まず、家庭が犠牲になります。

私、それをよく見てきましたけれども、やはり小さい農家を擁護するような形で進めていきませんと、大きい農家が主になって考えていきますとなかなか地域をまとめることができませんので、その辺もあわせて町にしては指導していただければと思っております。

そこで、佐藤町長におかれましては、平成28年3月に就任してから4年が経過しております。令和2年3月には、任期を迎えることとなります。これまで町民に寄り添いながら、横芝光町の発展に努められてこられました。当町を取り巻く環境が大きな転換期を迎え、成田空港機能拡張など、さまざまな課題が山積している中で任期を迎えるに当たって、今後の考え方をお聞かせ願います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ただいま、鈴木和彦議員よりお伺いをいただきました。

来春、令和2年3月10日告示、15日選挙に予定されております、横芝光町町長選挙についてご報告をさせていただきます。

平成18年3月に誕生した横芝光町も14年目の後半を歩んでおり、その間、初代町長として

町民の負託を受け着任し、その後1拍を置き、2期目、3期目の現在に至っております。紆余曲折ある中、多くの町民の皆様とここにおられる議会議員の皆様方、歴代の議会議員の皆様、さらにはこれまで携わってきてくれた町職員の力強いご協力と温かいご指導、ご理解のもと、おかげさまでここまで務め上げてこられたと認識をしております。ここで改めて皆様方に感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

このような中、ご承知のように、今、鈴木議員からもおっしゃられたとおり、成田空港の容量拡大、圏央道の開通、そして、地方創生を初め、当町を取り巻く環境が大きく変化しようとしている中で、国、千葉県、空港会社との対応に行政の継続の必要性を強く感じております。

また、皆様方にお約束しているものの完結を果たさなければならないものもあるというふうにご考慮の中で、もともと浅学非才の身ではありますが、皆様方のご指導による町の補佐としての役割を横芝光町の発展、そして町民の幸せのために、町民皆様の負託をいただけるのであれば、引き続きこの任をお任せいただきたくと決意を新たにいたしましたので、来春3月にとり行われます横芝光町町長選挙に出馬することを、ここに表明をさせていただきます。

今後ともよろしくご指導お願い申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○9番（鈴木和彦君） それでは、そういうふうにご確認をさせていただきます。

時間のほうもまだありますので、最後にもう1点、私のほうから、これは要望でございます。答弁は要りませんので、要望ということで聞いていただければと思います。

最後に、町内では、集落営農組織が4カ所あり、先ほども壇上のほうでも言いましたけれども、生産調整転作物であります麦、大豆が作付され、北清水営農組合では、麦の作柄は平年であれば10アール当たり360キロ、大体6俵が平均なんです、その収量のところ、270キログラム程度の収穫量であったということで聞いております。4.5俵というところなんです。

また、大豆については過去20年間作付していて、平年であれば収穫量が180キロ、3俵ということですが、今年度は60キロの収穫量であり、1俵ということです。残り半分の面積、ことし25.9ヘクタール作付してありまして、今、13ヘクタールほど残っております。それをきょうから刈り取りが始まっておりますけれども、ほとんど皆無に近いという状態でございます。大豆の収穫機械というのは、汎用コンバインというやつを使っているんですが、

普通の稲を刈る機械とは違いまして、地上からある程度、10センチくらい上げないと、抱き込んで全部木ごと実を収穫するわけなんですけど、余り地面に接して刈り取りをやっていきましたと土がついて品物になりません。

そういったことから、なおさらことはほとんど収穫ができないのかなということで考えております。生産調整転作作物である麦、大豆は今、現在、面積払いと数量払いに対し交付金がついており、交付金の減額が避けられないということで、昔は転作作物で大豆のみをつくると、ただつくれば、それで交付金が出ておりましたけれども、ここ数年からやはり面積のほうと数量の、数量もある程度とりませんとその、結局、交付金が出ないわけなんです。ですので、今の試算の中では北清水の場合ですと400万ほどショートしてしまう。これは、運営にかなり影響してくるのかなということで考えております。

そこで、町として国や県へ交付金の減額を最小限に抑えられるように要望していただき、お願いを申し上げ、私の質問を終了させていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（鈴木克征君） 以上で鈴木和彦議員の一般質問を終わります。

◎休会の件

○議長（鈴木克征君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

12月6日から12月9日は、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、12月6日から12月9日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の日程はこれをもって終了します。

12月10日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時24分）

1 2 月 定 例 会

(第 3 号)

令和元年12月横芝光町議会定例会

議事日程(第3号)

令和元年12月10日(火曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第22号について(町長提案理由説明)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第1号審議(質疑・討論・採決)
専決処分の承認を求めることについて(令和元年度横芝光町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第 4 議案第2号審議(質疑・討論・採決)
専決処分の承認を求めることについて(令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算(第3号))
- 日程第 5 議案第3号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第4号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第5号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第6号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第7号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第8号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

- 日程第 1 1 議案第 9 号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 1 0 号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 1 1 号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 1 2 号審議（質疑・討論・採決）
山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 1 5 議案第 1 3 号審議（質疑・討論・採決）
令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 1 6 議案第 1 4 号審議（質疑・討論・採決）
令和元年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号審議（質疑・討論・採決）
令和元年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号審議（質疑・討論・採決）
令和元年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号審議（質疑・討論・採決）
令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号審議（質疑・討論・採決）
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号審議（質疑・討論・採決）
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号審議（質疑・討論・採決）
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号審議（質疑・討論・採決）
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号審議（質疑・討論・採決）
令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 2 5 陳情の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	小倉弘業君	2番	森川貴恵君
3番	印東彦治君	4番	秋鹿幹夫君
5番	宮菌博香君	6番	山崎義貞君
7番	越川一雄君	8番	庄内賢一君
9番	鈴木和彦君	10番	鈴木輝男君
11番	川島仁君	12番	川島富士子君
13番	鈴木克征君	14番	鈴木唯夫君
15番	八角健一君	16番	川島勝美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	林雅弘君	企画空港課長	平山貴之君
財政課長	椎名富士男君	環境防災課長	萩原浩己君
税務課長	鈴木正広君	住民課長	大木敏江君
産業課長	熱田雅之君	都市建設課長	川島敏彦君
福祉課長	及川雅一君	健康こども課長	椎名淳君
食肉センター長	向後和彦君	東陽病院事務長	渡邊奨君
会計管理者	秋葉義臣君	教育長	押尾良晴君
教育課長	椎名雄一君	社会文化課長	川嶋修君

職務のため出席した者の職氏名

局長	市原通雄	書記	齋藤美紀
----	------	----	------

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程に入るに先立ち、ご報告します。

本日、総務経済常任委員会委員長から、陳情第1号及び継続審査の陳情第2号について、お手元に配付のとおり、審査結果報告書の提出がありましたのでご報告します。

次に、本日、町長から追加議案の送付があり、これを受理したので報告します。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（鈴木克征君） 日程第1、議案第22号について、町長より提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

早速ではありますが、本議会に追加提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の「令和元年12月横芝光町議会定例会 追加提案理由説明書」をごらんください。

議案第22号 令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）についてであります。本案は、被災住宅修繕緊急支援事業、災害復興住宅資金利子補給事業、農林施設災害復旧費等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ3億6,023万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億4,177万1,000円とすべく提案したものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明を加えさせますので、ご審議いただき、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、担当課長の説明を求めます。

財政課長。

〔財政課長 椎名富士男君登壇〕

○財政課長（椎名富士男君） おはようございます。

議案第22号 令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

一般会計補正予算（第5号）は、台風被災住宅の復旧支援事業費が主な内容でございます。罹災証明の申請状況から、半壊以上の住宅を13件、一部損壊の住宅を1,800件と見込み、国及び県の支援区分に沿った所要の事業費を算定いたしました。

本日お配りいたしました別冊の補正予算書の1ページをごらん願います。

今回の一般会計補正予算（第5号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,023万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億4,177万1,000円とし、第2条で、債務負担行為の追加を目的に債務負担行為補正をするものでございます。

4ページの第2表をごらん願います。

台風15号により被災した住宅の災害復興住宅資金の利子補給につきまして、令和2年度から6年度までの5年間、債務負担行為を設定するものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明をさせていただきます。

5ページから7ページにつきましては、歳入歳出の事項別明細書の総括表でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

8ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入、財源でございますが、国・県支出金と財政調整基金繰入金となります。

15款国庫支出金の2項4目土木費国庫補助金の防災・安全社会資本整備総合交付金9,450万円は、屋根、または屋根と外壁の損壊割合が10%未満の住宅に係る修繕の補助金です。補助率は、国2分の1、対象件数は全体の6割、1,080件を見込んでおります。

16款県支出金の1項2目民生費県負担金の災害救助費負担金5,697万5,000円は、災害救助法既存制度分の半壊以上住宅の応急修理と、災害救助法拡大分の対象となる損壊割合10%以上20%未満の住宅に係る修繕の負担金で、負担率は国・県それぞれ2分の1です。国分は、県分と合算で受け入れ、対象件数は全体の1割、185件を見込んでおります。

2項6目土木費県補助金の被災住宅修繕緊急支援事業補助金1億4,598万円は、1番目といたしまして、損壊割合が10%以上20%未満の住宅の応急修理で、災害救助法、上乘せ分に

係る県補助金。2つ目が、屋根、または屋根と外壁の損壊割合が10%未満の住宅に係る県補助金。3番目といたしまして、壁、その他の損壊割合が10%未満の住宅に係る県補助金の合計額でございます。

災害復興住宅資金利子補給事業補助金44万4,000円は、住宅復興のために資金を借り入れた被災者に対し、町が年利2%以内で利子補給を行い、その半額を県補助金として受け入れるものでございます。

19款繰入金の2項1目財政調整基金繰入金6,233万7,000円は、本補正予算の財源調整でございます。

9ページから歳出でございます。

説明欄黒丸の事業ごとにご説明のほうをさせていただきます。

2款総務費、1項1目一般管理費の一般管理事務費99万円は、被災住宅修繕緊急支援事業の申請、取りまとめ業務に臨時職員を2名雇用するための社会保険料及び賃金でございます。雇用期間は、年明けから1人当たり58日間を予定しています。

7款土木費、5項1目住宅管理費、被災住宅修繕緊急支援事業の需用費12万1,000円は申請受付用事務用品や現地調査用住宅地図などの消耗品費でございます。委託料5,697万5,000円は、災害救助法に基づく応急修理で、半壊以上及び損壊割合が10%以上20%未満の住宅の応急修理を町が発注し、被災者に、いわゆる修理を現物給付するものでございまして、対象件数は185件を見込んでおります。なお、災害救助法に基づく住宅の応急修理は、国・県の全額負担となりますが、対象は修理等が未着工の住宅に限られることとなります。

負担金、補助及び交付金の被災住宅修繕緊急支援事業補助金3億60万円の内訳でございますが、1番目といたしまして、損壊割合が10%以上20%未満の住宅の応急修理で、災害救助法の県上乗せ分、2番目といたしまして、屋根または屋根と外壁の損壊割合が10%未満の住宅に係る国交付金分及び県上乗せ事業分、3番目といたしまして、壁、その他の損壊割合が10%未満の住宅に係る県上乗せ事業分の合計でございます。

災害復興住宅資金利子補給事業89万円は、住宅復興のために資金を借り入れた被災者に対し、町が年利2%以内で利子補給を行うもので、対象者は16人を見込み、本補正予算第2表において、令和6年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

10款災害復旧費、1項1目農林施設災害復旧費の工事請負費66万円は、台風により旧行政センター南側の幹線2号排水路の水路敷が約20メートルにわたり流出してしまったため、その復旧工事を行うものでございます。

10ページは、債務負担行為を設定いたしました災害復興住宅資金利子補給事業の当該年度以降の支出予定額等に係る調書でございます。

以上、議案第22号 令和元年度一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔財政課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で提案理由説明を終わります。

◎一般質問

○議長（鈴木克征君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇ 川 島 富 士 子 君

○議長（鈴木克征君） 通告順に発言を許します。

川島富士子議員。

〔12番議員 川島富士子君登壇〕

○12番（川島富士子君） 皆様、おはようございます。公明党の川島富士子でございます。議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

去る9月、10月と二月の間に千葉県を初め、東日本ではわずか半日で一月分の降水量が観測されたり、経験したことのないような暴風雨が吹き荒れました。台風15号、19号、さらには21号に伴う記録的な豪雨が重なり、各地に甚大な被害をもたらしました。改めて、お亡くなりになられた方々に、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

課題は山積しておりますが、一人に寄り添い、一日も早い復旧・復興に全力で取り組んでいかねばなりません。今こそ横芝光町がワンチームとなって災害に強い町に変わっていくときと強く訴え、質問に入ります。当局の力強い明快な答弁をお願い申し上げます。

初めに、優しさあふれるまちづくりについて、3点お伺いいたします。

1点目として、骨髄ドナー助成制度の導入について伺います。

再三にわたり訴えさせていただきましたこの制度も、本年7月時点では54市町村中35市町村で導入され、導入率は65%でございます。埼玉県や群馬県は全ての市町村で導入されております。千葉県の未導入市町村は19市町村であります。

そこで県が市町村に2分の1の補助をしている上、何より病気の方の命を救う優しさあふ

れる自治体でと願うばかりでありますことから、今後の取り組みについてのご所見とご決意をお聞かせください。

2点目として、犬猫の不妊去勢手術補助金の導入について伺います。

9月20日からの動物愛護週間がございますが、動物愛護に鑑みお尋ねします。

昨今、ペットの扱いについて、動物の命を簡単に扱っているケースが後を絶ちません。飼い主のいない犬や猫、特に猫は大半が殺処分を余儀なくされていると伺います。命を慈しむ心の大切さを重視し、動物を愛し、保護するボランティア的活動をされておられる方々が、本町にも多くいらっしゃいます。その活動での協力により、殺処分の減少に貢献しているだけでなく、近隣への迷惑を事前に防止することにもつながります。捨て猫が最近目立って多い中、増加防止のため、飼い主のいない犬猫の去勢不妊手術費用の一部補助を切望しますが、当局のご見解をお聞かせ願います。

3点目として、高齢ドライバーを支える後付け安全装置の普及および補助制度の導入について伺います。

昨今、社会問題化している高齢ドライバーによる事故ですが、その応急的な対策として注目されているのが、自家用車に後付けできる安全運転支援装置であります。アクセルとブレーキの踏み間違いによる急発進を防ぐものです。後付け安全装置の価格帯は、工賃を含めて4万円から10万円で、新車購入が難しい高齢ドライバーの安全対策として費用面でハードルが低く、大きな選択肢になります。この後付け安全装置の購入・設置を補助する自治体は増加傾向にあり、今すぐできる安全対策として制度をつくり、より多くの方に利用していただくべきと考えます。少ない負担でもう一重の備えができ、安心感を増す、高齢者に優しい思いやり施策と思いますが、当局のご見解を伺います。

次に、安全で安心なまちづくりとして、地域防災力の向上について、4点お伺いいたします。

1点目として、地区防災計画策定に伴う防災タウンミーティングの開催について伺います。

今回の災害を教訓として、防災・減災対策を政策の中心とし、災害に強いまちづくりに全力を尽くしていくべきと考えます。

今後、インフラの改修、耐震化を進めるとともに、地域防災力を高めていくことが大切です。そのために、まず住民の声や現場の発災状況の集約を徹底して行い、しっかり検証し、全体で共有して、次に生かしていくべきではないでしょうか。また、自然災害のリスクに備え、自主防災組織のあり方が、これまで以上に求められていると考えます。職員数が減少し

ていくであろう、今後に限られた人員でどう対応するか、大きな課題であります。

これからは、地区単位で防災意識を高めることと、自主防災、特に自助・共助で安全確保せねばなりません。今こそ地区防災計画の策定等を話し合っ、災害に強い地域づくりを進めるときであります。各地で防災タウンミーティングを行ってはどうかと思いますが、当局のご所見をお聞かせください。

2点目として、地域防災を担う人材育成として、今こそ、防災士の補助制度を拡充すべきではないかと伺います。

大規模な災害の発生が多い昨今、地域ごとに防災士を置くことが安全・安心にもつながり、心強いと考えます。地域の防災力強化のため、防災士の力を活かし、地域のリード役に期待できると思いますが、いかがでしょうか。避難所運営などの中軸にもなる防災士の積極的育成に、どうお考えかお尋ねいたします。

3点目として、防災意識を高め、誰もが避難所を開設できるようにハンドブックを作成してはいかがかと伺います。

今後起こり得るあらゆる大規模災害に対し、ハザードマップだけでは不十分ではないでしょうか。日常生活の中で防災意識を促すハンドブックを作成すべきと考えます。

また、災害時に最初に避難所へ集まった人たちが迅速な初動対応が行えるよう、やるべき任務を記載した共同指示書カードと、最低限必要となる事務用品、いわゆる災害時に必要な道具を一つの箱にまとめ、設置してはいかがでしょうか。避難所運営の円滑化につながるとと思いますが、当局のご所見をお聞かせ願います。

4点目として、広域避難所である学校体育館におけるエアコン設置について伺います。

以前にも問うたわけですが、今こそ英断のときと考えます。昨今の猛暑と、災害対策の観点で設置を急ぐべきではないでしょうか。熱中症対策、寒さ対策から児童・生徒の健康を第一に、健康管理の視点は大変大事ではないかと思ひます。その上、災害時には多くの高齢者や乳幼児が身を寄せます。授業や地域活動避難所としての役割を重視すべきであります。そこで、避難所指定を受けている体育館で活用でき、自治体の実質的な負担は30%で済む総務省の緊急防災・減災事業債がございます。しかし、2020年度までの事業に限られることから、早急な英断を求めるものでありますが、当局のご見解をお聞かせください。

次に、安全で安心なまちづくりとして、台風災害による検証と今後の見直しについて、3点お伺いいたします。

1点目として、SNSを活用した取り組みについて伺います。

近年若者にとどまらず、シニア、シルバー世代に至るまで、SNSソーシャルネットワーキングサービスを活用し、情報の収集や発信をする住民が飛躍的にふえております。台風15号による被害を受けた千葉県内の自治体でもSNSを活用し、復旧に役立てる動きがございました。本町における災害時のSNS活用への取り組み状況は、いかがでしたでしょうか。課題と考えることもあわせてお教え願います。

2点目として、住宅リフォーム補助金の拡充および危険なブロック塀の除去における活用について伺います。

睦沢町では、ブロック塀除去に住宅リフォーム助成金を活用することができるようになりました。本町においても実施している横芝光町住宅リフォーム工事補助金を活用して、道路に面した危険なブロックも対象に取り入れてはと切望いたしますが、当局のご見解をお尋ねいたします。

3点目として、自前の発電設備の現状および導入について伺います。

今後、懸念される大規模災害に備えるためにも重要な課題であろうと考えます。今回の災害で電気が使えない大変さは、今までに経験したことのない方が多かったと推察いたします。町当局は、長引いた停電から何を学び、どのような対策が求められるか検証されたことと存じます。災害時に自治体は、地域で司令塔の役割を果たすわけですから、非常用電源などバックアップのエネルギー源の拡充は不可欠であります。政府は、時間とコストがかかっても、災害に強い電力施設構築に向けた取り組みを進めることが重要と話されております。

このたびの台風、大規模停電で対応が後手に回り電源車配備がおくれた施設では、高齢者が死亡したケースもございました。このような中、睦沢町では、自前の発電設備があったおかげで被害を減らしたそうであります。睦沢町では、周辺でとれる天然ガスを利用した電気供給システムがあり、効果を発揮したそうであります。電力会社に依存しない仕組みづくりも重要と考えますが、当局のご所見をお聞かせください。

最後に、安全で安心なまちづくりとして、女性の視点を生かした防災・減災対策の強化について、3点お伺いいたします。

1点目として、乳児液体ミルクの災害備蓄について伺います。

全国的にも台風被害、豪雨被害が多く発生する中、乳児の命を守ることができる液体ミルクの必要性が高まっております。今こそ常温保存ができ、災害時に水道、電気、ガスがとまっても使用できる液体ミルクを備蓄品として導入すべきと強く訴えますが、当局のご見解を伺います。

2点目として、避難所に授乳室や着替えの場所の設置について伺います。

大規模災害発生時に、誰がどのような状況で避難してきても、混乱なく受け入れねばなりません。そこで、特に女性の視点を生かしたきめ細かな避難所運営の中で、プライバシー保護のため授乳室や着替えの場所が必須であると考えますが、当局はどのようにお考えかお尋ねいたします。

3点目として、災害対応に伴う町民サービスの見直しについて。①給水に伴うサービス、②避難所での対応、③要支援者等への対応を伺います。

①給水に伴うサービスであります。給水スポットの拡充と時間の延長を希望する声が多く届いておりますが、当局のご所見を伺います。

②避難所での対応であります。今後の暑さ対策、寒さ対策が喫緊の課題です。女性被災者からは、避難所スタッフに女性を必ず加えてほしいという要望がございます。また、備蓄品の見直し、シャワー時間の延長、職員の対応がばらばらだったのでノートに記録し、共通理解を持つべき等々の声が届き、当局のご所見を伺うものであります。

③要支援者等への対応であります。2016年10月1日からスタートした避難行動要支援者避難支援制度の中で、このたびの災害において本町の取り組み状況と見直すべき課題がございましたら、ご見解を伺い、私の最初の質問といたします。

〔12番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

健康こども課長。

〔健康こども課長 椎名 淳君登壇〕

○健康こども課長（椎名 淳君） 川島富士子議員ご質問の大綱1点目、優しさあふれるまちづくりについてのうち、骨髄ドナー助成制度の導入についてと、大綱4点目、安全で安心なまちづくりとして、女性の視点を生かした防災・減災対策の強化についてのうち、避難所に授乳室や着替えの場所の設置についてにお答えいたします。

初めに、骨髄ドナー助成制度の導入についてですが、令和元年6月定例会での一般質問の際に、助成制度の趣旨や県内の状況を踏まえ制度化を目指してまいりたい旨をご答弁申し上げました。

改めて町の骨髄バンクドナー登録者数の状況を千葉県赤十字血液センターへ確認したところ、平成31年3月末現在50名で、平成30年3月末と比較すると5名の増となりました。また、今年度は、7月と10月の2回、献血とあわせて骨髄バンク登録会を実施いたしました。なお、

11月に予定しておりました産業まつりが中止となったため、献血会場での骨髄バンク登録ができませんでしたが、来年3月下旬に献血とあわせ、改めて実施する予定としています。

一方、ドナー支援事業については、千葉県では骨髄等を提供したドナー本人や、そのドナーに、骨髄移植時の入院時のためドナー休暇を付与した事業所に対して市町村が助成した場合に、その2分の1を助成する助成制度が制定されており、県内では現在35市町において助成制度が制定されています。町といたしましても、助成制度の趣旨を踏まえ、令和2年度に導入を図るべく所要の準備を今年度中に進めてまいります。

次に、避難所に授乳室や着替えの場所の設置についてですが、さきの台風の際には町民会館を避難所として開設した後に、外部から遮断された会議室を授乳スペースとしてパーティションで間仕切り、ベビーベッドとおむつ交換台を設置し、あわせて乳幼児用ミルクとポットを備えつけ対応したところであります。

また、更衣室については、避難所での部屋数が限られていることから特段設けずに、必要に応じて個室トイレを活用していただきました。

今後、避難所開設に当たっては、横芝光町地域防災計画や千葉県が策定しました災害時における避難所運営の手引きに基づき、女性専用スペースの確保等に配慮してまいりたいと考えております。

〔健康こども課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 萩原浩己君登壇〕

○環境防災課長（萩原浩己君） 川島富士子議員ご質問の大綱1点目、優しさあふれるまちづくりについてお答えいたします。

初めに、（2）犬猫の不妊去勢手術補助金の導入についてであります。現在当町では、飼い主のいない猫の不妊去勢手術に対する補助金はございません。しかしながら、飼い主のいない猫、いわゆる野良猫に対する迷惑や餌やりの苦情は町にも寄せられているところであります。

これらの問題、特に野良猫の繁殖を防ぐために、地域住民が主体となって実施する地域猫活動に対して、千葉県では町とあわせて助成する補助金交付事業を、今年度より開始をいたしました。

地域猫活動とは、地域住民が主体となって管理者を明確にし、飼い主のいない猫を把握して、餌やふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など、地域のルールに基づいて適切

に対象となる猫を管理する活動です。

千葉県内では、千葉市など都市部地域を中心にこの事業を実施しておりますので、今後、調査研究を行ってまいりたいと考えます。

次に、（３）高齢ドライバーを支える後付け安全装置の普及および補助制度の導入についてであります。依然マスメディア等で報じられる高齢者ドライバーの事故は大変多く、この対策は重要な課題と認識しております。

当町のように公共交通機関の少ない地域では、日常生活を考えたときに、なかなか運転免許証を返納することができない状況でもあります。こうした中、現在さまざまな安全装置等が検討されています。

今後、どのような安全装置及び制度が確立されていくのかを見きわめながら、山武警察署とともに高齢者ドライバーの事故対策を進めてまいります。

次に大綱２点目、安全で安心なまちづくりとして、地域防災力の向上についての（１）地区防災計画策定に伴う防災タウンミーティングの開催について、（２）地域防災を担う人材育成として、今こそ防災士の補助制度を拡充すべきではないか、（３）防災意識を高め、誰もが避難所を開設できるようにハンドブックを作成してはいかかかについてですが、自助・共助の推進のために各地域において話し合いを進め、地区防災計画を作成することは大変重要であり、町としても周知啓発に努めてまいりたいと考えます。

また、地域防災を担う人材育成として防災士の補助制度がありますが、現時点で活用していただいた実績がございませんので、これについても周知に努めてまいります。

また、大規模な災害により、多くの町民が長期的な避難が必要となった場合の避難所において、避難所の運営組織や運営方法等を明確化することで、自主防災組織等が避難所を自主運営できるような取り組みをするとともに、避難所運営マニュアルの見直しやハンドブックの作成についても検討してまいりたいと考えます。

次に、（４）広域避難所である学校体育館におけるエアコン設置についてであります。町内の小中学校の体育館は指定避難所となっており、避難期間が長期化した場合の暑さ対策としてエアコンは有効な手段ではありますが、体育館に効率的な冷暖房を行うためには、壁に断熱材がないなどの構造上の問題もあり、体育館自体の改修が必要なが見込まれることから、早期に対処することは非常に難しい状況にありますので、町民会館及び文化会館を主として避難所運営を考えております。

次に、大綱３点目の安全で安心なまちづくりとして、台風災害による検証と今後の見直し

についての（１）SNSを活用した取り組みについてであります。町では情報発信の多角化を目指し、SNSの活用も行っております。具体的には、まちナビ、ツイッターにより生活情報等を配信しています。今後、さらなる有効な情報発信方法について研究してまいります。

次に、大綱４点目の安全で安心なまちづくりとして、女性の視点を生かした防災・減災対策の強化についての（１）乳児液体ミルクの災害備蓄についてであります。乳児用液体ミルクは、開封してそのまま乳児に飲ませることができることから、災害用備蓄品としても注目される製品であるため、現在備蓄しています粉ミルクの更新時に導入について検討してまいります。

次に、（３）災害対応に伴う、町民サービスの見直しについてのうち、給水に伴うサービスについてであります。台風15号においては、停電による上水道の断水が発生したため、即座に水道企業団へ給水車の派遣を依頼し、役場駐車場にて応急給水所を開設いたしました。あわせて自衛隊にも給水活動を要請し、翌日からは自衛隊による給水活動も開始されました。

上水道の断水はこの時点で解消されましたが、停電地域にお住まいの地下水のみを利用しているご家庭では、依然断水状態が続いていたため、応急給水場所を役場駐車場のほか、文化会館にも開設いたしました。

その後、停電地域が縮小されていく中で、停電地域により近い坂田池公園駐車場や集会所などで物資配布とあわせて給水活動を行い、高齢者世帯のご家庭には福祉課と連携をいたしまして、ペットボトルの配布等を行ったところであります。

〔環境防災課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 川島富士子議員ご質問の大綱３点目、安全で安心なまちづくりとして、台風災害による検証と今後の見直しについての住宅リフォーム補助金の拡充および危険なブロック塀の除去における活用についてお答えいたします。

議員もご存じのとおり、リフォーム補助事業は、町民の住宅環境の向上を図るため、町内の施工業者を利用して住宅リフォーム工事を行う場合に、その工事費の一部を補助する事業です。平成25年度から事業を開始し、補助金につきましては、毎年300万円の予算の範囲で交付しております。

対象となるリフォーム工事は、消費税を除く工事金額が20万円以上のもので、補助金の交

付額は工事金額の10分の1に相当する額として20万円を限度としています。

またリフォーム工事は、住宅の修繕、改築、機能向上のために行う補修や、住宅の敷地の外構物である門、塀などの修繕が対象でございます。したがって、ブロック塀の除去については対象になりません。

ブロック塀につきましては、所有者または管理者の責任において適正に管理されることが基本となります。しかしながら、町民が安全・安心に暮らせるまちづくりには非常に重要と考えております。

このことから、道路に面している危険なブロック塀の撤去にかかわる助成制度につきましては、他自治体の先進事例や動向を参考に、また、国及び県の支援施策も踏まえ調査・検討してまいります。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 財政課長。

〔財政課長 椎名富士男君登壇〕

○財政課長（椎名富士男君） 私からは、台風災害による検証と今後の見直しについてのご質問のうち、自前の発電設備の現状および導入についてお答えをさせていただきます。

台風15号では庁舎が停電し、長期間にわたり行政機能が停滞した自治体がありました。幸い当町は役場庁舎の停電は免れましたが、排水機場や農業集落排水処理施設等では発電設備を借り上げ対応したところでございます。

現在、役場庁舎には、停電発生時に自動で始動する常設型と専用の分電盤に発電機を接続して手動で始動させる仮設型の2種類の発電設備がございます。

常設型は、停電時に必要最低限の窓口業務を行うためのコンピューターシステム及び外線電話用と緊急放送のための防災行政無線及びJアラート用で、稼働時間の目安は、コンピューターシステム及び外線電話用が3時間、防災行政無線及びJアラート用が72時間です。

また、仮設型は、主に災害対策本部照明用と災害備蓄品倉庫としての北側車庫等棟照明用で、それぞれ稼働時間の目安は5時間です。

台風15号による停電は、従来の停電の常識や対策が通じない想定外の経験となりました。

今後は、庁舎や指定避難所等に順次、発電機や非常用照明器具の配備数をふやすなど、長期の停電にも対応できるよう対策を講じていきたいと考えております。

〔財政課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

〔税務課長 鈴木正広君登壇〕

○税務課長（鈴木正広君） 川島富士子議員からご質問のありました大綱4点目、安全で安心なまちづくりとして、女性の視点を生かした防災・減災対策についてのうち、災害対策に伴う、町民サービスの見直しについての避難所での対応についてであります。避難所の開設、運営につきましては、横芝光町地域防災計画によりまして税務部門が担当しておりますことから、私からお答えさせていただきます。

避難所は、大規模な災害が発生した場合に、住宅の倒壊やライフラインの停止等で自宅での生活が困難になった住民が、しばらくの間、生命または身体を災害から保護するための一時的な生活の場として町があらかじめ指定するもので、避難者へ安全と安心の場を提供すると同時に、避難者がお互いに助け合い、励まし合い、生活再建に向けて一歩を踏み出すための施設となります。

当町の避難所の運営体制につきましては、平成30年度までは22時以降の深夜の時間帯では、男性職員のみで対応しておりましたが、今回の避難所設営からは、避難されてきた女性への配慮として、24時間体制で女性職員を加えた対応をしております。

また、今回の台風で長期に避難所を開設した町民会館におきましては授乳室を設けるとともに、性別に関係なく、要介護、障害のある方のために会議室を利用し、避難所内での要配慮者のスペースを確保したところでございます。

このことに加え、介護支援が必要な方には、災害対策本部を通じ、健康こども課へ保健師の派遣や、福祉課へ災害協定による要介護者の施設への移送等を依頼し、対応したところであります。

台風15号では、停電対応を主とした13日間の避難所開設となりましたが、さらに大規模な災害では、今回よりも長期にわたる避難所の開設を余儀なくされる場合も考えられます。

このような長期にわたる避難所の開設が見込まれる場合には、今回の経験を教訓として生かすとともに、避難された方の協働の精神に基づく自主的な避難所運営が重要となりますことから、その方法につきましても研究してまいりたいと考えております。

〔税務課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

〔福祉課長 及川雅一君登壇〕

○福祉課長（及川雅一君） 川島富士子議員からご質問のありました大綱4点目、安全で安心なまちづくりとして、女性の視点を生かした防災・減災対策の強化についての災害対応に伴

う、町民サービスの見直しについての要支援者等への対応についてにお答えいたします。

小倉弘業議員の一般質問にお答えしました内容と重複するところがありますことをご了承願います。

要支援者等の対応につきましては、避難行動要支援者名簿を活用し、災害発生時に迅速な避難支援ができるよう備えるとともに、地域の民生委員児童委員や各種支援機関等の協力を得ながら対応に当たることとしています。

しかしながら、災害が発生した際に、地域内で要支援者の避難支援活動を円滑かつ迅速に行うためには、自治会などを中心とした近隣の助け合いも重要であります。

また、東日本大震災など過去の震災を通じて、災害時における女性の視点から見た要援護者の避難と支援の必要性が認識されるようになってきており、さまざまな困難に直面した場合に、男性・女性・高齢者・障害のある方・妊産婦・乳幼児など、人によってその困難の質や度合いには違いがあると思います。

そのような中、防災・減災対策を強化する上では、理解されにくい女性特有の災害時の困難や課題などを女性目線での意見を取り入れ、それらは男性の困難や要支援者の支援にも関係する側面を持ち合わせ、要支援者等の支援体制づくりに深く関係してきますので、今回の災害による要支援者等への対応についての検証と調査研究し、一層の支援体制づくりに努めてまいります。

〔福祉課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ご答弁ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

まず、質問というよりも、骨髄ドナー、再三にわたって質問させていただいてまいりまして、いよいよ始まるということで安堵しているところでもありますけれども、ドナー登録者をふやす対策について、例えば、がん全体に言えることでもありますけれども、罹患者が、罹患率が年齢的に50代で増加に転じて、また60代から急増するということではありますが、骨髄移植のドナー登録は54歳まででありますので、少子高齢化により需要と供給のバランスが厳しさの一途をたどっていくというふうに思います。

移植を必要とする患者はふえる中でドナー登録者が減るということに、この先なっていくのではないかと心配もありますので、ドナー登録の、町がふえているということで、非常に担当当局でお声かけてくださったり、いろんな取り組みをしてくださっているんだということ、日ごろからの取り組みに感謝をするところでもありますけれども、さらなるドナ

一登録者をふやす啓発普及、これが重要だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。答弁は結構です。

そして、犬猫の件でありますけれども、課長の答弁でよくわかりました。隣の山武市、隣の匝瑳市でやっていることでありますので、どうしてうちはやっていないのという声がよく届くんでありますけれども、またしっかり調査研究をしていただきたいというふうに思ひます。

そして、高齢ドライバーを支える後付け安全装置の普及でございますけれども、既に東京都では、本年7月末から来年8月までの期間ということで急発進防止装置の費用、購入・設置費の9割補助が既に開始されているようであります。

そして政府が、今月まとめる経済対策に安全運転サポート車、サポカーと言われているんでしょうか、この購入補助を盛り込むようでございます。65歳以上を対象に新車購入時に10万円をめぐりに助成する方向で検討されているというふうに伺いました。軽自動車は7万円をめぐりとし、販売済みの車に安全装置を後付けする場合も対象にするように、今検討されているということでもありますので、確定ではないのかなというふうに思ひますが、2019年度の補正予算案と2020年度の当初予算案に費用を計上されるということが新聞のほうで発表されておりましたので、そういった情報が入ったときには、早急に取り組んでいただきたいと思ひますが、町長のお考えを伺いたいと思ひます。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 世間で今、高齢ドライバーだけではないんでしょうけれども、そういった部分の補助機械というんでしょうか、それについては、国も今検討していただいているということでございますので、可及的速やかに対応ができればと思ひています。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 町内の高齢者からも、そういった要望の声が多く届いておりますので、ご承知おきをいただきたいというふうに思ひます。

課長のほうに、ぜひお願ひしたいんですけれども、警察庁は高齢ドライバー事故防止へ運転相談ダイヤルを開設したということでもあります。番号は全国共通ダイヤルで、シャープ8080、はればれというふうに読むそうで、11月22日から運用を開始したということでもありますので、ぜひまた広報等で、こういった情報も周知をいただければというふうに思ひます。

次に、安全で安心なまちづくりについてでございますが、いかんせん、たくさん多く質問

したということもありまして時間もありませんので、何分から始めたのかも何かわからないうちに登壇しちゃって、何分かというのがわからないんですが、10分ぐらいまで質問していいのか。

〔「13分です」と言う人あり〕

○12番（川島富士子君） 13分ですか、ありがとうございます。

まとめて、ここというところだけ質問させていただきたいというふうに思います。

地区防災計画、登壇でもお話ししましたように、今後、将来、職員もとにかく行政依存、行政に頼ってばかりではいけないというふうに、私は思っています。もうとにかく自分の命は自分で守る。地域の人たちは地域で守っていくような、そういった仕組みづくりを確立していかななくてはいけない時期に入っているのかなというふうに思います。

そういうところで行政はアドバイス側に立って、また準備側に立って助言をするという、そういったシステムというか、そういう仕組みづくりが必要なのではないかなと思います。

既にやっているところで、宮城県の大郷町の中粕川行政区、ここの、ぜひ例を参考にさせていただきたいというふうに思います。ここの行政区の自主防災組織は、10月12日、14時13分に避難準備、高齢者等避難開始の発令を受けて、15時ごろから6班に分かれて全戸訪問し、避難を呼びかけたそうです。16時過ぎには住民の9割が避難先へ向かったということであります。

こういったのも、ふだんからやはりきちんとしたシステムをつくってタウンミーティングをしたりして、共通認識に立って、いざというときにその力が発揮できるような準備が大事かと思います。

災害時には安否確認用の旗を玄関先に立てているそうです。中粕川区自主防災というところで、「避難しました」という旗と、「助けて」という旗と、2本各全戸配布してあって、玄関のところに立てておくわけですね。そういった中で、本当に速やかに9割の方が避難先へ向かったということでもありますので、そういったいい事例も参考にさせていただきたいと思いますし、当町においても全行政区に自主防災組織を設立を促していくべきだというふうに思います。

また、毎年の防災訓練、毎年当たり前のようにやっておりますけれども、やはり避難所運営とか、夜の訓練とか、何かいろいろやっておこなうてはいけないというところを絞って、これからまた工夫をして考えていただきたいと思いますけれども、トップの町長、どういふふうにお考えでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 防災訓練等の訓練につきましては、いろいろと考えてはおるんですが、なかなか参加していただける……それでも当町は、いつも大体1,800人ぐらいの参加をいただいている中で、近隣から比べればというような、それがよければいいというものじゃないんでしょうけれども、それについては、それなりにできているとは思いますが、ただただ、今回の大きな台風被害の想定の問題等も、今後抜本的に考え方を改めて、視点を変えて、今後いろいろと検討していった中で、今後いろいろなパターンを想定した中での訓練をできればなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） よろしくお願ひします。

一つ防災士のいい例でありますけれども、28年度末に、愛媛県の松山市では防災士が中心になって、市内全41地区です、うちの町と比べたら圧倒的に多いわけです。この全41地区に防災士がいて、地区防災計画を策定したということでもあります。災害時の行動や事前の備えなど、実生活に根差した計画になったということで聞いておりますので、ここも参考にさせていただきたいというふうに思います。

そして、以前にも質問させていただきました体育館におけるエアコン設置でありますけれども、非常に費用もかかる、いろんな困難があるのも、先ほどの答弁でよくわかりましたけれども、実は電子黒板のときに、全額国負担というときに、うちの町に手を挙げてくださーいと言ったときに、結局各中学校に1台ずつを2台だったわけです。そして、よくよく何年後には、結局町負担をもって入れるわけですが、こういうことが過去に苦い経験があって、そのときに山武市は全校に入れたわけですね。スタートの英断、このように変わるということで、私は悔しい思いをしたことがよみがえってまいりました。過去の失敗を繰り返さないように、たかが電子黒板、されど電子黒板で非常に英断が大事というふうに思います。

緊急防災・減災事業債、これを使って羽田空港を持つ——当町も成田空港を持ちますけれども、羽田空港を持つ東京都は、全小中学校の教室は終わっているわけです。うちの町もそうですね。

本当に空港の下にいた、ある意味メリットと云ったら変かもしれませんが、東京都、規模等が違う中で、東京都は21年度末までに全校を目指すということでもあります、緊急防災・減災事業債を使いまして。あと、学校施設環境改善交付金とか、いろいろ、ゆめ基金、

すみません、名前が忘れましたが、教育基金もあろうかと思ひますし、卒業生の方たちにお声をかけたクラウドファンディングとか、いろんな方法があると思ひますので、ぜひ、寒さは今のバーナーみたいなのでしのげても、夏の熱中症は、これから温暖化の関係で、もっとも心配が出てくると思ひますので、授業を中止せざるを得ない事態も発生することもあるのかなと思ひますので、猛暑時には館内の室温がかなり昔と違って上昇すると思ひますが、そのところ教育長のお考えはいかがでしょう。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（押尾良晴君） 壁に断熱材がなくても、体育館に冷暖房ができるような手法を関係部署と連絡をとりながら研究をしてまいりたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 体育館の冷暖房につきましては、今教育長もお話がありましたとおり、教育課長のほうから壇上でも答弁がありましたけれども、構造的な問題、それも確かにあるんですが、例えば、今後学校建築等をやる場合には、当然のことながら、この部分も勘案しながら進めていきたいというのが、まず1点。

それと、もう1点は、そういう扇風機よりもちょっとグレードの高い、少し冷房装置みたいなのも今あるという情報も、実は聞き入れているところでございまして、今の構造を工事しなくても、どれだけの効果、効能があるかわかりませんが、一部公立の学校の体育館でも使っているという情報を得ましたので、今後そういう部分についても検討ができればなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。とにかく後手後手にならないように。電子黒板で私も、後でまた町が負担して入れるというのは、あのときに入れておけばという、そういった後悔の念を禁じ得なかったので、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

近隣のいい例とかもたくさん調べたんですが、時間の関係でここというところだけ質問させていただきたいというふうに思ひます。

これこそかなりの大金がかかることでありますけれども、睦沢町が町中無電柱化ということでもあります。視察にはちょっと行けなかったんですが、多額のコストがかかるということ、よくわかっておりますが、今後、ブラックアウト、大停電が、対策がすごく重要だ

というふうに思いますけれども、ロンドンやパリでは電線が100%地中化ということですが、この睦沢町で国の補助事業で電線は全て地中化済みということでもあります。また、地元で産出する天然ガスを活用した自家発電もあるということで、そういった……またあと浦安市では都市ガス発電とか、みんなそれぞれ自治体ごとに持ち味を生かしながら考えているということでもありますので、ここのところも研究をしていただきたいというふうに思います。

あと、液体ミルクなんですけれども、課長のほうから粉ミルク更新時ということでもありますけれども、大体いつぐらいになる話なんでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 今、川島議員の粉ミルクの更新時というのは、来年の7月に粉ミルクの更新がありますので、その時点で導入のほうを検討してまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 町長、粉ミルクは、乳児健診とか、保育所とか、幾らでも使っていたり、配ったりするということできると思うんです。今、この災害で、山武市がどれほどこの液体ミルクがあったおかげで、お母さんたちに喜ばれたかということが新聞紙上で発表されました。

ぜひ、粉ミルク更新時まで待たずに、いつ災害が起きるかわかりませんし、最近では、それこそ使い捨て哺乳瓶ではなくて、紙パックに、飲むところをつけるだけのアタッチメントが発売される予定だということでもありますので、この液体ミルクの有効性が認められて、グリコと明治がスタートしましたけれども、今、雪印とか、あっちもこっちも研究して、来年の早々には発売する予定で準備されているわけです。

ですから、来年の7月の粉ミルクがなくなる前に大きな災害が来たらどうするんだという話でありますし、お母さん方、何よりも大切な町の宝だって、いつもいつもおっしゃっている子供たちの命を守る。また、それを支えるお母さんたちは、ストレスで母乳が出なくなるということも考えられますので、また、時短のすごく喜ばれる液体ミルク、町長英断を、回答をお願いします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 積極的に考えさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） どうぞ、よろしくお願いします。

母の代弁者というつもりで言わせていただきました。

あと、各家庭にN T Tタウンページというのが電話帳と一緒に保存版で入っているわけですね。私もこれ見たときに、どのような内容かと見たとき、後ろのほうに避難所マップがついているわけです。避難所マップ。そして、この避難所マップを見ると、大体災害あったらここに行けばいいんだという、町内13カ所の紹介まで入っているわけですね。

この中に、N T Tですから公衆電話のある場所もちろんと印が、マークがつけられています。横芝側、光側のようにしっかりとした説明があります。ちょっとかけ離れますけれども、何が言いたいかというと、災害時は公衆電話無料ということでもあります。町内に何カ所設置されているのかなと、ちょっと数える暇はありませんでしたけれども、こういうふういきちんとある場所が明記されているんだというふうに思いました。

ただ、教育長すみません、通告なかったので申しわけないんですけれども、小学生の85%以上が公衆電話を使ったことがないという、テレビで発表されておりました。使い方を知らないことがわかったので、日ごろからなれておくことが必要と思いますが、何かの機会があったら、こういった話もされてはどうかというふうに思いましたので、お伝えしたいというふうに思います。

あと、町長にお伺いしたいというふうに思います。

町民に、よく、森田知事が大分マスコミで騒がれてしまいましたけれども、県から自治体にプッシュ型でどんどん町から要請がなくても県から人を派遣したり、これは副町長に伺ったほうがいいのかわかりませんが、そういうような話がありましたけれども、町の職員、町長本部長、そして総務課長、皆さん、全職員、一生懸命本当に対応されていたのは、私も目の当たりにしております。ただ、いろんな記事を読んだときに、国や県へ積極的なプッシュ型、町からもっとどんどんプッシュ型の取り組みをすることはいかがなものなんでしょうか。

11月25日の参院行政監視委員会で、公明党の西田実仁議員が国土強靱化地域計画など、国が地方自治体に計画作成を求めている法律が92本あるというふうに見ました。これは、県が主なのかな。細かいところはよくわかりませんが、92本もある中で、負担なく計画策定できるよう、たしか国土強靱化計画、これは町にも求められていることだというふうに思いますけれども、国の丁寧な対応を求めたことに対して、地方自治体が負担なく計画策定できるよ

うに国の丁寧な対応を求めたことに対して、内閣官房は要請があれば国の職員が出向いて説明を行い、計画策定の方向を解説するなど、丁寧に対応していくというふうに出ていたんですけれども、うちの町も精いっぱい取り組んでおられたと思いますが、県から来る前に、もっとこっちから積極的に県や国にプッシュというのは、どうだったのかなというふうに思いまして、ちょっとお伺いをしました。

○議長（鈴木克征君） 簡潔な答弁をお願いします。

町長。

○町長（佐藤晴彦君） どの辺の部分聞かれているのか、ちょっと今の質問でわかりづらかったんですけれども、ただ、今回災害に、経済産業省から、そしてまた千葉県からも来てくれました。特に9月、台風15号においては、経済産業省、国は極めて迅速な対応で、特に経済産業省が来たときは、東京電力とのつながりが非常に有効的だというふうに認識もしております。

千葉県については、若干タイムラグがあったように思いますけれども、いずれにいたしましても、正直申し上げまして、いきなり国や県から来て、連絡調整については非常にありがたいところがあるんですが、実際、この横芝光町、地域を熟知しているか、していないかによっても、いろいろな対応の仕方が変わってきってしまうという部分を、日ごろからのやはりお互いのコミュニケーションを、国・県と災害に対する情報交換ができていないが、もうちょっと構築していれば、もっとスムーズな対応ができるのかなというのは、率直な感想でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 無理やり伺って申しわけありませんでした。

あと、私のところに、時間もありませんので早口で、私のところに届いた町民の声をお伝えして、ぜひ今後の検討に入れていただきたいと思います。

ブルーシート、電池の周知が徹底されていなかったということと、物資の配布時間の見直しをしてほしいということでありました。決められた時間に仕事の関係で、どうしても行けなくてもらえなかった人もいるということでもあります。

また、ドライヤーが使えなくて、シャワーは借りられたけれども、ドライヤーが節電の関係でだめだと言われて、びしょびしょのまま仕事行ったというお話もありました。

あと、台風19号では、寒さの時期が違うということで、1人5、6枚の毛布を使ったとい

うことでありますので、こういった、本当に真冬の災害も考えて、準備のほうをお願いしたいと思います。また、段ボールベッド、間仕切り、今後、考えていかなくちゃいけないこと、たくさんあると思いますが、また改めて提言をさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時20分とします。

(午前11時13分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時19分)

◇ 山 崎 義 貞 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

山崎義貞議員。

[6番議員 山崎義貞君登壇]

○6番（山崎義貞君） 日本共産党の山崎義貞です。

9月9日に千葉県に上陸した台風15号は、各地で観測史上1位の瞬間最大風速を記録し、続く10月18日から19日にかけての19号は、静岡、山梨、長野から関東、東北地方にかけての記録的な暴風雨被害をもたらしました。さらに、21号崩れによる低気圧や前線活動の影響で、各地で豪雨被害をもたらしました。その結果、死者・行方不明者は約100人、全・半壊約1万2,000棟、床上浸水約2万8,000棟という大きな被害となってしまいました。亡くなられた方に心よりご冥福を申し上げます。そして、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。

ことしも残すところ、あと20日。国の政治に目を向ければ、安倍政権による政治の私物化が目に見え始めています。9月に行われた内閣改造は、台風15号被害初動対応のおくれとなりました。さらに、桜を見る会を自分の私的後援会に利用したと指摘され、その証拠隠しに行政文書破棄をしてしまったような政治は一掃しなくてはなりません。若者と夢を語り、政治への信頼を獲得することは、私たちの責務だと思います。

今議会では、大綱3点について質問をいたします。

初めに、災害から地域住民を守る取り組みについて伺います。

台風15号は、今までに経験したことのない被害を町民と町にもたらしました。住居の損壊、停電や断水による被害、ビニールハウスなどの施設損壊など、多くの町民が不安な生活を余儀なくされました。今、単身の高齢者世帯がふえています。高齢者や障害を抱えた家族は、災害時に行政の力を一番必要とします。台風15号による災害時には、ライフラインの寸断による不安は特に強かったと思われます。交通手段を持たない高齢者や障害者を抱えた世帯に対する対応について、どのように対応されたのか。そして、今後の課題はどのようなことが見つかったのかを伺います。

次に、昨年の西日本豪雨と2年続けての豪雨被害、想定外とか、今までに経験したことのないとかの言葉が聞かれるような最近の災害に対し、ハザードマップの見直しが必要となってきました。

台風19号、それに伴う豪雨による河川の氾濫は、全国で延べ140河川を超えたと言われ、避難先が災害を受けてしまったところも出てしまいました。町の真ん中を流れる栗山川の越水氾濫も想定しなければなりません。

千葉県では、土砂崩れで4人が亡くなりました。3カ所の災害現場は、土砂災害指定区域に指定されていませんでした。当町でも土砂災害による痛ましい事故も経験しています。洪水・土砂災害マップの見直しが必要ではないでしょうか。お答えください。

戸別受信機の普及促進について質問いたします。

防災無線の戸別受信機の普及は、災害時の情報提供にはなくてはならないものですが、戸別受信機の存在そのものを知らない人もいます。津波、豪雨、土砂災害警報などの避難警報をいち早く伝え、命を救うことにつながる戸別受信機の全戸設置が必要です。設置希望者には、費用負担なしで設置することを求めるものですが、普及促進については、どのような考えなのかお答えください。

台風15号による農業被害は深刻です。収穫の秋を迎えたこの時期の台風被害は、施設の被害だけではなく、収入のめどを絶たれ、再建の意欲も失わせる結果となってしまうか危惧するところです。余りにも大き過ぎる台風による施設被害からの再建に向け、町農業の振興のために何ができるのか。担当課は、被災者の心に寄り添った支援対応が求められます。町農業を引っ張ってこられた農家が営農を諦めることのないような支援と、これからの町農業の核となっていく生産者、若い農業後継者に対して、きめ細かな相談対応が必要ではないでしょうか。お答えください。

次に、町の全壊、半壊、一部損壊が1,100を超えるという被害件数です。被災世帯率約12%と県内でも一部損壊率が高く、多くの世帯が被害を受けています。窓ガラスが壊れた、屋根の瓦が飛ばされて、壁や畳やベッドなどが浸水し使い物にならなくなったなど、生活再建に向けた支援が求められています。罹災世帯に対し、災害救助法を活用した支援策についてお答えください。

次に、産業振興対策の野生イノシシの捕獲駆除対策について質問します。

千葉県房総丘陵では、以前より野生イノシシの農作物被害で農家を悩ましてきました。野生イノシシは、農作物被害だけではなく、人にも危害を及ぼすことがあります。大総地区初め、東陽地区でも目撃情報があり、駆除を早目に行い、被害防止に努めるべきではないでしょうか。町の見解を伺います。

アフリカ豚コレラ（ASF）、豚コレラ（CSF）対策にかかわる防護柵の設置費用の町負担補助について質問します。

昨年9月、岐阜県で見つかったCSFは養豚経営の盛んな愛知県に広がり、大きな経済的なダメージを及ぼしています。今、CSFは埼玉県まで広がってしまい、国は地域を限定してワクチン接種を始めたところですが、ここまで感染拡大してしまった原因には、ウイルス保菌の野生イノシシが原因と言われています。飼養衛生管理基準の中にイノシシ対策の防護柵が組み込まれれば、養豚農家には新たな負担増が生まれます。この対策には、国・県の補助制度がありますが、新たな負担による対策に消極的な農家も見受けられます。台風被害による負担増も重なる中で、農家負担軽減で防護柵推進を図る必要があると思われます。お答えください。

最後に、介護保険制度の介護利用料減免制度について質問します。

介護保険料や介護利用料の町独自の減免制度はありません。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯がふえ続け、やがては誰もが介護を必要とします。

介護保険料は年金から天引きされ、残りわずかな年金で生活を立てなければならない高齢者世帯は、介護利用を制限することにもつながります。施設入所からデイサービス、また生活援助の訪問介護まで、利用者が十分な介護支援を得られるようにする必要があると思われます。特に、認知症の高齢者に対する在宅ケアに対しては、訪問介護支援の回数をふやすことも必要になっています。必要な介護が受けられるように、地域包括支援センターの充実と町独自の利用減免制度や利用制度の拡充を図ることを求めるものですが、町を考えを伺います。

以上、大綱3点について、壇上からの質問とします。当局の明快な答弁をお願いして、質問を終わりといたします。

〔6番議員 山崎義貞君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

福祉課長。

〔福祉課長 及川雅一君登壇〕

○福祉課長（及川雅一君） 山崎義貞議員からご質問のありました大綱1点目、災害から地域住民を守る取り組みについての台風15号及び19号により被災された世帯に対する支援と対応についてのうち、高齢者世帯及び障害者への対応と課題はあるのかと、罹災世帯に対する支援についてと、大綱3点目、介護保険制度についてにお答えいたします。

初めに、高齢者世帯及び障害者への対応と課題はあるのかについてですが、台風15号及び19号の被災時の高齢者世帯及び障害者の対応については、長期停電地区の世帯を中心に民生委員児童委員を初め、町保健師、福祉課職員などで個別訪問や電話による安否確認や支援物資の配布などを行うほか、みずから避難することが困難な方への避難支援の対応をいたしました。個別訪問による安否確認については、県へ保健師の派遣要請を行うなど、体制を整えて実施いたしましたが、避難支援も含め支援員の十分な人的確保には苦慮したところであります。

高齢者及び障害者ともに被災時に支援対応をする場合、日常で社会的な支援等を受けている方で、特に配慮が必要な方は、その状況により対応が異なるなど、あらかじめ個々の情報把握を行うほか、対応できる人材の確保・育成も必要であると考えます。

また、困っていても声を上げられない方、家族全員の判断力が低い世帯、家族がいても介護等のために家を離れることができない世帯など、支援が届きづらい方もおり、要支援者への対応・方法についても検討課題は多々あるものと感じておりますので、検証と調査研究し、支援強化の体制づくりに努めてまいります。

次に、罹災世帯に対する支援についてですが、1点目として、令和元年10月15日に被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当すると認められ、千葉県内全域に対して適用を受けました。

制度の趣旨といたしましては、「自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな

復興に資することを目的とする」とされております。被災者生活再建支援金の対象は、住宅の全壊、大規模半壊及び半壊の被害であって、やむを得ない理由により住宅を取り壊した世帯となります。

2点目として、千葉県内における災害で家屋の全壊、全焼及び流失が5棟以上発生した場合によって支給される千葉県災害見舞金等の支給となります。この支給制度につきましては、被災者及び遺家族に対し災害見舞金及び弔慰金を支給するものであります。

3点目として、災害により負傷、または住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金の貸し付けが受けられます。

以上の支援関係につきましては実施し、現在受け付けを行っております。

次に、大綱3点目、介護保険制度についての利用料の減免制度をつくることについてであります。介護保険の利用者負担額の特例（減額）については、介護保険法及び介護保険法施行規則で定められており、当町においても横芝光町介護保険条例施行規則で介護保険法及び介護保険法施行規則の規定により減免を受けようとする被保険者は申請することができます。

また、今回令和元年台風15号及び台風19号においては、災害救助法が適用された市町村において被害の状況を鑑み、利用料等の免除等に係る特別対策として、国より保険者の判断で全額免除することができることとされ、それに対応するため要綱を制定し、利用者負担の減免について対応しているところであります。

今回、令和元年度台風15号及び台風19号による災害被害者に対する横芝光町介護保険利用者負担額の減免に関する要綱につきましては、令和元年11月21日に公示したところでございます。

〔福祉課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 萩原浩己君登壇〕

○環境防災課長（萩原浩己君） 山崎義貞議員ご質問の大綱1点目、災害から地域住民を守る取り組みについて、お答えいたします。

初めに、台風15号及び19号により被災された世帯に対する支援と対応についての今後、想定外の豪雨が予想されることからハザードマップの見直しが必要と思われるがについてありますが、現在のハザードマップは平成26年3月に作成したもので、千葉県が平成19年9月に公表した栗山川浸水想定区域図をもとに、町が検討を行い作成したもので、おおむね50年

に1回程度起こり得る可能性がある大雨により想定される浸水区域を示しております。

また、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域は、千葉県が告示した地域となっています。

なお、見直しについては、栗山川を管理する千葉県が河川流域の浸水想定区域の更新を行うタイミングで進めてまいります。

次に、防災無線戸別受信機の普及促進についてであります。防災行政無線の戸別受信機は、屋外スピーカーの放送では聞き取りにくい場所や自宅の居間等の家族が多く集う場所などに設置し、確実に放送を聞き取れるために設置を希望する方には、横芝光町分担金条例に基づき5,000円の負担金を徴収し設置させていただいております。

町では、災害時の情報発信を多角的に行っておりますが、町からの重要な情報が発信されます防災行政無線は、ぜひ家庭に設置していただきたく、今後も設置啓発を行ってまいりたいと考えています。

〔環境防災課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

〔産業課長 熱田雅之君登壇〕

○産業課長（熱田雅之君） それでは、山崎義貞議員ご質問の大綱1点目、災害から地域住民を守る取り組みについての台風15号及び19号により被災された世帯に対する支援と対応についてのうち、農業被害の支援対策と窓口対応について。大綱2点目、産業振興対策についての野生イノシシの捕獲駆除対策についてと、アフリカ豚コレラ、豚コレラの対策にかかわる防護柵の設置費用の町の負担補助についてお答えいたします。

初めに、農業被害の支援対策と窓口対応についてであります。台風の被害を受けた農業者の皆様の早急な経営再建を支援するため、農業の再生産に必要な資金や施設の復旧に必要な資金を、実質的に無利子で融資する農業災害対策資金利子補給事業を実施いたします。

また、被災した農業用ハウスなどの復旧及び撤去に要する経費に対し、国の支援に加えて、県と町で上乗せ支援することで、農業者負担が対象事業費の10%程度になる被災農業者支援事業を実施いたします。

これらの事業につきましては、各地域の担い手農家さんへ直接通知をするとともに、農家組合を通じての回覧、町ホームページ、防災行政無線で周知を行ったところであります。

また、被災農業者支援事業につきましては、10月15日から10月25日まで、役場に受け付け会場を設け、土曜、日曜、祝日を含め要望の受け付けを行うとともに、千葉県職員の支援を受けながら町職員により現状確認、調査を実施いたしております。

現在も要望を受け付けており、今後も被災した農業者の皆様へ寄り添った窓口対応に努め、事業再開に向けた取り組みを着実に支援してまいりたいと考えております。

次に、野生イノシシの捕獲駆除対策についてであります。昨今、町内でも複数箇所で見られるイノシシの目撃情報が寄せられていますことから、農業被害、人身被害を防止するために猟友会、町環境防災課と連携しながら、箱わなの設置を行っております。

また、今年度から獣類の捕獲については、通年実施できるよう対策を強化しております。さらに、イノシシ捕獲用として箱わな3基、くくりわな20基を新たに整備いたしました。今後の捕獲に期待をしているところでございます。

次に、アフリカ豚コレラ、豚コレラ対策にかかわる防護柵の設置費用の町の負担補助についてであります。防護柵設置費用の助成につきましては、豚コレラの拡大防止対策、また、アフリカ豚コレラの対策として、ウイルスに感染した野生イノシシが見つかった地域だけでなく、全国の農場を対象に、国が対象事業費の2分の1を、また千葉県が4分の1を上乗せ補助し、合わせて4分の3が町防疫会を通じて農家さんへ直接助成されることが決定しております。現段階では、町の上乗せ補助は考えていないところでございます。

〔産業課長 熱田雅之君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 山崎義貞議員ご質問の大綱1点目、災害から地域住民を守る取り組みについての台風15号及び19号により被災された世帯に対する支援と対応についての罹災世帯に対する支援についてのうち、住宅関係についてお答えいたします。

宮菌議員の一般質問にお答えした内容と重複することをご了承願います。

11月25日に開催されました議会議員全員協議会でご説明しましたとおり、災害救助法に基づき全壊、大規模半壊、半壊、半壊に準ずる程度の損傷を受けた住宅については、限度額の範囲内で応急修理の支援を行います。

また、一部損壊の住宅に対し、国の交付金事業や県補助事業を導入し、対象となる工事費用の20%、最大で50万円まで支援する事業を行うことといたしました。

なお、災害救助法に基づく住宅の応急修理につきましては、既に受け付けを行っております。一部損壊の住宅につきましては、今後、国と県へ補助事業申請を行い、補助金交付決定となりましたら、直ちに住宅が被災された皆さんに周知するとともに、支援を開始いたします。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、質問順に再質問させていただきます。

初めに、高齢者世帯と障害者の対応についてに質問いたします。

ひとり暮らしの高齢者、それから高齢者のみの世帯数ですが、どれぐらいあるのかちょっと教えていただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） ちょっとデータが古くて申しわけありませんが、平成31年3月31日現在で、ひとり暮らしの高齢者数につきましては、1,745人でございます。高齢者のみの世帯につきましては、1,231世帯となっております。これにつきましては、施設入所者を含まない数字となっております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） わかりました。

大分多いなど。要するに、3割くらいの方が高齢者ということで、その中で65歳以上ということではありますが、独居の高齢者ということも、あと寝たきりということもありますが、そういう方に対して、今回の台風被害の支援ですが、非常に、寝たきりに関しては、先ほど福祉課長答弁されて、民生委員とか、いろんな形で対応したというようなことがありましたが、ちょっと私心配になっているのが、先ほども大総地域に対して、大総地域のほうに水の、停電が長引いたということで補給したということが報告されましたが、地下水を使っているところというのは、山のほう行くと結構あると思うんですね。光の日吉地区のほうなんかも結構ありまして、そこも結構停電が長引いたところあります。

そこに関しては、やはり水、給水事業をやっている、そこにとりに行くことができないということで、どうにか近くまで水の配給ができればというような、そういう意見、要望をもらったんですが、こういうことに対して、町のほうの対応というのは、どのように考えますでしょうか。きちんとした情報をつかんでいるのかどうかということになってくると思うんですが、どのような形で、こういう声をつかんでいたのかなというようなことで、ちょっとそこを教えてくださいたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 今回の停電に伴う給水活動につきましては、まず答弁のほうで申

し上げましたとおり、上部のほうで地下水をご利用になっているご家庭については、停電が継続している地域については、給水活動の周知、特に重点的にやらせていただきました。

さらに、福祉課が把握しております高齢者のみの世帯、または高齢者おひとり暮らしの世帯については、地区の民生委員児童委員、こういう方を通じまして、個別訪問をした際に飲料水を持参する、非常食料を持参する。さらには、要望を伺って、不足する場合には追加で届ける等の対応をさせていただきました。

さらには、停電地区ではないとされている地区でも、いわゆる隠れ停電と言われている、把握されていない世帯が存在いたしました。これにつきましては、町のほうもその世帯からの情報を集約いたしまして、その世帯については、停電をしているという把握をしておりますので、飲料水等が必要な場合には、個別にお届けをするような対応をさせていただきました。

こういう情報につきましては、町のほうで強制的に一括して把握するのは非常に困難な状況がございますので、そういう情報を聞かれた場合には、いち早く町のほうにご連絡をいただければ対応させていただく体制は整えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 補足させていただきますと、今回の台風、特に15号においては、今、総務課長から答弁がありました民生委員さんのご活躍が非常にありがたく、そして有効的に機能ができたというふうに、私ども考えておりますし、改めて民生委員さん皆様方に、ご協力いただいた皆さんに感謝をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 総務課長、確かに総務課長の言われたとおりで、そのとおりだと思いますが、ただ、町のほうに言うツールといいますか、停電になっている中で、そのところが電話が通じないというようなことで、民生委員さんが行った中で、きちんとその話ができるような、民生委員さん一生懸命やってもらったということは、私も十分に承知はしています。

しかし、そういう声があったということで、そのところのやはり、民生委員さんにも何かがあれば、私のところとか、役場のほうに何らかの形で伝えられるような、そういうような手だてというのが必要になってくるのではないかと。

特に、高齢者の場合には、車持っていないということになって、お風呂の問題なんかもあったと思うんですが、そういう町の駐車場とか、文化会館とかというところに行くことができない。やっぱりこういう人に対しての優しい手だてというか、そののところも、もう一度ちょっと考えて、対応として考えていただきたいというふうに思います。

いいです。一応、そういうことなので、ぜひ、今後の対策として考えていただきたいというふうに思います。

それと、続きで、ハザードマップの見直し問題ですが、土砂災害警戒区域の指定数といえますか、横芝光町でどれくらいありますか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 土砂災害の警戒区域でございますが、本年度現在で、日吉、南条、大総地区の11地区で、世帯数の合計が179世帯で、世帯員としては550名ということで認識しております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 防災マップにたしか、私ちょっと資料として持ってきてないんですが、書かれたのでは、その数ではないと思うんですが、もう一度、ちょっと後で確かめていただきたいというふうに思います。私の認識が違うかもしれないので。

それと、急傾斜崩壊の危険箇所数というのも、1、2、3という形で分かれてあると思いますが、この数はどれくらいあるんでしょうか。防災マップで、点として印はしてあったんですが、数としてはつかんでいないんですが。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 急傾斜地の崩壊危険箇所ですが、町全体で95カ所ということで、地域防災計画の資料編に基づいて捉えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 95カ所。要するに、課長であれば、11指定数ということで、これは県が指定しているところだと思うんですが、非常に日吉地区とか、大総地区に行けば危険箇所がいっぱいあるはずなんですね。今度の台風の被害で、千葉県で指定箇所に指定されていなくて土砂災害が起きて、死亡事故が起きたということで、非常に大きな問題になっていると思うんですね。

こここのところの問題というのは、事故というか、土砂災害が起きて、大変なことになってはちょっと遅いと思うので、この対応はどのように町としては考えているのか伺います。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） これは、先ほども申し上げました土砂災害警戒区域及び急傾斜地、そういう等々、千葉県山武土木事務所と協議をしております、県とともに早急に見直し及び災害区域の指定については行っていこうと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 課長、住民との話し合いも必要かと思いますが、そこはどのようになっていますか。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） 土砂災害警戒区域につきましては、先ほど環境防災課長が回答しましたとおり、山武土木事務所のほうで把握しております、県が対応しているような状況でございます、先週8日の日曜日に町内の土砂災害警戒区域をこれから指定したいという地域がございまして、そちらの方を交えまして、午前・午後と説明会を行ったところがございます。

その場で、説明会の終わった後に、皆さんから意見を求める時間をつくりまして、いろいろな意見をいただきました。中には、「緊急的な工事をしてもらいたいです」とか、そういうようなお話もありました。その説明会が終わった後に、また個々にいろいろ相談されたい方についてはということで、また時間を設けて、個々のお話し合いも設けたところがございます。

土木事務所につきましては、今後、警戒区域の説明会を行いまして、新たに警戒区域に指定する作業を、今進めているところでございます。なお、土木事務所につきましては、今後必要であれば、また何らかのアナウンス、説明等をしていくというようなお話もしているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） わかりました。

なるべく早く、この対策、対応をして、県のほうにも求めてもらいたいというふうに思います。

次に、防災無線の戸別受信機の普及について質問しますが、情報提供をしてくれる避難のときの警報を含めて、いろいろな面で非常に大事なツールだと思います。戸別受信機に関しては。

せんだっての宮菌議員の質問の中では、この台風の後、80台ふえたというふうなことで、82.9%の数だというふうに聞いています、そのときの説明で。

この戸別受信機ですが、5,000円の個人の負担ということになっていますが、この5,000円の負担を免除される家庭というのはあるのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 先ほどの壇上答弁で申し上げましたとおり、これについては、戸別受信機につきましては、横芝光町分担金徴収条例に基づきまして、1戸5,000円の負担金をいただいております。

なお、この条例の中に、分担金の減免というのが第6条にうたわれております。これにつきましては、町長は貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別の事情があると認めた場合において分担金を減額し、または免除することができるということで、第6条にうたわれております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） そうしますと、例えば、生活保護世帯は免除になるのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 議員おっしゃるとおり、生活保護世帯については減免ということになります。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 生活保護世帯で、栗山川の近くに住んでいる方で、今回非常に大変だったというか、情報も何も入らないと。ここの家庭、戸別受信機ないんですが、こういう場合にはどうしたらよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） ぜひ、そういうご家庭には申請書というものを書いていただかなければいけないんですが、申請書を書いてもらって、うちのほうに伝えていただければ、戸別受信機のほうは設置してまいりますので、議員のほうからも、ぜひそういったお声かけ

していただければと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 戸別受信機設置の家庭は、町のほうで把握しているのでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 戸別受信機の世帯については、もちろん先ほど申し上げましたとおり、申請書を書いていただきまして、住所、氏名、連絡先ということで台帳をそろえておりますので、把握してございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでしたならば、生活保護世帯、申請しなくても設置できるじゃないですか。してください。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） それにつきましては、ぜひ担当課等と連携をとりまして、設置のほう確認をし、設置のほうをしてまいりたいと存じます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○環境防災課長（萩原浩己君） よろしく申し上げます。

それでは次に、農業被害の支援について質問をいたします。

非常に国や県からの手厚い支援が受けられると。1割の自己負担で受けられるということで、非常にこれから農業を再建していこうという人にとっては、心強いものになっているかと思えます。

そういう中で、いろいろな制度上の問題で、申請とか、面倒とかということが出てくるかと思うんですが、その中で何点か伺いますが、損壊したビニールハウスの撤去費用に関してですが、町のほうは廃プラで処理をお願いしたということのように聞いています。ちょっとその確認は、災害ごみとしてビニールの処理できるものなのか、できないものなのか教えてください。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） ビニールハウスのビニールでございますが、当町は廃プラで処理をさせていただきました。

それで、当初、関係課とも災害ごみの対応ができるのかという話もあったんですが、町、

あるいはJAさんがある程度自分たちでどこかへ集めて、持っていかなければならないというようなこともございまして、当初は北清水の災害場所というふうにも考えておったんですが、その当時は、全然場所も足りませんし、環境防災課のほうとも話をした中で、今回の農業用ビニールは別ということで話になりましたので、廃プラ事業ということで、本来、7月と1月に廃プラというのはやっているんですけども、今回、災害だということで、特別に期を別にして、改めて実行させていただいたところでございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 当町は廃プラ事業でビニールハウスの処理をするということで、それまで待てないという方は、農家は、当然その前に処分しちゃったということがあると思いますが。当然、費用の負担が生じるわけですが、この廃プラ事業に係る農家負担ですかね。このところは、どのようになっているのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 通常の廃プラ事業と同じように、1人1キロ当たり5円ということでお願いしております。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 災害ごみとして、町のほうが、この廃プラ事業のより柔軟な対応として助成、廃プラの助成もしていただきたい。検討していただきたいんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 廃プラの処理についても助成をしているところの中で、災害と、今回の廃プラスチックの問題については、どこまで線が引けるかどうかという、非常に厳しい部分もございます。

その中で、結果的に産業課、または環境防災課と今、課長答弁したとおりでございますけれども、その結果、廃プラの扱いでやらざるを得ないだろうという結果で、こういうふうになりましたので、ご理解をいただければというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 廃プラとしてやらざるを得ないというのはわかるんですが、廃プラ事業も助成はあるのはわかっているんですが、やはり災害ごみかどうかかわからないということはないと思うんですね。だって、被災証明を出しているわけだから、それは当然わからない

わけないと思いますよ。それと、自分で、要するに、新たにもう前に進まなくちゃならないという中で、自分で処理、業者に運んで処理したという方も聞いています。こここのところの補助というのは、どのようになるのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 現段階で、実際に先日廃プラやったんですが、産業廃棄物なのか、あるいは実際のビニールハウスのものなのかの区別はできませんでした。ですから、全部受け入れました。

それと被災証明でございますが、今現段階で260件ほどの被災証明の申請が出ております。それで、現地確認等をしてしながら、今230件ほどの被災証明は出されております。それは、ハウス以外のものも全部含めてでございますけれども、農業関係の施設としては、今そういうような状況でございます。

それと、今議員おっしゃられました、事前に自分で事業者のほうへ持っていったというような方に対する助成ですが、民間の事業者へ持っていった場合、処理費が、キロ当たりですけれども多分80円とか100円とかかかると思います。廃プラ事業ですと、44円だったかな。そのくらいです。そのうちの個人負担は5円でございます。ですので、そこで負担というか、補助のほうはさせていただいておりますので、今現段階では、事業者さんに直接持っていった分については、ちょっと検討はしてございません。それ以外の今回の事業費、例えばパイプハウスですとか、撤去費等も含めた形で補助は、先ほどの申請をいただければ対象にはなりません。

ですから、骨材ですとか、倉庫ですとか、そういうものの撤去費とか、そういうものについては補助金の対象になっております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） そうなんですよね。確かに、そういうことの助成事業にはなっていないんですが、やはりハウスの施設の農家にしてみれば、ビニールの撤去費用と、廃プラにすると非常に処理の仕方として、畳み方から何かから大変だということがありますよね。だから、そういうところをもっと簡素化できないかと。

要するに、飛ばされちゃったビニールなので、なかなかそこへあるのが大変だというのは、日々の仕事に追われて、そのままになっているというのが、まず現状としてあると思うんですが、こここのところをちょっと相談に乗っていただきたいと。12月25日まで相談受け付けて

いるということなので、そこのところの相談もあると思いますので、ぜひ担当課にしてみれば、丁寧な説明というか、そういうような形でやっていただきたいと思いますが、そここのところはどのように感じますでしょうか。担当課として。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 今も議員おっしゃられているとおり、いろいろな被災に対する助成事業に関しましては受け付けを実際に行っておりますので、その中でご相談に乗らせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ありがとうございます。

被災された農家は、本当に大変な思いで窓口に来ているわけなので、ぜひ担当、町の産業課だけじゃなくて、町の窓口のそういう対応者というのは、ぜひ、対応の仕方を間違わないでもらいたい。心というか、励ますような形で対応していただきたいというふうに思います。ぜひ、そのような形でやっていただきたいということをお願いをいたします。

次、罹災世帯に対する支援ですが、これに関しては、都市建設課長の答弁から、それから税務課長の答弁からで、非常に10%、20%のこの線引きの問題として出てくるかとは思いますが、ぜひ被災された、罹災証明出された世帯の、そういう被害に遭われた方が納得できるといいますか、そういう調査を求めるものですが、そこのところの対応として、税務課としたら、どのようなことを気をつけて今やってらっしゃるのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） お答えいたします。

税務課といたしましても、先ほどの被災された方に寄り添ったということではございますが、それはもちろんですが、国が決めました災害に係る住家の被災認定基準運用指針、これにのっとりながら、また、国から、内閣府のほうからも、これを多少広げて見るようにというふうな指示がございました。このようなものを見ながら、当課と都市建設課とでタッグを組みながら調査のほうを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 瓦が飛ばされたり、窓ガラス飛ばされたりして住めなくなった家というのがありますので、国の基準として、見方として、そこのところ、もう住めないというこ

とであれば、それなりの合った基準を適用していただきたいというふうに思いますので、ぜひそのところを、当然今度ふやすということで再審査の申し込みですかね。もうふえてくるのかなと思いますが、そのところもぜひ、より多くの方がこの支援受けられるような形でやっていただきたい。町のほうも当然、都市建設課のほうもそういう形でやってくれるということなので、本当にそのところはお願いするということで。

次に、いきますので、野生イノシシの捕獲に関してですが、これに関しては、銚子から旭、成田、印西、香取、東庄というところで捕獲の強化を進めています。県の補助に関して、市町村から追加の交付要請があれば受け付けるとしているんですが、このところは、町としたらそういうような要請はしているのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 捕獲に関しましては、先ほども申しましたけれども、今年度から強化の時期が長くなりました。それと、箱わなを今まで1基しかなかったんですけれども、増設させていただきまして、現在要望のありました地域に設置してございます。

ただ、くくりわなというのがあるんですね。よそへ聞きますと、よその市町村聞きますと、くくりわなのほうが効果があるというところもあるんですけれども、11月から2月までは狩猟期間に入りまして、犬が放れますので、それがかかってしまっただけでは困るということで、猟友会さんのほうから、ちょっとその期間はくくりわな遠慮してほしいというような話をいただきまして、それはまだ設置はしておりません。そういうような形で、県のほうと話をしながら進めておるところでございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、ぜひ猟友会のほうと密に連絡とりながら進めていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、防護柵の補助事業ですが、担当課長言われるように、4分の3、国・県で助成して出すということです。群馬の渋川、桐生、前橋市なんですが、ここの3市は農家負担なしでできるように検討しているというようなこともあります。当然、食肉センターを抱えている当町ですので、何分かの、町と農家での折半での設置補助というものも検討していただきたいと思いますが、町長、そのところは検討はいかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 検討をさせていただきますが、なかなかその部分については、ちょっと厳しいのかなという思いもあります。ちょっと近隣の状況を見ながら、状況を見ていき

いというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） わかりました。

ぜひ、そんなに金額的には、高いお金になる金額じゃないと思いますので、金額等の問題じゃなく、やはり全ての養豚家がこれは必要になってくる問題なので、やらない、俺はやらないということがないような形で助成が一つできればというふうに思いますので、そこをお願いしたいと思います。

最後に、介護保険の町独自の利用料の減免なんですけど、なかなか減免、大変だと思いますが、認知症の人とか、そういう人が利用制限、毎日でも利用したいということ、当然出てくると思います。そういう中で、ケアプランに従って、そういう当然介護とか、そういう訪問の事業をするわけなんですけど、当然そうなってくると、利用限度額を超えないところでということになります。

必要な介護を受けられるような形で、そのところのケアプランを作成するときに、ぜひ、この人には必要だということで、そういう人に関しては、ぜひ町の助成を検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 以上で山崎義貞議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時20分とします。

（午後 0時20分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時19分）

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） これより議案審議を行います。

日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算（第3号））を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、1点だけ質問させていただきます。

4ページの収益的収入及び支出の支出のほうですけれども、1款1項3目の修繕費の関係なんですけれども、MRI装置用液体ヘリウム補充74万3,000円ということになっていますけれども、今、MRIのほうについても購入してから随分歳月がたっております。それで、利用については今、脳外科のほうが停滞している状況で、そんなに多分利用度もないと思います。

しかしながら、MRIの経費、ランニングコストについては、年間電気代を含めて多分2,000万円ぐらいかかっているんじゃないかなと思います。ですから、そういう費用対効果を考えて、今回このような補正を出してきているのか。

また、そういうような費用対効果というのを今後考えていった中で、しっかりとした対応をしていくのか。といいますのは、また今回の補正の中で出てきていますように、一般会計からの繰り入れが1億5,000万円というような莫大な繰り入れがなされています。ですから、そういうものを少しずつ、やっぱりきめ細かくやっていかないと、いつまでたっても莫大な

赤字が出てきてしまうんじゃないのかな。

ですから、そういうものをきめ細かく考えた中で、このような補正を上げてきているのか。その辺について伺います。

○議長（鈴木克征君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） MRIの修繕についてということで、MRIの使用頻度と照らし合わせて費用対効果としていかなものかということでご質問だと思いますが、MRIにつきましては、年間700件前後の利用頻度がございまして、現在もできるだけMRIを活用した形で、先生方にも活用していただけるようお願いをしている状況でございます。

現状といたしましては、やはり診療を行うにはMRIがどうしても必要で、場合によっては、国のほうでは病院、一つの病院で全部MRI、高額の医療機器を持つのではなく、共同で利用してはどうかという、国のほうの提案もございまして、その辺については、今後検討していきたいと思いますが、今回の補正につきましては、現在のMRIが、こちら冷却装置が動かない状況では使用できませんので、修繕をさせていただいたという状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、今の事務長のご回答ですと、当然いろんな状況を踏まえて、費用対効果等も考えているというような考え方でよろしいでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） MRI等についても、ほかの機器についてもそうなんですが、費用対効果、常に考えて、効率的に活用できるようにしていきたいと考えております。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 今のに関連してなんですが、このヘリウム補充なんですが、これは停電による電源喪失によって補充しなければならなくなったことですか。原因をちょっと教えていただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） こちらのヘリウム補充に関しましては、停電が長期化したことに伴いまして、冷却装置のほうがとまってしまいますと、冷却装置が異常を来してしまうという状況でございましたので、冷却装置自体は保守の中で修繕を行ったのですが、その中に入っているヘリウムガスについては補充が必要だったということで補充させていただい

たものでございます。

なお、19号が接近した際には、台風19号でございますが、そちらについては、今そちらのMRIのほうには非常用電源が供給されてない状況でございましたので、業者から大型のジェネレーターを借り入れしまして、停電に備えておった状況でございますので、今後、発電装置の改修とか、そちらの見直しも今行っているところですので、停電に備えて、このようなことがないように対処していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） そうしますと、この冷却装置、非常用電源からこのMRIの冷却装置には、電源は、要するにつながってなかったということですかね。非常用電源もあったはずと思いますが。

○議長（鈴木克征君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 現状では、非常用電源の装置とMRIの冷却装置はつながっておりません。MRIの冷却装置、MRI装置のほうなんですけど、キュービクルから直接とっている状況でございまして、今後、そちらのほう見直していきたいと思っております。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第5、議案第3号 横芝光町選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第6、議案第4号 横芝光町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第7、議案第5号 横芝光町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 1点伺います。

この中で、職員、フルタイム、パートタイムそれぞれの、パートタイム職員の給与ですが、今までよりも減る、減額になるということはないのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 現状よりも待遇としては向上するという内容になっております。

特にパートタイム、会計年度任用職員等については、従前は期末手当の支給というのとはできないこととなっておりましたが、今回の制度導入によりまして、それも可能になっております。さらには、給与の号給の決定について、一定の俸給を参考に決定することとなっておりますので、現時点よりは下がるということはないというふうに認識しております。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第8、議案第6号 横芝光町会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 1点だけ確認なんです、6号の第1条で職員定数条例ということになっています。その中で、臨時の職員、「臨時」を「臨時の職員」というようなことになっていますが、今度臨時の職員の規定とといいますか、今までと違っての規定みたいなものはあるのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 臨時の職員につきましては、「定員の欠員に限る」ということに、今回限定されました。これまでは、若干、その職において繁忙期等についても臨時の職員で対応するということがあったわけですが、定数に欠員が生じた場合ということで、臨時職員の規定が厳格運用されることになりましたので、若干その辺が違っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） そうしますと、厳格になったということなんです、当然公務員としてのいろんな意味も引き継ぐということになるかと思えます。

その中で、正規職員の定数減というか、それにつながることはないのかということなんです、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 公務員の定数につきましては、非常に今削減の方向で進んでおりますが、業務量を勘案した上で、やはり適正な定員数というものはございます。その中で、今回設けられます会計年度任用職員については、補助的な業務を行う場合ということで定義をされておりますので、そこについては、全体の業務量、さらには突発的にふえる業務、こういうものも当然ございます。

今までは、そういう突発的にふえる業務については、臨時職員というカテゴリーの中で対応させていただいておりましたが、これからは、より身分がきちんと定まった会計年度任用職員という職で対応するよということになっております。

したがって、長期的には必要なものについては定数をご検討いただいて、必要なものについてはふやしていく。ただし、余りこれを無制限にふやしていくと、やはり人件費が高騰して他の事業に回せないということも生じますので、定員適正化計画等を定めまして、時

代のニーズに応じた行政が執行できるような体制は、常に検討を加えて見直しを行ってまいりますので、これが即定数の削減につながるというふうには認識しておりません。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 最後に、今般の台風被害によるところで、今度、臨時の任用職員が町の職員と一緒に対応するということが求められてくるのかなというふうにも思うんですが、そのところは、そういうような認識でよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 今回の台風災害の受け付け業務の臨時職員につきましては、新たな制度に基づく臨時職員のカテゴリーではございませんので、従前の臨時職員ということで、これはやはり補助業務ということで位置づけをいたしております。

したがって、単純的な受け付け作業、そういうもので判断を伴うものですとか、そういうものは想定しておりませんので、その辺は職員が補助した上で、職員の補助として事務をとっていただくという位置づけでございますので、これは次年度以降もその辺については余り変わらないのかなというふうに思っております。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第9、議案第7号 横芝光町一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、任期付職員の採用に関する条例なんですが、採用ということで、1から5号給までである中で、高度の専門的な知識経験を有する、そして、知識経験を生かして業務に準ずるといふ、この1号から5号までである中で、どのような、主に仕事内容になるのでしょうか。単純に職員の補助をするということではないと思われませんが、教えていただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 今、議員ご質問のものについては、1号から5号まで給料表のほうで示してございますが、これは冒頭の詳細説明の中でもご説明を申し上げましたが、現時点では想定している任用する予定はございませんが、医師や弁護士、大学教授、こういう方々に専門の資格、知識、識見を持った方を職員として、任期を定めて採用する場合、これはいろいろな高度な専門知識を要する専門委員会ですとか、そういうものを町が主導で開催しなければならなくなった場合、さらには、ある法律に基づいて専門的な指導をしなければならなくなった場合に、そういう案件が生じた場合に、そういう高度な資格、知識、識見を持った方を採用する場合に適用する職でございますので、当町においては、現時点ではこれはちょっと想定しておりませんが、将来、やはり国、県、各自治体も、これからはより高度な問題について、独自に対応が求められてまいりますので、制度として整備をさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第10、議案第8号 横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） この休暇に関してなんですが、これを見ると5日から7日ということでふえるという、単純にふえるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） まことに申しわけありません。5日から7日というのは、どの部分を指しておりますか。ちょっと教えていただければと思うんですが。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ちょっと私勘違いしちゃっているのかと思いますが、52ページと53ページのところなんですが……申しわけありません。ちょっと私の勘違いでした、すみません。取り消します。すみません。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第11、議案第9号 横芝光町保健福祉センター条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、57ページのところの福祉センターの使用料、要するにプラムの使用料になるかと思いますが、これで町内、町外というふうに分かれています。減免条項もありますが、この中で言われている使用料、利用料を、要するに徴収するというので、今までの中で、そういう事例が、町内、町外、どれくらいあったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） 保健福祉センター条例のどのぐらいの利用があったかというご質問だったかと思います。

主に保健センターという性質上、保健福祉、また衛生の団体が利用しております。減免規定にもございますように、町内にあります地域活動支援センターたんぽぽさんですね。障害者の団体さん、また社会福祉協議会、高齢者さんの団体等は全て免除ということになっております。

昨年度、有料というか、使用料を徴収したところは、いわゆる社会保険、健康保険組合の健診の団体が住民の団体の方に対して行った健診が4件ございました。収入は2万7,000円という30年度の実績でございました。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第12、議案第10号 横芝光町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第13、議案第11号 横芝光町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） この前の説明でも、値上げの部分と、それから下がる部分というふうにあります。この前の説明聞いた中では、町内の利用者に関しては、上がる部分が多いなと。町外の人に関しては、下がる部分が多いなというふうに思っています。

これに関しては、基準を見直したということで、町内の利用者の倍という形で徹底してあるかと思いますが、やっぱり町内の利用者が負担を、要するに、より負担がかかると思いますか、重い利用料になってくるということで、減免措置もあるかと思いますが、実質どれくらいの、減免受けられないで利用している人というのは、どれくらいあるんでしょうか。施

設の件なんです。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） 減免を受けられない人の数というのは、ちょっと把握してないんですが、今までの使用料の減免関係につきましては、社会体育施設条例でございますように、町教育委員会が適当と認めるときには減免とするということがございます。

運用につきましては、現行の減免制度を用いて運用したいと思っていますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） わかりました。

そうしますと、町の団体に入っている組織に関しては、おおむね助成、減免が受けられるということで間違いないと思いますが、そここのところの確認と、それから入ってない、個人で利用する方も当然出てくるかと思いますが、そここのところの町民に対してのこの周知といひますか、そここのところはどのようにこれから考えているのか。値上げに関しての、それをどのように考えているのか、ちょっと伺いたいんですが。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） 使用料の値上げの周知につきましては、ホームページ、または広報等で周知をしたいと思ひます。

あと、町の体育協会加盟団体でありますいろいろな、野球連盟から、サッカー部、グラウンドゴルフ協会等、スポーツ少年団等ございますが、そちらのほうは申請していただければ減免措置となることとなります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 町民の団体に加盟している人は、そんなに負担かからないということではわかるんですが、やはりそれでも一定に負担増になるということでは間違いないですよ。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） 一般の方につきましては、負担増になるということです。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第14、議案第12号 山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第15、議案第13号 令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 別冊の議案第13号のところの16ページ。この前のところから、教育費のところからつながっているんですが、各小学校に教育振興事業というのがございますが、具体的にはどのようなことを言っているのでしょうか。教えてください。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名雄一君） 9款2項2目の小学校費の教育振興費の補正でございますが、これにつきましては、来年度小学校の教科書が新しくなりますことから、これに伴い、来年度の4月当初から使用する教師用教科書と指導書を購入するというものでございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 議案つづりの11ページ、7目財産管理費、本庁舎改修事業ということで、以前1階のパスポート申請業務のための工事ということで説明を受けたと思いますけれども、パスポート申請の運用めどというか、わかる範囲で教えていただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（大木敏江君） 今年度の6月の定例会で川島富士子議員からご質問がありまして、ご答弁をさせていただきましたが、旅券事務を住民課の窓口で行うことは、戸籍の謄抄本の取得と旅券の申請交付が1カ所で済み、利便性が向上し、町民サービスにつながりますことから、旅券事務の開始に向けまして、現在、千葉県と協議を進めております。目標といたしましては、令和2年度中の事務の開始に向けて進んでおります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） わかりました。

それと、同じく11ページの町長選挙費の中で、この町長選挙費から選挙公報発刊が始まると思うんですけれども、配布方法、新聞折り込みとか、何か考えられている現時点での配布方法を確認させてください。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） こちらの町長選挙費につきましては、まさしく先ほどご承認をいただきました選挙公報の発行の条例、こちらの成立を受けまして計上したものでございます。配布方法につきましては、新聞折り込み、これと、あとは町内11の施設に置いておきまして、

自由にとりに来ていただく。それと、あとは希望によりまして郵送で、希望がある方については郵送をさせていただくということで考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） わかりました。

その時期になって、新聞とっていないから手元にないとか、自分の手元に必要を感じる方にお教えしてさしあげたいと思いますが、この時点で。近くなったらまた、その前の広報とかでも、こういう制度が始まるということで説明あるんでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 選挙公報につきましては、新たな制度として始めるというのは、ちょっと今、現在は想定しておりませんでした。いずれにいたしましても、告示がされ、立候補者が複数おありまして、選挙戦になった場合に発行するものでございますので、必要という方につきましては、なるべく町のほうも周知をして行き渡るような方法は検討させていただきたいと思っておりますので、ご紹介をいただければ、窓口等でもすぐにお渡しすることはできますし、こちらに来られないという場合には郵送をさせていただきますので、その辺はご相談をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、私のほうから2点。補正予算書13ページの中段、4款3項1目の病院費、今回の補正予算額が1億5,000万円ということですが、8月の議会議員全員協議会で財政推計が説明されましたが、今回の補正対応をすると、3カ月余りで推計が違ってくことと、あと東陽病院の危機管理意識を芽生えさせるため、一時借り入れにより対応する方法等もあると思いますが、管理者である町長のお考えをお伺いします。

2点目として、その下ですけれども、5款1項3目の農業振興費であります。14ページの一番最初の負担金、補助及び交付金の関係になりますが、今回、補正予算に組んだことは評価できるものの、補助金の支給時期について、いつごろ予定しているのか。具体的な説明をいただけるとありがたいと思います。

以上、2点について、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 1億5,000万円の補正をお願いするわけでございますけれども、確か

に、これについては、危機管理と申し上げますか、今回においては、事務長の説明にもあったとおり、今改修事業の中で思ったような工事進捗ができなかった。その見通しの甘さというのは否めないという部分と、それとあともう一つは、やはり危機管理を、それこそ宮菌議員おっしゃられるように、危機管理を見出すために、なるべく最少の繰入金額をここ数年やってきた関係もあって、結果的にこのような補正をせざるを得なくなったという部分で。

ただ、横芝光町財政状況を鑑みますと、まだ1億5,000万円規模の病院に対する繰り入れの補正については、一時借入れをしなくても、なるべく金利負担の問題もございますし、確かに危機管理といえましょうか、それについては病院長とも常に、これを話しているわけでありましてけれども、今回については、このような対応をとらせていただきましたので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 補助金の支給時期でございますが、この後、12月からまた詳細のヒアリングを予定してございます。それで、何分にも……。

〔「2月から」と言う人あり〕

○産業課長（熱田雅之君） 12月からヒアリングを最終的に予定してございます。

その方々には、既に通知のほうを送らせていただこうというふうになっております。

それから、何分にも補正予算対応、国も県も補正予算対応でございますので、予算成立後、できるだけ早くというふうには考えてございますが、今の段階で国の予算がちょっと時期というのがはっきりわかっていけませんので、できるだけ早くというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 1点目の病院の関係につきましては、管理者である町長の答弁をいただきまして、ある程度納得はできるものであるんですけども、私もやっぱり町立の病院はなくてはならないものだというふうには思っております。しかしながら、やっぱり町民の皆さんが「おらが病院だ」ということで使っていただくような環境は整えていかなければならない。それでいて、かつ、やっぱり持ち出しについても、今横芝光町、今回の財政カードもりましたけれども、財政力指数0.47ということで、自主財源についても非常に乏しい状況になってきている。

やっぱりそういうことを踏まえた場合には、やっぱり東陽病院だけで、これだけの持ち出

しをしていくということは、今後、私は財政が耐えられなくなってくるかなと思いますので、その辺は十分踏まえた中で、よく町長のほうも病院の院長等と十分打ち合わせをしていただいた中で、もう少ししっかりした病院対応ができることをお願いをしておきたいと思っております。

2点目の農林水産業費の補助金の問題については、12月からヒアリングを行い、いつにならなければわからないけれども、一生懸命やっていきたいということでもあります。

いずれにしても、本来であれば農家の皆さんについても、年末に補助金が支給されれば、それは一番いいタイミングだと思っております。しかしながら、今の状況でいけば、12月というのはちょっと苦しいのかなというのは、私も思っております。だけれども、やっぱり行政の力を見せるときであります。近隣もみんなこういう状況になっていると思います。いかに早く、やっぱり基幹産業である農業者のほうに、そういう補助金が支給させてあげられるのかというのが、まさに行政の力なり、そのときの対応だと思っております。

したがって、これにつきましては、まことに申しわけないんですけども、近隣に先駆けた中で対応できるような体制をしいていただきたいということをお願い申し上げまして、質問のほうを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 1点だけ確認でお願いしたいんですが、11ページの2款1項12目の情報管理費で、内部情報系電算管理事業の委託料、電算システム改修委託料なんですが、これはマイナンバーカードに関するものなんでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） この198万円につきましては、先ほど議決をいただきました会計年度任用職員制度導入に伴うものでございます。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時20分とします。

(午後 2時04分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時19分)

◎議案第14号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 議案審議を続けます。

日程第16、議案第14号 令和元年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第17、議案第15号 令和元年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第18、議案第16号 令和元年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第16号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第19、議案第17号 令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第17号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第20、議案第18号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第18号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第19号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第21、議案第19号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第19号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第20号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第22、議案第20号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は、人事案件につき質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第20号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第21号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第23、議案第21号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は、人事案件につき質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第21号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第22号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第24、議案第22号 令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第22号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情の件

○議長（鈴木克征君） 日程第25、陳情の件を議題とします。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員会委員長。

〔総務経済常任委員会委員長 川島富士子君登壇〕

○総務経済常任委員会委員長（川島富士子君） それでは、総務経済常任委員会に付託された陳情1件及び9月定例会より継続審査となっております陳情1件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、12月3日、午後2時46分から、委員8名全員出席のもと、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

陳情第1号の「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の採択を求める陳情書についてであります。 「核兵器廃絶は世界的に人類の希望であり、ローマ教皇が広島・長崎を訪問して核兵器廃絶のことも発言された。町議会としても意見書を出すべき」との意見や、「陳情の内容につきましては理解できる。しかし、この案件は日本政府が決定すべき大きな事項であり、県内で1議会しか採択していない状況から、近隣の状況を踏まえ歩調を合わせる必要がある。反対ではないが、今回は見送るべき」という意見があり、採決の結果、陳情第1号は不採択と決定しました。

次に、陳情第2号（継続審査）の議員報酬の改正に関する陳情書についてであります。 「議会改革特別委員会を設置し、報酬額、政務活動費及び定数について協議がなされているところで、まだ結論が出ていない段階であります。委員会としても陳情内容を踏まえ、今議論されていることを引き続き協議する必要があることから、継続審査とすべきである」という意見等が多数あり、採決の結果、陳情第2号を継続審査と決定しました。

以上、審査結果の報告といたします。

本会議において、ご了承賜りますようお願い申し上げまして、審査結果の報告といたします。

〔総務経済常任委員会委員長 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま、総務経済常任委員会委員長から報告のありました陳情1件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより陳情第1号について採決します。

陳情第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の採択を求める陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立少数。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木克征君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

令和元年12月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時32分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木 克 征

議 員 秋 鹿 幹 夫

議 員 川 島 富士子